

## 令和7年第4回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和7年第4回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

### 第1号（12月4日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○議案第65号～議案第67号及び議案第74号、議案第77号の一括上程、説明、 質疑、討論、採決	9
○報告第19号、議案第68号～議案第73号及び議案第75号、議案第76号、 議案第78号～議案第82号の一括上程、説明	11
○散会の宣告	15

### 第2号（12月9日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

9番 小宅清史君

最先端企業に乗れ！市のPR&企業誘致に活かす	20
------------------------	----

未来につなげ！今、常陸秋そばがアブナイ……………	2 6
観光振興の切り札！甦れ、伊勢又倉庫……………	3 4
2 番 桑 澤 直 亨 君	
県植物園を活用したプロモーション施策について……………	3 8
白土松吉ブランドの確立について……………	4 4
1 3 番 寺 門 厚 君	
これからの那珂市の教育について……………	5 3
公営墓地の管理運営について……………	6 2
8 番 小 池 正 夫 君	
市内の地域福祉関係団体について……………	6 9
障害福祉サービスについて……………	7 1
道の駅を成功に導くためには……………	7 6
3 番 原 田 悠 嗣 君	
道の駅について……………	8 1
○動議の提出……………	8 8
企業誘致について……………	8 9
人口減少対策について……………	9 1
瓜連庁舎について……………	9 5
○時間の延長……………	9 6
1 7 番 遠 藤 実 君	
バードラインの4車線化について……………	9 7
広聴機能の強化について……………	1 0 2
那珂フュージョン科学技術研究所とのさらなる連携について……………	1 0 7
○散会の宣告……………	1 1 0

### 第 3 号 (12月10日)

○議事日程……………	1 1 1
○本日の会議に付した事件……………	1 1 1
○出席議員……………	1 1 1
○欠席議員……………	1 1 2
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 1 2
○議会事務局職員……………	1 1 2
○開議の宣告……………	1 1 3
○諸般の報告……………	1 1 3
○一般質問……………	1 1 3

5番 鈴木明子君	
那珂市うまいもん会議～TREV I～について……………	1 1 4
児童、生徒、若年者への支援について……………	1 1 6
男女共同参画推進を考える……………	1 2 6
1 1番 富山 豪君	
観光戦略について……………	1 3 1
市営住宅の管理と今後について……………	1 3 9
6番 渡邊勝巳君	
小中一貫教育について……………	1 4 6
防犯灯の整備について……………	1 5 5
1 0番 大和田 和男君	
物価高騰等の対策について……………	1 6 2
子育て支援施設の充実に向けて……………	1 7 2
1 2番 花島 進君	
自治体情報システムの統合問題について……………	1 7 8
国民健康保険税について……………	1 7 9
消費税の徴収・納入について……………	1 8 1
難聴者対策について……………	1 8 2
学校給食や保育園、幼稚園の給食費について……………	1 8 3
人事院勧告の市雇用職員の処遇への反映について……………	1 8 4
1番 榊原一和君	
市民協働と環境を潜考する……………	1 8 8
地域活性化を潜考する……………	1 9 5
○議案等の質疑……………	2 0 0
○議案の委員会付託……………	2 0 0
○散会の宣告……………	2 0 1

#### 第 4 号 (1 2月 2 4日)

○議事日程……………	2 0 3
○本日の会議に付した事件……………	2 0 3
○出席議員……………	2 0 4
○欠席議員……………	2 0 4
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者……………	2 0 4
○議会事務局職員……………	2 0 4
○開議の宣告……………	2 0 5

○諸般の報告	205
○議案第68号～議案第73号及び議案第75号、議案第76号、議案第78号～ 議案第82号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	205
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	208
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	209
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	210
○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	217
○発言の取消しの申出について	218
○議員派遣について	218
○委員会の閉会中の継続調査申出について	219
○閉会の宣告	219
○署名議員	221

那珂市告示第 1 5 1 号

令和 7 年第 4 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 7 年 1 2 月 4 日 (木)
2. 場 所 那珂市議会議場

令和7年第4回那珂市議会定例会会期日程

(会期21日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	12月4日	木	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明・質疑・討論・採決
第2日	12月5日	金		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	12月6日	土		休会	
第4日	12月7日	日		休会	
第5日	12月8日	月		休会	(議案調査)
第6日	12月9日	火	午前10時	本会議	1. 一般質問(小宅、桑澤、寺門厚、小池、原田、遠藤)
第7日	12月10日	水	午前10時	本会議	1. 一般質問(鈴木、富山、渡邊、大和田、花島、榊原) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第8日	12月11日	木		休会	(議事整理)
第9日	12月12日	金		休会	(議事整理)
第10日	12月13日	土		休会	
第11日	12月14日	日		休会	
第12日	12月15日	月	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第13日	12月16日	火	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第14日	12月17日	水	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第15日	12月18日	木	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第16日	12月19日	金		休会	(議事整理)
第17日	12月20日	土		休会	
第18日	12月21日	日		休会	
第19日	12月22日	月		休会	(議事整理)
第20日	12月23日	火	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
			午前10時	全 員 協 議 会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)
第21日	12月24日	水	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

不応招議員（なし）

令和7年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第1号（12月4日）

## 令和7年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和7年12月4日(木曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の上程・説明・質疑・討論・採決
- 議案第65号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 那珂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第67号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第77号 令和7年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案等の上程・説明
- 報告第19号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第68号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 議案第70号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例
- 議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第76号 令和7年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第78号 令和7年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第79号 令和7年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 議案第80号 令和7年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第81号 令和7年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（17名）

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 榑原一和君  | 2番  | 桑澤直亨君 |
| 3番  | 原田悠嗣君  | 4番  | 木野広宣君 |
| 5番  | 鈴木明子君  | 6番  | 渡邊勝巳君 |
| 7番  | 寺門勲君   | 8番  | 小池正夫君 |
| 10番 | 大和田和男君 | 11番 | 富山豪君  |
| 12番 | 花島進君   | 13番 | 寺門厚君  |
| 14番 | 萩谷俊行君  | 15番 | 笹島猛君  |
| 16番 | 君嶋寿男君  | 17番 | 遠藤実君  |
| 18番 | 福田耕四郎君 |     |       |

### 欠席議員（1名）

- 9番 小宅清史君
- 

### 地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

- |                          |         |                 |       |
|--------------------------|---------|-----------------|-------|
| 市長                       | 先崎光君    | 副市長             | 玉川明君  |
| 教育長                      | 大縄久雄君   | 企画部長            | 加藤裕一君 |
| 総務部長                     | 玉川一雄君   | 市民生活部長          | 秋山光広君 |
| 保健福祉部長                   | 生田目奈若子君 | 産業部長            | 大内正輝君 |
| 建設部長                     | 高塚佳一君   | 上下水道部長          | 金野公則君 |
| 教育部長                     | 浅野和好君   | 消防長             | 寺門薫君  |
| 会計管理者                    | 秋山雄一郎君  | 農業委員会<br>事務局 会長 | 澤嶋克彦君 |
| 選挙管理委員会<br>書記長<br>(総務課長) | 篠原広明君   |                 |       |
- 

### 議会事務局職員

- 事務局次長 萩野谷智通君 次長補佐 岡本奈織美君

書 記 田 村 栄 里 君

開会 午前10時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は9番、小宅清史議員の1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和7年第4回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、文書管理システムに搭載した出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信しております。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

本日の議事日程は文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。また、本市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告及び令和8年度予算編成方針、監査委員から提出がありました令和7年9月から11月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（木野広宣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、寺門 勲議員、8番、小池正夫議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（木野広宣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月24日までの21日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月24日までの21日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、大和田和男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに搭載しております。

---

### ◎議案第65号～議案第67号及び議案第74号、議案第77号の一括

#### 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案第65号から議案第67号及び議案第74号、議案第77号の以上5件を一括して議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和7年第4回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃より、議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、先月29日でございますが、茨城県植物園が日本で初めての「泊まれる植物園」「ザ ボタニカルリゾート林音」としてリニューアルオープンいたしました。県央県北地域の新しい地域発展のシンボルとして大いに期待を寄せているところでございます。

また、プロサッカーチームの水戸ホーリーホックが、同じく29日に行われたリーグ最終戦において見事2対0で勝利し、J2優勝及びJ1昇格を果たすことができました。水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会の一員として大変誇らしく喜ばしいことでございます。

本市にとりまして新しい話題が続いていますが、これらの好機を逃すことなく、令和10年度のオープンを目指している道の駅の整備をはじめ、農業や観光などの地域産業と連携、スポーツを通じた地域交流のイベントなど、本市の魅力向上に一層取り組むとともに、県央県北地域の交流人口の拡大につながるよう積極的な連携をしてみたいと考えております。議員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りたく、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、令和7年第4回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、報告が1件、議案として条例の一部改正が8件、条例の廃止が1件、令和7年度各種会計補正予算が8件、その他が1件の計19件でございます。

まず、議案第65号から第67号、議案第74号及び第77号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第65号をお開き願います。

議案第65号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

令和7年8月に人事院勧告が発出されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。改正概要としては、給料月額の変及改定を行うとともに、賞与の支給月数を0.05月増するものでございます。

続いて、議案第66号をお開き願います。

議案第66号 那珂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

令和7年8月に人事院勧告が発出されたことに伴い、那珂市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。改正概要としては、第一に、給料月額及び通勤手当の月額の変及改定を行うとともに、期末、勤勉手当の支給月数を0.05月増するものです。第二に、令和8年4月1日以降の制度改正として、通勤手当において自動車等の使用距離に応じた職員の区分について、距離65キロメートル以上の職員の区分を増設するものです。第三に、寒冷地手当等において、令和6年人事院勧告による経過措置が満了することから、必要となる文言調整を行うものです。

続いて、議案第67号をお開き願います。

議案第67号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

令和7年8月に人事院勧告が発出されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。改正概要としては、一般職の職員に準じて給料月額の変及改定を行うものです。この3件につきましては、令和7年8月の人事院勧告を受け、それぞれの条例について所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第74号をお開き願います。

議案第74号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第5号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,560万1,000円を追加し、260億9,443万6,000円とするものです。歳出の内容として、各費目において、人事院勧告に伴い人件費及び関連する特別会計への繰出金等を増額するものです。また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金及び繰越金を増額するものです。

続いて、議案第77号をお開き願います。

議案第77号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ261万7,000円を追加し、50億3,962万8,000円とするものです。歳出の内容として、総務費及び地域支援事業費において、人事院勧告に伴い人件費を増額するものです。また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金及び繰越金を増額するものです。これら2件の各種会計補正予算の主な内容につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の調整によるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより、議案第65号から議案第67号及び議案第74号、議案第77号の以上5件について、一括して質疑を行います。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号から議案第67号及び議案第74号、議案第77号の以上5件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第67号及び議案第74号、議案第77号の以上5件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第65号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第66号 那珂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第67号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第74号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第5号）、議案第77号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）以上5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第67号及び議案第74号、議案第77号の以上5件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎報告第19号、議案第68号～議案第73号及び議案第75号、議案第76号、議案第78号～議案第82号の一括上程、説明

○議長（木野広宣君） 日程第4、報告第19号、議案第68号から議案第73号及び議案第75号、議案第76号、議案第78号から議案第82号までの以上14件を一括して議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） それでは、先にご審議いただきました議案を除いたその他の議案等の概要について、ご説明いたします。

はじめに、報告の案件でございます。

報告第19号をお開き願います。

報告第19号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和7年8月25日午後2時頃、那珂市立学校給食センター駐車場内において、市の職員が運転する車両が退場するため後退したところ、駐車していた相手方車両に接触し、後部ドアを損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額を決定し、和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

次に、議案の概要についてご説明いたします。

続いて、議案第68号をお開き願います。

議案第68号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市総合保健福祉センターに設置している地域活動支援センターについて、近年の利用状況や障害福祉サービス事業所数の増加を踏まえ、障がい者やその家族に対する支援体制の変化に対応し、廃止することとしたため、本条例の一部を改正するものです。

続いて、議案第69号をお開き願います。

議案第69号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

児童福祉法等の一部を改正する法律、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。主な改正内容として、関係条例すべてにおいて法律改正に伴う引用先に変更があったため改正を行うものです。また、那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加するものです。

続いて、議案第70号をお開き願います。

議案第70号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

フレンドリー保育事業は、3歳児とその保護者を対象として子と親の仲間づくりを目的に、近年は那珂市立ひまわり幼稚園を会場に実施してまいりました。保護者の子育てを支援する観点などから、令和6年4月より、ひまわり幼稚園においてニーズの高い3歳児保育が開始されたため、本事業は一定の役割を終えたことから廃止いたします。これに伴い、本条例の

一部を改正するものです。

続いて、議案第71号をお開き願います。

議案第71号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例。

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされ、総務省消防庁が定める火災予防条例（例）が一部改正されたことに伴い、本条例の火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項、林野火災の予防に関する事項等の規定について改正するものです。

続いて、議案第72号をお開き願います。

議案第72号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。主な改正内容として、公示送達については、市のホームページ等に公示事項を表示する措置等を可能とするものです。個人市民税については、合計所得金額が58万円超123万円以下の19歳から23歳未満の親族がいる場合において、納税義務者が受けられる控除、特定親族特別控除を創設し、たばこ税については、加熱式たばこ紙巻たばこの税負担差を解消するため、紙巻たばこの本数の換算方法を見直すものです。他に關しては、関連文言等の修正対応になります。

続いて、議案第73号をお開き願います。

議案第73号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけられたことに伴い、規則で定める傷病手当金の支給を始める日の期限である令和5年5月7日から請求の消滅時効の2年を経過したため、本条例を廃止するものです。

続いて、議案第75号をお開き願います。

議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第6号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ3億1,556万5,000円を追加し、264億1,000万1,000円とするものです。歳出の主な内容として、総務費については、管財事務費において通話録音システムの導入に係る委託料等を増額するものです。民生費については、障害福祉サービス給付事業、医療福祉扶助事業及び児童入所施設措置事業において、支出見込額の増に伴い扶助費等を増額するものです。衛生費については、聖苑管理事業において、電気料の見込み増等に伴い、指定管理に係る委託料等を増額するものです。教育費については、小学校及び中学校の教育用コンピューター管理事業において、児童・生徒用タブレット管理ソフトのライセンス更新に係る使用料等を増額するものです。諸支出金については、国県負担金等返納金において、前年度の精算等による返納金を増額するものです。また、歳入については、歳出補正予算との関連において繰入金を減額し、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、市債を増額

するものです。

続いて、議案第76号をお開き願います。

議案第76号 令和7年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、52億88万円とするものです。歳出の主な内容として、総務費については、国民健康保険事務費において、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修に係る委託料等を増額するものです。国民健康保険事業費納付金については、算定額の確定に伴い、一般被保険者医療給付費分及び介護納付金分に係る負担金を減額し、一般被保険者後期高齢者支援金等分を増額するものです。諸支出金については、前年度の精算による国県負担金等返納金を増額するものです。また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額し、国庫支出金、県支出金、繰越金を増額するものです。

続いて、議案第78号をお開き願います。

議案第78号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1,068万円を追加し、50億5,030万8,000円とするものです。歳出の内容として、保険給付費において、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の給付見込み額の増に伴い負担金を増額するものです。また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金を増額するものです。

続いて、議案第79号をお開き願います。

議案第79号 令和7年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ2,003万2,000円を追加し、10億2,003万2,000円とするものです。歳出の内容として、分担金及び負担金において、保険料の見込み増等に伴い広域連合納付金に係る負担金を増額するものです。また、歳入については、繰入金を減額し、保険料、繰越金、諸収入を増額するものです。

続いて、議案第80号をお開き願います。

議案第80号 令和7年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

令和8年度の水道事業運営に要する契約について、令和7年度内に締結する必要があるため債務負担行為を設定するものです。

続いて、議案第81号をお開き願います。

議案第81号 令和7年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）。

令和8年度の下水道事業運営に要する契約について、令和7年度内に締結する必要があるため債務負担行為を設定するものです。

続いて、議案第82号をお開き願います。

議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について。

那珂市総合保健福祉センターの指定管理について、現在の指定期間が令和8年3月31日に

満了となることから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

---

**◎散会の宣告**

○議長（木野広宣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時25分

令和7年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第2号（12月9日）

令和7年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年12月9日(火曜日)

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(17名)

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君		

欠席議員(1名)

18番 福田耕四郎君

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薫君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会 事務局長	澤嶋克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

---

議会事務局職員

事務局長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 ( 長 総 括 )	三 田 寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は、15番、笹島 猛議員、18番、福田耕四郎議員2名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程は文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

---

◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。また、明日は通告7番から12番までの議員が行います。

また、会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

---

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（木野広宣君） 通告1番、小宅清史議員。

質問事項 1. 最先端企業に乗れ！市のPR&企業誘致に活かす。2. 未来につなげ！今、常陸秋そばがアブナイ。3. 観光振興の切り札！甦れ、伊勢又倉庫。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔9番 小宅清史君 登壇〕

○9番（小宅清史君） 議席番号9番、小宅清史でございます。

令和7年第4回定例会の一般質問に当たりまして、先陣を切つての発言の機会をいただきましたこと、まずもって感謝申し上げます。

思えば、さきの市議会議員選挙から数えて今定例会がちょうど8回目の議会となります。本定例会の閉会をもって私の任期も折り返しを迎えることとなり、この2年間の活動を振り返りながら、改めて身の引き締まる思いで登壇しております。この2年間、様々な施策や事業に向き合う中で、私が強く感じてきた疑問がございます。それは、那珂市の政策決定スキームは一体どのような構造で動いているのかという点であります。担当職員が主導しているのか、部局としての判断なのか、あるいは最終的に政治判断としての意思決定がなされているのか、どうしてもそうした根本的な疑問を抱かざるを得ない局面に幾度も遭遇してまいりました。これらは、おそらく私だけでなく、ほかの議員も少なからず感じていらっしゃるのではないかなというふうに思います。本来、政策とは現場の知見と組織の熟議、そして何より市長の政治決断と責任が調和してこそ、市民のために最適な形で結実するものであります。こうした観点から、一般質問においても、単に指摘や問題提起にとどまらず、市長の明確なご判断、そしてよりよい那珂市を実現するための力強いかじ取りを期待して提案を申し上げます。

本日も、議員、今日は6人登壇しますけれども、いろんな質問が出ますが、聞き流すのではなく、一度受け止めていただき、多角的な角度から検討を加え、行政運営の礎として前向きに生かしていただきたいと、そのような願いを込めまして、恐れながら冒頭にこのようなお話をさせていただき次第でございます。

それでは、通告に従いまして順次質問に入らせていただきます。

まず、最先端企業に乗れ！市のPR&企業誘致に活かすから始めたいと思います。

先日、政策企画課さんの計らいで、那珂市の西部工業団地内にあるNTTイノベティブデバイス株式会社さんを見学してまいりました。建物内は、極秘事項が多数ということで撮影は原則禁止でありましたが、私たち素人にもなるべく分かりやすいようにとパワーポイントを使用して説明していただきました。ですが、ほとんど分かりませんでした。すごいことをしているんだなという感じだけは伝わってまいりました。近年注目されている光電融合

技術や高速光通信用デバイスの開発、放送局のプロユースのコーデック装置や映像監視用装置まで、多様な製品を開発しているとのことでした。そして、時と場所は変わりましたが、9月には幕張メッセで開催されました新エネルギー核融合発電ワールド展を、こちら原子力安全対策常任委員会のほうで視察してまいりました。ご存じのとおり、我が那珂市には世界に誇るJT60SAを有する量子科学技術研究開発機構、いわゆるQSTがあります。核融合は、原子力に代わる次世代エネルギーとして大いに期待されているわけですが、実用化までまだまだと今までは考えられてきました。ところが、そちらの講演で聞くところによりますと、ここ数年で急激なブレークスルーを果たし、技術的にはあと数年での実用化が見えてきているというような報告がありました。もし、核融合の実用化が現実味を帯びたものになってくるとなれば、それに関連したスタートアップ企業などが研究、実験、製造施設を取得するための用地探し、これが活性化していくことが予想されます。実際、私とその幕張の会場で名刺交換したベンチャー企業も、600坪ほどの用地でいいんですが、プラント用地を探していますというようなお話をされていました。

このように、核融合関連の企業の動きもこれから活発化してくる中で、ただただ指をくわえて企業が降ってくるのを待つのもいいんでしょうが、せっかく降ってくるなら那珂市に降ってくるように仕掛けていかなければなりません。そのためには、那珂市にはこんな最先端企業が既に立地していますよということを広く周知していただく必要があるのではないかなというふうに思います。そのための施策について今日は質問していきたいと思います。

今回のテーマは最先端企業に乗れでございますので、今もう那珂市内にある既存の最先端企業に乗かって、そのPRをすることで那珂市の知名度を上げていこうという作戦であります。そのためには、広く内外の方に知っていただく必要があるわけで、そのためにまずできることを考えていきたいというふうに思います。

まず、那珂市を検索した場合に誰もが訪れるのが那珂市の公式ホームページかと思います。そこで、市役所の公式サイト内にそういう最先端の企業を紹介するような特設ページを作成し、掲載していくというようなことをしてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

最先端企業の情報を市の公式サイトに特設サイトを設けて掲載することは、議員ご提案のとおり、企業誘致、雇用創出、若者の地元への就業、定住促進などを目指して行うものと思います。掲載する内容については、企業選定方法と公平性、掲載する情報の正確性、中立性、情報セキュリティ、そして対象となる企業の同意や協力をいただけるかといった課題があります。特に特定の企業を優遇するような印象を与えないよう配慮が必要であるところです。それらの課題を解決しながら、市のホームページに対象となる最先端企業のホームページのリンクが掲載できるよう進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） そういう、まずできるところからお願いしたいというふうに思います。

今の時代、ホームページも重要ではありますが、発信力でいうとやはりSNS、Instagramやユーチューブ、そういったものに代表されるような動画でのPR、こういったものが非常にキャッチーにほかの人の気持ちをつかむというような時代になっております。これに倣って、この最先端企業紹介動画というようなものも作成しまして、ユーチューブやSNSで発信していくということもやられてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

最先端企業の紹介動画を制作し、市の公式サイトで発信してはどうかのご提案ですが、最先端企業のご紹介をすることで市や企業にどのような効果があるか、先ほど答弁しました課題なども考慮しつつ、対象となる事業所のお話もお伺いしながら、まずは事業所が有している紹介動画等があれば、市のホームページにリンクが掲載できるよう進めてまいります。以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） そうですね、紹介動画を各企業が持っていればいいかと思うんですが、私が探した感じではあまり企業で作っているというのがなかったので、そこを、もし持っているところがあればそれをリンクしていただいて、なければ那珂市で作っていただくような、そういったことも検討いただければというふうに思います。

そして、企業立地を推進するために、市内の企業、そして企業立地候補地などを、これ最先端技術企業バスツアーというような企画ですけれども、こういったことをしていろんな事業者なり事業の決定権者になり得るような人たちに参加してもらおう。それから、それに限らず、市内外の人に参加してもらおうような、そのようなツアーが開催できないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員ご提案のバスツアーは、企業誘致を目的として実施するツアーと認識しておりますが、そのような需要があるのかといったことや企業が一堂に会してツアーを実施するには個別のご相談がしにくいといったこともあることから、引き続き那珂市への立地にご興味を持っていただいた企業には個別に対応してまいります。

また、若者の地元企業への就職といった目的のツアーについては、令和3年度から5年度までの3年間、国の交付金を活用して実施した経緯がございます。その際は、市内の延べ事業者8事業者、大学生を中心とした36名の参加がありました。その後、参加者が地元事業所へ就職したか、正確な情報の把握が難しいのが実情ですが、開催結果も踏まえ、ツアーが有効な手段となり得るかどうか、費用対効果なども対象となる事業者にもお聞きしながら、事

業所の求人の状況やセキュリティー上受入れが可能なのか検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） そうですね、若者へのPRというのは、今非常に重要なことかと思えます。企業が来てくれば、市にとっては当然固定資産税が見込めるというメリットはありますが、やはり企業誘致の大きな目的の一つに雇用の創出という点があります。特に、この茨城県の県北地区、人口の流出をやはり食い止めなければいけないという課題を多く含んでいる場所ですので、やはり地元で雇用が生まれるという点が非常に若者をつなぎ止めるのには有効であり、重要な施策であるというふうに考えます。そして、そういった好循環を期待するためにも、やはり今仕掛けていかなければいけないというふうに感じております。

そこで、企業、それから行政、そして学校、技術の教育連携のイベント、そういったものを開催して、若い人たちが地元で就職したいというように考えるような環境をつくっていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

若い人が地元で就職したいと思えるような環境づくりは大切なことであります。先ほど答弁いたしましたツアーと同時期の令和2年度から令和5年にかけて、大学生が市内事業所を訪問してインタビューや撮影を行い、その内容を冊子にする事業も国の交付金を活用して実施してまいりました。このときは個別の学校とはタイアップいたしませんでしたが、工業系学部に通う大学生の参加者もあり、製造業の事業者などとのマッチングも実施できました。こちらもその後、参加者が地元事業所へ就職したか、正確な情報の把握が難しいのが実情ですが、先ほどのツアーと合わせまして、少なくとも3名の方が地元事業所に就職したと確認をしているところです。先ほどのツアーと同様に、技術教育連携イベントも、どのような手法であれば効果があるのか研究してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 那珂市では、毎年企業立地促進事業の企業立地需要調査というのをやっているかと思えます。予算書によりますと、毎年360万円ほどの予算が取られているかというふうに思えます。需要調査、当然もちろん重要なんですけども、もう何年もやり続けていますが、目覚ましい成果が得られていないのではないかなという印象があります。これをこのままやり続ける、そこは賛否分かれるところでしょうけれども、どこかに工場を出したいなという需要を探すことはもちろん大切なんですけど、那珂市に工場を出してみたいなと思わせるようなマーケティングも重要ではないでしょうか。そのために、企業誘致のパンフレット、こちら那珂市で公式のものがあるのかどうか、ちょっと私は存じ上げていないので

すけれども、那珂市のポテンシャルがよく分かるものをお作りして、そういったものをPRに使うべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

企業誘致のパンフレットは、本市へ企業立地を誘致する際に重要なアイテムとなります。議員ご提案のとおり、企業からの視点で企業が立地を検討する際に求めるポテンシャルは何か、那珂市にも当てはまることがあるのか、市内に立地する事業者の紹介の方法など、視点を変えてパンフレットの内容を再考する余地があると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 那珂市にどんな企業があって、そして那珂市のメリットは、企業が来るメリットは何なのかというのを紹介するために、そこにある企業のパーソナリティーを知ってもらいと、それで魅力度アップをするというのも重要な施策だと思います。テレビの番組でも、カンブリア宮殿などは企業を側面から見ていろいろな魅力を探っていくというような番組で、非常に人気を博している番組だと思います。そのような企業のインタビューをまとめたような、那珂市テクノロジーレポート的なものを発行して、同じような先端技術を持つ会社に案内を出していくというような手法もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

先端技術を持つ会社のテクノロジーレポートについては、事業者のホームページなどから閲覧できる技術研究の成果が一般に公開できる内容のものと認識しております。先端技術を有する事業者をほかの事業者に案内することで、ビジネスチャンスの創出や業務の効率化など、企業にとってメリットにつながる可能性を秘めております。

那珂市へ立地を検討していただくきっかけになる情報提供の仕組みづくりについて、最先端企業情報をどのように活用できるのか、企業誘致パンフレットや事業所の公式サイトの活用と併せて考えてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） よろしく願いいたします。

こういった例えがいいか分かりませんが、魚を釣ろうと思ったときには水があるところに餌を投げなければいけません。ポイントを絞って餌を投入するというのは釣りでは基本中の基本であります。やみくもに投げ込んでも釣れるものではありません。

そこで、そういった技術、最先端技術が一堂に会するような学会ですとか、それから産業技術展、展示会、そういったものでの那珂市としてのブースの出展を考えてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

進出を考えている事業者が集うビジネスマッチングイベントなどに那珂市をPRするブースの出展についてのご質問ですが、本市の認知度向上や企業立地支援の制度をPRすることで本市への企業進出の際のメリットになると考えております。

一方で、これまでご質問いただきました先端企業を生かした企業誘致活動を行うための具体的な手法については、今後検討を進めていく段階であると認識しております。まずは、効果を踏まえた手法の検討を進めてまいり、その後、県や金融機関との連携や出展に係るコストや人員確保といった観点も考慮しつつ考えていくべきものと捉えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） いろいろ検討していただきたいというふうに思います。

冒頭申し上げましたとおり、今後企業立地についての相談が実際にある可能性が高まってきていると私は感じております。この少ないチャンスを確実にものにしていかなければなりません。

そこで、企業誘致専門の那珂市産業コンシェルジュ的なものを設置して、市のプロモーションと併せてワンストップで相談できる機能を持たせるというようなことをしていかかかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂市のPR、プロモーションも兼ねて企業へ情報提供することは事業所に対し那珂市が事業に適している場所であるという安心感を持ってもらい、魅力的な地域であるという認知度の向上が必要と考えております。現時点では、産業コンシェルジュについては、商工観光課のよろず相談事業において2名配置している企業コーディネーターを活用しながら企業立地支援を進めてまいります。

あわせて、先端技術を持つ市内の事業者の紹介や住みよさ、さらには令和10年度に完成予定の道の駅などをPRの柱として、那珂市全体のプロモーションも活用しながら、後は企業立地の支援に係るワンストップの相談体制も構築していく必要があると認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ありがとうございます。必要を認識していただいているということで、ぜひ実施していただきたいというふうに思います。

そして、昨今、全国の様々な自治体で独自にPR動画などを作成して成功している例があります。那珂市の場合、思い返せば十数年前、カミスガフィルムコミッションというので自主制作で次々と映画を作りました。あれはもう完全に民間で作った、市民団体で作ったとい

うようなつくりですけれども、ああいうコンテンツができる団体が那珂市内にはあります。このカミスガ映画、見た方もいらっしゃるでしょうし、見ていない方、また知らない方もいらっしゃるでしょう。見ていない方は、ぜひ見ていただきたいというふうに思うんですが、付度なしに、那珂市内で撮影していて、とても面白く見ることができる映画でありました。PR動画はいろんな自治体で作っていますが、PR映画まで作るというのはなかなか自治体ではないと思うんです。あのよう、那珂市と那珂市の最先端企業を舞台にした映画、どういストーリーになるかは全然これからですけれども、そういったものを技術と那珂市のプロモーションという映画を作成して那珂市の魅力度を上げていくという方法もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂市のプロモーションの一環として先端技術を切り口として映画作成というアイデア、わくわくする提案だと思います。うまくいけば市の魅力度向上の効果も期待できる可能性があります。

一方で、これまで議員からいただきました様々なご提案について、最先端企業にご協力をいただき、市のプロモーションとの連携や那珂市への企業立地の支援の方法など、事業の目的や効果などを検討しながら、その結果、企業の立地や若者の地元への就職、定住といった成果にどのように結びつけることができる取組となるか検証を進めていく必要もごございます。

技術、町のプロモーション映画をいわゆる興行目的で市が制作することは難しいと認識しておりますが、PR動画やそれに類するような映画の制作については、どのように市のプロモーションに結びつくのか、これまで答弁してきた取組の事業効果、費用対効果なども考慮しつつ、最先端企業の意向も踏まえながら考えていくべきものと思っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） カミスガで一連で作った映画は、低予算で様々な映画を作ってきた実績があります。今は、それを撮った監督の大内さんは瓜連の映画館あまや座のオーナーをされていますので、ぜひ相談していただいて、面白いようなPRができるんじゃないかと。大内監督、引き出しをいっぱい持っていますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上のように、矢継ぎ早に様々な提案をさせていただきましたが、本当にこれから核融合が実用化に向けて動き出すという、まさに千載一遇のチャンスであります。ぜひこのチャンスを逃さずに企業誘致につなげていただきたいというふうに願ひまして、次の質問に移ってきたいと思います。

続きまして、未来につなげ！今、常陸秋そばがアブナイ。

農林水産統計によりますと、茨城県のそば作付面積は全国第6位であります。収穫量に

においては北海道に次ぐ第2位を誇り、まさに我が国のそば文化を下支えする一大産地となっております。この茨城県で栽培されるそばの大半を占めるのが、全国のそば通や職人から高い評価を得ている常陸秋そばであります。この常陸秋そばは、常陸太田市、旧金砂郷町赤土地区に受け継がれてきた在来種を母体とし、昭和53年から3年余りの歳月をかけて徹底した選抜育成と厳格な種子管理によって磨き上げられてきた優良品種であります。この種そばは、今日に至るまで茨城県農業総合センターにおいて原々種が厳正に管理され、その純度と品質が守り続けられてきております。原そばの最高峰と称されるこの品種は、数多くある在来系統の中から選抜された金砂郷在来を材料に、いかなる交配も加えることなく、育種によって生み出された極めて高純度の希少なそばであります。その特徴は、粒ぞろいのよさはもとより、芳醇な香り、そして深みのある甘味において群を抜き、古くから茨城のそばが名声を得てきた理由をいかに体現しております。さらに歴史を遡れば、江戸時代前期、水戸藩第2代藩主徳川光圀公が信州よりそば種を取り寄せ、藩内での栽培を奨励したことが茨城におけるそば文化の発端とされ、以来、土地と気候に恵まれた技術と品種改良の積み重ねが現在の常陸秋そばの地位を築き上げてきたのであります。

一方、我が国で流通するそばの実情に目を向ければ、その7割が中国、アメリカ、ロシアからの輸入に依存しており、非常に安価な加工品やインスタント食品に用いられている現状もあります。これに対し、国産そば粉、中でも常陸秋そばのような高品質の品種は、主に専門店や手打ちそばを掲げる店で用いられ、国内のそば文化の質的水準を支える重要な存在となっております。しかし、その常陸秋そばを未来につないでいくために今いくつかの大きな問題に直面しております。

まず、農業従事者の高齢化、6次産業化や商品ブランド化の不足、市内消費の少なさ、飲食店との連携不足といった課題です。

一方で、この那珂市の利点を考えると、平坦地で作業性がよく、面積確保がしやすい。既に近郊に常陸太田市という成熟したそば文化圏がある。そして、那珂市は人口規模が比較的大きく、地産地消マーケットの成立がしやすいというほかの自治体にはない強みも存在しています。

今回も議長の許可をいただきまして参考資料のほうを配付させていただきました。

資料1をご覧ください。

左側の表、平成27年那珂市のそば作付面積を見ていただきますと46ヘクタールで、県内で15位にすぎません。そして、しかし右側の表、令和6年、つまり、今年の表を見ていただきますと、何と作付面積はこの10年で3倍以上、152ヘクタール、県内で7位に躍進しております。

なお、収穫高で言えば県内3位という那珂市は輝かしいそばの産地ということが言えるわけであります。これは、常陸秋そばの生産に尽力されてきた農家の方々の努力のたまものにはかなりません。ですが、那珂市民の方々に那珂市の名産物とは聞いて常陸秋そばという答

えが返ってくることはあまりありません。これは、PR不足以外の何物でもないということが言えると思います。

では、なぜ今常陸秋そばが危ないと言うかと申しますと、資料2をご覧ください。

こちらが資料2です。

これは、常陸秋そばの作付面積を見える化した図になります。これを見ていただくと、圧倒的に県西地区にその面積が偏っているわけです。常陸秋そばは茨城県北が原産地でありながら、現在は圧倒的に県西地区で作付されているという現状があります。そういった現状を踏まえた上で、那珂市ではこの10年で、作付面積、収穫量、共にここまで伸ばしてきたわけですが、この先、持続可能なそばの生産を維持していくためには、先ほど申し上げたいいくつかの課題があるわけです。それらを順番に取り上げていきます。

まず、お聞きしたいところでいきますと、問題の一つに生産者の高齢化、担い手不足というのがあります。これらの現状の解決のために、市として何か取り組んでいるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

そばの栽培に限らず、農業全般において高齢化等による担い手不足が現状ございます。その農業担い手の確保につきましては、農業担い手確保・育成支援協議会MIRAIにより新規就農希望者への農業知識、技術習得を含めた包括支援を行っております。MIRAIにおいては、就農を希望する方が研修受入先で実習に励むなどの成果が出てきておりますので、常陸秋そばの栽培も含め、就農支援アドバイザーを中心として指導、助言を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 就農を希望する人がいればといっても、実はそれは簡単なことではありません。常陸秋そばの本家である常陸太田市では、2014年に401人いた常陸秋そばの生産者は、2024年には231人にまで減ってしまっています。危機にいち早く気づいた常陸太田市では、常陸秋そばの就農支援、後継者募集を行っていますが、7年連続で希望者が集まらなかったというようなニュースが最近報道されておりました。そこまでやっても後継者がなかなか集まらないという現状の中、那珂市のような他力本願な態度では今後も一向に集まらないことは目に見えております。常陸秋そばは私たちが思っているよりもずっと希少で、価値が高いそばであるということにいまいち地元で浸透していないということが非常に残念に思われます。かの伝説のそば職人と言われた高橋邦弘氏が認めたそば粉として常陸秋そばは全国的に知られています。

このように、問題の一つにブランド価値と価格を生かし切れていないという販売構造があるかと思えます。常陸秋そば、那珂市内で買おうと思った場合、どちらで買えるか教えてください。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

常陸秋そばが市内で買える場所といたしましては、ふれあいファーム芳野などで乾麺が、また秋になればそば粉が販売されております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 乾麺はいいんですが、そば粉、私はそばを打てませんのでそば粉を買ったところではなくなってしまいうんですけれども、そのためにそば打ち教室に通うとか、打てる方に師事するとか、そういったことをしなきゃいけないわけです。もっと若い人たちにそばを打つ裾野を広げていかなければ活性化につながっていかないという問題があります。中央公民館でそば打ち講座を何年も続けてきてくださっている佐々木先生は、那珂市に一人でも多くのそば打ちができる人を増やすことが私の夢だというふうにおっしゃっておられました。そういう熱い思いを持ちながら、那珂市にそば文化を広げていこうというふうに考えてくれる方もいるということをお場で触れさせていただきたいというふうに思います。

さて、県外に行きますと、常陸秋そば使用店と貼り紙をしているお店に遭遇することもあります。私たちにはあまりに身近過ぎて、ふだん使っているそば粉が常陸秋そばなのかどうかすら、あまり気にせず食べているのではないのでしょうか。地産地消を考えれば、当然地元のお店で使っていただくことが一番いいのですが、那珂市、そば店がいくつもあるかと思いますが、常陸秋そばを使ったそば屋でそばを食べたいと思った場合は、那珂市にどのぐらいお店があるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

いばらき食と農のポータルサイト茨城をたべようのホームページによりますと、那珂市内で常陸秋そばを食べることができると紹介されているそば店は4店舗ございます。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 4店舗というのは非常に少ないと思うんです。多分、おそらく実際は名のっていないだけでもっとあるのではないかなというふうに思っております。那珂市内のそば屋さん、私、そばは本当に好きなので食べますけれども、どこも本当においしいです。ここのポータルサイトに紹介されているのが4店舗ということですが、ほかにもあると思いますので、その辺の実態もよく調査していただいて、常陸秋そばを使っているお店は、やはり地産地消ということで、常陸秋そばを掲げていただきたいと願う次第であります。

いろんな方にお聞きしますと、やはりそばを打つ方に聞くと、常陸秋そば、特に那珂市の常陸秋そばの品質はすばらしいとおっしゃられる方が多いです。それは、確かに県西のほうは作付面積は大きいんですけれども、品質ではやはり県北にかなわないというふうにおっしゃいます。

筑西市役所の農政課さんにも話を聞いてきました。なぜ筑西市ではこんなにそばの生産が盛んなんでしょうかと言いましたら、特に何かしているわけじゃないと。国の減反政策で稲作をやめたところに小麦や大豆をまいて、そこを収穫した後にそばをまくんで生産高が増えてしまっただけというようなお話で、特に奨励しているわけでも、それを売りにしているわけでもないというような答えでありました。こちらのほうとは大分事情が違うというふうに感じたわけです。

それに対して、那珂市のそば農家さん、やる気が違います。那珂市の農家さんたちに何うと、そばを中心に考えて栽培をしているというのが非常によく分かります。分かりますというか、分かりました。今回、いろんなそば農家さんに聞いてみて、本当にそばを育てるのに、そこに主眼を置いて作っているんだなというのを強く感じる事ができました。

那珂市のこの高品質を保っているそば、那珂市ではまだまだ耕作放棄地、いわゆる休耕農地というんですか、が市内にまだ250町歩あるというような話を、前回の一般質問だったと思いますが、聞いたかと思えます。既に農地のていをなしていないところも含まれるでしょうが、現実的にそれだけの遊休農地があるわけですから、これを生かさない手はないんじゃないかなというふうに考えるわけです。そばは、お盆前後に種をまき、11月には収穫できる短期作物です。遊休農地の活用にはもってこいの作物といってもいいのではないのでしょうか。耕作放棄地の受け皿としてそばを活用した農地再生モデル、こういうのを那珂市で構築できないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

遊休農地の解消は、本市においてはもちろん、全国的にも大きな課題となっております。そば活用型農地再生モデルということでございますが、農林水産省のサイトには、遊休農地の再生、活用に関する取組事例の中において、そば栽培の農地再生のモデルとして複数事例が紹介されております。まずはこうした先行事例を研究し、本市での取組の可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） そばの就農や拡張を促すに当たっては、当然採算性を示す必要があるわけです。そのためには、出口、つまり、出荷先を確保することが重要であります。境町では、干し芋を名産とすべく、新規で作付をお願いして、農家さんが作ったサツマイモは全て買い上げるというような手法で生産高を伸ばしていますが、そういったことを踏まえると、常陸秋そばを作らしましょうというからには出口も必要になってくるわけです。幸い、常陸秋そばは茨城県の畑作物直接支払交付金、いわゆるゲタの対象作物になっております。販売価格とは別に、45キロ当たり1万6,700円の交付金が生産者には支払われるわけですから、そのあたりは考慮できるかと思えます。それも踏まえた上で、小規模農家でも参入しやすい買

上げ制度を導入して新規参入を促してはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

新たにそばを栽培したい方につきましては、本市の農業担い手確保・育成協議会MIRAIや県と連携し、必要な技術的指導などを行っていただけるものと考えております。しかしながら、市が買上げ制度を導入すると、品質管理や販売流通に関する専門的ノウハウや体制が必要となることが想定されますので、市として取り組むことは難しいと考えております。以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 市が買い取る、直接市が買い取るというのは難しいかもしれませんが、何かをかましたり、クッションを入れたりしてそういったことができないかというような検討をやっていただきたいというふうに願います。

そして、もう一つの大きな障がい、これが、私もちょっと甘く考えていた部分がありますが、そばは収穫してもそのままでは出荷できないということなんです。2度乾燥させて、3度以上ふるいにかけて、そして石臼による製粉というようにいくつもの工程を経てようやくそば粉になるというような状態であります。つまり、畑があるからそばを作りましたと言っても、ただ刈り取っただけでは出荷できないという現実があるわけです。そうすると、やっぱり大規模な設備投資が必要になってくる、そういったことができる農家じゃないと、規模じゃないと参入が難しいということになってしまいますので、そういったことを加工、6次化、そういったことができる拠点づくりというのが大事かなというふうに思います。そのために、ふれあいファーム芳野、あれ昔せつかくそば工房を造ったわけですから、あそこに併設して乾燥だの製粉だのができるような施設を造って、生産者を増やすための出口をそこに造るというようなことを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

ふれあいファーム芳野にありましたそば工房は、収益性や担い手の高齢化などから閉店し、現在は隣接する直売所の市内野菜等を活用したパスタ料理店が使用しているところでございます。ふれあいファームに乾燥製粉所というご提案でございますが、スペースがないことに加え、運営主体の問題もございます。また、現状栽培を行っている生産者はそれぞれ独自の出荷ルートを持っていると聞き及んでいることから、新たに設置することは難しいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 今回、那珂市内でそばを栽培されている方何人かにお話をお伺いしました。かなり大きくやられている方でも製粉するのにわざわざ旧山方町のJAにまで行って製

粉してくるとおっしゃっておりました。もう1か所、金砂郷のJAにもあるそうですが、こちらは使用上限が決められており、なかなか思うようには使えないというなお話でございました。どうして那珂市で作ったそばが那珂市で製粉できないのか、これは非常に口惜しいものであります。以前は瓜連のJAの直売所に石臼があったそうです。ところが、直売所の閉鎖とともになくなってしまったというお話が聞かれてきました。場所がない、運営する人がいない、みんな勝手にやっているから大丈夫じゃなくて、農政課さんが中心になってそばの振興をやっていただきたいと願うんです。できない理由ばかり並べるんじゃなくて、やはり鳴かぬなら諦めましょうホトトギスではなくて、もう令和10年には道の駅が完成するわけですから、何もない那珂市だとか、何を売るんだだの、人は来るかもしれないけれどもトイレしか使わないとか、さんざん言われていますけれども、そういったものを打破するために、やはりそばというのは非常に重要なアイテムになると私は思っております。

カボチャ、サツマイモ、那珂市では一生懸命確かにやっております。ですが、カボチャとかサツマイモは天ぷらでも食べられます。やっぱりそばですよ、人を呼ぶのは今そばだと思います。ダイレクトに常陸秋そばは都内から人を呼び込むことができるすごいアイテムだと思います。そして、そばには地域性が出せます。私たちが何気なく食べているけんちんそば、そこに入っている芋がらなどは都会の人は食べたことがないと皆さんおっしゃいます。とても斬新な食べ物のような感じです。そして、私たちには普通になじみのある大根そばですとか、那珂市も特産の自然薯を使ったとろろそば、こういったものも非常に売りになると思います。それから、近隣で捕られた天然の鴨を使った鴨汁そば、極めつけは、沢蟹でだし汁を取った奥深い味わいで食べる沢蟹のだし汁そば、私も食べたことはないんですけども、30年ほど前にくいしん坊！万才という番組が那珂町に来たときに松岡修造さんがおいしそうに食べていたのをテレビで見ました。こういったものを実現できれば、非常にインパクトのあるアイテムになるというふうに思います。この那珂市の恵まれた様々な食材と常陸秋そばの魅力に一番気づいていないのが我々那珂市民であり、この那珂市を中心とした地元が、常陸太田は一生懸命やっていますけれども、本当是那珂市もそばの産地なんです。そこに一番気づいていないのは我々だというふうに思います。ですので、瓜連のJAで使っていた石臼を何としても見つけていただいて、それを復活させていただきたい。できればそれを道の駅に置いていただきたい、そういったふうに願うわけであります。

ここまで那珂市の常陸秋そばのすばらしさと可能性をお話してきたわけですが、皆さんの心の中では、そうはいつでもそばは常陸太田だしと思っていらっしゃると思うんです。思っていらっしゃると思うんですけども、そのとおりです。物事は元を忘れてはいけません。本家である常陸太田市を差し置いて、どんなに粋がろうが、それは偽物になってしまいます。旧金砂郷村から続く常陸太田市は、もう何十年もかけてそばのPRをしてきているわけです。ですので、あくまで常陸太田市のそばとともにそばで活性化していく、常陸太田市に乗っかるという姿勢で那珂市もそばに乗っかりたいというふうに願うわけです。常陸太田市に呼び

かけまして、県北広域そば栽培ネットワークといったものを立ち上げて推進していった、一緒に盛り上げていってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

他市町村と連携するご提案をいただきましたが、まずは常陸秋そばの振興について、県などの関係機関と意見交換ができればと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） うどん、ラーメン、焼きそば、パスタ、そばと、とにかく日本人は麺類が本能的に大好きな国民です。これはもうDNAに刻まれていると言っても過言ではありません。このように、目の前に日本屈指のすばらしい麺があるのに、これを生かさないことは地域資源の損失にほかなりません。那珂市で収穫されるそば粉の多くも、市外、県外へと高値で売られていき、地元で利用される分は非常に少ない現状があります。まずは地産地消を高めるため、そばを主軸に置いたイベントを企画していくことを考えるべきです。生産者に敬意を払い、そば打ち職人に敬意を払い、1杯の盛りそばに感謝をする、こういった理念が市民に浸透していくことが真の意味でのそばを広めていくということにつながると思います。そのために、常陸秋そばの体験農園ですとか、そばの花が咲く時期にはライトアップ、それからそば打ち体験、そして食べるといったような一連の観光資源としてのそばをPRする企画というのを行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

本市では、現在、那珂市うまいもん会議T R E V Iを中心に那珂市産の農畜産物を活用した産品開発や販路拡大に向け、特化はしておりませんが、常陸秋そばも含めた市内農畜産物に対する取組を進めております。具体的に常陸秋そばの乾麺を製造した市内農業法人もおりますので、市内外のイベント等で市内産品としてPR等の支援を行っております。

常陸秋そばの振興につきましては、こうした取組を継続していくとともに、関係機関と意見交換をするところから進めていければと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 何かちょっと違うんですね。何か、そば粉とか乾麺を持っていってどうですかとやるんじゃないかと、やはり那珂市でイベントをやっていたらいいというふうに願うんです。

今年いい那珂フェスティバルが開催されましたが、産業祭からの脱却は図れず、別日で別場所での花火を上げるというような形になってしまいました。来年もいい那珂フェスティバルというのをやるのであれば、そばをテーマにしたイベントにすればたくさんの来場者が見

込めます。こんな恵まれた環境の中で常陸秋そばをまちの活性化に生かさない手はありません。那珂市で生産される常陸秋そばのすばらしさをもう一度再認識していただき、ぜひ未来につないでいていただきたいというふうに願うばかりであります。

続きまして、9月の第3回定例会の一般質問に引き続きまして、観光振興の切り札！甕れ、伊勢又倉庫についてお話をしていきたいと思ひます。

先日、茨城県立植物園がリニューアルされて再オープンいたしました。私たち地元の人間にとってはあまり関係のない雰囲気になってしまひましたが、県外からお客様を呼び込む観光施設の一つになるのではないかと期待されるわけです。そして、令和10年に開業を控えているのが、ご存じ那珂市道の駅であります。那珂インターチェンジのすぐそばという立地を考えれば、立ち寄り客はおそらく相当な人数に及ぶと思ひます。先ほどの常陸秋そばの話でもそうですが、道の駅にお客を呼び込むことも重要ですが、那珂市内を巡回してもらうためにはどうするかも考えていかなければなりません。せつかく那珂インターで降りたのだから、ついでに何々も見たいよねとなるような仕掛けが必要だと考えます。特に、菅谷の空洞化を防ぐためには菅谷地内に観光の目玉が必要になってきます。そこで、活用すべきはこの伊勢又倉庫です。

前回ご紹介させていただいた伊勢又倉庫について、簡単にもう一度説明をしたいと思います。

正式名称、伊勢又米穀製粉株式会社上菅谷工場倉庫跡地。上菅谷駅の北側に昭和17年に小麦粉の製粉工場として創業開始、昭和18年からは葛でん粉の製粉を開始。現在、敷地面積が約2,000坪、100坪の工場建屋4棟、20坪の倉庫建屋が2棟の、合計6棟が現存しております。戦前、戦後の趣を伝える貴重な建物でございますが、現在は崩れかけた忘れられた建物といつても過言ではありません。この何十年もの間、再びスポットライトを浴びる日をひっそりと待っていた、それが伊勢又倉庫でございます。

資料3のほうをご覧くださいと思ひます。

こちら、オーナー様をお願いして中の写真を撮らせていただきました。このように木の柱が何十本も連なって造られた構造になっております。この伊勢又倉庫、今の現在建築では到底あり得ない建物であります。こちらを市の指定文化財にすべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

市の指定文化財に登録するためには、所有者が申請する必要があります。市教育委員会は、申請を受けまして、市文化財保護審議会に文化財登録にふさわしい資料であるかを諮問し、その結果を受けて決定します。

市の指定文化財に登録されますと、将来にわたり維持管理費の負担や改築、増築を行う際にも制限が伴うなど所有者のご負担も発生いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） まず、一番には、この伊勢又倉庫を未来に残したいという思いが私にはあります。でも、ただ残すだけではなく、そこは市民が憩える場所にしたいという思いもあります。菅谷地区においては、宮の池公園は駅前にあり、市民の憩いの場として素晴らしい空間だとは思いますが、菅谷で屋外イベントを企画しようと思った場合には、宮の池公園ではなかなか難しいです。伊勢又倉庫が利用できれば、上菅谷駅、宮の池公園、伊勢又倉庫と連携したイベントを企画することも可能となってくるわけです。この伊勢又倉庫を公に価値ある建物、建築として位置づけるために文化庁の登録有形文化財に登録してもらうこと、それにすることに対して協力してもらうことは可能かどうかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、文化庁の登録有形文化財になれば、保存、活用に必要な修理費用の一部補助や修理や管理について文化庁に技術的なアドバイスを受けることができるなどのメリットがございます。登録に当たっては、登録基準として、建築から50年以上経過しており、かつ国土の景観に寄与していること、あるいはデザインが特に優れているなど造形の規範となっていること、または再現することが容易ではないものとあり、それらに合致している必要がございます。

また、登録されますと、繰り返しになりますけれども、将来にわたり維持管理費の負担や改築、増築を行う際にも制限が伴うなど所有者のご負担も発生しますので、申請は慎重に行う必要がございます。

登録申請の受付は各自自治体の教育委員会が窓口になりますので、所有者からのご相談があれば対応いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） その登録のために教育委員会に調査をお願いするということは可能なのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

登録に当たっては、県文化課の登録有形文化財建造物担当者が市教育委員会の要請を受け当該建造物を調査いたします。登録の可否については文化庁の判断となりますので、申請者の意向が必ずしも反映されるとは限りません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ありがとうございます。

一方で、官民連携まちなか再生プロジェクトという国土交通省の事業があります。これは、官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援するといったものでありまして、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力、国際競争力の強化を図るという目的の下、全国様々な場所で実施されている事業です。この事業を使って町なかのにぎわいづくりやシティプロモーションにつなげていったりという例が多くあります。このまちなか再生プロジェクトの中心施設として利活用するため、官民連携まちなか再生推進事業の対象に伊勢又倉庫を推していただきたい、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

官民連携まちなか再生推進事業は、国土交通省所管の補助制度になります。補助制度の対象となるのは、地域のまちづくりに着手する際に、エリアプラットフォームと呼ばれる官民の様々な人材を集積する組織の構築や対象となるエリアの将来像策定などとされており、補助率は、内容に応じて、定額2分の1、3分の1の補助金となるものです。

今回ご提案いただいた国の補助事業は、あくまでも事業を実施する際の手段であり、事業推進の方向性となっていない状況のため、活用の有無についてお答えできるものではないと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） そうですね、ちょっと先走っていますけれども。

伊勢又倉庫は、現在伊勢又株式会社さんのほうで所有しておりますが、もし別の民間企業等にわたってしまうと市民が自由に使うというような夢はついてしまいます。市民ホールでしたりイベントホールだったり交流の場になったり、そんな空間がここに造れたら、那珂市の未来、菅谷の未来は明るいなというふうに私は夢見ております。

伊勢又倉庫の活用イメージを行政と地元市民で共有してつくっていくような伊勢又倉庫復活プロジェクトというのをつくっていただきたい。そして、共にその活用方法、それから未来へどのように残していくかということを考えていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

前回の一般質問でも答弁させていただいたとおり、民間開発を否定するものではございませんが、市が主体的に関与することは現時点では難しいものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君）　ここまで私も熱弁させていただいていますので、少しずつ考えが変わってくるんじゃないかなというふうに期待をしておるわけでありまして。今回もいまいち私の思いは伝わらなかったなというふうに感じますけれども、那珂市でこの建物を未来に残したい、まちの活性化につなげたいと考えているのは私一人ではないんじゃないかなというふうに信じております。いろんな意味で残念ではありますが、諦めることなく、何とかこの遺構を実用的な形で残していけるように動いていきたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わりにさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君）　以上で、通告1番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩　午前11時01分

再開　午前11時10分

○議長（木野広宣君）　再開いたします。

---

◇ 桑 澤 直 亨 君

○議長（木野広宣君）　通告2番、桑澤直亨議員。

質問事項　1. 県植物園を活用したプロモーション施策について。2. 白土松吉ブランドの確立について。

桑澤直亨議員、登壇願います。

桑澤議員。

〔2番 桑澤直亨君 登壇〕

○2番（桑澤直亨君）　議席番号2番、桑澤直亨です。

前回の定例会と同じく初日の2番目ということで、議席番号と同様、2番という数字に縁を感じるところでありますが、前回と今回で違うところは、おととい行われました駅伝大会への出場により体のあちこちにダメージを受けているところだと思います。私自身、正直申し上げて走ることが得意でもなければ、ふだんから鍛えていたわけでもございませんので、50歳を過ぎた今の自分が駅伝大会に出場するなんて夢にも思っていなかったわけです。きっと皆さんも桑澤は本当に走れるのかと、そういった疑念を抱かれたと思いますが、市議会を代表し、花島先輩の息子たちと言っても過言ではないメンバー、まさに花島チルドレンと、そして監督、そしてサポートをしてくれた議会事務局の皆さんと共に一つの目標に向かって

挑戦することができたこと、そして年々一般の部の出場チームが減少していく中で、我々が出場することで少しでも駅伝大会が話題となり、歴史ある大会のプロモーションにつながればといった、まさに今回の私の質問のテーマに体を張ったストーリー性を持たせたところで、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、新たな県植物園と白土松吉ブランドの活用によるプロモーション戦略について皆さんと議論させていただきます。

現在、那珂市でも様々な形でシティプロモーションを行っているかと思いますが、その活動をさらに進化させ、効果的かつ効率的な仕組みにしていくためにはどうしていくべきか、そういった観点で質問させていただきますが、終着点はここではありません。目線はあくまでも3年後にオープンする那珂市の道の駅の成功です。いかにして成功させるか、どうすればうまくいくのか、うまくいく確率を上げるにはどうしていくべきかにフォーカスし、将来を見据えながら、様々な角度から質問とご提案をさせていただきます。

つい先日、11月29日に市内にあります茨城県植物園が開園から44年ぶりにリニューアルされ、THE BOTANICAL RESORT 林音として生まれ変わりました。日本初の泊まれる植物園として民間のノウハウがちりばめられたすばらしい施設となりました。県の植物園は、市民にとって身近な憩いの場であると同時に、那珂市が誇る貴重な観光資源の一つであることは言うまでもありません。県が整備した施設ではありますが、その立地自治体として、那珂市がどのように地域活性化へつなげていくかが問われるタイミングです。

今回のリニューアルが単なる観光施設の再開ではなく、那珂市全体の魅力発信、地域振興、関係人口拡大に大きく寄与するであろうことは、執行部の皆様も共通した認識でおられるかと思えます。久しぶりに那珂市に交流人口の増加に貢献するであろう新たな施設の誕生を、地元の自治体として積極的に関わりを持つべきかと思えますが、まずは那珂市として県植物園のプロモーションにこれからどのように関与していくのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

県植物園は、那珂市にとって貴重な自然や観光資源であり、今回のリニューアルを契機に市民や観光客へ本市の魅力を発信する上で極めて重要な拠点になると期待しているところでございます。

本市としましても、茨城県や指定管理者、地元事業者等と連携し、県植物園のプロモーションに積極的に関与してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

茨城県と指定管理者、市や地元事業者と連携し、積極的に関与をしていくとのことです。大変素晴らしいことだと思いますが、それでは具体的に地元事業者との連携体制の構築につ

いて、現時点での取組方針はどうか、そしてまた植物園内での那珂市産農産物や特産品の活用をどのように促進していくお考えなのかお伺いたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

THE BOTANICAL RESORT 林音内の飲食店において、いい那珂そだちをPRブランドに掲げる本市の農畜産物が供され、全国からの来場者の方々にその新鮮さ、おいしさを知ってもらえることは、本市農畜産物の新たな販路、PRの場を得る好機であると考えております。

昨年度から林音の指定管理者と本市農畜産物の利用について意見交換を行い、調整を進めており、先月末の林音のオープニングに際しましては、いい那珂マルシェ in 林音として参加するなどしておりますので、引き続きよりよい波及効果が得られるよう協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

林音を那珂市として効果的に活用できるのかできないのかは、今後那珂市の道の駅が成功するかしなにかに直結し得る重要な要素であると思っております。ご答弁いただきましたとおり、今回はオープンの際にマルシェを開催しPRを行ったわけではありますが、一時的ではなく、通年で継続的に地元自治体として関与していくことが今後重要なミッションになるかと思えます。

林音の指定管理会社は千葉県香取市で民間施設THE FARMを運営している事業者が出資、参入しておりますが、THE FARMは地元香取市との連携により地元農産物のブランド化、地域交通の活用、移住定住促進など多方面にわたる効果を上げており、那珂市においてもこうした他自治体の成功事例を参考に、官民連携によるプロモーションを展開することで市全体の地域ブランド価値向上につなげていかなければなりません。林音で提供する食材は、茨城県産をふんだんに使用すると聞いております。もちろん、那珂市産のものばかりを使うことはできないにしても、少なくともレストランやカフェ、グランピング用の一部にでも年間を通じて那珂市産の季節に応じた食材を取り入れていただくような交渉、あるいは那珂市の食材を使った限定メニューの開発、期間限定でも那珂市フェアの開催を依頼するなど、市内の農産物を可能な限りPRできる取組の推進をお願いするとともに、那珂市全体をPRできる専用ブースを園内のどこかに常設できないか交渉いただければと思います。

地元自治体として、地元産業、交通、観光、移住定住の各分野を横断的に結ぶプロモーションが可能な専用ブースがあることで、来園者に那珂市をより知ってもらうきっかけともなり、道の駅のPR、さらには特産品の認知度アップや開発にも役立っていくかと思えます。しっかりと協議していただき、可能性を模索していただければと思います。

また、地域交通との連携も検討いただければと思います。具体的には、ひまわりタクシー

を使って来園していただいた方にはワンドリンク無料といったサービス券を提供するといった仕組みです。このサービスの提供は、あくまでも林音の負担でやってもらう仕組みです。お風呂に入りに来たくても交通手段がなくて行けない方々にとってもメリットが生まれ、林音側にとっても来客数の増加といったウィン・ウインの仕組みができるかと思います。このひまわりタクシーとの連携は、市の財政的負担をかけず、市民の利便性の向上や林音の利用者促進につながる仕組みかと思いますので、今後の道の駅にも同じように活用できる方策かと思いますので、ぜひ実現に向けた協議をしていただければと思います。

そして、さらに大切な点として、植物園単体での来場者数の向上だけでなく、来場者が植物園だけにとどまらせない施策が重要になるかと思います。県の植物園を核として、市内のイベントや観光スポットと連動できるような回遊性の向上策を図っていくとともに、県植物園の施設の特徴を生かした体験プログラムの企画や支援を行う考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

植物園のリニューアルに伴い、本市への観光客数は大きく伸びるものと考えており、市内観光施設との回遊性の確保ができるように取り組むことでその効果を生かしていきたいと考えています。

また、県植物園の指定管理者は、他の自治体との連携事例もあることから、体験プログラムの構築など、そのノウハウの活用に向け協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

ご答弁いただきました他の自治体との連携事例としては、先ほどにもありましたとおり、香取市とTHE FARMの提携かと思います。THE FARMのコンセプトは、農園リゾートです。農園か植物園かを活用するかの違いで、残りの施設などはほぼ林音と同様です。香取市がどのようにTHE FARMと連携体制を構築しているかは、那珂市にとっても大いに参考にすべき点が多々あるかと思います。

また、市内のイベントへの誘導策として、八重桜まつり、雪まつり、いい那珂フェスティバル、今やっておりますイルミネーション、そういったコラボ企画を協議していただければと思います。林音に宿泊して帰るだけでなく、季節に応じた市内のイベントにもしっかりと誘導できる企画を練る必要があるかと思います。例えば、先日行われた花火大会の特別観覧席付宿泊プランといったものも面白いかもしれませんし、市内の、先ほど申し上げた各イベントに来てくれたお客さんに林音で使えるサービス券を渡す、そういったことでもよいかと思いますが、いずれにせよ、相互に来訪者を誘導することで地域全体の回遊性を高めることが重要ですので、しっかりと協議していただければと思います。

それとともに大切になってくるのが、そうした取組をどうやって宣伝していくかという点です。効果的に宣伝活動を市としても行っていく必要があるかと思いますが、SNSやデジタル媒体を活用した那珂市の魅力発信を県植物園リニューアルと連携させていく考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市としましても、県植物園のリニューアルは、地域の魅力を発信する上で大きな契機であると考えております。植物園のリニューアルにより多くの方が関心を寄せる機会が増えることから、県や関係機関と連携を図りながら、市の観光資源や特産品、地域で活動する方々の魅力など、SNSなどのデジタル媒体や市の広報紙を活用し、市内外の皆様に植物園と市の魅力がより伝わるよう、効果的な情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

SNSなどのデジタル媒体を活用した宣伝手法は、もはや主流となっております。様々な広告媒体には、それぞれにメリット、デメリットがあるかと思いますが、SNSでの宣伝における最大のメリットは、費用対効果、即時性、ターゲット精度が高いといった部分があるかと思いますが。私は、那珂市の移住定住促進、地域のにぎわい創出、そして特産品のブランド力向上を図るため、SNSや動画媒体などを活用した情報発信の強化が不可欠であると考えています。

市としても、こうしたツールの活用をどう考えているのか具体的などころでお伺いしたいと思いますが、市民や地元団体が主体的に関われるプロモーション活動の仕組みを検討しているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員からもお話がありましたように、那珂市シティプロモーション指針にも示されてはおりますが、個人や団体、事業者などと行政が連携をし、それぞれの役割を生かしながら市の情報発信を行うことが重要であると認識をしております。現時点では、市民や地元団体が主体的に関われるような新たな仕組みづくりまでは行っておりませんが、いい那珂宣伝部を中心に、市民や関係団体の皆さんと協力しながら、SNSなどのデジタル媒体や市広報紙を活用した魅力発信に努めているところです。

今後は、こうした取組を通じて市民一人一人が那珂市の魅力を自ら発信し、地域への誇りや愛着、いわゆるシビックプライドの醸成につながるよう、連携を深めながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

いい那珂宣伝部、私もSNSで拝見しておりますけれども、いろんな場所に出向いて市内の情報発信を頑張っていただいていると思っております。これはこれで一定有効かと思しますので、続けていただければと思いますが、どうしても那珂市の外に向けたターゲティング面においては弱さが出てしまいます。つまり、発信者がほぼ近隣のフォロワーが主流であるために、市内近隣には情報は届くものの、市外、県外といった広範囲に情報を拡散するには十分とは言えません。

そこで考えられるのが、多くのフォロワーを有するインフルエンサーの活用やウェブ広告かと思えます。テレビよりもネットから情報を得る時代となった今、新たな手段で広告宣伝活動を行わなければ効果的とは言えません。特に、近年、インフルエンサーが地域を訪れ、その土地の暮らし、食、魅力を紹介することで若い世代の関心を引き、移住や観光につなげている自治体が全国的にも増えております。実際のところ、林音のリニューアルオープンに伴い、SNS上では多くのインフルエンサーによる宣言活動が行われておりました。県が依頼したのか林音が依頼したのか、そもそも依頼していないのか、正確なところは分かりませんが、いずれにせよ、インフルエンサーの活用は多くの自治体でも取り入れられてきており、数々の実績を上げています。もちろん、地域のブランドイメージを損なうような発信をされた場合のリスク、そういったものを考慮する必要はあるとはいえ、しっかりと自治体とのタイアップを得意とする代理店を選定し、インフルエンサーを活用した新たな那珂市の魅力発信戦略を協議していただき、道筋をつけていただきたいと思います。

そして、またウェブ広告においても、那珂市でも一部実施しており、私も目にいたしました。こういった取組もさらに多くの分野で積極的に取り入れていくべきだと思います。特に今回リニューアルオープンした県の植物園や市内の特産品、観光資源などはSNSとの親和性が高く、プロモーションの幅が広がると考えられます。これまでのプロモーション戦略を大きく転換していく時期であり、何に投資するかしっかりと将来を見据え計画を練り直していくべきだと思います。

それでは次に、先ほども少し触れさせていただきましたが、今回の県植物園のリニューアルは那珂市の将来にとって国と県から大きな投資をしていただいたと思っております。市としては、これを契機に移住定住、関係人口の増加につなげる方策を、現時点でどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

県植物園のリニューアルは、自然観察、野外体験活動といった教育や地域の自然観光資源と結びついた新たな拠点づくりとして、移住定住、関係人口の増加を図る絶好の機会と捉えております。今後、県植物園や那珂市の認知度向上に資するような体験プログラムの構築に

ついで、植物園の指定管理者と協力、連携しながら検討していきたいと考えております。その上で、那珂市が参加する移住セミナーなどでは、県植物園THE BOTANICAL RESORT 林音をPRするとともに、来訪者に体験プログラムに参加していただき、関係人口の創出、拡大につなげていきたいと考えております。

また、県植物園の指定管理者にご協力をいただきまして、本市での移住体験や移住相談など、いい那珂暮らしの情報発信も組み合わせることにより関係人口から移住や定住につながるきっかけづくりの場としても大いに期待しているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

様々な体験プログラムの構築に向けた協議を行っていくとのことですので、期待したいところでもあります。移住定住につなげていくプログラムの構築については、どこの自治体においても大変苦勞している部分かと思えます。とはいえ、植物園の特性を生かした学びと自然、農業体験を組み合わせた独自のプログラムを那珂市としても、香取市を参考にしていけばいいかと思えますが、今後、香取市のような民間指定管理会社との包括的な連携を進める予定があるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

先ほど議員からのご説明のとおり、千葉県香取市には県植物園THE BOTANICAL RESORT 林音の運営に参画する企業が運営する農園リゾートTHE FARMがございまして。議員からのご質問にもありましたように、香取市とTHE FARMの運営会社である株式会社ザファームは、空き家、デマンド交通、地域資源を活用した商品開発など地域活性化や課題解決に向けて香取市と複数の具体的な連携、協力を行っています。県植物園THE BOTANICAL RESORT 林音との具体的な連携については、今後、県や指定管理者、地元事業者等関係者と協議を進め、県植物園に多くのお客様にご来場いただき、那珂市の地域活性化や課題解決につながるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

今回のリニューアルは、単なる施設改修ではなく、自然とともに過ごす滞在型の観光拠点として那珂市の魅力を広く発信する絶好の機会です。先ほどから申し上げているとおり、千葉県香取市では民間施設THE FARMとの連携により地元農産物のブランド化、地域交通の活用、移住定住促進など多方面にわたる効果を上げております。那珂市においても、こうした他自治体の成功事例を参考に、官民連携によるプロモーション戦略を検討していただくことをお願いし、次のテーマに移りたいと思います。

1年前の自身の一般質問において、名誉市民に認定された白土松吉氏を活用したブランド展開をご提案させていただきました。ブランドロゴイメージを作成し、パネルでご紹介したことは、皆様の記憶にも新しいことかと思えます。きっと心にもびびっと来たのではないかと勝手に思っておりますけれども、私はこれからの那珂市のシティプロモーション戦略、そして那珂市が稼いでいけるまちになるためのマーケティング戦略、これら2つを成功させるための3本柱は、今回の植物園、そして道の駅、もう一つは白土松吉ブランドだと思っております。この那珂市には今年の植物園のリニューアルがあり、3年後には道の駅がオープンするといった大型の投資が行われます。もちろん国や県からの補助金等を活用するわけですが、ここ数年の間にこれほど大型な投資が行われるのはおそらく最後のチャンスかと思えます。このチャンスを潰すようでは、那珂市の未来は先細りで間違いありません。できてからが大事、造った後が大切になってくるわけです。何を目玉に何を売るのか、旗印となる大胆な商品ブランド戦略が必要になってきます。ここからの質問では、白土松吉ブランドの必要性と成功に導くためのご提案を行っていきたいと思えます。

ブランドを確立する上で、白土松吉氏を市内外へ広くPRさせ、認知度を上げていく必要があるかと思えますが、まずは市として白土松吉氏の功績やゆかりの地であることをどのようにPRしていくのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

名誉市民の白土松吉氏は、水利に恵まれない那珂台地における農業経営の安定化を図るため、干ばつに強く、痩せ地でも栽培できるサツマイモの増収に尽力された本市が誇る先人のお一人でございます。市役所本庁舎前の一の関ため池親水公園内には、白土氏の業績をたたえる頌徳碑が旧那珂町役場から移設されているほか、旧那珂郡芳野村には、白土氏がサツマイモの研究をしながら晩年を過ごした白土甘藷研究所がございました。このように、本市と大変ゆかりの深い白土氏の業績を様々な機会を活用しながら広く周知し、ひいては、本市の特産品干し芋のPRにもつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

様々な機会を活用しながら広く周知し、干し芋のPRにもつなげていくとのことです。

確かにまだまだ市内でも認知度が高いとは言えず、ましてや市外、県外においては全く周知されていないのが現状かと思えます。しかしながら、私はこの認知度の低さをチャンスに変えることもできると考えております。全国的に認知度の高いものをブランド化するよりも、低いもののほうが、やり方さえ間違えなければ、商品化したときの爆発力が高いとも言えるからです。

とはいっても、市民においては郷土の偉人を知り、学びを得ることは、愛着が湧き、地域

ブランドとしては育っていくものと考えますので、まずは那珂市の子供たち、どのような教育的活用が行われているのか、学校現場における現在の取組状況をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市では、小学生の道徳の授業において、市教育委員会が作成しました那珂市道徳郷土資料集ひまわり、未来をつくる子どもたちへを用いまして、市内に伝わる民話や名所、伝統文化や地域の偉人を題材にしました学習を行っております。地域の偉人については、秋山美代氏、宮本逸三氏、岩上二郎氏、根本正氏などについて、それぞれの功績に沿ったテーマで学習しております。白土松吉氏については、小学5年生時に取り上げまして、自分にできることをテーマに、サツマイモの神様と呼ばれました白土松吉氏の生涯を知り、そこから自分がやってきたことをやり抜くことの大切さなどについて学習しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

小学生の道徳の授業で、その他名誉市民の方々と同様に白土松吉氏の功績を学んでいるとのこと。白土氏が名誉市民になる前からこうした授業が行われているようですので、子供たちには一定認知されているのかなと思うところではありますが、記憶にとどまるぐらいのインパクトがないとなかなかその他の偉人にも紛れてしまうのかなと思うところがあるわけです。

今回、せっかく10年ぶりに新しく名誉市民になったわけですから、地域への愛着を増す取組としてピックアップして授業で取り上げていただく可能性についてお聞きしたいと思いますが、白土松吉氏が名誉市民になったことを期し、今後の学習における取組方針はどうかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

道徳の授業だけではなく、社会科などの学習におきましても地域の偉人に触れる機会を増やしまして、その中で本市の名誉市民に白土松吉氏が加わったことを紹介し、改めてその功績を伝えることで私たちの那珂市にもすばらしい業績を成し遂げた人々がいることを知ってもらい、この那珂市に生まれ育っていくことを喜びと誇りに感じてもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

道徳の授業だけでなく、社会の学習機会においても触れる機会をつくっていただけたらと思いますので、子供たちに白土松吉氏の志をしっかりと学んでもらいたいと思っております。

そしてまた、中学生にはぜひ探求の授業において深掘してもらえらるような機会もつくっていただければ、より認知度も上がり、人物像も含め、親しみをも湧いてくるのではないかと思いますので、そのあたりもよろしく願いいたします。

そしてまた、歴史民俗資料館においては先月末まで白土松吉展を開催しておりました。私も足を運び、当時の貴重な資料の数々を拝見しながら、改めて芋の神様と呼ばれるゆえんを感じた次第であります。

しかしながら、こうした貴重な資料や展示品がもっと便利に、身近に、手軽に見ることができれば、学校教育はもちろんのこと、住民サービスの向上や市のプロモーションの観点においてもより活用の幅が広がるのだらうと思うわけです。それは、つまり、歴史資料館のデジタル化です。この件に関しましては、昨年9月の一般質問で電子図書館とともにご提案させていただきましたが、公共施設マネジメントの観点、自治体経営の効率化を考えた上でも極めて重要な視点になるかと思っておりますので、再度質問させていただきます。

歴史民俗資料館のデジタル化に向けた取組についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

現在、歴史民俗資料館では、市ホームページに指定文化財や展示内容を掲載するほか、来館者に配布しております解説シートも公開し、名誉市民をはじめとする偉人、伝説や歴史などについて紹介をしております。

議員がおっしゃるとおり、デジタル化された資料は学校の授業などにおいても活用できるほか、オンラインで公開することで、市民はもちろん、広く市内外からアクセスができ、生涯学習においても幅広く活用できる可能性がございます。

歴史民俗資料館としましても資料のデジタル化を進めることの重要性を認識しております。まずは幅広い活用が見込まれる白土松吉氏をはじめとする郷土の偉人に関する資料のデジタル化を、将来的には収蔵資料のデジタル3D化も視野に入れまして、その方法や交付金の活用などについて調査を進め、段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

歴史民俗資料館の将来像に関しましては、様々な考え方があると思います。那珂市においても多くの施設が老朽化し、順次更新時期を迎える中、限られた財源の中で全てを従来どおり維持することは現実的ではありません。全体の最適化と持続可能性を重視しながら、どの機能を残すべきか、どこを縮小、集約すべきかを戦略的に判断することが必要です。その観点から申し上げますと、歴史民俗資料館についても建物の建て替えや移転というような発想ではなく、むしろ機能をコンパクト化し、デジタル化を進めていくことが那珂市として現実的な選択肢であり、かつ活用の幅を広げることにもつながると考えます。

イメージとしては、現在の歴史民俗資料館の基本的な機能を収蔵庫とし、建物、人件費等の維持管理コストを可能な限り最小化し、展示はデジタルの世界で行っていくことです。このことは、歴史民俗資料館の問題だけでなく、長年問題となり、手がつけられず朽ちかけてしまっている鈴木家住宅や、現在調査活動が行われている額田城、こういったものの建造物も3Dデジタル化し、蘇らせていく未来を描いていくことのほうが那珂市として現実的かつ効果的な解決策になるかと思います。デジタル化された様々な歴史資料は、道の駅のデジタルサイネージでも活用できるかと思います。

貴重な歴史的資料も結局は人の目につかなければ何の意味もありません。観光案内の拠点にもなる道の駅において、効果的なプロモーションにもつながる重要なツールになるかと思っています。他の自治体や那珂市の規模で考えたときのデジタル資料館設立コスト、ざっくりと調べますと、3D化する資料の数をどれくらいにするかにもよるかと思いますが、おおよそ立ち上げに数百万円から1,000万円、那珂市の規模からすれば十分なデジタル資料館が立ち上がります。毎年のランニングコストはこの10分の1程度です。

ご答弁いただきましたとおり、国や県からの補助金の活用も十分に期待できます。私としては、将来的な様々な維持管理コストを最小化させつつ、住民サービスの向上、シティプロモーションへの活用へと広がっていく施策になるかと思っていますので、ご答弁いただきましたとおり、段階的にでもこの事業を前に進めていただければと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

ここからは名誉市民となった白土松吉氏を市民にいかにして愛着を持ってもらえるようにするのか、そして、それをどう市外や県外へのシティプロモーションにつなげていくかという観点で質問させていただきます。

それでは、ずばりお聞きします。

市の表彰式典で白土松吉賞を創設することを検討してみてはと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

例年11月中旬に開催している市表彰式典におきましては、市勢の振興に寄与された方や市民の模範となる行為があった方に対しまして、それぞれの功績に応じ、特別奨励表彰、自治功労表彰、功労表彰、善行表彰、感謝状の5つの区分で表彰しているところでございます。

議員からご提案のあった白土松吉賞につきましては、白土松吉氏の功績を広く周知することに加え、話題性といった観点からも効果的な取組であると受け止めております。しかしながら、現行の市表彰規則では先ほど挙げました5つの表彰区分で対象となる功績や善行を一定程度は網羅しているところであり、またほかの名誉市民との整合性を考慮すると、現時点においては市表彰式典の中で新たな賞を創設するのは難しいと認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） なるほどですね。非常に残念なご答弁になってしまいましたけれども、私もこの場に立って過去様々な提案を行ってまいりましたが、しっかりとキャッチしていただくこともあります。このようにかき一んと打ち返されてしまうことも多々ある中で、諦めない心というものを手に入れておりますので、くじけずにいかせていただきますが、ただいまのご答弁では、表彰規則や他の名誉市民との整合性を考える必要があるとのことでした。しかし、私が申し上げたいのは、まさにそのルール自体を見直す契機にしてはどうですかという点です。まず、表彰規則は市の目的に応じて改正できるものであり、創設の障がいにはならないということです。多くの自治体では、時代の要請や市民の価値観の変化を受け、新たな賞や特別表彰を設けるために表彰規則を柔軟に改正しています。表彰制度は、固定化されたものではなく、むしろ市の理念を市民に示すための政策的ツールです。規則にないからではなく、市が必要と判断すれば規則を整備すれば済む話であり、この点を理由に創設を否定するのは本質的な議論とは言えません。

次に、他の名誉市民との整合性ということの回答についてです。

私は、白土松吉氏だけを特別扱いするという趣旨で申し上げているわけではありません。名誉市民の方々は、それぞれに功績が異なり、市としての検証の仕方もその人物の生き方や市が何を市民に伝えたいかによって多様であっていいはずで、整合性とは、全員を同じ扱いにすることではなく、それぞれの名誉市民の精神を現代にどう生かすかという那珂市の姿勢に一貫性を持たせることだと思います。白土松吉氏は、農業の革新、教育への献身、若者の挑戦を後押しする思想、これが非常に分かりやすく、現代の那珂市の課題とも合致します。その精神を象徴する白土松吉賞を創設することは、市として何を重んじるかを明確に示し、市民の挑戦を後押しする有意義な施策になります。

現在、白土松吉氏の功績は学校での授業や特別講演などによって一定程度伝わっておりますが、まだまだ市民でさえも十分に浸透しているとは言えません。賞の創設は、その精神を現代の市民に生きた形で伝える手段であり、単なる既存制度の踏襲では得られない効果があります。規則にないからできないという発想ではなく、必要なら規則をつくる、整備するといった柔軟な対応が欠けていては、これから那珂市が挑んでいく大きな壁は乗り越えていけないと思います。最優秀投手賞は、沢村賞、サイ・ヤング賞、こういう名前がついています。これによってこの人たちの功績を知る機会にもきっかけにもなっています。まさにこうした効果を生む上でも、ぜひ前向きなご検討を申し上げ、次の質問に移ります。

昨年12月の一般質問で、白土松吉の商標登録をご提案させていただき、これは見事にキャッチしていただきまして、農政課のご尽力により今年登録が完了したとの報告を受けました。大変素晴らしいことです。まずは成功への第一歩が踏み出されたと私自身は感じているところでございます。しかしながら、肝心なのはこれからです。この商標登録を今後どう活用していくお考えなのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

白土松吉の商標登録につきましては、名誉市民選定後に、将来的な利活用を念頭に、ご親族の了解を得た上で手続を進め、本年7月に認定されました。登録された商標につきましては、本市に加え、ひたちなか市や東海村を含めた地域の産業振興に活用してもらいたいというご親族の意向を踏まえ、まずは市内の干し芋農家の方々の意見を聞いていくことが重要であると考えております。

本年8月に開催されたひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会那珂支部・那珂地区生産組合総会において報告した中でよい反応もいただいていることから、引き続き生産者の方々の話合いの中で白土松吉ブランドの展開について考えてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

ご答弁いただきましたとおり、ご親族の意向を踏まえながら、生産者と協議していただいている段階とのこと。もちろんご親族の意向を尊重し、那珂市だけでなく、ひたちなか市、東海村でもこの白土松吉ブランドを活用できるようになっていけばいいと思いますが、まずはほしいも協議会の那珂支部でブランドモデルを作っていくことが重要かと思えます。

そうした中で、サツマイモの最高級ブランドとして白土松吉を活用する考えはあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

サツマイモの加工品である干し芋につきましては、生産履歴の記帳、衛生加工の実践、適正品質表示の実施の3つの条件を満たす生産農家を三ツ星生産者として認定し、安心して安全な干し芋の生産を進めております。また、最高級ブランドとしましても、那珂市の三ツ星生産者が厳選された品質で付加価値の高いものをエピソードサーティーンとして販売し、現在、百貨店やゴルフ場などで好評を得ております。これらの既存のブランド戦略との兼ね合いもございますので、サツマイモの神様と称される白土松吉の歴史的背景と功績の活用については、まずは生産者の方々と意見交換を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

まずは、那珂市がこれから大きな戦いに挑んでいく中で、主力となる農産物は芋とカボチャであることは過去のご答弁からも明らかです。この芋とカボチャには、他市町村をはじめ、県外にもライバルは多い状況です。そうした中で、那珂市の芋に付加価値をつけなければ差別化できないことは明白です。劇的な品種改良が起こることは考えにくいので、どうすべき

かは、見せ方を変えるしかないわけです。

昨年も申し上げましたが、ブランド名と商品、そして地域を連想させるストーリー性が大切なわけです。エピソードサーティーンを最高級ブランドとして商品化し、好評を得ているとのご答弁でしたが、本当にそのブランド戦略が成功していると言えるのでしょうか。味の問題を言っているわけではありません。おいしいと思います。最高級ブランドとして一定の評価を得て販売できていることも否定しませんが、那珂市にはエピソードサーティーンがあるから大丈夫といったことになっていないことが問題であるわけです。三ツ星生産者が厳選して作った希少な干し芋であることで、販売ルートも多様でない部分もあることから、残念ながら市民においても認知度が低いブランドになってしまっているかと思います。道の駅などで大量にさばいていけるロットを確保していく上でも難しく、エピソードサーティーンと那珂市を結びつけるストーリー性が弱いといった面もぬぐえません。ただし、決してやめると言っているわけではございませんので、一定のニーズはあると思っておりますから、この商品を残すということも前提として考えていただければと思います。

そこで、私の案としては、那珂市はもちろん、ひたちなか市、東海村の三ツ星生産者が作った芋は全て白土松吉ブランドで販売していくといったプランです。

○議長（木野広宣君） 正午を過ぎますが、議事を進めます。

桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 三ツ星生産者であれば一定水準の品質が保たれ、かつ生産ロットの問題をクリアしながら地域ブランドとして確立させることができます。当然、干し芋はもちろんですが、あらゆる加工品にも白土松吉仕様といったブランドシールを貼りつけることで大きな差別化を図ることができるかと思います。白土松吉の芋焼酎も作りたいわけです。那珂市には全国的にも有数の農業高校があります。他県では農業高校とのタイアップで焼酎を製造するといった取組を行っている事例もあります。もちろん蔵元との連携が必要ではありますが、地元の有力な農業高校との連携で話題となる商品開発も夢ではありません。道の駅で果たして何を売るかといった言われ方をしてしまう状況下において、芋のブランド戦略自体を地元農業高校とのタイアップや広域的な視点も取り入れながら、抜本的に見直す時期ではないでしょうか。

新たなブランド戦略の必要性和妥当性をしっかりと生産者にご理解いただき、白土松吉ブランドの確立に向けた協議を開始していただければと思います。そして、こうしたブランド戦略とプロモーション戦略に欠かせないのがキャラクターの開発です。

白土松吉のゆるキャラ開発は、単にかわいいキャラクターを作ることが目的ではありません。白土氏の精神を市民に分かりやすく伝え、表彰制度や教育、観光やPRと結びつけることで那珂市全体の価値を高める政策的な投資です。キャラクター開発という柔軟なツールを活用することで白土松吉の認知度向上と地域活性化を同時に達成することもできます。ナカマロちゃんに続く第二のゆるキャラをデビューさせることにより、さらなる相乗効果が生ま

れてくるかと思いますが、白土松吉をテーマとしたキャラクターグッズの開発を行う考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

まずは、市内産業振興への関わりなど施策の方向性を具体的なものとしていくことが重要です。ご意見にあるキャラクターグッズの開発などについては、その上で必要性や活用方法について多角的な検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

これまた大変慎重なご答弁でございますね、ありがとうございます。

今のご答弁を聞くと、まだまだ私のプレゼン能力が足りていないんだなと感じる次第であります。私のあふれる思いが届きそうで届かない、何とも切ない気持ちになってしまうわけです。

私は、白土松吉という名誉市民の精神を市民に伝えるための戦略的なツールとしてゆるキャラを開発すべきだと思っております。ゆるキャラは、自治体政策の中でも費用対効果が非常に高い分野と言われており、LINEスタンプ、広報紙、学校配布などで自走的に認知が拡大され、ポスターや施設案内に常時掲載することで広告費の節約にもつながる大変有益なツールとなっています。デザインも、公募するなどすれば多額の費用がかかる話ではないかと思えます。那珂市の名誉市民をテーマにしたキャラは全国的にも極めて珍しく、唯一無二のストーリー性があるため、高い効果が期待できるかと思えます。先ほどの表彰式典のご答弁にもありましたが、ここにおいてももしかしたら全ての名誉市民をゆるキャラにしなければ整合性が取れないなんてことを考えることは非常にナンセンスです。その人物の功績や現在の那珂市の課題に応じて最適な形を選ぶのが行政の役割です。白土松吉氏の功績は、今の那珂市に最も必要な挑戦、努力、地域愛を象徴しており、芋の特産品化を目指していくこのストーリー性こそゆるキャラ化する合理的な理由です。行政として大事なものは、先ほど小宅議員の答弁にもありました、できない理由を並べるのではなく、市民に価値を届けるためにどう実現するか、こういった姿勢だと思います。那珂市の名誉市民という貴重な資源を生かし、市の未来につながるゆるキャラ開発について、形式的な議論ではなく、政策的価値の観点から、ぜひとも前向きにご検討いただければと思います。

私の中では、市長がナカマロちゃんと松吉君に挟まれて満面の笑みで道の駅でテープカットする姿を想像しております。そんな姿を市長も思い浮かべていただきながら、最後に市長にお伺いいたします。

今後、オール那珂市で白土松吉ブランドを一体的に確立させていただくとともに、県や近隣自治体、企業などとも連携し、広域的な発信を行っていただく可能性について、市長のご

見解をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 今回の植物園のリニューアルオープン、そして3年後の道の駅、非常に大きな流れの中で本市をどう盛り上げていくか、そういう視点でのご質問、そしてご提言であったと思っております。

答弁をさせていただきます。

本市の名誉市民であり、サツマイモの神様とも呼ばれる白土松吉氏の功績は誠に顕著なものであり、市民をはじめ、多くの方々に知っていただきたいと考えております。今年度は、歴史民俗資料館において、議員ご報告のとおり、特別企画展、サツマイモの神様白土松吉展を開催し、大勢の方にご来場いただいたところであり、今後も本市の偉人を取り上げたハンドブックの作成など、様々な手法を検討しながら、その功績を積極的に周知をしてまいりたいと考えております。

また、産業分野においても、商標登録として一步踏み出したところがございますので、県植物園のリニューアルや令和10年の道の駅開業を見据えた中で、市内の事業者はもとより、近隣市町村や市外事業者等とも連携し、活力あふれる那珂市の実現に向け、全庁的な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

私は、今回リニューアルした茨城県植物園と名誉市民白土松吉を組み合わせることによりストーリー性を持ったプロモーションが可能になるとともに、那珂市のブランド力を大きく高めるチャンスだと考えております。3年後にオープンする道の駅に向け、しっかりと準備をする上でも、植物園のリニューアルを生かさなければなりません。県の施設ではありますが、立地は那珂市です。この強みを市として積極的に活用し、県の施設を那珂市の物語で包み込むことで他の自治体にはまねできない魅力発信を行っていただくとともに、未来志向のブランド戦略を展開していただくこと、すなわち、白土松吉ブランドの確立に向けた取組を推進いただくことを切にお願い申し上げ、今回の私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告2番、桑澤直亨議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○副議長（富山 豪君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

15番、笹島 猛議員が出席されました。

---

◇ 寺 門 厚 君

○副議長（富山 豪君） 通告3番、寺門 厚議員。

質問事項 1. これからの那珂市の教育について。 2. 公営墓地の管理運営について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門 厚議員。

〔13番 寺門 厚君 登壇〕

○13番（寺門 厚君） 議席番号13番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

執行部におかれましては、簡潔明瞭なるご答弁のほどよろしくお願いをしておきます。

最初の質問は、これからの那珂市の教育についてでございます。

本市では出生数の減少が続く、少子化が進行しています。その一方で、国立、県立の附属中学校や私立中学校の選択肢が増えたことで、公立中学校への進学者が減少し、1学年2クラスが1クラスになる学校も出ています。クラス替えができないことによる人間関係の固定化、いじめや不登校のリスクの高まりなど、教育環境には大きな影響が生じています。さらに、県内では中高一貫校が13校に拡大し、近隣市でも設置が進むなど、競争環境も変化しております。こうした状況を踏まえると、今後10年以内に学校規模の適正化や学区割、教育内容の見直しを総合的に検討する必要があると考えます。

そこで、今回はさらに先の20年後を見据えた那珂市の魅力ある小中学校教育の在り方について取上げをしてみたいと思います。

現在の本市の小中学校教育については、本市の特徴の一つに小中一貫教育があります。社会の変化が大きい中で、9年間を通した連続性のある学びを確保し、子供たちが夢や目標に向かって力強く成長できるようにするということが目的としております。那珂市では、児童生徒の実態や既存施設を生かし、教職員や児童生徒が交流できる併設型の小中一貫教育を推進してまいりました。小中一貫教育は目的ではなく、教育の質を高めるための手段であり、学力向上、豊かな心、健やかな体、自立の4つの側面から取組が行われております。平成27年の導入から10年が経過をいたしました。その結果が市民に十分伝わっているかということ、そうではないという状況にあります。この節目に取組の成果がどのように検証されたのか、改めて確認したいと考えます。

最初の質問です。小中一貫教育の成果と今後の取組について、小中一貫教育のこれまでの

成果について伺います。

○副議長（富山 豪君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の小中一貫教育の特徴である9年間の系統的・連続的な学びの指導計画である学びのグランドデザインに基づく指導による学力の向上、多様な小小連携、保幼小中連携活動による異年齢集団での交流によるコミュニケーション力、表現力の向上、各学園の個性を生かした地域との協働活動による郷土愛、地域の理解の深まり、地域との交流の活性化、学園内で連携した活動や多様な研修、学習機会を通じた教職員の交流の活性化、学校と市教育支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携したチーム支援体制の構築による不登校児童生徒の不登校出現の抑制などが挙げられると考えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 9年間の系統的・連続的な学びの指導計画であります学びのグランドデザインに基づいた指導により、学力の向上をはじめとして一定の成果があったということは理解いたしました。しかしながら、市民からは外部の目での検証が必要であるという声もお聞きしております。

そこで、小中一貫教育10年間の節目の成果について、評価検証は行っているのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

国内の小中一貫教育の第一人者であります筑波大学人間系教育学域の樋口直宏教授には、小中一貫教育推進委員会に有識者の枠でのご参加をいただきまして、制度立ち上げ当初より専門的なご助言をいただいております。9年間のつながりと高いプレゼンテーション能力、地域の方々と児童生徒の充実した活動、発達段階に応じた9年間の活動の連続性について高い評価をいただいております。

また、毎年、当事者である児童生徒と保護者、教員に対して満足度や成果、課題などに関する調査を行いまして、経年変化による分析を行っており、改善点について検討、次年度に生かす取組などを行っております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 成果の検証につきましては、教育委員会や学校長会による内部検証に加え、第三者有識者の知見を取り入れているということは理解いたしました。しかしながら、市民から見れば、身内だけで評価しているのではないかという不安が残ります。

教育は地域全体の信頼に支えられてこそ持続可能となります。したがって、今後は地域代表や保護者、教育研究者などを加えた外部検証委員会を常設化し、経年比較や改善提案を公開の場で行う仕組みを整えることが不可欠だと考えます。これにより、市民が安心して子供

を任せられる教育環境を築くことができるというふうに考えます。

では、本市の小中一貫教育を今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

まずは、本市の小中一貫教育の特徴である小中一貫教育グランドデザインの策定や、それに基づく学園経営の重点や柱、研究テーマの設定、学園の方針を継いだ各校の教育プランの策定など、これまで取り組んできた9年間の系統的・連続的な学びを継続していくことで、本市の教育目標の達成を目指してまいります。

また、新たな取組としては、小中一貫教育推進委員会の中において様々な地域の人材に学校の教育活動にご協力いただく仕組みを、各学園だけではなく市全体で共有する人材バンク制度の創設や、地域で活動する団体や企業などとの連携についての検討、学園ごとの研修やPTA活動などの検討を行いまして、本市の小中一貫教育をさらに充実させるための取組を行ってまいります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） これまで取り組んできました9年間の系統的・連続的な学びを継続していくことに加えて、地域の様々な人材に学校の教育活動にご協力をいただく仕組みづくりや、市全体で活用できる人材バンク制度の創設、学園ごとの研修など、本市の小中一貫教育をより一層充実する新たな取組を実施していくということについては評価できます。これからはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

本市の小中一貫教育をより一層充実するために、第三者外部有識者、これは地域の代表、保護者、教育研究者等を入れた小中一貫評価検証委員会の常設化を要望しておきますので、検討のほどよろしく願いをしておきます。

先ほど小中一貫教育の成果のところで学力の向上が挙げられておりましたが、楽しい学びとなっているかについて確認しておきたい点が1点ございます。それは、小学2年生及び3年生の算数が理解できず、4年生以降もずっと分からないまま過ぎてしまう。算数が分からないと算数が嫌いになる。授業がつまらなくなる。先生がおもしろくないとなって、ほかの教科にも身が入らないとなってしまいます。この理解不足のまま中学、高校と進んでしまう例があります。実際に目にしてまいりました。小中一貫教育は9年間の学び、3年生までの理解不足は4年生から6年生、または7年生から9年生まででリカバリーできる仕組みがあり、学びが楽しくなければならぬと思います。

そこで、小中一貫教育において理解につまずいても後からリカバリーできる学習の振り返りの仕組みはあるのでしょうか、伺います。

○副議長（富山 豪君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

学習内容の習熟度の確認については、授業ごとの振り返りやICTを活用しましたミニテスト、単元終了時や定期的に行われている評価により行っております。また、授業時間の終了時には、自分で理解したかどうかの振り返りを大切にし、理解が不十分な点については学習支援アプリやAIドリルを活用し、自動作成された苦手問題に取り組むなどの工夫を行い、効果的な取組を実施しております。活用状況確認や宿題作成などの機能もあり、学ばされるのではなく、自ら学びに向かう意欲の向上を図ることで苦手意識の克服を支援しております。

新しい単元に入る際には、学習の系統性を意識した既習内容の振り返りを行うことで、学習の積み残しに対し復習を交えながら授業を進めております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） ICTや学習支援アプリを活用し、理解度に応じた振り返りや苦手克服の仕組みを導入しているということは評価いたします。ただ、算数につまずいたまま進級してしまうと、勉強が嫌い、授業がつまらなと感じ、ほかの教科にも影響が及ぶことがあります。だからこそ、子供が分かった、できたと実感できる場면을積み重ねることが重要であります。先生方には、理解できた瞬間をしっかりと認めていただき、褒めて伸ばす指導をぜひともしっかりとお願いをしたいと思います。今後は誰一人取り残さない、分かった、楽しい授業を本市の一貫教育の柱として実践していただきたいと思っております。

以上、本市の一貫教育について、成果と今後の取組について見てきましたが、現在、那珂市の教育においては、地域の特徴を生かしつつ、小中一貫で子供の成長を支える仕組みを整っているのが特徴であり、強みだと言えるのではないかと考えております。20年先を見据え、誰一人取り残さない魅力ある教育の実践をこれからもお願いしたいと思います。

そこで、その20年先を見据えた本市の小中学校教育体制について考えてみたいと思っております。

本市の教育はこれまで地域と共に歩み、子供たちの成長を支えてきました。しかしながら、少子化の進行、進学先の多様化、学校規模の縮小など、これまでとは質の異なる変化が同時に押し寄せております。今、私たちは20年後の那珂市の教育をどう守り、どうつくるかという大きな岐路に立っていると思っております。

本市は、少子化による児童生徒数の減少の中、菅谷地区、五台地区と、この2つは一応児童生徒からすると減少ということではない。維持、もしくは増えているというところでございます。そのほか、神崎、額田、瓜連、芳野、戸多地区については児童生徒数の減少が認められております。また、中学進学の見込が広がり、県立附属中の増加や国立附属中、私立中の存在により、公立中への進学者が減少しております。これにより、本市の小規模校に影響が出ております。それは、1クラス編制によるクラス替え効果の喪失、人間関係固定化によるいじめリスクの発生ということでもあります。県立等附属中13校の展開は、新たに苛烈な受験競争を生み出し、競争意識の激化が顕著となっております。

では、現状ということで、市内小学校から中学校への進学状況について確認をしておきた

と思います。市内小学校から国、県立、あるいは私立中学校への進学者数及び市内中学校への進学者数はどれぐらいで、どのように推移しているのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和2年度が市内小学校6年生436人中、市内中学校408人、国・県立、私立中学校が28人。令和3年度が452人中、市内中学校421人、国・県立、私立中学校が31人。令和4年度が438人中、市内中学校406人、国・県立、私立中学校は32人。令和5年度が442人中、市内中学校411人、国・県立、私立中学校は31人。令和6年度が427人中、市内中学校が389人、国・県立、私立中学校が38人です。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） ここで、今回の質問関連の資料を準備しておりますので、議長の許可をいただきましてタブレットにアップしております。そちらをご覧いただきたいと思ます。

資料1のほうですね。こちらが今申し上げた執行部のほうの答弁も載せておりますので、一番左端の上ですね。那珂市内小学校から市内及び市外中学校への進学者数と、令和2年度から令和5年度ということで、市外への進学者率も載せております。令和2年度は408名中、28名が市外へ行っていると。令和6年度については389名から38名、市外へ進学をしているということで、パーセンテージで言うと6.4%から8.9%、約9%は市外へ行くということで年々増えているという状況であります。これは、菅谷地区、五台地区を除くと、小規模校では15%から20%に市外へ入っちゃう方が増えておりますので、何度も申し上げますけれども、学区内中学校へ進学しても1クラスとなってしまうケースが生じていると。実際に発生をしております。

1クラス固定化は、クラス替え効果の喪失、人間関係の固定化、いじめリスクの増大ということで、教育環境に深刻な影響が出てきています。この状況は、那珂市の公立中学校の魅力が相対的に低下しつつあることを示すものでもあり、早急な対策が必要だと考えます。

次は、市内中学校から市内高校、市外の県立高校、私立高校への進学者数についてどれくらいいるのか、またその推移をお聞きします。

○副議長（富山 豪君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和2年度は市内中学校9年生422人中、市内高校62人、市外県立高校260人、私立高校76人。令和3年度は478人中、市内高校75人、市外県立高校272人、私立高校100人。令和4年度は443人中、市内高校84人、市外県立高校233人、私立高校89人。令和5年度は424人中、市内高校96人、市外県立高校214人、私立高校79人。令和6年度は431人中、市内高校94人、市外県立高校227人、私立高校73人です。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 令和6年度では市内約22%、市外県立が53%、私立で17%ということでありました。県立附属中の増加や私立中高一貫校の存在により、中学段階から進学選択が多様化し、結果として市内中学校の生徒減少につながっていると、どんどん増えているということで、そういう状況にあるということでもあります。

では、将来の児童生徒数の人数ってどれぐらいなのかということで、2025年から2045年までの児童生徒数の推移について、どのようになっているのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所において作成しております都道府県・市町村別の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口によりますと、おおむね児童生徒の範囲に当たる5歳から14歳の本市の推計人口は2025年が4,185人、2030年が3,728人、2035年が3,321人、2040年が3,110人、2045年が2,946人と算出されております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 推計では、20年間で1,239人減少するということでもあります。年間にしますと62人、緩やかな減少に見えますけれども、やはり菅谷、五台地区を除くと減少幅は大きく、クラス数、教員数の減少に直結するという状況であります。

ここで、資料1の右側の那珂市の出生者数と那珂市の児童生徒の転出入者数、参考までに載せております。これは令和2年度から令和6年度までです。

出生者は、令和2年301名から令和6年265名と、やっぱりもうかなり減ってきております。

---

---

---

これで、現在小学校9校、中学校5校ありますけれども、この体制については今後の人口規模に対してやっぱり課題であるなということ。学校規模の適正化と学区再編の議論は避けて通れないという現実に直面しているということでもあります。

さらに、中高一貫校や私立校に流れる生徒を引き止めるため、9年間の連続性を確保、地域資源を生かした特色教育を展開、ICT、国際交流探究学習、英語教育を強化し、選ばれる公立中学校を目指す必要があると私は考えております。

そこで、本市の小中学校の在り方についてどのようにお考えなのか、教育部長、お願いします。

○副議長（富山 豪君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

義務教育段階の学校の目的は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎や国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことであり、学校では児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要であることなどから、学校は一定の規模を確保することが必要であると考えております。

一方で、小規模校においては児童生徒一人一人に目が届き、個性に合わせたきめ細やかな教育が行われることや、小規模校ならではの創意工夫と、家庭や地域の協力により地域に根差した教育が行えることなどの大きなメリットもございます。

また、学校は地域コミュニティの核としまして防災や地域交流の場等の機能を併せ持ちます。地域の実情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もあり、こうした判断も尊重される必要があります。

学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものと考えておりますので、単純に児童生徒数の減少だけで検討するのではなく、地域ごとの人口の推移、校舎の老朽化など、いろいろな条件を勘案した上で、学校の統廃合や学区の見直しを検討する必要性があると考えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 答弁では、小規模校のメリットとデメリット、地域コミュニティの役割、統廃合の判断基準などが示されました。児童生徒が主役、児童生徒一人一人に目が行き届き、個性に合わせてきめ細やかな教育の実践を20年先も変わらずに続けていくためには、学校規模の適正化は時期が来たら考えるでは遅過ぎます。今から準備し、市民と共に議論を始めることが必要だと考えております。

そこで、提案をいたします。

魅力ある那珂市小中学校の在り方検討会、これは仮称ですけれども、この設置。構成メンバーはまちづくり委員会、保護者代表、教育関係者、有識者などが参加し、開かれた議論の場をつくるべきだと思います。行政だけではなく、市民と共に未来の教育をつくる姿勢が市民合意形成の鍵となりますので、ぜひともこの設置を検討いただきたい。よろしく願いをしておきます。

次は、学区制の在り方についてどのように考えているのかお伺いします。

○副議長（富山 豪君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市では、住所に基づいて通学区域を設定し、指定された学校に就学することを原則としております。ただし、心身の障がいや特別な教育的配慮が必要な場合は、家庭の事情、通学

時の安全性確保など、一定の要件を満たす場合には、保護者の申立てにより、学区外への学校への就学を認める制度を設けております。

また、本市では小中一貫教育を導入しており、中学校の学区は小学校の学区と連動しております。これは、児童生徒が義務教育の9年間を通じまして一貫した教育を受けられる体制を整えるとともに、学校を地域と連携した学びの拠点として位置づけているためです。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 答弁にありましたように、小中一貫教育の理念を生かしつつ、通学距離、交通手段、地域コミュニティ維持、児童数の偏り防止、これらを踏まえた広域学区の検討が必要だと私は考えます。学区は固定ではなく、人口動態に応じて柔軟に見直す時代に入っていますので、よろしく検討のほどお願いをいたします。

次は、魅力ある本市の小中学校教育とは何かということでお伺いをいたします。

○副議長（富山 豪君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の小中学校教育の魅力としては、やはり小中一貫教育であると考えます。本市の教育目標である強い意志と豊かな感性で、社会的自立に向け、たくましく生き抜く児童生徒の育成の実現に向けまして、児童生徒が小学校から中学校へと円滑に進学し、学びの系統性や連続性を持たせることで、より効果的な学びの場を提供しております。

また、テストの点数などの見える学力だけではなく、学ぶ意欲や自己肯定感、協調性などの非認知能力も重視し、基礎学力だけでなく思考力、判断力、主体性などのこれからの時代に必要とされる力の育成をしております。

さらに、豊かな自然を生かした環境学習や米作り体験などの実践的な学びを地域とのつながりにより提供できること、またこの地域のつながりにより、登下校の見守り活動など子供の安心安全につながる取組を実施できていることも大きな魅力の一つであると考えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 答弁にありましたように、小中一貫教育は那珂市の強みだと私もそう思います。これに加えて、地域コミュニティ・スクールの拡大、農業体験、科学技術教育、ICT教育等、特色ある教育、いじめ防止・不登校支援の強化など多様性に応じたクラス運営、スクールカウンセラーの常駐や外部人材の活用、そして将来的には連携型中高一貫校も視野に入れるべきだと考えます。既に那珂高校や水戸農業高校との連携が始まっておりというふうにも聞いておりますので、探究活動や教育活動の共有は公立中学校の魅力向上に直結するものと考えます。

そこで、中高一貫教育について、教育長の見解をお伺いいたします。

○副議長（富山 豪君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 中高一貫教育につきましては、ご承知のように県立高校において取組を進めており、県がその推進に力を入れているところでございます。県の方針に基づき、県内の中高一貫教育の整備が進んでいることは理解はしておりますけれども、現時点において本市といたしましては、引き続き県の方針に基づく取組として見守る立場という、こういうことを考えております。

今後も本市の小中一貫教育のメリットを最大限に生かし、義務教育段階において主体的に学び続ける力を育み、併せて中学校卒業時にその進路選択におきまして自己決定できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 教育長からは県の取組を見守るという答弁でありました。

しかしながら、県内では既に13校で中高一貫教育が展開され、近隣市でも整備が進んでおります。さらに、中高一貫でも中学で取って高校の段階ではもう受験生は取らないというようなことも今後方向性として出てきております。

本市の子供たちを取り巻く進学環境は確実に変化しており、見守るだけでは市としての教育戦略が弱いのではないかと私は考えます。小中一貫教育を大切にしながらも、県の動きが本市の教育環境にどのような影響を与えるのか、将来を見据えた検討が必要ではないかというふうに思います。

そこで、市内での中高一貫教育について見解を伺います。

○副議長（富山 豪君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市では、小中一貫教育の推進に力を入れており、県が推進している中高一貫教育の方向性とは異なると認識をしておりますが、一部の学校では市内の高校と連携し活動を行っている事例がございます。具体的には、小学校では高校生と米作りや町探検の実施、中学校では部活動において合同練習や練習試合の実施、中学校の授業を高校の先生が参観するなどの活動を行っております。

こうした活動は小中学生にとって、より充実した学びの機会にもなることから、今後も機会を捉え、高校と協力し連携を深めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 本市では、既に那珂高校や水農との連携が始まっております。このような実績は、連携型中高一貫教育へ発展できる土台になり得るというふうに考えます。

市内中学校と県立高校が教育活動や探究活動を共有し、子供たちが早い段階から高校の学びに触れられる仕組みは、学びの連続性、進路選択の幅の拡大、公立校の魅力向上につながる

ります。本市が主体的に未来の教育戦略を今こそ描くべき時期にきているというふうに思います。小中一貫教育を基盤としつつ、市内高校との連携の進化、連携型中高一貫教育の可能性の検討、子供たちの進路選択の幅を広げる仕組みづくり、これらを総合的に考えることで、那珂市の公教育の魅力をさらに高めることができるのではないかとこのように考えます。未来の教育戦略について、今後の積極的な検討をよろしく願いをしておきます。

最後に、将来にわたり魅力ある那珂市の小中学校教育の推進について、教育長にお伺いいたします。

○副議長（富山 豪君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 本市で取り組んでおります小中一貫教育における魅力につきましては、先ほど部長が答弁いたしましたとおりですけれども、少子化が進行する中においても、この小中一貫教育は、児童生徒の多様なニーズに応えるために柔軟で効果的な教育環境を提供し続けるための基盤となるものと考えております。

また、今後は地域で活躍する方々の知識や経験を基に、各学校の教育活動にご協力、ご参加いただくゲストティーチャーの取組の拡大、さらには地域で活動する団体や企業等との連携など、本市の小中一貫教育をさらに充実させるための新たな取組を始めたところでございます。

少子化により、学校規模の縮小が懸念される中で、地域の皆様の協力を得ながら地域に根差した教育活動を展開し、学園内での連携を強化することで、よりよい学びの場、魅力ある教育環境を提供してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 那珂市の教育は、これからの20年を見据えた大きな転換点にきております。小中一貫教育を核としながら、成果の検証と改善、高校との連携強化、地域と共に育つ学びの進化、子供たちの未来を広げる教育環境の整備、これらを総合的に進めることで那珂市で学んでよかったと胸を張れる教育、すなわち魅力ある那珂市の教育を実現できると考えます。本市の子供たちが地域に誇りを持ち、未来に向かって挑戦できる教育をつくるため、今後の積極的な取組を強く要望いたします。

以上で、この項の質問を終わります。

次は、公営墓地の管理運営についてであります。

核家族化が進み、家族の在り方が多様化している昨今、お墓の無縁墓地化が増えてきています。先祖代々のお墓を守る人がいない、墓じまいをどうしようか、入るお墓がないなど心配や不安をお持ちの方は多くいらっしゃいます。少子高齢化と家族に対する意識の変化、地元で仕事に就けないことによる人口減少、子供世代もお墓の維持管理が義務だという感覚の希薄化などにより、お墓の管理が難しくなっています。お墓の在り方について、本市はどのように考えているかお聞きします。

最初に、公営墓地の現状についてであります。現状を押さえておくということで本市の死亡者数、高齢化率の2013年から2024年までの推移について伺います。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

死亡者数につきましては、各年の12月末日での集計数となります。

平成27年591人、平成28年643人、平成29年628人、平成30年716人、令和元年637人、令和2年609人、令和3年668人、令和4年708人、令和5年716人、令和6年688人です。

次に、65歳以上が総人口に占める割合の高齢化率になりますが、各年4月1日時点の数字になります。

平成27年度27.6%、平成28年度28.6%、平成29年度29.3%、平成30年度29.9%、令和元年度30.5%。令和2年度31.2%、令和3年度31.9%、令和4年度32.3%、令和5年度32.7%、令和6年度33.1%です。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 今、答弁いただきました。ここで資料2をご覧いただきたいと思えます。

今答弁いただいたその死亡者数と高齢化率をまとめて載せてグラフで表しております。平成27年が591人、死亡者数ですね。令和6年は688人と、やはり増加傾向にあるということであり。今後も高齢化率、令和6年で言いますと33.1%と、ここまで高くなっています。ちなみに、令和22年は39.2%ということでグラフの中にちょっと表示をしましたが、4割がもう高齢者になってしまうということで推測がされております。ということは、死亡者数もそれに比例して増えていくということが言えるかというふうに思います。

次は、公営墓地の現況についてであります。

福ヶ平霊園、瓜連富士霊園の区画総数と利用者数、使用料、管理料はどのようになっているのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

初めに、市営の公園墓地の区画総数につきましては、福ヶ平霊園が1,343区画、瓜連富士霊園が458区画です。

次に、使用許可数は令和7年11月末時点で、福ヶ平霊園が1,186基、瓜連富士霊園は370基です。

使用料については、いずれの霊園でも10平米区画で50万円、5平米区画で25万円です。また、福ヶ平霊園には7平米区画もあり、35万円です。

管理料につきましては、1年間で10平米区画が5,400円、7平米区画が3,780円、5平米区画が2,700円です。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 資料については資料3をご覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

福ヶ平、それから瓜連富士霊園合わせて総区画数は1,801基、使用許可数は1,556基ということで、86%がもう使用済みということになります。ここにちょっと差がありまして、まだ瓜連富士霊園のほうが80.8%ということで、まだ余裕があるという状況であります。

では、管理する方がいない、いわゆる無縁墓となったお墓はあるんでしょうか。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

現在、福ヶ平霊園、瓜連富士霊園のいずれにおきましても、管理者が不在となっている墓地はございません。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 現在のところまだ無縁墓はないということでありました。

次に、公営墓地の過去5年間の新規件数と返還件数、これについてどれくらいあるのか、また返還の理由はどういうものがあったのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

令和2年度から令和6年度までの5年間における墓地の新規使用許可数は、福ヶ平霊園は42基、瓜連富士霊園は29基です。

返還件数につきましては、福ヶ平霊園は59基、瓜連富士霊園は9基です。返還につきましては、墓地使用权を承継された方が遠方に居住しており、居住地近くの墓地に改葬するためや、民営の合葬墓や樹木葬に改葬するなどが主な理由になります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 新規件数は5年間の累計で71基ということでありましたので、大体年間14件、平均あるということになるというふうに思います。返還件数は68基。大体平均しますと、毎年14件発生しているという状況であるということが分かりました。

今後、少子高齢化により増加傾向になると予想されます。この返還件数ですね。返還の理由については、墓地使用权を承継された方が遠方在住につき、その居住地の近くの墓地に改葬のため返還ということでありました。また、墓じまいをして合葬墓、樹木葬などへの改葬も理由にあるということでもあります。昨今、お墓の求め方も樹木葬や永代供養墓、合葬墓など多様化が進んでいるのがうかがえるというふうに思います。

では、過去5年間の公営墓地の収支状況はどのようになっているのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

特別会計である公園墓地の歳入歳出の状況につきましては、令和2年度の歳入は1,332万9,000円、歳出は1,029万8,000円。令和3年度の歳入は1,215万4,000円、歳出は889万2,000円。令和4年度の歳入は1,362万7,000円、歳出は1,011万3,000円。令和5年度の歳入は1,084万3,000円、歳出は710万3,000円です。令和6年度の歳入は1,134万9,000円、歳出は827万4,000円です。各年度に生じる歳出の残額につきましては、次年度に繰越しをしております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） ここで資料3を見ていただきたいと思います。今述べていただいた数字プラス収支簿を載せております。資料3の一番下ですね。

令和6年度で見ますと、1,134万9,000円歳入があつて、歳出が827万4,000円。収支は307万5,000円黒字ということになります。この歳出の中、827万円の中には、一般会計への繰り出しが約400万円ありますので、収支から考えると管理はきちんとできているということでもあります。しかしながら、今後返還件数が増えてまいりますと、使用料はなくなる。管理料もなくなってしまうということになりますので、厳しい管理が予想されるなというふうに思っております。

次は、公営墓地への要望事項というのはどのようなものがあつたのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

要望件数は多くありませんが、合葬墓、樹木葬の設置を求めのご意見をいただいております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 要望そのものが少ないということでもあります。合葬墓、樹木葬の設置希望の意見があつたということでありました。

次は、公営墓地の管理運営課題についてお聞きします。

公営墓地について現状確認のところ、新規件数の減は使用料の収入減につながっていくわけで、ある程度の維持策が必要だと考えますけれども、新規件数の維持はどのようにしていきますか。伺います。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

墓地ということもあり、積極的な募集は行っておりません。市ホームページにおいて公園墓地の概要を掲載し、案内をしているところです。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 大々的に募集というわけにはまいりませんので、それとなくということだろうと思います。ホームページにて案内ということであるということは分かりました。

では、新規件数維持については、返還された区画も新規の対象になると思いますけれども、返還後のこの区画管理というのはどのようにされているんですか。伺います。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

公園墓地において、使用区画を返還する際は使用者が区画を更地にして返還していただいております。返還後につきましては、市において定期的に除草などを行い、適正に管理しております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 分かりました。適正に管理されているということであります。

では、無縁墓の発生抑止、これはどのように考えていますか。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

墓地使用者がお亡くなりになった際に、ご親族の方に承継者を選任していただき、引き続き管理を行ってもらうことで無縁墓地の発生にならないよう対応しているところです。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 無縁墓の発生抑止にはお悔やみリストも活用いただいているということであります。承継者の選任と継続管理のお願いをしていただくよう、それとなくお願い、PRのほどよろしく願いをしておきます。

また、ふるさと納税返礼品の中に墓参りやお墓の清掃代行もたしか入っておったというふうに記憶しておりますので、こちらのほうも活用願いたいと思います。

お墓の多様化が進む昨今、市民のお墓に対する意識の多様化の把握をどのように行っていますか。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

お墓につきましては、核家族化、少子高齢化のほか、個人の価値観により従来の先祖代々のお墓だけでなく樹木葬や納骨堂、手元供養など多様化してきていると捉えております。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 積極的に情報は求めていないということであろうかと思えます。

それでは、今那珂市未来ノート、従来エンディングノートというふうに言っておりましたけれども、この那珂市未来ノートの利用も進めております介護長寿課との情報共有も含め、情報収集の連携を進めていってほしいなというふうに思います。

では、公営墓地の今後の在り方について、どのように考えているのか伺います。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

本市の公園墓地は宗教的な制約がなく、多くの住民が自分の希望に合った墓地の利用ができるようになっております。しかし、近年は使用者がお亡くなりになり、墓地を承継された方が市外に居住しているなど、居住地に近い墓地に改葬することが多くなってきております。

今後の公園墓地の在り方については、引き続き承継者不在の無縁墓地の発生を防ぎながら、使用者が安心して利用できる公園墓地の維持管理を行ってまいります。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 分かりました。承継者不在の無縁墓地の発生防止をしながら、使用者が安心して利用できる公園墓地の維持管理をしていくということでありました。

ここで資料4をご覧いただきたいと思います。

こちらは、よその自治体の合葬墓の事例をまとめて表にしたものです。こちらは、令和2年度を見ていただき、高萩市の例を見ていただきますと、使用開始が令和2年度からということで、永代使用料は12万5,000円、納骨室、合葬室が3万7,000円ということで、納骨室252体、合葬室が1,000体ということで既に供用を開始しているという状況でございます。

そのほか、日立市、水戸市、それから大洗町、それから古河市のほうは、これは連携といいますか、5つの自治体の共同でということで設定をしている例であります。大洗町は平成29年度からもう供用開始しております、納骨室、合葬室合わせて1,174体。使用料は8万4,000円ということであります。

東海村が今年の7月、右端の下ですけれども、3月に合葬式墓地整備基本計画を策定しております、須和間の霊園の中に1,500体規模で今後3年で整備を目指すということであります。

ということで、よその自治体も合葬墓をちゃんと整備をしておりますので、これは需要がなければ造らないのは当たり前のことでございますので、本市でも公営合葬式墓地の整備を提案しますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（富山 豪君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

公営合葬墓は複数のご遺骨を一緒に埋葬しており、一般的なお墓を建立する費用に比べ安価であり、承継者がいなくても利用を継続でき、宗旨宗派を問わないのが特徴です。合葬墓の設置につきましては、公園墓地への設置要望が少ないことや、民間の施設に提供する埋葬

形態が既にあることから、現時点において整備の予定はございません。

以上です。

○副議長（富山 豪君） 寺門 厚議員。

○13番（寺門 厚君） 現時点では需要がないということで、考えていないということでありました。

今後については、先ほどのデータいくつかご覧いただきましたし、他自治体の例もご参照いただいたと思いますので、適切な時期にお墓に対する意識アンケート調査を実施していただいて、市民ニーズの確認を行い、整備の必要性についてしっかりと吟味をしていただきたいと思いますというふうに思います。

あらかじめ墓じまいをし、合葬墓への改葬ができるようにすることで現行の墓地利用者の承継者がいない場合の無縁墓化防止と、承継者がいない方、高齢になり墓地の管理が大変だという方、子供や孫に迷惑をかけたくないと考えている方々の不安を解消し、承継者がいなくても安心して利用できる、さらに市民ニーズの今後発生します多様化に対応できる永代供養合葬式墓地の整備をいま一度検討をいただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（富山 豪君） 以上で、通告3番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時5分といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

◇ 小池正夫君

○議長（木野広宣君） 通告4番、小池正夫議員。

質問事項 1. 市内の地域福祉関係団体について。2. 障がい福祉サービスについて。3. 道の駅を成功に導くためには。

小池正夫議員、登壇願います。

小池正夫議員。

〔8番 小池正夫君 登壇〕

○8番（小池正夫君） 改めまして、こんにちは。議席番号8番、小池正夫です。

通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく願い申し上げます。

初めの質問は募金についてのことです。

私たちが暮らす社会は、災害、貧困、病気、環境破壊など様々な問題が存在いたします。これらの課題を解決するためには、多くの資金が必要です。国や自治体の支援だけでは全てを十分に賄うことは難しいのです。その不足を補うために重要な役割を果たしているのが募金であります。

募金は、支援を必要とする人々や地域へ迅速かつ柔軟に資源を届ける手段となっています。特に、募金の力が発揮されるのは災害などの緊急時です。地震や豪雨が発生すると、被災地では食料や水、毛布、衣料などがすぐに不足することが多くありまして、行政による支援は準備や手続に時間がかかるということもあるため、募金による支援は比較的早く行動できるため、人々の命や生活を守るための迅速な対応が可能になっています。

また、募金は行政では支援し切れない分野を助ける働きも持っています。例えば、子供の貧困、動物保護、難病患者の支援、環境保全など細かいニーズに応じた活動、民間の団体だからこそ柔軟に実施できています。募金によって支えられているNPOやボランティア団体は、地域社会の中で大切な役割を果たしています。

さらに、募金は私たち一人一人が社会に参加するための手段でもあり、少額の募金でも支援を必要とする人々にとっては大きな助けになっています。自分が応援したい分野に直接貢献できるため、募金は社会問題を自分事として考えるきっかけにもなっています。

以上のように、募金は社会における様々な課題を解決し、人々の生活を守り、未来をよりよいものにするために欠かせない仕組みであり、私たちが募金を通じて支援の輪を広げるとは、より温かく協力し合える社会をつくることにつながると言えます。

それでは、質問に移りたいと思います。

自治会で集めている地域福祉関係団体の会費がありますが、これはどのようなものがあるかお聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

当市では、まちづくり委員会及び各自治会の協力をいただき、毎年度当初に日本赤十字社茨城県支部那珂市地区の活動資金と社会福祉法人那珂市社会福祉協議会の会費の募集を行っております。このうち、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づく事業を行う団体であり、国や市が目指す地域共生社会の実現に重要な役割を担う団体です。集められた社会福祉協議会の会費は、あん・しん・ねっと事業や地域福祉コミュニティ推進事業などの那珂市社会福祉協議会が独自に行っている地域福祉事業の財源として活用されております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 地域福祉関係団体のうち、那珂市社会福祉協議会の会員数はどのよう

な状況になっているかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

那珂市社会福祉協議会の会員は、市内に居住する世帯や個人が会員となる一般会員及び特別会員、市内に所在する会社、団体、社会福祉施設などが会員となる法人会員からなっております。

会員数の推移ですが、一般会員は令和4年度1万1,019世帯、令和5年度1万639世帯、令和6年度1万268世帯となっており、微減傾向が続いております。

特別会員は令和4年度72人、令和5年度60人、令和6年度72人で同程度で推移しております。

法人会員は令和4年度155件、令和5年度158件、令和6年度164件で増加傾向となっております。

なお、一般会員と特別会員の違いは納める年会費の額であり、一般会員は500円、特別会員は1,000円以上、また法人会員は1万円以上となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 会費の徴収はどのような方法で行っているかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

一般会員及び特別会員のほとんどの方の会費につきましては、地区まちづくり委員会、各自治会のご協力を得て取りまとめていただいた上で、社会福祉協議会に持参いただいております。

なお、自治会には加入されていないものの社会福祉協議会の事業を利用されている方などにつきましては、直接社会福祉協議会の窓口において個別に受付を行っております。

また、法人会員につきましては、直接社会福祉協議会の窓口で受付を行っているほか、ご協力をいただける会社などにつきましては、ご要望に応じて訪問の上、会費をお預かりしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 会員数の減少が見込まれる中でも、市民から募る資金については引き続き理解を得ていくことが重要であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

社会福祉協議会の活動は、市から委託を受けた事業だけでなく、市民の皆様から直接頂いた資金を活用して行う自主事業も重要な活動です。今後、自治会加入者数が減少することに

に伴い、納入される会費も減少することが見込まれます。そのため、社会福祉協議会としては SNS なども活用して積極的に周知し、市民の皆様は活動を理解いただくとともに、協力いただける会員を増やすことが必要であると考えております。

また、会員、非会員にかかわらず社会福祉協議会の活動をご支援いただく方法として、フードパントリーや共同募金などへのご寄附も活動の一助となります。

市としましても、これらの活動を広く周知するとともに支援を継続してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 人口の減少はどんどん減っていくということもありますので、周知徹底をしながら、急に募金がなくなったり減ったりということはないと思いますけれども、そのようなところを考えてやっていていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

本日は、障がいのある方々から、そのご家族が地域の中で安心して暮らし、その人らしい生活を送るための支援について取り上げます。

私自身何度かこの質問をしておりますけれども、市民の皆様から様々なご相談をいただく中で、特に障がいに関する相談は、制度が複雑で分からない、まずどこに相談してよいのか分からないというのが非常に多くあります。

私ごとですが、私の家にも、前にも話しましたが、肢体不自由で重度障がいの娘がおります。他人事ではないので、親として同じように障がいを持つお子さんの保護者の方からは、支援につながるまでに何度もたらい回しになってしまった。ホームページを見ても理解が難しい。そういう率直なお声も聞いてまいりました。障がいがあるというだけで生活のあらゆる場面でハードルが上がる。それを少しでも低くするために行政の支援があります。しかし、その支援そのものにたどり着けないのであれば、本来の役割が果たされているとは言えません。

また、障がいのある方は一人一人の状況が全く異なります。身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなど、その特性は多岐にわたります。必要な支援も人によって全く違います。だからこそ行政としてどれだけ丁寧で分かりやすい案内をしているのか、相談しやすい環境が整っているのか、そして個々の状況に寄り添った支援ができているのか、この点を確認していくことが極めて重要だと思っております。

そこで、本日は障がいのある方お一人お一人が自分らしく安心して暮らすための支援が市としてどのような整備をされているのか、申請の仕組みから相談体制、日中活動、就労支援、移動支援、そして子供の発達支援まで一連の流れとして相談をさせていただきます。

まず初めに、障がいのある方が利用できる主な福祉サービスについて伺います。

市民の皆様とお話ししていると、どんなサービスがあるのかそもそも分からないという声を非常に多く聞くこともあります。特に、障害者手帳の取得前後は本人もご家族も情報を十

分に持つておらず、制度の全体像が見えないまま困りごとだけが積み重なってしまうケースも少なくありません。

そこで、改めて行政としてどのような種類の支援があるのか、整理して確認して、伺います。障がい者が利用できる主な福祉サービスにはどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

障がいのある方が利用できる福祉サービスは、大きく3つに分けられまして、障がい福祉サービス、経済的な支援、各種割引・優遇制度となっております。これらは身体障害者手帳や療育手帳など、障がいの程度に応じて支援が行われております。

まず、障がい福祉サービスについてですが、障がいの程度や利用者の方の状況に応じた支援を受けることができるサービスです。具体的には、日常生活や社会生活に必要な介護、療養及び訓練に関する支援が含まれます。

次に、経済的な支援としましては、障がいに伴う医療費などの助成や所得保障のための障害年金があります。また、日常生活の療養に必要な支援を受けるための経済的負担の軽減を目的とした福祉手当などの制度もございます。

最後に、各種割引・優遇制度についてですが、こちらは税金の減免や控除、NHKの受信料の免除、公共交通機関の運賃割引や通行料の軽減など、多岐にわたる制度が整備されております。これらの制度は、障がいのある方の自立を支援することを目的としております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） ただいまの答弁のとおり、障がい福祉サービス、経済的な支援、割引・優遇制度という3つの大きな柱があるというご説明でした。

介護や訓練といった直接的な支援ではなく、医療費助成や手当、税の控除、公共の料金の免除など生活全体を支える制度があるということを整理され、非常に分かりやすい説明だと思っております。しかし、市民の方々からは、制度の存在自体を知らなかったという声も多いのが現状です。今後も市広報やホームページ、窓口での説明など様々な手段で市民に届く周知をお願いしたいと思っております。

次に、障害者手帳についてです。

障がい者の支援を利用する上で、この手帳はほとんどの制度の入り口になります。しかし、市民の方からは、どこで申請するのか、医師の診断が必要なのか、等級はどうやって決まるのかなど多くの疑問が聞かれます。こうした不安や疑問をなくすためにも、申請の流れが明確であることは非常に重要です。

そこで、最も申請件数が多い身体障害者手帳について、申請から交付までの主な流れをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の3種類がございます。そのうち、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は茨城県が交付を行っておりまして、身体障害者手帳は市が交付を行っております。このため、市で申請から交付まで行っている身体障害者手帳の流れについてご説明いたします。

身体障害者手帳を申請するためには、県の指定を受けた医師による診断が必要です。指定医師が障がいの有無及び程度について診断し、所定の診断書を作成します。この診断書と申請書など必要書類を添えて市に提出していただきます。市では、提出された診断書に基づき、身体障害者福祉法の認定基準に従って審査を行い、手帳の等級を決定いたします。市での等級認定が困難な場合は、県が実施する茨城県社会福祉審議会に諮問し、その結果を踏まえて市が最終的に等級を決定いたします。

身体障害者手帳の等級が決定した後は、社会福祉課の窓口において手帳を交付いたします。交付時には、身体障害者手帳の等級や障がいの状況によって該当となる医療費助成や各種手当、福祉サービスなどの制度をご案内し、必要に応じて各種制度の申請を受け付けております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 指定医師による診断、診断書の提出、市での審査、必要に応じた県の審議、そして交付という丁寧なプロセスがあることが確認できました。さらに、手帳交付時に医療費助成や各種の手当の案内も行っているとのこと、手帳取得後の支援につながりやすい体制が整えられていることは大変心強いと感じました。今後も手続の流れがスムーズに理解できるよう、分かりやすい資料の充実や相談体制の強化をお願いしたいと思います。

次に、窓口についてお伺いいたします。

障がいのある方が制度を利用する上で、どこに相談すればよいのか分からなければ必要な支援にたどり着けません。まず何から始めればいいのか、どんなサービスが合っているのか、どこの事業所を利用できるのか、こうした悩みを解消するのが相談支援です。

本市では、障がい福祉サービスを利用するための相談窓口はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

障がいのある方が具体的な障がい福祉サービスを受けるための相談につきましては、市の指定を受けている指定特定相談支援事業所を通じて行うことができます。

なお、児童に関しては、指定障害児相談支援事業所が相談窓口となります。

市内には、指定特定相談支援事業と指定障害児相談支援事業の両方を行っている事業所が

10か所ございます。また、指定特定相談事業のみを行っている事業所が1か所ございます。特に、総合保健福祉センターひだまり内にある市社会福祉協議会菅谷事務所は、障がい者に関する総合相談窓口として様々な相談を受け付けております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 市内には特定相談支援事業所が11か所あり、また、総合保健福祉センター内の社会福祉協議会が総合窓口として機能しているとのことで、市民にとっても相談先は確保されていると思います。

ただし、相談支援事業所は民間のため、事業所ごとに得意分野や対応のできる範囲が異なることもあります。市のホームページでの一覧の見やすさ向上など、より選びやすい工夫を期待いたします。

続いて、日中の活動の場や就労支援についてです。

障がいのある方にとって、日中に安心できる居場所があるかどうか、また働く機会があるかどうかは生活の質に直結します。本人の成長や自立のためにも、日中活動の場、役割は非常に大きいと感じております。

そこで、日中の過ごし方を支援するサービス、そして就労につながるサービスにはどのようなものがあるのか。また、それらの事業所一覧はどこで確認できるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

障がいのある方が日中過ごす場としましては、生活介護、自立訓練のほか、日中一時支援がございます。生活介護は常に介護が必要な方に対し、通所事業所で入浴や排せつ、食事の介護、創作活動などの支援を行うサービスとなっております。自立訓練は、障がいのある方が自立した生活を営むために、身体機能や生活能力向上の訓練を提供するサービスです。日中一時支援は、日中に一時的に過ごせる活動の場を提供するほか、ご家族の就労や休息も目的としております。

また、就労のためのサービスとしましては、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、就労定着支援、就労選択支援がございます。就労移行支援は、就労を希望する方に対し生産活動や訓練を提供し、知識や能力の向上を支援します。就労継続支援A型は雇用契約を結び就労の機会を提供し、B型は雇用契約はせずに訓練や生産活動を行います。就労定着支援は、一般就労に移行した障がいのある方に対し職場環境への適応を支援いたします。

また、就労選択支援は、令和7年10月から新たに創設されたサービスで、就労先や働き方を本人の適性に合わせて支援いたします。さらに、介護者が病気などで支援ができない際には、施設に短期間入所する短期入所や長期間入所する入所支援がございます。

また、地域で共同生活を営むグループホームにお住まいの方に対し、住まいでの相談や日常生活支援を行う共同生活援助なども提供されております。

これらのサービスを利用できる事業所の一覧につきましては、県内の事業所情報は茨城県障害福祉課のホームページに、市内の事業所情報は市のホームページにそれぞれ掲載しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 生活介護、自立訓練、日中一時支援など日中を豊かにするサービスが多くあり、さらに就労移行支援、就労継続支援A B型、就労定着支援など、働きたい方のステップに応じた支援が整っています。

また、事業所一覧や県や市のホームページで確認できる点は大変重要です。今後、利用者が自分に合う事業所を選びやすくなるため、事業所の特徴や空き状況の見える化など、さらに工夫も期待したいと思っております。

続いて、移動に関する支援を伺います。

移動は生活の基本であり、通院、買物、就労、社会参加などあらゆる生活の基盤となります。しかし、障がいによって独りでは外出できない方もおられ、移動支援の充実は生活の質を大きく左右します。

本市として提供している移動支援や交通手段の主な内容について伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

障がいのある方が福祉事業者や日常の買物に行く際に利用できる交通手段や移動支援としては、まず障がいのある方の安全な移動を支援するサービスとして、同行援護がございます。これは、移動の際に必要な付き添いや誘導を行い、外出を支援するサービスです。また、医療機関への受診の際、車の乗り降りや移動中の介助、受診手続や薬の受け取りなどの支援を行う通院介助がございます。さらに、外出時に介助者を派遣し、必要な移動の介助を行う移動支援がございます。そのほか、市の独自事業としてタクシー利用助成事業を実施しており、障がいのある方がタクシーを利用する際の経済的負担の軽減を図っております。また、NPO法人などによる福祉有償運送があり、これは自家用車を使用したドア・ツー・ドアの個別輸送サービスとして提供しております。これらの支援を通じて、障がいのある方の移動の自由の確保と生活の質の向上を図っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 同行援護、通院介助、移動支援といった制度に加え、市独自のタクシー利用助成、さらにNPOによる福祉有償運送と多様な選択肢が用意されている点は大変重要です。特に、外出のハードルが高い方にとって、移動支援は社会参加の鍵でもあります。今後もより利用しやすい制度となるよう、体制の充実を期待したいと思っております。

最後に、未就学児の発達支援について伺います。

近年、保護者から発達に心配、行動の特性にどう対応したらよいか分からないという声が増えております。発達支援は、早期の気づきと早期の支援が何より大切です。そのため、連絡先や内容が分かりづらいこともとても重要です。

本市では、未就学児の発達支援としてどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、未就学の子供の発達支援について、相談や支援を行うことも発達相談センターすまいるがございます。保健、福祉、医療及び教育機関と連携を図り、相談、健診等の機会を通じて心身の発達に遅れ、あるいは疑いのある乳幼児及びその保護者や関係者に対してすまいるを紹介いただいております。すまいるでは、心理相談員や作業療法士などの専門職を配置し、子供とその保護者を対象とした個別相談や個別指導、親子教室での集団指導を行うとともに、幼稚園や保育所の施設職員を対象とした相談や指導などを行っております。

なお、電話相談につきましては、18歳未満の子を持つ保護者の利用が可能となっております。

また、利用対象児童が就学した際には、那珂市教育支援センターと情報共有を行うなど、利用者の支援に努めております。

最後に、令和6年度の相談及び親子教室等利用実績ですが、実人数で新規相談98人を含む239人となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） こども発達相談センターすまいるが専門職による相談や教室を提供し、保育園、幼稚園の支援も行うという非常に充実した体制が構築されていることが確認できました。また、就学後には教育支援センターと情報を共有し、切れ目のない支援につなげている点も評価できます。相談件数が増えている中、今後も専門職の体制強化や、保護者が安心して相談できるさらなる環境づくりをお願いしたいと思っております。

この項の質問を終わりにいたします。

続きまして、道の駅を成功するにはの質問に移ります。

道の駅の整備については令和2年度より検討が始まり、令和4年度に基本構想、基本計画を策定し、令和6年度には基本設計が策定され、本年度当初予算では事業用地の取得費が決議され、実施設計を行っている最中であると認識しております。

そのような中、今後はいかに市民に愛される道の駅を整備できるか、近隣や遠方の方たちが行ってみたいと思える道の駅にできるのか、議会と執行部が一丸となって検討していかねばならない時期だと思っております。藤森氏によるデザイン性に富んだ道の駅が他の道の駅と比較した場合、集客の目玉となることは明白です。さらに持続的な道の駅を目指すためには、市民が自ら参加し、市内の農産物生産者や事業者が元気になれる仕組みづくりが必

要だと感じるわけです。今回はそのような観点から一般質問を行います。

そこでまず、現在の道の駅の進捗状況についてお伺いします。

現在、実施計画を行っているわけですが、実施設計の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今年度を実施しています実施設計につきましては、昨年度に策定した基本設計を踏まえ、建物自体の構造や機械、電気設備、駐車場や外構等について、工事を見据えた詳細設計を進めているとともに、ゾーニングや各棟における機能の整理を行い、飲食施設や農産物直売所に設置する厨房器具や什器類、加工施設やバックヤード等の配置計画をはじめ、全天候型プレイゾーンや屋外広場に設置する遊具等の選定などについて、より具体的な設計を進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 続いて、建設準備委員会、第三セクター設立準備委員会、出荷者組合設立準備委員会、3つの委員会が設置されているわけですが、特に第三セクター設立準備委員会は道の駅の運営をつかさどる大変重要なポジションだと思いますが、どのような内容の検討を行っているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、第三セクター設立準備委員会につきましては、道の駅の運営をつかさどる大変重要なポジションであると捉えております。現在の検討状況といたしましては、道の駅の運営コンセプトとして掲げた「地のもの、地のとき、地のゆめ」を実現すべく、地元産へのこだわりを重視した飲食メニューやキラーコンテンツの開発をはじめ、藤森氏が描く建築デザインの世界観を考慮し、ハード面とのバランスの取れたコンテンツづくりやサービスの提供などについて検討を行っているとともに、運営主体となる第三セクターの設立に向け、組織構成や出資比率、駅長候補者の選定などについて実施設計と同時並行で開業を見据えた検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 今回、道の駅のデザイン監修をお願いしている藤森氏を、執行部からは、藤森氏は建築するに当たり施主や市民と一緒にワークショップなどを開催し、建築に間接的に関わられるような催しを実施していると説明がありました。市民が参加し、市民が愛着を持てる道の駅にするためには大変効果があるものと考えています。

そこで、藤森氏は本市の道の駅の建設においても市民参加型のワークショップのお考えはありますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

藤森氏は、これまで設計に携わった建築物において、建築木材の皮むきや外壁材の焼き杉づくり、内装のしっくい塗りや照明づくりといったワークショップを開催し、好評を博しているとのこと。藤森氏からは、本市の道の駅建設においても市民参加型のワークショップや建設に関する催しなどを開催し、市民をはじめ様々な人たちに関わってもらいながら一緒に道の駅をつくり上げていきたいという意向を伺っております。

市といたしましても、市民に藤森建築の奥深い魅力に触れ、道の駅により愛着を持っていただける機会となると考えておりますので、子供から大人までが参加できるワークショップ等の開催を今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 続いて、質問事項2の那珂市らしさを生かした市内の事業者独自の商品開発についてお伺いをいたします。

うまいもん会議が9月26日に開催されました。市議会へも案内が届いておりましたが、自分はちょっと所用のため出席できないこともありまして、1回は出て試食もしてまいりました。出席された市議会議員の感想を聞くと、求評会での参加された事業者さんは皆さん真剣で、商品についてもこれから道の駅でヒットする可能性があるという商品をどんどん出しておりました。

そこで、商品開発する上で欠かせないものはコンセプトではないかと考えますが、うまいもん会議で開発している商品にはどんなコンセプトがあるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

那珂市うまいもん会議TREV Iは、道の駅開業を見据え、那珂市産の農畜産物を活用することをコンセプトとし、6次産業化や農商工連携により消費者に支持される商品の開発を進め、那珂市産の農畜産物の販路拡大を図ることを目的に、令和5年3月から活動を開始したものです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 今までに求評会に出品された商品の実績をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

これまでの求評会では、令和5年度は12事業者参加の下、23品目、令和6年度は13事業者参加の下、28品目、令和7年度は14事業者参加の下、一般産品部門に19品目、新たに設けた「かぼちゃプリン部門」に7品目の計26品目の出品がありました。今年度は、一般産品

部門ではパン工房ぐるぐるの「かぼちゃと奥久慈卵のとろ〜りクリームパン」、かぼちゃプリン部門では、水戸のフレンチレストランであるル・ポワロンの「かぼちゃと酒粕のこくうまプリン」が金賞を受賞しました。そのほか、市内事業者をはじめ大成女子高校、水戸農業高校の高校生の作品も入賞するなど、産品開発の取組が広がってきています。

また、一般産品部門に出品された19品目のうち、16品目が那珂市産のカボチャを使用した産品となるなど、那珂市と言えばカボチャのイメージが定着してきております。

なお、これまでの求評会から実際に産品化された産品といたしましては、亀印製菓の「恋するマロンのパイまんじゅう」などがございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） それでは、それを実際に食べた感想はどのようなものがあったのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

求評会においては、それぞれの産品の作り手から直接産品に込めた思いや工夫した点などをお聞きすることができ、私も初めて審査員として参加いたしました。とてもおいしく、また一つ一つが丁寧に作られており、レベルの高さに大変驚きました。例年審査に携わっていただいている先生方からも、昨年よりもまた一段と全体のレベルは上がっていると講評をいただいております。すぐにでも商品化できると思える産品の数々に今後の期待感を持つことができました。

また、求評会に出品されたかぼちゃプリンをいい那珂フェスティバルやかぼちゃアートフェスティバルで試食販売したところ、試食されたお客様からもおいしいと好評で完売となっております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 今後の道の駅へ陳列する際の課題は何かお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今回の求評会においては、食の専門家からも食味においてレベルが上がり、すばらしかったとの意見をいただいております。一方、アドバイスとしてショーケースや商品棚に並べた姿をイメージし、パッケージにまでこだわることの大切さについてのご意見もいただいたところです。

そのようなことから、道の駅に並ぶ商品といたしましては、パッケージデザインなどの見せ方などについて今後よりブラッシュアップが求められる課題と考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） それでは、事業者へ向けた支援策は何かあるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

事業者に向けた支援策といたしましては、アグリビジネス戦略推進事業において、各事業者を対象に消費トレンドをつかむ流通の専門家による商品の商品化に向けた支援を行っております。

具体的には、パッケージデザインへのアドバイス、提携事業者の紹介やテストマーケティング、商品化に向けたマーケティング分析等を通じた消費者に支持される産品開発の支援となっております。あわせて、いい那珂産品開発事業による補助制度も活用いただくなど、産品開発の支援に取り組んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 今までの答弁をお聞きしたところ、市内業者への意気込みも実感いたしました。これからも産品開発を推進していただき、本市の道の駅が那珂市らしさを生かした産品であふれ、来場者に対し那珂市をPRできるということを期待しております。

最後の質問ですけれども、市内への観光ルートへの取組についてお伺いいたします。

現在の道の駅は単なる休憩所施設にとどまらず、地域の観光をハブとしての役割も担っているため、道の駅を拠点とした観光ルートが重要と考えます。ほかの人々が道の駅を通り点としてしまうため、市内を周遊していただく施設が必要ではないかと思っております。

そこで、観光振興の観点から、今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

道の駅の整備と先日リニューアルオープンした県植物園によって、本市への観光客数は大きく伸びることが期待されており、今後市内観光拠点等との回遊性の確保に取り組むなど、その効果を生かしていく必要があると考えております。県植物園の指定管理者は他の自治体との連携事例もあることから、体験プログラムの構築など、そのノウハウの活用に向け協議を進めるとともに、必要に応じて国の補助制度を活用した中でICT技術を活用した対策にも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 冒頭にもお話ししましたが、道の駅を成功させるためには、市民、市内事業者の参加、または新たな観光ルートの熟成を実施することにより、交流人口が増加し、さらに地元食材を生かした飲食メニューや道の駅限定商品、先ほど来桑澤議員もおっしゃっていましたがキャラクター化とかいろいろですね。それでSNS映えるような商品、お土産品

などを考えることが不可欠だと思っております。

サツマ、またいろいろあると思うんですけども、先ほど小宅議員もおっしゃったように、そば、常陸秋そばというそば粉を使って、そういうものの商品開発というのも非常に大事なことかと思っております。そば粉というのは、いろんなものに化けるわけです。和菓子にもなればケーキにもなる。ピザにもなる。いろんなものに化けるといのがそば粉でございます。ですから、我々も、私たちがいろんな何かアイデアが出ましたら参考にさせていただければと思います。すばらしいアイデアが出ると思いますので、ご期待ください。

これで、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告4番、小池正夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時5分といたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

◇ 原 田 悠 嗣 君

○議長（木野広宣君） 通告5番、原田悠嗣議員。

質問事項 1. 道の駅について。2. 企業誘致について。3. 人口減少対策について。4. 瓜連庁舎について。

原田悠嗣議員、登壇願います。

原田議員。

〔3番 原田悠嗣君 登壇〕

○3番（原田悠嗣君） 議席番号3番、参政党の原田悠嗣です。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、道の駅について質問いたします。

本年、前回第3回定例会の一般質問において、私は、基本計画と基本設計を基に建築物保守管理業務費、建築設備保守管理業務費、外構等維持管理業務費、環境衛生清掃業務費、警備保安業務費などの経費と全天候型プレイゾーンに係る経費を合わせた約4,000万円が道の駅に関して市が毎年負担する指定管理料となるであろうと試算しました。現時点で出されている資料と答弁の内容から読み取れる指定管理料の概算としては、この約4,000万円というのはおおむね正しいと思っております。ただ、執行部としては、まだ実施設計が終わって

ない現在の状況では指定管理料の概算はまだ分からないとのことだと思っております。ただ、これまでの執行部の答弁や基本計画、基本設計等の資料から、道の駅運営のために市が指定管理料を負担するという、それは間違いないという状況だと読み取れます。まだ、指定管理料の概算は分からないとのことですが、こちらの指定管理料の財源はどこから捻出するつもりでいるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

第3回定例会において答弁しているとおり、道の駅の施設のうち、駐車場やトイレ、全天候型プレイゾーンなどの公共部門に係る維持管理費については、設置者から指定管理者へ指定管理料として支払われるべきものであると認識しております。

一方で、指定管理料については、今年度実施しております実施設計を踏まえ、具体的な維持管理費等を精査した上で、第三セクター設立準備委員会において協議を行うことしておりますので、指定管理料そのものが定まっていない中でその財源について具体的にお答えすることはできないと思っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 指定管理料の財源については、まだ具体的に答えることはできないということですが、ただやはり具体的にいくらというところは決まっていなと思うんですが、確実に市が負担していかなければいけないものだと思います。その財源については、例えば道の駅の収益で出てくる市に納めてもらうお金とか、そういう答えとかをちょっと期待したところではあるんですけども、財源がまだ決まっていないうところはちょっと心配になってしまうなというのが私の率直な感想であります。

では、道の駅運営に関して、もう一つ市が負担するものとして、道の駅の建設費があります。今後の資材費の高騰や人件費の高騰を考えると、現時点での予定よりもさらに負担が増えるということも大いに予測されますが、現時点では、道の駅の建設費用のうち、市の負担分は初年度の1億3,000万円と、15年間6,200万円ずつの市債の償還という予定になっていることかと思えます。第3回定例会において、道の駅建設に係る市債の償還の財源は一般財源を想定しているとのことでした。一般財源から捻出するという事は、ほかの行政経費を削るということか、伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅建設に限らず、施設の建設等に係る市債の元利償還金は後年度の財政負担となることを踏まえ、公債費の推移を注視しつつ、各事務事業が計画的かつ効率的に推進できるよう、引き続き持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） そうすると、正直あまりちょっとよく分からないというところがありまして、ほかの行政経費を削るのかどうなのかということをごできればイエスかノーかで明確にして答えてほしいところでもあります。私が試算している中だと、指定管理料約4,000万円。あとはこの市債の償還、建設費に係る、これが6,000万円の15年間分ということで、15年間少なくとも1億円ぐらいは市が負担しないとイケないということだと思います。この財源をどこから捻出するのかということは、ぜひ今後実施設計終わった後とかでもいいんですけれども、はっきりとした答えを出していただきたいなというふうに思っております。なかなかはっきりした答えいただけない状況で言いますと、今市民の間では私のところに聞こえてくる声としては、道の駅の運営に係る費用を捻出するために、そのために瓜連庁舎の維持管理経費を削減しようとして、市は瓜連庁舎の取壊しを進めようとしているんじゃないかという、そういった市民の方の声も私のところには届いています。こういった不信感が出ていることを市長をはじめ執行部にはしっかりと認識をしていただきたいなと思います。

次に、建築アドバイザーとの随意契約について質問いたします。

こちらの随意契約に関しては何度も質問してきているので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき行われているということは理解しています。こちらの条文の内容は簡単に要約しますと、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするときは随意契約してもいいですよといった、そういった内容となっております。ただ、ここの条文は非常に曖昧なもので、実際に住民訴訟でも問題として取り上げられることが多い部分となっております。

改めて道の駅の主な機能は、駐車場、トイレなどの休憩機能、道路情報、地域の観光情報などの情報発信機能、文化教養施設などの地域連携機能であり、これらの機能や設備は芸術性やデザイン性よりも機能性や維持管理経費が重視されるべきものであります。

このような施設のデザインを随意契約で発注することは、発注金額の競争性、透明性がなくなり、市民が負担する税金を預かって執行している市の財政に不利益を与えるおそれがあると私は考えます。地方自治法第2条14項に示されている地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという市政運営の基本原則に基づき、デザインを含めた設計についても競争入札を行うべきだったと考えます。そうでなかったとしても、税金で事業を行う立場を考えると、競争性や透明性を確保するために最低でもいくつかの業者のプロポーザル方式やコンペ方式を取るべきだったと考えますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

第3回定例会において答弁しているとおり、当該契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行っております。当該条文におきましては、競争の原理に基

づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当でなく、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約の締結をするという方法を取ることは、当該契約の性質に照らし、またはその目的を究極的に達成する上で、より妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益増進につながると合理的に判断された場合も含まれるという最高裁判例がございます。

このことから、本市における道の駅の建築アドバイザーに係る契約については、議会への報告後、契約締結に至っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） そういった判例があることも分かった上で言っているわけです。例えば、今の答弁の中にあつた目的を究極的に達成する上で妥当というのは、どうでしょうかね。先ほども申し上げましたが、道の駅の主な機能は、駐車場、トイレなどの休憩機能、道路情報、地域の観光情報などの情報発信機能、文化教養施設などの地域連携機能です。これらの施設の目的を究極的に達成するために、果たして随意契約は必要だったのでしょうか。競争入札でもよかったんじゃないですかということを言いたいわけです。

仮に、随意契約が妥当というのであれば、ほかの道の駅でもそういった事例があるはずだなと思うんです。しかし、前回第3回の定例会で、ほかの道の駅で建築アドバイザーと随意契約を結んだ事例があるんですかという質問をしたところ、執行部の答弁としては分からないとのことでした。今回の随意契約は、道の駅の目的を究極的に達成するために妥当かどうかやって判断したのかということが私としては甚だ疑問として残るところです。

また、答弁の中にもありました、ひいては当該地方公共団体の利益増進につながると合理的に判断された場合も含まれるともありました。建築アドバイザーとの随意契約が利益増進につながると、いつどうやって合理的に判断されたのでしょうか。合理的に判断したのであれば、客観的に見ても那珂市の利益増進につながる根拠となり得る資料やデータを示していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

さて、道の駅事業に関しては、令和8年度から造成工事に入るという計画で今進んでいることかと思えます。そこに向けた道の駅建設予定地の用地買収の進捗状況について伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今年度を実施しています道の駅建設予定地における用地買収の進捗状況につきましては、対象者19件のうち、現在までに17件の土地売買契約が完了しており、進捗率は約90%でございます。

なお、未契約分の2件につきましては相続手続中でありまして、手続が完了次第、契約

の締結を行う予定となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 用地買収に関しては地権者19件中17件は契約が完了済みということで、順調に進んでいるということかなというふうに思います。

ここで、この用地買収の進め方について私は問題があるなと思いますので、指摘をさせていただきたいと思います。この道の駅の用地買収、今順調に進んでいっているようですが、ただ議会の議決は取っていないまま契約を進めてしまっているというのが私は問題だなというふうに思っております。那珂市例規集の中の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条に、「地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。」とあります。つまり、簡単にまとめますと、面積が5,000平方メートル以上で予定価格が2,000万円以上の不動産の購入、用地取得には議会の議決が事前に必要なわけです。道の駅の敷地面積は4.3ヘクタールと言われていて、土地購入費は予算を見ると約1億9,000万円計上されているわけですから、普通に考えると面積、予定価格ともに議決が必要な条件は十分に満たしています。ですので、土地売買の契約の前に議会の議決を経る必要があったかと思いますが、今那珂市は議会の議決を取らないまま、道の駅の用地買収を進めている状況にあるわけです。

ここで、執行部側の考えられる言い分としては、道の駅建設予定地の売買契約をそれぞれの地権者19件に分けると、その一つ一つは5,000平方メートル以上、2,000万円以上という条件を満たさないため、議決を取る必要がないという、そういった言い分があるかと思えます。しかし、地方財務実務提要というものがあまして、それには地権者が複数の場合の1件の解釈についての判例が複数記載されています。内容としては、例えばいくつか紹介すると、公共施設用地の取得に際し地権者が2人おり、1人ずつでは議決要件以下であるが、2人分合計すると議決要件を上回るという場合は、議会の議決を要するかという質問があるわけですね。この質問に対して、買入れ目的が同一（公共施設用地）であれば、買い入れる土地の全体をもって1件と見るべきであることからして、議会の議決を要するものと解しますというふうに回答されています。ほかにも地方財務実務提要には同様の解釈が複数記載されています。

那珂市の道の駅のことに関しては、次のやつが結構近いかなというふうに思うんですけども。例えばゴミ焼却場建設のための用地取得について、用地全体として見れば面積、金額ともに議決要件を満たすが、当該土地の地主が数人いるため、個々の地主単位に考えれば議決は不要になる。この場合、議会の議決が必要かという質問が上がっています。これに対する答えは、1件の土地を判断するに当たっては個々の地主単位に分割して考えるべきでは

ありません。つまり、ゴミ焼却場の建設という一個不可分の目的のために用地取得するわけですから、この用地全体として捉えるべきです。したがって、議会の議決が必要となりますというふうに回答されています。こちらについては、私、県庁と総務省のほうにもちょっと電話をして、こういった解釈でいいですかというふうには確認もしております。

ただ、このことを本市の道の駅建設予定地の用地買収に当てはめると、19件、個々の契約というふうに見れば確かに一個一個は面積5,000平方メートル以上、予定価格約2,000万円以上という議決要件を満たさないんですが、道の駅建設という同一の目的で取得するんだということで、19件個々の契約と見るのではなく、これらの土地全部を合計したものを1件と見て議決にすべきものであると私は解釈するべきだなというふうに思っております。今は実際議決を経ずに用地買収を9割完了させてしまっているという状況かと思いますが、ただここに関しては私も個人で調べて問合せもしているところですので、これについては執行部としても今回のこの道の駅の用地買収の進め方が適切であるかどうかを県や総務省に確認した上で、仮に適切でなかったという場合であれば、しっかりと今後これから適切な対応を取っていただきたいと要望いたします。答弁は求めないのは、通告していないので、そうですね。

またちょっと話変わりました、市内には農産物直売所がJ A那珂直売所に加え、とんがりはっと、芳野直売所、なるみ園直売所など、それぞれの特色を生かして市民に親しまれながら運営されています。しかし、これまでも度々申し上げてきましたが、市が進めている道の駅が開設されると、これらの直売所は売上げの落ち込みが想定され、閉鎖や縮小などに追い込まれることを私は懸念しております。その理由としては、これも何度も申し上げてきましたが、基本設計に示されている道の駅のメインターゲットが、足元商圈の日常使いの主婦層であることからです。このことから、市内の直売所の売上げの大幅な減少は避けられないんじゃないかなというふうに私は強く懸念しております。

このような道の駅の基本設計に記載されている内容や那珂市の現状を踏まえると、道の駅の建設は一旦立ち止まり、むしろ市内のそれぞれの直売所の特色を強化し、施設の拡充や運営に対して市が積極的に支援を行うべきだと考えます。

そこで、市内のそれぞれの直売所の拡充、活性化等の積極的な支援についてどのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

現在検討を進めております道の駅の出荷者組合設立準備委員会におきましては、芳野直売所やとんがりはっと、J A那珂直売所の役員の方々に参画いただき、協議を行っているところでございます。

また、芳野直売所やとんがりはっとにおきましては、これまで施設管理や運営面における支援を行ってきたことに加え、A I需要予測や営農支援システム、受発注システム等のICT技術を活用し、収益力向上につながる取組などの支援も実施しているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） いろいろと支援をしているということだと思いますが、ちょっと道の駅に関していろいろと申し上げてきましたが、やはり私の周りでは、道の駅に関して市民の方々から多く疑問の声が上がっている状況であります。やっぱり執行部のスタイルとして、これらの声に耳を傾けず、これ以上説明会はしないと、アンケートは取らないという、そういった姿勢を取っていると、執行部に対する市民の不満や不信感はさらに大きくなると思います。

市長をはじめ執行部にはそのことを十分に認識していただきまして、今市民がどういった声を上げているかということにも耳を傾けて、僕からの要望としてはアンケートを取っていただくと、そういうことをやっていただきたいなと思っております。これでちょっと道の駅に関する質問は終わりとさせていただきます……

〔「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時31分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） すみません。先ほど原田議員の一般質問の内容について、土地買収についての契約について判例等いろいろと基準を用いてお話をされたと思うんですけども、市の内容、市の今までの実行してきたことと若干の疑義があるかと思えます。要は市でやっていること、それと果たして原田君が言ったことが妥当なのかどうか、これについて確認をする時間をちょっといただきたいんですが。

○議長（木野広宣君） じゃ、すみません、分かりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時48分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

◎動議の提出

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 先ほど原田議員の一般質問の内容について動議を提出いたします。

内容なんですけれども、先ほど原田議員の一般質問の中で、土地売買契約についての話が出ました。議会議決案件、これが事業全体で5,000平米以上で2,000万円以上の契約の場合は議会の議決が必要だという話がありましたが、最高裁の判例に照らしますと、ちょっとそこには疑義があるんです。実際そのとおりではないというふうに思いますので、これについて動議を求めたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 議事進行の動議が出され、成立しました。

ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

委員のメンバーは第2委員会室にご参集ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時29分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

先ほど渡邊議員から議事進行における動議が提出されました。賛成者がおりましたので、成立いたしました。それを受け、議会運営委員会を開催し、発言内容について原田議員並びに執行部から確認を行いました。

これより執行部の説明を求めます。

副市長。

○副市長（玉川 明君） お答えいたします。

原田議員のほうから、議会に付すべき契約に違反しているのではないかという質問がございました。執行部としましても事前に手続等を確認しておりまして、東京高裁、平成23年の判決がございます。上告不受理で裁判のほうは確定している状況です。その中で、1件とは契約単位をいうというふうに明確に判旨で述べられております。またあわせて、判旨の中では、通常であれば1個の売買契約によって購入すべき不動産を正当な理由もなく殊さら細分化して複数の売買契約を締結したような場合には、違法となる余地はあります。つまり、もともと一つの1筆だった土地を分割して契約を結ぶというような場合には、違法の可能性があ

るということをおっしゃいます。

また、同時期に名古屋高裁が同じような案件で裁判が行われておりまして、その中では先ほど原田議員が言われた国が出した実務提要、これについては明確に否定をしているという状況がございます。もともとこの制度ができた趣旨というのは、議会にかけることなく執行部が恣意的に契約を結ぶことを防ぐということが目的でございます。今回、道の駅につきましては、当初予算の中で皆様にお諮りしてきちんと予算の議決をいただいております。そういう意味では総枠をずれることなく、きちんと議会にご承認いただいた中で手続を進めておりますので、我々としては違法性はないという認識で進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員、今後発言については注意をお願いいたします。

ここで、原田議員より本件に関して発言を求めます。

原田議員。

○3番（原田悠嗣君） まず副市長、急な答弁をいただきまして大変ありがとうございます。

また、執行部の皆様、傍聴にいらしてくださった皆様、あと議員の皆様、貴重な時間を浪費させてしまいまして申し訳ありませんでした。

今回の件なんですけれども、私のほうで、高裁ですよね。高等裁判所の判例のほうをちょっと把握していなかったというところで、それによってちょっと実務提要だけを見て、あとは執行部としっかりと打合せをせず言い放しの状態でやってしまったということによって、皆様にご迷惑をおかけしてしまいまして申し訳ありませんでした。

今後、今回のことを反省いたしまして、ないように、しっかりやってまいりますので、執行部の皆様も引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。いろいろと議員の皆様にもご迷惑をおかけしまして、傍聴の皆様にも、すみませんでした。ありがとうございます。

---

○議長（木野広宣君） 一般質問を再開いたします。

原田議員。

○3番（原田悠嗣君） では、一般質問再開ということで、させていただきます。

道の駅の話題については終わりました、続いて、企業誘致のことにに関して質問させていただきます。

前回、第3回定例会において私がした質問、市民ホール建設に向けて準備を進めるということはどうでしょうかといった質問をさせていただきました。それに対して答弁としては、本市単独での新たな整備は多大な財政負担及び維持管理コストの観点から難しいといった旨の答弁をいただきました。少し、そうなのかと思ってちょっと残念に思ったところであるんですけれども、やはり例えば近隣の市町村を見ますと、人口約1万6,000人の城里町が600

名を収容できる文化ホールを有していたり、人口約3万人の茨城町も今収容人数500名のホールを有する文化会館を建設しているという状況の中で、ちょっと那珂市の自主財源の確保、増額のためのさらなる努力が必要なんではないかということのを改めて考えました。

那珂市が持続的に独立した自治体として発展していくためには、子育て、教育支援、福祉などが充実して、那珂市に住みたい、住み続けたいと思われる政策や事業を推進していくことが重要だと思います。これらの政策を進めるためには、自主財源の確保、増額を図ることが重要であり、そのためには那珂インターチェンジや4車線化された2本の国道などの優れた交通インフラを十分に生かして、商業、物流、工業などの様々な企業誘致、産業導入を戦略的、機動的に進めていくことが重要であると考えます。

まず、商業と新たな拠点づくりとして、私は国道118号線が4車線化され、これに県道日立笠間線や県道瓜連馬渡線などが交わるポテンシャルの高い瓜連地区の土地利用計画の具体化を図る必要があると考えます。隣接する常陸大宮市の4車線化された国道118号線には、商業、事業所などの施設が集積している一方、瓜連地区は土地利用の規制があるため、これらの立地の動きがなかなかできなくて、これを打開して店舗等の集積を図るためには、市が政策として強く取り組む必要があると思います。具体的には、そのための中核となる開発場所を選定して、市長のリーダーシップによって常陸太田市が349号バイパス沿いに造成した商業交流拠点のような受皿を整備することがいいのかなというふうに思っております。これによって、那珂市の北西部地域の商業核の形成を新たに推進し、雇用の場の創出や人口減少を食い止めることによって持続可能なまちづくりを推進すべきと考えております。これについてちょっと要望になってしまうんですけども、市長のリーダーシップによってぜひ瓜連地域に新たな商業拠点の開発誘致を進めていただきたいと思います。118号沿いですね。

また、物流拠点としては、那珂インターチェンジ周辺等への受皿整備を行うべきと考えており、そして工業の新規誘致については那珂西部工業団地が完売となったことから、新たな受皿整備の必要があると考えます。あらかじめ適地選定を行い、企業誘致活動と連動して県とも連携しながら用地の確保や造成などを行う体制を整備していくことが必要と考えます。インターチェンジ周辺や那珂西部工業団地周辺等を中心として、企業誘致受皿の適地調査を早急に行い、オーダーメイド方式での企業誘致を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂西部工業団地や向山地区の工業地域や菅谷寄居地区の工業地域においては、民間事業者の進出により開発が進んでおり、工業に適した用途区域内で開発可能な大規模な用地が少なくなっている現状がございます。

このような現状も考慮し、本市では那珂インター周辺地域において、民間活力による開発と企業誘致に向けて、企業がより進出しやすい環境を整えるため、農用地区域からの除外や農地転用に関する配慮規定の適用を受けることができる地域未来投資促進法の重点促進区域

を設定し、取組を進めているところでございます。

当該地域の開発については、民間活力による開発を前提としており、進出企業が作成する地域経済牽引事業計画は、進出企業の業種や土地の整備方法などニーズに合わせた計画を策定することが可能となっております。これらの優位性を踏まえ、本地域への企業立地の支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 企業誘致は、本市の税収増額になるだけではなく、雇用の創出等により地域の活性化につながります。ぜひ企業が進出しやすいシステムで積極的な企業誘致を押し進めていただきたいです。

また、企業誘致に関しては、先ほど述べました瓜連地区を中心とした那珂市北西部の商業拠点、那珂インター周辺の物流拠点、新たな工業拠点のための受皿整備といった市内全体を見渡した戦略的な取組が必要であると考えます。

そこで、市の組織に企業誘致対策本部の設置など体制の強化を図り、戦略的、機動的な取組を行うべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。住みよいまちをつくっていくために、やはり税収を上げる。そのために企業を誘致する。議員と同じ考えであります。そういったことを踏まえて答弁をさせていただきます。

企業誘致については、新たな雇用の創出や地域産業の集積、市税の増収や地域の活性化など、第2次那珂市総合計画後期基本計画に掲げるまちづくりの目標、住みよさプラス活力あふれるまちに直結するものと認識をいたしております。本市においては、これまでも茨城県との連携や関係機関等との情報共有、首都圏におけるPRなどの誘致活動を実施してまいりました。また、4月には政策企画課にインター周辺開発推進室を設置し、企業誘致を機動的にできるような組織の編成を行っております。

今後も企業誘致対応・対策としましては、茨城県の関係部署や金融機関、不動産事業者等と連携を図りながら、立地に関する情報の提供、収集に努め、民間企業のスピード感に速やかに対応できるよう庁内連絡体制を強化しつつ、企業誘致の取組を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ぜひ那珂市全体を見渡した戦略的、機動的な企業誘致に向けた組織づくりをしていただきたいと思います。

続いて、少子化対策と人口減少対策について質問させていただきます。

皆さん、ご存じのとおり、全国的に見て地方の少子化と人口減少が進んでいるのが今の我

が国の状況であります。那珂市も一中、四中学区に関しては少子化や人口減少をあまり感じませんが、それ以外の地域では少子化と人口減少が進んでいるという現状です。このまま少子化が進み、仮に数十年後に小中学校が閉校に追い込まれたとしたら、その地域の若者の地域外流出はさらに進み、地域内の人口減少が加速するといった悪循環に陥ると考えます。居住環境を整備する条件が比較的恵まれている那珂市において、でもこれ全国的にそうなんですけれども、少子化や人口減少が進んでいるという今の状況は、やはりこれまでそれぞれの地域に対応した少子化対策、人口減少対策が十分ではなかったことが原因であるかなというふうに思います。今からでも区域指定制度と併用して、児童生徒の減少が深刻な地域については各中学校単位に境町や常陸大宮市で実施している子育て支援住宅といった特色ある居住環境の整備など、地域の少子化対策、人口減少対策に本腰を入れて取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市においても、人口減少と地域経済縮小に対応するため、いわゆる総合戦略を策定し、那珂市への人口還流戦略を掲げ、総合的な移住定住の促進に取り組んでいるところです。これまでの本市の人口動態の状況としましては、自然動態は減の一方、社会動態は増の傾向であり、社会保障・人口問題研究所が示す将来人口推計を上回る人口で推移してまいりましたが、今後は全国的な傾向でもありますが、少子高齢化の影響により、本市においても人口減少が進むと予測されております。

議員ご提案の子育て支援住宅については、若者の定住促進を目的として、境町では子育て世帯を対象としたアパートや戸建て住宅を整備し、常陸大宮市では今年度市街地の市営駐車場の跡地に戸建て住宅の建設を進めていると伺っております。那珂市においては、現状で若い世代の方を対象としたアパートや戸建て住宅の供給が一定程度あること、また市が子育て支援住宅を整備するために必要な大規模な市有地がないことなどから、現状におきましては子育て支援住宅を市が建設する現状にないと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 今の答弁の中で、現状においてはということでしたので、もしかしたら今後期待できるのかなというふうに、ちょっと期待したいと思います。

今回の私の質問の意図としては、少子化対策、人口減少対策としてできることを市としてもやっていくべきだなということを申し上げたいわけです。やはり先ほど寺門 厚議員の質問の中でも人口減少とか少子化の話ありましたけれども、このまま何もせずに手をこまねいては、少子化と人口減少は間違いなく進んでいきます。

皆さんもご存じのとおり、総務省の予測によると、2050年、今から25年後には日本の人口は約9,500万人で、高齢化率39.6%、そして今から75年後、2100年には日本の人口は約

4,700万人で、高齢化率は40.6%とされています。これは那珂市だけの問題ではなくて、日本の国家存続の危機であると私は考えております。特に深刻なのが人口減少よりもやはり少子高齢化です。人口の4割が高齢者という社会で日本は国力を保っていけるのか、非常に懸念しております。今このときに地方公共団体と国は連携して、全力でイの一番に少子化対策、人口減少対策を進めるべきだと考えます。政治は未来をつくる仕事です。私も選挙で通って政治家でありますから、やはり今から75年後の未来、2100年の日本人にどんな社会を残すのか、そのために那珂市は今何をすべきなのかということを考えて、市としても政策を行っていただきたいなと思います。

以前も申し上げましたが、那珂市が少子化対策、人口減少対策をしたところで焼け石に水かもしれません。そう思われると思いますし、僕自身も少しそう思います。ですが、全国各地の地方公共団体が少しずつ水をかけていけば、焼けた石も必ず冷えると思います。ちょっと海外の話になってしまうんですけども、ハンガリーでは少子化対策に取り組んでしっかりと成果を上げているという、そういう実例があります。これちょっとたまたまなんですが、小宅議員とか桑澤議員も言っていました、できない理由ややらない理由を挙げるのではなくて、やっぱり日本を支える地方公共団体の一つとして、全力で少子化対策、人口減少対策に取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

続いて、私、専門は教育だと思っておりますので、教育による人口減少対策について質問させていただきます。

地方の人口減少の大きな原因の一つとして、若い世代が都会に出ていってしまうということが挙げられます。若い世代の流出を防ぐためには、雇用の創出やインフラの整備、居住環境の整備、福祉の充実といった物理的な支援も必要ですが、それ以上に重要なのは地元を愛し、地元を誇りに思う郷土愛を育むことであると思います。教育基本法第2条、教育の目標の第5号には、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととあります。このことから、愛国心と郷土愛を育むことは重要な教育の目標の一つであります。郷土愛を育むのに有効な手段の一つは、地域の歴史を学んだり、地域の偉人や先人について学ぶことであると私は考えます。

さて、令和6年5月6日に那珂市と台南市は友好交流協定を締結しました。そのきっかけとなったのが飛虎将軍、杉浦茂峰少尉です。杉浦茂峰少尉は那珂市にゆかりのある偉人ということで、那珂市と台南市が友好交流協定を締結するきっかけとなった人物であります、この杉浦茂峰少尉とあと台南市で活躍した日本人の偉人として八田與一技師、この那珂市にゆかりのある2人の海外での活躍、これを学ぶことは郷土愛や愛国心を育むことにつながると思います。台南市との友好交流協定締結を機に、杉浦茂峰少尉や八田與一技師といった偉人について、小中学校で子供たちに教えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市では、台湾との食を通じた文化交流を推進するため、令和4年度より中学校の学校給食に台湾産のバナナを提供するとともに、献立も台湾のメニューを取り入れる取組を行っております。さらに、今年度は小学校に台湾産のパイナップルを提供いたしました。この取組を通じまして子供たちが台湾に親しみを持ち、関心を深めることを目的としております。提供に際しては、本市と杉浦茂峰少尉とのゆかりについても伝え、台湾との友好関係をより身近に感じてもらえるよう工夫しております。この活動は、他の国や地域の文化や人々を尊重し理解する国際教育の一環として位置づけ、子供たちに多文化理解を深める機会を提供しているところでございます。

八田與一氏ですが、台南市でのダムの建設などに大きな功績を残したことで知られております。八田氏の功績につきましては、台湾との友好交流に関連する文脈の中で、台湾の歴史や文化、またその中で活躍された人物として生徒たちの関心を引く方法で紹介していければと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 多文化理解もちろん大切だと思うんですけども、日本についての理解を深めるということも大切だと私は思っております。ぜひ多文化理解という観点もいいんですけども、郷土愛と愛国心を育むという、そういった観点から、杉浦茂峰少尉と八田與一技師について小中学生が学ぶ機会をつくっていただきたいです。

先ほども述べましたが、我が国と郷土を愛することは教育基本法に示されている教育の目標の一つでもあります。そして、郷土愛を育むことは若い世代の流出を防ぐことにもつながります。給食を提供する際に伝えるだけでなく、総合的な学習の時間や道徳の時間を活用して、しっかりと時間をかけて杉浦茂峰少尉や八田與一技師について学ぶ機会を確保していただくことを要望いたします。

また、台南市との友好交流協定締結を機に、台湾と日本の関係についても小学校高学年や中学校で深く学ぶ機会を設けるべきであると考えますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも触れましたが、本市と台南市にはゆかりがあり、また日本と台湾の関係は歴史的な背景や経済、民間交流など多岐にわたる友好的な関係が築かれております。さらに、台湾は東日本大震災の際に日本に対しまして非常に大きな支援を行ってくれたことは、私たちが決して忘れてはならない重要なことであると考えております。しかしながら、現在の教育カリキュラムにおきまして、台湾に関する内容を本格的に取り上げることは少ないのが現状です。

本市では、台湾との食文化交流を進める一環としまして、学校給食で台湾産のバナナを提

供しており、こうした取組を通じまして子供たちが台湾に親しみを感じる機会を提供しております。

今後、この取組や関係部署と連携し、本市と台南市との人的交流も含めた友好交流事業などを通じまして、台湾に対する興味や親しみを深めてもらえるよう、様々な機会を捉え、子供たちに情報を伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 給食を通して台湾に親しみを感じる機会を提供しているというの面白いことだと思います。

あと、答弁の中にもありました東日本大震災の際に台湾が日本に対して非常に大きな支援を行ってくれたことは、私たちが決して忘れてはならない重要なことであると考えていますというふうにおっしゃっていましたが、そのとおりだと思っております。そして、我々大人が忘れないということももちろんそうなんですけれども、同時にやっぱりこのことを子供たちにも伝えていかななくてはいけないというふうに思っております。まして台南市と友好交流協定を締結しているわけですから、今後人的交流などをしていく中で、那珂市の子供たちがそういった事実を知らないとかになったら失礼にも値すると思いますし、杉浦少尉のことであったり、八田與一技師のことも那珂市の子供たちが知らないまま台湾の人たちと交流するというのは、ちょっと何で友好都市になったのかということとかも分かっていないとなると、ちょっとそれはどうなのかなど。やっぱり失礼にも値すると思いますので、ぜひそういったところは学校でしっかり時間をつくって、子供たちに学ぶ機会をつくっていただきたいと思っております。

その時間の確保としては、やはり杉浦少尉のことであれば道徳、八田與一技師も道徳でも扱えるでしょうし、あとは総合的な学習の時間とか、社会科の時間もそうですし、あと多文化理解という観点であれば小学校の外国語活動の時間なんかも充てるという工夫もできるのかなというふうに思います。やはりこの台南市との友好交流協定締結を機に、愛国心や郷土愛を育む特色ある教育を行っていくことは、今の子供たちが大人になったときにほかの市町村へ流出を防ぐ一助となると思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いません。

最後に、瓜連庁舎について質問させていただきます。

第3回定例議会でも申し上げましたが、私は瓜連庁舎は現状のまま行政庁舎として存続すべきであると考えております。執行部としては、上下水道部や教育委員会を移動させずに現行のまま活用していくという考えはあるのでしょうか。ないのであれば、その理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

瓜連支所庁舎に配置している上下水道部と教育委員会事務室を中央公民館に移設することは、令和6年3月に策定した瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針においてお示しをされているところでございます。この背景には、人口減少や施設の老朽化、維持管理コストの増大などの課題に対応するため、市民の利便性向上や業務の効率化、部署間の連携強化に加え、公共施設マネジメントの観点から、稼働率が低迷している公民館とコミュニティセンターとの類似用途の整理・統合を進める必要があると認識をしております。

また、瓜連地区に簡易行政や窓口を残すことなどで地域の利便性を確保できるものと考えており、こうした選択と集中により、将来負担の軽減と持続可能で安定した行政サービスの提供につながるものと考えております。

現在は、この基本方針をベースに瓜連支所利活用検討委員会やワークショップにおいて検討などをいただいているところであり、今後は委員会で導き出された方向性を尊重し、その内容を可能な限り反映できるよう努めてまいります。

以上です。

---

#### ◎時間の延長

○議長（木野広宣君） 皆様にご連絡いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

---

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 私としては、先ほども述べましたとおり、理由もお聞かせしていただいたんですけども、現状維持がよいかなというふうに思っているところであります。ただ、どうしても上下水道部や教育委員会を移設するというのであれば、やはり瓜連庁舎の建物はそのままに残して利活用するべきであると考えます。その理由としては、これも何度も言っておりますが、郵便局を残すためです。これに関しては前回も述べましたので、改めて詳しくは述べません。

答弁の中にありましたように、ワークショップや検討委員会の意見を尊重して、今後の方向性を導いていきたいということだったと思いますが、一応、私が考える瓜連支所庁舎の利活用についても一意見として述べさせていただきたいので、聞いていただけるとうれいです。これは人口減少対策であったり、少子化対策にもつなげて考えていることなんですけれども、私が考える瓜連支所庁舎の利活用の方法としては、子供も大人も学べる複合型生涯学習施設としての利活用です。

人口減少、少子高齢化が進み、厳しい時代を迎えることが予測されるこれからの時代において、重要なのは一人一人のクオリティを上げることだと思います。困難な時代にこそ、教育、学びが最も重要であると考えます。那珂市の歴史や文化を学び、郷土愛を深めるだけでなく、論語や芸術等を学び、人としての深みを増したり、武道やスポーツにも励むことができる令和の講道館をイメージしたような施設とするのがよいかと考えております。また、これはワークショップとかでも出ておりますが、カフェなどの人が気軽に集まれるスポットも併設し、地域コミュニティの場としても活用していくのがいいかなと思います。ただ、これは検討委員会で導き出した方向性を尊重するということでしたので、一意見として、述べさせていただきます。

では、本当に60分の一般質問のはずが大変長い時間になってしまいましたので申し訳ありませんでした。今後こういうことがないように気をつけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告5番、原田悠嗣議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 遠 藤 実 君

○議長（木野広宣君） 通告6番、遠藤 実議員。

質問事項 1. バードラインの4車線化について。2. 広聴機能の強化について。3. 那珂フュージョン科学技術研究所とのさらなる連携について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤 実議員。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 議席番号17番、遠藤 実です。

今日も最後ということで、6番目、初めてでございますが、本当にいろんなことがあるものでございまして、執行部の皆さん、同僚議員の皆さん、本当お疲れさまでございます。なかなか傍聴の皆さんも長い時間お疲れさまでございますが、議会というのはやっぱり人間がやっているということでもありますので、政治の中にはいろんなことがあるということも今日は実際に見ていただいたんじゃないかなと、なかなか貴重な体験じゃないかなと思いますので、ご了承いただきながら、最後ですので一生懸命頑張っております。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、まずバードラインの4車線化について質問をいたします。

前回の9月議会定例会の一般質問において、人口急減社会における箱物行政で質問させていただきました。今後恐ろしいぐらいに日本の人口、そして那珂市の人口が減っていく現状、

そして今後そのような状態に合わせて行政運営をしていかなければならない厳しさを改めて指摘をいたしました。今後、公共施設もこのまま維持するとすると、今後40年にわたり約660億円の更新費用が必要となり、年間の土木費の9割を固定経費として支出しなければならない那珂市公共施設マネジメント計画の概要をお示ししたところでございます。ただ、この計画には上下水道管や農業集落排水施設、公園や橋梁やこの道路などの更新が含まれていません。ですから、那珂市各種会計で見ると、もっとも公の施設を維持していくためには更新費用がかかるということになります。今あるものを管理するだけで莫大な予算がかかっていく、そういう現状にあって、今後新しい公共施設にお金をかけるのであれば、相当市民に直接メリットがある事業に絞らなければならないと考えます。もはやあれもこれもできません。やっちはいけません。あれかこれかという厳しい政策判断をして、市民にも理解をいただきながら進めていくというのが今後の行政の在り方であります。

そこで、今回取り上げるのがバードラインの4車線化であります。これは芳野地区におけるバードラインの2.2キロメートル、今2車線であるところを4車線にするという計画ですが、これが時代に見合うものなのかどうかを検証していきたいと思っております。

まず、この概要について伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

バードラインの4車線化につきましては、主要地方道那珂インター線から国道118号まで延長2,200メートル区間を幅員27メートルに拡幅するものでございます。道路構成につきましては、道路構造令や那珂市自転車道ネットワーク計画に基づき、車道、歩道、自転車道で構成されております。

また、事業費につきましては、現時点において29億4,000万円を見込んでおり、事業については令和3年度に着手し、令和11年度完了を予定しております。

本年度も引き続き事業用地の取得を進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今のご答弁によりますと、4車線化というのは幅員27メートル。今回も議長の許可をいただきまして皆さんに資料を配付させていただいております。

資料1をご覧ください。

道路断面図で見ますと、中央分離帯が真ん中にありまして、その両脇に2車線の車道レーンがあります。その両脇をさらに見ますと、自転車レーン、これが1.8メートルある。立派な自転車専用レーンということです。これは那珂市のどこにもない立派なものです。これは安心してサイクリストが走行できそうであります。しかし、今那珂市で一体どのくらいの方がサイクリストとして自転車を利用しているのでしょうか。観光客としてどのくらいの方が利用しているのでしょうか。この必要性については、これからもちょっと検討していただ

いたほうがいいんじゃないかなと思います。

また、そのさらに両脇を見ますと、3.5メートルの歩道がつくそうであります。これまた立派な歩道のように、まさしく歩行者も安心でございますね。これ自体決して否定はいたしません。歩行者の安全ということではありますが、ただ、あのところ、あの芳野地区のあのバードラインの飯田押敷から国道118号までの2.2キロメートルのところに、この4車線化で自転車専用レーンがついて歩道がつくというかなり立派なところでもありますから、しかしこれ例えばこの歩道の要望は、今市内各地から自治会とかまちづくり委員会から様々市に上がっていますよね。この2.2キロメートル、こういうふうに立派に整備するというのであれば、ほかの地域でももっと優先度を上げて整備してもらわなきゃいけないですよ。

また、道路構造令という根拠、今おっしゃっていましたが、この中に4車線化するための基準があります。これ1日当たり1万台ということであり、これに基づいて整備するということでもあります。常任委員会でも以前確認しましたが、このバードラインにおける、ちょうどこの2.2キロメートルの真ん中ぐらい、一乗院さんに曲がっていく沖田交差点。沖田交差点での自動車通過台数は、令和3年、4年ともに1日当たり1万4,000台だという答弁はいただいております。しかし、この道路構造令というのは昭和45年の政令でありまして、時代背景も違うのかな。国土交通省道路局企画課が作成した2009年度4月版の道路行政セミナーという資料のうち、道路構造令の趣旨と弾力的運用についての前文にはこのように記載をされています。道路構造令については規定が画一的であり、歩行者が疎らな地域における両側歩道の存在など、過大な道路整備の原因になっているとの指摘も多い。こここそまさにこの典型例になってしまわないようにという危惧するところではありますが、いかがでしょうか。

また、この事業費は今のところ29億4,000万円というご答弁でありましたが、これも物価資材高騰の折ですから、事業完了予定の令和11年度までにはこれだけで済むとは限りません。この財源としては、国からの防災・安全社会資本整備交付金が10分の5.5、市の借金として原子力債が10分の4.5なので半分近くは市が持ちます。が、これは普通交付税上の元利償還金として7割の戻りがあるという有利な条件ではあるということではあります。言ってみれば3割は戻らず、純然たる市の借金でありますから、これをざっくり計算すると、約4億円は市の持ち出し、市の借金になるんじゃないかなというふうに思います。これだけの多額の借金をあのバードラインに4車線化、しかも自転車専用レーン、そして歩道まで両側につけて投入するという計画になっております。ここまでの事業は果たして本当に必要なのかという観点からしますと、この事業の必要性をどのように考えますか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

茨城県で整備を進めている国道118号から那珂インターチェンジへの交通アクセスの確保や、水戸勝田環状道路の一部として広域的な交通環境の改善に寄与することで、産業振興による地域活力の向上に資するものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今ご答弁された国道118号からの那珂インターチェンジへの交通アクセスということではありますが、ちなみに今118号で4車線化されている瓜連地区から計画されているバードラインとの結節点の飯田大洞交差点までの3.6キロメートルは一体いつ頃までに完成するのでしょうか。計画では令和11年度ということをお聞きしてはおりますが、本当に4年後までに完成するのでしょうか。かなり難しいんじゃないでしょうか。県からもそういうはっきりとしたお話というのは確定的に聞いてはおりませんが、そのため、この2.2キロメートルのこのバードラインのこの区間を那珂市のほうで先行して整備していく必要性は少ないと考えています。今後、県のほうで飯田大洞交差点までの整備が進んできたときに、進んできたならば、急ピッチで整備しても十分間に合うんじゃないでしょうか。それらの意味合いで、今後予定では令和11年度までに何としてもやらなきゃいけないという話ではありますが、そういう事業ではないと私は感じています。

それよりも地域を回り、市民や自治会、まちづくり委員会の皆さんの声をお聞きして十分に感じるの、市内にまだまだ生活道路を早く整備していかなければならない必要性です。おそらく市にはこういう要望がたくさん上がっていると思いますが、市内各地から道路関係の予算要望はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

道路整備の要望につきましては、各地区の自治会長を含め、市内8地区のまちづくり委員会と採択件数や整備の進捗状況を確認しながら、整備箇所を選定しております。生活道路整備の要望は特に多くあり、各地区の整備状況を踏まえながら必要な予算を配分しております。

また、道路の維持管理については、自治会等から市道の除草や道路補修などの要望が多く、物価の高騰や近年の温暖化に伴う環境の変化などに伴い、除草回数や経年劣化による道路補修も増えることで、除草の維持管理費も増加傾向にあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そうですね。以前からの道路の舗装、拡幅、管理だけではなく、近年の温暖化、酷暑により、除草作業の要望も格段に増えていると聞いています。

また、今年八潮市で発生したような水道管の経年劣化による穴凹の補修、これらを含めた道路の維持管理費用も近年増加しているという答弁ですね。この温暖化の傾向は来年以降も続くと考えられます。公共施設の更新費用という観点からも、新しく造るより、今あるものの維持管理を。この発想はこれからの行政経営には必要不可欠ではないでしょうか。ですから、バードライン4車線化より、市内各地からの道路整備の要望を優先するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市で整備をする道路については、市街地の骨格を形成する都市計画道路と市民の生活に密着した生活道路がございます。生活道路につきましては、多くの要望をいただいておりますが、十分に整備が進んでいない状況は認識しております。

引き続き生活道路とバードラインを含めた都市計画道路につきましては、バランスを保った整備を進めることが必要になります。引き続き必要な予算確保に努め、早期完成を目指してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 早期完成目指してまいります。なかなか聞いてもらっていないですが、必要な道路は造るということで、それはそれでいいと思うんですよ。ただし、やっぱりそこでもやっぱりあれもこれもできないわけですよ、お金が余裕がないんで。だから、造る都市計画道路の中でも、果たしてどこが本当に必要なのか、これを厳しい目で精査する必要があります。多額の予算を捻出し、市民の利便性、安全性、そして経済性を考慮しながら推進しなければならない路線ばかりなんですけれども、その中でこのバードライン4車線化は、本当に那珂市民にとって利便性、安全性、経済性が向上するものなのか、いま一度精査していただきたいと思います。

土木費は毎年限られておりますし、既に工事に入っている箇所は止めることができません。しかし、この4車線化は事業化されているとはいえ、まだ工事に入っているわけではありません。いま一度道路に関する支出を見直していただき、むしろ市内各地からの要望を優先するべきではないかと訴えますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） おそらく市内を各所歩いていますと、いろんな声を聞くと思います。私もそういうお声も伺います。いろんな事情がありますので、ご答弁を申し上げます。

先ほど建設部長からも答弁がありましたとおり、都市計画道路や生活道路の整備はいずれも市を形成する上で欠かせないインフラであり、私自身もその重要性は十分に認識をいたしております。

幹線道路については、広域的な交通環境を改善し、地域活力の向上に資するとともに、生活道路については、市内各地から出された要望を踏まえ、計画的に整備を進めることで日常生活の利便性の向上を図ってまいります。

今後もこれら事業の優先度を適切に判断し、必要な財政措置に取り組み、それぞれの整備を進めることで将来的に持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさしく市長も今おっしゃられたように、市長もいろんなあちこちで声を聞いていらっしやると思います。ここ早く舗装してくれとか、ここを広げてくれとか、取りあえず危ないから車見えないんでこの草刈ってくれとかという声とか。もうあちこちであるわけじゃないですか。こういう様々な日常に直結する生活道路の整備の願いは、やっぱり増えるばかりですね。これ場合によっては車同士の衝突を防ぎ、また子供や高齢者の歩行の安全性を確保する、まさに命を守る道路なんですよね。こういう願いを各地域の自治会、まちづくり委員会の皆様は日頃から市民より声をお聞きをして市に要望されている、そういうことなんでしょう。そういう意味合いからも、道路予算の組替え、その象徴的な事業であるこのバードラインの4車線化については、ぜひ一度立ち止まって検討をしていただきたいなと、それを改めて訴えましてこの項目を終了いたします。

続きまして、2番目の項目、広聴機能の強化について質問をいたします。

今、市内で最後の箱物と言われる道の駅が建設されようとしております。これは何回も話しているように、想定どおりの来場者、年間約95万人が来られまして10億円売り上げて年間7,000万円の営業利益が計上されると、それが実際に教育や福祉に還元されると、そういうふうになれば非常に素晴らしいというふうに考えます。しかし、想定どおりの来場者がなく、売上げも上がらず、利益どころか赤字が累積して大いに市民生活、経済を圧迫するならば、これは大いに考えなきゃいけないというふうに思います。

しかし、この計画について市民への説明会は1日2会場しか開催されず、多くの市民はこの計画をよく知らないまま今日まで来ています。それは多くの市民がこの計画についての説明会をもっと開いてほしいと願っているにもかかわらず、現状として市執行部が今後一切説明会を開かないという姿勢だからです。私はこの状況は本当によくないと思っています。行政として、このような状況をどのように捉えているのか。果たしてこの現状でよいと思っているのか、本当に疑問です。

市の事業は全て市民の税金が投入されています。そのため、市は市民からこの事業の内容はどのようなものか、今この事業は何のためにやっているのか、この事業はやる必要があるのかなどと聞かれたら、いつでもどこでもどなたにでも説明する責任があると思います。それがいわゆる説明責任というものです。ですから、市民から道の駅に対する説明会をもっと開催してほしいという声が多数出ている場合、市はその声に真摯に向き合い、説明責任を果たすためにその願いの実現に向けて尽力すべきと考えますが、いかがなものでしょうか。

特に、最初から建設に30億円近くかかり、半分近くは純然たる市民の借金負担であります。また、この建設のみならず、道の駅ができるからこそ必要な周回道路の建設はいくらかかるのか。この建物を建てるだけではいけないわけでしょうから、ここに接続する上下水道の建設工事費はいくらになるのか。運営側の第三セクターに支払う指定管理料、著名な建築家に支払うコストなど、さらに過大にかかる経費も相当な予算と思われます。さらに、資材、人件費の高騰も想定すると、とても30億円で済まないのではないか。35億円になるのか、40

億円になるのか、50億円になるのか、それは分かりません。ただ、それらを含めて借金が生じますので、それを負担しなければならない市民に対してもっと誠実に向き合う必要があるんじゃないでしょうか。これだけの大規模事業を行う際、一般的に言って市民に対する説明責任をどう考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市は行政の透明性を確保し、市民からの信頼を維持するため、税金がどのように使われ、どのような効果を生むのかについて市民に対し説明する責任を負っており、事業の規模が大きく、市民生活や地域環境に与える影響が大きいほど、その説明責任もより重大であると認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 全くそのとおりだと思います。事業規模は大きくなればなるほど、説明責任は増すと私も思います。

では、市は説明するだけでなく、市民の願いは何か、しっかりその声をお聞きしていかなければなりません。そのための広聴機能は現在どうなっているのか確認いたします。今、市はどのように市民の声をお聞きし、どう対応しているか、お聞かせ願います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市民からの各種ご意見等につきましては、来庁、電話、郵便、ファクス、市長への手紙、市民ボックス、電子メール等のいずれかの方法による問合せにより対応しております。また、パブリックコメント、住民説明会など多様な手法を通じて市民の意見を聞き、精査した上で各事業に生かしておるところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさに多様な方法で、できるだけ市民の声をお聞きしようとしていらっしゃると思います。

その中で、あらかじめ原案を示して、それに対する声をお聞きするというパブリックコメント、また直接市民との対話を大切にする住民説明会がありますよね。パブコメの結果は議会にも報告がありますが、実際は案件によっては数件、場合によってはゼロということもありますね。近年このコメント一番多かったのはやっぱりあれですかね、瓜連の市庁舎の問題が、これが490件、それに次いで多かったのが道の駅について281件ということでありました。

こちらちょっとお手元の資料2をご覧くださいければと思うんですけども、これが道の駅のときのパブコメの結果ということございまして、281件ということございまして。

常パブコメは1か月間の期間を設けて、様々な声をいろんな方法でお聞きをするんですよね。これ見て分かるとおりに、ちょっと細かくて恐縮ではある、これはホームページで見られるんです。もし細かくお知りになりたい方は市のホームページで出てきますけれども、これ一個一個いろんな声がたくさんあるんですけれども、それに対して執行部の方が一個一個ちゃんというふうに回答してくれているんですよね。これは本当に素晴らしいなと思って、これだけでも多大な尽力をいただいていると思いますので、本当にお疲れさまでございますというふうに思います。ただ、このちょっと道の駅のときのパブコメだけ募集期間が1月14日から2月4日ということで3週間だけだったんで、これちょっと残念だったなと思いますけれども。

このパブコメは事業開始前に声を聞くという仕組みですが、これらの意見を受けた後、実際に意見がどのように事業に反映されるか、それを市民に返していくという手段が今のところ特にないんですよね。ただ、事業によって今後数十年にわたって市民生活に重要な影響を及ぼす大規模なものであれば、やっぱりコメントを受けただけじゃなくて、それがこういうふう実際に計画に生かしました、こういうふう改善しましたというふうに市民に返ししながら、また声を聞いていくという姿勢が求められるのではないのでしょうか。それが住民説明会なんだというふうに思います。

説明会はこれまで1月19日、今年のね。その2会場のみで、それ以降開かれていません。これ以降、実施設計の予算を議決はしましたが、それらの進捗状況がどうなっているか、詳細には今年度あまり議会のほうには報告ないものですから、市民に対してはなおさら分からないということだと思います。地域を回ると、道の駅の進み具合はどうなっているんだ、実際この計画で本当に人は来るのか、利益は出るのか、借金もし市民が払っていくとすると納得できないよという様々な声があったりして、中にはどこにできるんですかと、そういう声もまだまだたくさんあるんですよ。これやっぱり市民と進む協働の在り方という観点からしたら、やっぱりちょっと程遠い状況じゃないかなと思っています。

市が取り組む事業については、可能な限り説明を尽くす。そしてまた先ほどの広聴機能をさらに強化して、様々な手法で市民の声を聞くと。また、その進み具合を市民に説明する。こういう事業が大規模であればあるほど、先ほどのご答弁にもあったとおり、やっぱり予算規模が大きければ大きいほどやっぱり返しが大事でございますから、説明責任が大きくなりますから、こういう工程の繰り返しによって市の執行部と市民との間に強い信頼、信用が生まれてくるんだと思います。私はそれが市民との協働の在り方だと信じておりますけれども、市はどう考えておりますか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市民協働は、市民と行政が対等なパートナーとして相互の理解と信頼に基づき、それぞれの強みを生かして地域の課題解決に取り組むことが重要と考えております。行政の視点から

だけでなく、地域に暮らす全員が地域をよりよくする責任と権利を持つという視点で、真のパートナーシップを築いていくことが持続可能で活力あるまちづくりにつながると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさにそのとおりですよ。地域に暮らす全員が地域をよりよくする責任と権利を持つという自治の視点でパートナーシップを築くと。そのとおりです。

しかし、今本当にそうになっているのでしょうかということなんです。那珂市民是那珂市に対する愛着が強いと思います。協力するところはしっかり協力する。自分たちでできることは頑張る。つまり、自立しながら手を携えられる方が多いと思います。ですから、例えばこの支所問題にしても、検討委員会がある上に市民の皆さんがワークショップでいろんなことを話し合う。そういうことがやられているわけじゃないですか。やっぱり那珂市民というのはそういう方々なんです。これはほかの分野においても住民同士で力を合わせるということも多いですけども、殊この道の駅問題に関してはこの計画の内容が市民にほとんど知らされていないため、市民はどう考えればよいのかよく分かりません。あれだけの予算規模を使って那珂市最後の箱物を造り、多くの方々が交流し、この地発展のための起爆剤の役割を担うべき道の駅なのに、このまま説明責任をあまり果たさず、市民の声を積極的に聞きに行かない姿勢は果たしてどうなのかと疑問に思います。

これまで部長にこの説明責任、広聴機能、市民協働の在り方について一つ一つ丁寧に質問してまいりましたが、それらのご答弁はまさにそのとおりだと思っています。しかし、問題は、那珂市の現状が本当にその答弁のとおりなのかということでありまして、まだまだ本来あるべき姿には遠いんじゃないかなと、僕は市内を回っている方と話をして感じております。

そこで、市長にこの説明責任、広聴機能、市民協働、この在り方について、またこれが現在、特にこの道の駅に関して本当にその答弁のとおりになっているか、広聴機能としての責務を果たしているかどうかということに関して認識を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 道の駅に関する広聴機能の在り方についてのご質問をいただきました。

道の駅はおっしゃるように本市にとって大変重要なプロジェクトであり、これまでにパブリックコメント、そして2回の住民説明会を実施したほか、電話、メール、郵便、窓口対応など様々な方法で市民の皆様のご意見やご提案を広くお伺いし、計画に反映させるべく努めてまいりました。

今後、これは当初から言っていることでありますけれども、事業を進めていく中で大きな変更等があった場合には、説明責任の観点から追加の説明会も必要だと考えておりますので、現時点においては直ちに実施すべき状況にはないというふうに認識をしているところでござ

います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 市長のご答弁は以上のとおりでございますが、なかなか僕は実施すべき状況じゃないかなと僕なんかは思っていますね。これは、いろんな市民の方、有志の方がそういう説明会なんか何回かやっているんですね、今毎月ね。どの会場も部屋いっぱいなんですよ。だから、もうおそらく200人近い方が来られているわけですが、その方々の声なんか僕もちょっとお聞きしていると、やっぱりもっともっと説明してほしいよという声たくさんあるんですよ。たくさんあるんです。だからよく分からないという声は本当に多いです。それはしっかりこの場などでしっかりこの本会議場の場でお伝えさせていただきますので、しっかり積極的に声を取りに来ていただく。これは事業規模が大きいですから。そこらのところは説明責任の重さとまさしく正比例でございますから、お伝えをさせていただきますね。

ところで、那珂市には広聴機能として「市長と話そう 輪い・和い座談会」という事業がありますね。これはどういう事業でしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市長と話そう 輪い・和い座談会につきましては、開かれた市政の実現と市民参画によるまちづくりの推進を図るため、市民団体等の申込みを受けて開催しております。詳細な資料や細かな数字を基にした説明会とは異なり、市長との直接対話の形式で行われ、要望や苦情をお受けする場でなく、建設的な意見交換を目的としております。開催実績については年度によってばらつきがあり、昨年度の申込みはございませんでした。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） すばらしい事業があるんですね。こうやって市長と直接わいわい話ができる。こういう広聴機能としてはすばらしいと思います。ただ、去年はなかったということですが、こういう輪い・和い座談会なんかはまさしく幅広く直接いろんな声を聞ける場なんだということでもそもそも設定をされているということだと思いますから、これは、道の駅のテーマでも何でも多分いいんだと思うんですね。市でやっていることをいろんな話をできる。これも一つ考えていただいてもいいんじゃないかなと思っております。

ただ、今のご答弁だと、建設的な意見交換を目的としているのは当然だとは思いますが、例えば要望や苦情はお受けしないというのは、ちょっとどうなのでしょう。政治家とか行政と市民が話をする場合って、別に世間話はありまじょうが、やっぱり要望が多いと思いますよね。こうしてほしい、那珂市がこうあってほしいよ、こういうことをやってくれるといいな、それがやっぱりお話だと思いますから、要望や苦情は受けないという、そういうちょ

つとあれじゃなくて、もう幅広に何でもいいよ、何でも聞いてくれ、何でも俺のほうで話すよ、そういうふうにやらないと、わいわいにならないんじゃないかなというふうに思いますよ。なので、やっぱり特にもうここ数年一番大事な事業、大きい事業は道の駅なんですから、もし道の駅のテーマで話がしたいよと、そしたらもう胸襟開いて、いくらでも話してくれと、こっちはこういう自信を持ってやっているんだ、そういう話も聞きたいなという市民も多いと思うんですよね。ですから、そういういろんな縛りはつけずにやるんだっただらば、座談会で道の駅なんかでも多くの方に語っていただければいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、こういうことでいろんな意見交換は胸襟を開いて、テーマ絞らずにでもいいから何でもできませんかねということ、ちょっと市長にお聞きしたいですね。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをします。

担当部長が答弁したのは、そういう要綱がありますのでそれに基づいて説明をしたということです。私自身としては、やはり今議員が胸襟を開いてとおっしゃいましたけれども、やっぱり建設的な議論の場になってほしい。お互いに、例えば要望のし合いとか、非難の応酬とかでは、やっぱり輪い・和い座談会ではないだろうなという思いがあります。

答弁をさせていただきます。

議員ご質問の道の駅に関することをテーマに開催できるとございますが、座談会そのものの趣旨としましては、道路建設、あるいは産業、観光といった、より大きなテーマの中で今後のまちづくりに向けて市民の皆様と率直に意見の交換を行おうというものでございます。したがって、道の駅に限らず、先ほど企画部長の答弁にありましたように、目的に即していれば開催自体は可能でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 広聴機能の強化というテーマでありますから、いかに市民の声を聞くかというふうな手法、その考え方についてでございます。自分事ながら、僕も議会が終われば地域にお出かけをして市民の声を聞くというはやっております。何百回もやっておりますね。そういった意味では、テーマは特設設けていないですね。やっぱり胸襟を開いてやる。ぜひ市長もそうでありますが、本来はこの重要な重大な事業であれば、説明会を開いて、どんどんどんどん信用、信頼を高めたほうがいいんだと僕は思っておりますね。ぜひそういった心持ちで今後もいていただきたいということと、あとさっきの大きな変更があった場合は開催する必要があるということがありましたが、この間の全協でちょっとあった子育て支援センターを持ってくるという話もありましたけれども、このところはちょっとあれかなと思うんで、ちょっといろんな説明の仕方というのはもう少し考えていただきたいということで、この項目を終了いたします。

3番目の項目、那珂フュージョン科学技術研究所とのさらなる連携について質問をいたし

ます。

今、日本全国どこでも地方創生、地域おこし、我が町のPRと各自治体が躍起になって自分の地域のよさをつくり、磨き、再発見し、売り出しております。様々な切り口はあるでしょうが、どうしても日本人は隣の芝生は青く見えるということがありますが、しかし、ここ那珂市にはここにしかない地域資源があります。それが核融合の実験炉JT-60SAがある那珂フュージョン科学技術研究所であります。これはそもそも太陽エネルギーの発生の仕組み、これを核融合というのですが、それを地球上で科学的に再現するITER核融合実験炉計画という世界各国が協力して近い将来の実用化を目指している現在進行形中の国際プロジェクトであります。これは世界人口の2分の1以上、また世界GDPの4分の3以上の国々が参加する一大プロジェクトでありまして、日本はITERの主要機器である超伝導磁石、プラズマ加熱装置、ロボット等の開発をしております。それらの研究の中心部分を担っている那珂研究所は、まさしく世界を代表して、今の核分裂による発電ではなく核融合による発電を実用化するために非常に重要な役割を果たしているのであります。しかし、まだ実用化には時間がかかるというようではありますが、昨年にはプラズマ生成に成功。今年はその研究所設立40周年という節目を迎えまして、実用化に向けた研究を加速化させていると聞き及んでおります。ぜひ安全性の高い発電技術を全世界に広めるため、さらなる研究を地元としても大いに後押しをし、できる限りの支援をしていきたいと考えます。さらには、このような世界最先端の研究をしていらっしゃる機関を持つ優位性を生かし、地域の人材育成や産業との連携により、那珂市発展に大いに活用させていただく必要があります。

そこでまず、現在那珂市として、この研究所との連携はどのようにしているか伺います。

○議長（木野広宣君） すみません。傍聴の方は静粛にお願いいたします。

企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在、本市と那珂フュージョン科学技術研究所が連携し実施している事業としましては、市内で開催されるイベント、八重桜まつり、環境フェスティバル、横堀小学校のかんざきまつりなどに出展いただいております。また、本市や那珂フュージョンエネルギーサポーターズによる那珂フュージョン科学技術研究所施設見学会への出展も行っております。さらに、将来の核融合研究を担う欧州及び日本の学生を対象とした研修が実施されており、地域交流の一環として、その学生たちに書道や茶道などの日本文化を体験してもらおう取組も行っております。

教育分野の連携としましては、小学校での科学教室や市立図書館へのフュージョンコーナーの設置など、児童生徒が科学に触れる機会を提供いただいております。

このほか、那珂フュージョン科学技術研究所への理解促進として、市民の方を対象とした施設見学会の実施など、地域に開かれた見学機会の提供にも取り組んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ただいまのご答弁のとおり、研究所さん、いろんなどころに出展していただいております。様々な実験により、市民が分かりやすく体験できる機会を提供してくださっております。私もその出店なんかでよく話をお伺いしたり、横堀小学校でのかんざきまつりでの児童たちが楽しんで実験しているというところを見ております。また、施設見学会は毎年参加させていただいており、多くの市民が施設に来ていろんな説明を受けたり、施設を見て回って楽しんでいる、そういう様子を拝見しております。私もこのような機会を通じて、もっと多くの市民の方に那珂研究所の存在価値を周知したいと。また、市民の方に市にはその周知をしていただきたいと、さらに期待しております。

また、教育分野として、市内小中学校への出前授業を通して科学のすばらしさ、奥深さを子供たちにより知っていただくための連携をしていただいておりますが、今のところ小学校は3校、中学校は1校のみでありますので、もっと数多く実施していただきたいと思います。

また、施設を見学する見学会は年に1回と限られておりますので、市民の要望によっては市民への出前授業なども可能になれば、もっと今のITER計画や那珂研究所の内容を知っていただけたらと思いますので、そのような仕掛けも今後検討していただきたいと思います。

また、最先端技術の研究を支援するため、地元にてできることとして民間事業者との技術交流、また材料、資機材の調達支援があると考えます。先月、那珂研究所として県内19社との技術交流会が開催され、材料の調達だけでなく、研究そのものの提携も話し合われたようですので、市内事業者との橋渡しの役割も行政として果たしていただきたい。

さらに、これだけの研究機関ですので、中長期的な視野で考えれば研究で連携できる各種機関、企業、事業所なども誘致をして、那珂市において日本トップの核融合研究エリアとして発展できるよう、地元行政として大きな絵を描いていただきたい。世界に唯一無二の研究機関を持つ行政、那珂市として那珂研究所とさらなる連携を図り、那珂市をさらに活性化させてはどうかと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

次世代エネルギーとして期待される核融合発電は、国においては日本成長戦略本部で重点投資の対象とするなどの研究開発を加速させるための方針が検討されており、国家戦略では2030年代の発電可能になる目標を掲げております。商用発電までにはさらに時間がかかると思われませんが、市としましてもJT-60SAの安全で安定的な運転と着実な研究開発の進展のみならず、国内外の大学等との連携による人材の育成や、新たな地域振興策の展開について国への要望もしており、核融合の研究開発の進展に大いに期待しているところでございます。

また、いばらき量子線利活用協議会が主催した那珂フュージョン科学技術研究所と県内企業との技術交流会が研究所内で開催され、研究所からはフュージョンの内容や国際協力の一

翼を担っていることなどを説明し、技術交流会では企業がブースを出展し、企業と研究者との交流を図っていると伺っております。

これらの取組を注視しつつ、地域の活性化に資するよう、今後とも那珂フュージョン科学技術研究所と連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

私もこういう打合せもありますので、先月伺って、所長、部長、課長ともお会いをして話をしてみました。皆さん、那珂市との連携を非常に喜んでいらっしゃいまして、非常に感謝していただいております。今、那珂市と那珂研究所、非常にいい関係にあるというふうに思っております。私はこの状況をさらに飛躍、発展させ、やがて全世界で発電技術は核分裂から核融合が主流になる、その基礎的研究を長年この那珂の地で続けてこられた那珂研究所さんに心から敬意を表するとともに、那珂市が今後のその研究支援を格段に推進していくことを目指していくべきと考えております。そして、やがては同じ県内にあるつくば市をも凌駕するような研究開発都市を実現できるように、将来の明るい夢をみんなで見ることができるよう願って、今回の私の一般質問を終了いたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告6番、遠藤 実議員の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は明日12月10日水曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時48分

令和7年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第3号（12月10日）

## 令和7年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和7年12月10日(水曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第19号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第68号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 議案第70号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例
- 議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第76号 令和7年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第78号 令和7年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第79号 令和7年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第80号 令和7年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第81号 令和7年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案の委員会付託

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(17名)

1番 榊原一和君

2番 桑澤直亨君

3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君		

欠席議員（1名）

18番 福田耕四郎君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薫君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会 事務局長	澤嶋克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君	書記	田村栄里君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は、18番、福田耕四郎議員1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信しております。

---

◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

---

◇ 鈴木明子君

○議長（木野広宣君） 通告7番、鈴木明子議員。

質問事項 1. 那珂市うまいもん会議～TREV I～について。2. 児童、生徒、若年者

への支援について。3. 男女共同参画推進を考える。

鈴木明子議員、登壇願います。

鈴木議員。

〔5番 鈴木明子君 登壇〕

○5番（鈴木明子君） 議席番号5番、立憲民主党の鈴木明子です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

さて、あっという間に秋が終わり、寒い季節がやって来ましたが、先月まで那珂市内でも毎週様々な場所でイベントが行われていて、おいしいものもたくさんあり、とてもにぎやかな季節でありました。また、スーパーや飲食店などには、いい那珂かぼちゃフェア2025のポスターも多く見かけ、たくさんの方に那珂市の食べ物の魅力を知っていただけているのではと期待しております。

そこで、那珂市が現在行っている那珂市うまいもん会議T R E V Iについて質問いたします。

昨日、小池議員が質問されたように、道の駅を見据えて行っているとのことですが、那珂市うまいもん会議T R E V Iの理念と経緯、目的などを詳しく教えていただけますか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

那珂市うまいもん会議T R E V Iは、道の駅開業を見据え、那珂市産の農畜産物を活用することを理念とし、6次産業化や農商工連携により消費者に支持される製品の開発を進め、那珂市産農産物の販路拡大を図ることを目的に令和5年3月から活動を開始したものです。

具体的な産品開発については、市内外の飲食店、菓子製造事業者等を対象に参加いただき、那珂市うまいもんづくりプロジェクトを立ち上げ、商品化に向けた取組を進めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 具体的にどのようなことを行っていますか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

那珂市うまいもん会議は、食の専門家や事業者、生産者等が那珂市の食と農の連携による地域活性化を具現化するために活動しています。その活動の中で那珂市産の農畜産物を活用した産品の味、見た目、価格、将来性、総合の5つの視点から評価していただく求評会を令和5年度から実施しております。この求評結果を事業者へフィードバックすることで、産品のさらなる品質向上につなげていただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 食の専門家や事業者、生産者などが関わっておられるということですが

ね。では、その会議を経て商品化が進んだ店舗数を教えてください。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

求評会に出品され、その後商品として販売を開始している事業者は、現在6事業者になります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 令和5年度から開始し、6事業者が販売を開始しているとのことですが、様々な方が関わって行っている那珂市うまいもん会議T R E V Iですが、消費者の方々からのアンケートの実施などは行っているのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

昨年度におきましては、産業祭や東京にある茨城県のアンテナショップ「イバラキセンス」においてパッケージのデザイン性について来場者から投票形式でご意見を伺いました。その結果を基にパッケージデザインの見直しを行う予定の事業者も出てくるなど、一定の効果が生まれております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 産業祭や東京で消費者の声を聞いているとのことですが、冒頭でも申し上げたように、那珂市内には産業祭以外にも市が主導でないイベントもたくさんございます。那珂市内のイベントへの出店状況や出店の方法などを教えてください。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今年度につきましては、いい那珂フェスティバルやかぼちゃアートフェスティバルにおいて、求評会のかぼちゃプリン部門で受賞した産品を中心に、来場者からじかに声を聞く試食販売を実施いたしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） いい那珂フェスティバルやかぼちゃアートフェスティバルにて試食販売をしていたということですが、来場者の方々にアンケートなどは行っていないとのことですね。この那珂市うまいもん会議T R E V Iは、道の駅開業を見据え、那珂市産の農畜産物を活用することを理念としていただきたりました。道の駅を見据えて行っているのであれば、なおさら市民の声というのはとても重要な役割を持っており、市民の方々の意見を取り入れることで、事業の質、持続性、信頼性が大きく高まります。なぜなら、意見を出した経験が自分たちのまちを一緒につくっているという実感につながり、行政、事業者への

信頼や地域への愛着が高まると言えるからです。一緒に考え、決め、動くことで、地域のうまいものと人の流れを生み出すと言えます。

ぜひ市民の方が集うイベントに出店をし、東京のイバラキセンスで行ったような投票や、求評会で行われているようなアンケートなどを那珂市の市民の皆様のお声としていただいでほしいと存じますが、お考えを教えてください。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

うまいもん会議は、道の駅開業を見据え、那珂市産農畜産物を活用し、6次産業化や農商工連携により消費者に支持される産品を開発し、地域活性化を図る取組を進めております。いい那珂フェスティバルをはじめ市内イベントなど、一般の方が集う場所は貴重なご意見をいただける場所でもありますので、引き続き事業者と共に参加し、産品開発の支援を継続していくことが大切であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 市内イベントなどで一般の方が集う場所は貴重な意見を聞ける場所、まさにそのとおりです。その場所をより増やしていただき、広く市民の方々に伝わるような働きかけをお願いいたします。アンケートであっても、参加しているイベント中にスマホで読み取るなど、フォームなどを活用すればスピーディーに簡単に行うことができ、予算がかかるものでもありません。集計も職員の時間を大幅に取るものでもありません。

市民の皆様にとって自分たちが住むまちの産品を自分たちで作っていただける機会が得られるよう、市民とつくる共同プロジェクトとして、今後も試行錯誤を重ね、事業を進めていただきたいと要望いたしまして、1つ目の質問を終わりにいたします。

続いての質問に移ります。

児童、生徒、若年者への支援についてです。

まず、近年広く耳にするようになりました包括的性教育について質問いたします。

包括的性教育とは身体や生殖のしくみだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育のことを言います。従来の性教育よりも大きな視点で性やらしさを問い直すものであり、これまでの性や生殖の知識だけでなく、自分と相手を大切にする方法を学ぶ人権教育であると言われております。

現在の日本の性教育は、海外と比べ、学び始めるタイミングが遅く、また時間数も少なく、内容が限定的であると言われております。包括的性教育に含まれている内容を現在どのような形で学習しているのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、包括的性教育とは身体や生殖のしくみだけでなく、人間関係や

性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育のことを言います。

本市におきましては、包括的性教育として直接的に学習するのではなく、保健体育や道徳、特別授業などの中におきまして、包括的性教育に含まれる内容を学習しております。また、各学校におきましては、スクールカウンセラーなどの外部講師によるSOSの出し方や人権、性教育に関する講演会なども開催しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 様々な授業の中で、また外部講師なども依頼しながら、包括的性教育の内容が含まれる学習をされているということですが、現在の学習を実施していく上での課題は何かありますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

性教育については、デリケートな内容を含むため、担任や養護教諭が実施すると、児童生徒の羞恥心などからうまく内容が伝わらない可能性があります。その点において、外部講師による学習は、それぞれの専門分野の講師を招いて実施するため、児童生徒は大人になる過程における必要な知識として理解することができると感じております。

そのため、外部講師による学習機会を増やしていくことが必要かとは思いますが、無料で依頼できる講師ばかりではないことから、費用面での課題があると考えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 性教育について課題があるということですが、寝た子を起こすなどという言葉が背景にあるように、様々な考えの方がいらっしゃるかと存じます。しかし、多くの情報が入ってくる現代、性教育を正しく学ぶことは子供を性被害から守ることにつながると考えます。また、近年相次いだ児童生徒への盗撮や性暴力についても、学校で包括的性教育が行われていれば防げた可能性があるのではないかという意見もございます。

子供たちを守ることと費用面での課題、どちらを優先すべきかはてんびんにかけるまでもなく、子供たちを守ることが第一優先です。近隣の自治体では、全小中学生に対して講演を行えるような予算が確保されているとのことですが、那珂市では十分な予算が確保されていない課題があります。

子供の健やかな成長のために必要不可欠な授業でありますので、ぜひ十分な予算配分を切にお願いいたします。

次に、生命の安全教育が2023年度から全国の学校で本格的に普及、展開が始まりました。児童生徒が生命を大切にし、自分と他者を尊重する態度を育むことを目的とした教育です。

具体的にどのような内容で行っているのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

文部科学省は、性犯罪・性暴力対策の一環としまして、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命の安全教育を推進しております。

生命の安全教育においては、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度を、発達段階に応じて身につけることを目指します。

このことについて文部科学省より、生命の安全教育の一層の充実を図るため、教員向け指導例の動画コンテンツの通知が出されております。これは、児童生徒の発達段階に応じ、学校における指導、啓発の参考となるものとして示されておりますので、この情報を学校と共有しまして、有効活用するように働きかけております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、これらの学習の効果の検証はどのように行っていますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

特別授業や外部講師による研修会などの機会においては、参加した児童生徒や保護者などにアンケートを実施してございまして、その結果を基に、より効果的な学習機会となるよう検証を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 特別授業や外部講師による研修会を行っているとのことですが、外部人材の活用状況について教えてください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

県や市のスクールカウンセラー、警察、犯罪被害者協会など、学校のネットワークにより様々な外部講師を招き、人権、性教育だけでなく、自殺対策やスマホの安全教室など様々な内容について学習する機会を設けております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 先ほど、保護者も特別授業や研修会に参加されているとご答弁いただきましたが、私たち大人が学生の頃には十分な教育がされてこなかった分野だと考えますので、教員の方々、保護者の方々にも引き続きそのような機会を今後もつくっていただきたいと存じます。

次に、はどめ規定についてですが、はどめ規定は性教育分野で小学校理科の受精に至る過程や中学校保健体育の妊娠の経過を取り扱わないものとするとき、性交を扱ってはいけな

いというははじめと解釈され、性教育現場での萎縮を招く原因となっていると指摘されていますが、はじめ規定への本市での考え方を教えてください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

性教育におけるはじめ規定とは、学校で扱う性に対する内容が過度にならないように、学習指導要領において示している制限、配慮の基準のことです。文部科学省は、小学校、中学校、高等学校で扱える範囲を明確に分けておりまして、性行為そのものの具体的描写は学校教育では行わないとしております。

この規定は、児童生徒に羞恥心を与えない配慮であると捉えておりますので、本市におきましてもこの規定を踏まえた教育を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 先ほども申し上げたように、子供が自分の体を守れるようになるための教育というものは必要なことです。そして、2020年の文科省初等中等教育局長答弁の中にあるはじめ規定そのものは決して教えるべきではないというのではなく、全ての子供に共通に指導をするべき事項ではない、ただし、学校において、必要があると判断する場合に指導したり、あるいは個々の生徒に対応して教えるということではできると答弁しています。しかし、多くの現場の教員は、教育委員会や管理職から教えないほうがいい、教えないように、取り扱わないようにと指示された経験を持っているとも言われています。

また、先ほどご答弁いただいたように、担任や養護教諭が実施をすると児童生徒の羞恥心などからうまく内容が伝わらない可能性があるという危惧があるとのことですので、ぜひ先ほどの要望にも通じますが、外部の専門の講師などをご活用いただき、子供たちを守るということを徹底し、今後もよろしく願いいたします。

次に、男女を分けた性教育ということは行っているのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

現在、性教育をはじめ、生命の安全教育や特別授業や外部講師による研修会などの学習機会におきまして、男女を分けて実施することはありません。

しかしながら、宿泊を伴う行事の事前指導においては、女子にのみ生理用品の使い方などの指導を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 生理用品の使い方について女子のみに指導されているということですが、全国的にも多くの学校では生理についてを男女共に話し合うという学習はされていないとのこと。

経済産業省が2024年に発表した試算では、女性の健康問題による経済損失は年間約3.4兆円にも上ると言われます。これは性別に関係なく社会全体で対応すべき問題です。健康上の問題で仕事を休んだり、勤務時間が短くなったりすることがありますが、その一因として挙げられるのが生理とのこと。男性女性関わらず、一人一人が理解し、寄り添うと思うだけで救われる人がいる。しかし、そのためにはまずは知ること。正しく知ることから始まります。その輪を広げていき、学校教育についてもお考えいただきたいと存じます。

そして、ナプキンの学校内での保管場所についてになりますが、市内小中学校の女子トイレに生理用品を常備するなどの対応を行っていますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

現在、市内小中学校のトイレへの生理用品の設置は行っておりませんが、保健室に常備しまして、希望する児童生徒に提供しております。これは、トイレへ常備することには衛生面の課題があることに加え、保健室で提供することにより、児童生徒の様子を確認し、体調などについて声かけをすることで、支援の必要や困りごとの有無に気づくことができるという利点があると考えためです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 市内小中学校の保健室に常備し、希望する児童生徒に提供するというのですが、トイレに入ってから急に必要になったり、保健室でほかの生徒がいる前で欲しいと言えない子供もいると思われま。

女子トイレの個室への生理用品の設置を行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） 先ほど答弁いたしましたとおり、女子トイレ個室への設置は、衛生面の課題や、保健室に来ることが児童生徒への相談支援の一助となるなどの利点があることから、実施の検討は行っていません。

また、ご提案のとおり、市内小中学校の全ての女子トイレの個室に一定数の生理用品を設置するためには、これまで以上の経費が必要となることに加えまして、日々トイレの状況を確認し、不足があれば補充するなどの新たな手間が発生することから、実施に当たっては学校との協議が必要となるため、すぐに実施することは難しいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 民間の調査によりますと、生理が始まっている小中学生のうち83.5%が「生理中、学校で困った経験がある」と回答しています。具体的にはナプキンを替える時間が取れなかった、予定しない日に生理が来てしまったなどです。

次に、ふだんと比べて、生理中は授業や部活に集中できないと感じるか尋ねたところ、

82.9%が「集中できないと感じる」と回答し、その理由として、漏れていないか不安や体のどこか、おなかや頭、腰などが痛い、気分がすぐれないなど不安や不調があるとのことです。

その一方で、生理の悩みを先生もしくは周りの大人に相談できると答えた小中学生は44.3%と半数以下となり、学校のトイレにナプキンが置かれていたら不安は軽くなると思うかとの問いには89%が「そう思う」と回答しています。

想像してみてください。急に出血があったときの戸惑いや焦り、不安感、授業に集中するなどできるわけがありません。体の発達途中であるため、生理周期が定まらないのは自然なことです。いち早くトイレに向かいたい、しかし、静かな教室の中、かばんや引き出しに入っている生理用品をポケットに入れていくのはどうすればいいのか。このときにトイレに行けば問題が解決できるという心の安心感があることとないのでは、アンケートにも見られるように、全く違います。生理の貧困という理由だけではなく、多くの女性が持つ全く当たり前の感情であり、その問題を解決することができるのは行政ではありませんか。児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう環境を整備するということは学校として第一に必要なことではないでしょうか。

また、ご答弁いただいた衛生面についてですが、既に学校の個室トイレにナプキンが配置されている自治体に確認したところ、壁につり下げたり、床から離れたところに台を設置したりすることで、衛生面はクリアされていること。また、養護教諭にヒアリングしたところ、保健室にだけ生理用品を置いておかなくても、生理に関する悩みはナプキンがあるなしだけでなく、心の相談や腹痛など体の相談であったり、様々な理由で児童生徒は保健室に来るので、問題はないという結果であったとの返答をいただきました。

また、ほかの自治体でもナプキンを入れたボックスに生理について悩みがあればいつでも相談してほしいなどの趣旨が記載されていて、今までよりも養護教諭に相談に来る児童生徒が増えたという報告もあるとのことでした。また、一般的に危惧されるような汚染やいたずら、過剰に持っていかれるという問題も特にないとの回答をいただいています。

一般的にトイレに常備しているトイレトーパーと発想は同じです。生理現象です。生理現象である生理の際に使用するナプキンをトイレに置かないというのは女性だけの特別なもの、そんなに頻繁に必要なのか、自分で持ってくるべきではないかなどという性別役割意識の根強さや月経への偏見、無理解からきているのではないかと感じてしまいます。

また、予算としても、ある自治体では年間20万円程度計上していましたが、実際は半分程度であったとの回答もありました。ご答弁いただいたとおり、すぐに実施するという事は難しいと思います。しかし、子供たちが安心して学校生活を送れるよう、先ほどおっしゃっていただいたように、学校と協議を重ね、また先進事例などを調査していただき、どうぞご検討いただきたいと強く要望いたします。

次に、児童、生徒、若年者が家族や友人に相談しづらい心の悩みや性や体に関する悩みの

相談についてお聞きいたします。

児童、生徒、若年者の相談窓口について教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

年齢に限らず、心や体、健康に関する相談につきましては、健康推進課で対応しております。

そのほか、若年者に向けた思春期特有の心や体、性に関する相談につきましては、茨城県助産師会で実施している「いばらき妊娠・子育てほっとライン」を周知しているところです。

この「いばらき妊娠・子育てほっとライン」は、県が県助産師会に委託し、助産師が思春期の体のことや、予期せぬ妊娠、出産、子育てのことなどの相談に広く応じております。

さらに、国や県が実施するチャイルドラインや子どもホットライン、SNSを活用した心に関する悩みの相談窓口など、若年者向けの相談窓口がございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、家族とのトラブルやヤングケアラーについての悩みを相談できる窓口はありますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

妊産婦及び18歳未満のお子さんや、そのご家族の様々な質問や悩みの相談窓口として、こども家庭センターがございます。在籍する保健師や助産師、こども家庭支援員などが、必要時、医療機関や教育委員会、中央児童相談所などの関係機関と連携し、相談支援を行っております。

相談の経路といたしましては、お子様から直接お受けするというよりは、ご家族や学校、関係機関を通じての相談が多い状況となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、ご家族や学校、関係機関を通じての相談が多いとのことですが、本人からはどのような悩みが寄せられていますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

健康推進課への相談は、ここ数年はございませんが、過去にはご本人からではなく、保護者の方や学校などの関連機関から不登校や若年妊娠についてのご相談がございました。

県助産師会で実施する「いばらき妊娠・子育てほっとライン」の相談につきましては、匿名での相談も可能となっており、相談者の居住地などは把握されておられません。

そのため、市町村ごとの相談件数や内容は分かりませんが、県全体の相談者年齢や男女別

の実績が公表されております。

参考に、令和6年度の電話とLINEにおける相談実績を申し上げますと、電話相談の年齢は、20歳代未満5人の0.4%、20歳代96人、8.0%、30歳代313人、26.0%、40歳代127人、10.5%、不明が39人、3.2%となっております。

なお、LINE相談者の年齢は集計されておりません。性別では男性が51人、4.2%、女性1,153人、95.6%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 県内に住む子供たちがどのようなことで悩み、苦しんでいるのか、那珂市の子供たちも例外ではありません。個人差、地域差などがあるかもしれませんが、子供たちが今、どんなことに悩みを抱え、生きづらさを感じているかということ把握することは子供たちにどのような支援が必要かを考える、とても重要な要素であります。

現在はどのような内容の相談があるのか分からないとのことですが、茨城県で行っている県助産師会との情報共有をぜひ行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

いばらき妊娠・子育てほっとラインへの相談につきましては、匿名での相談が可能であるため、本市に関わる個人の情報提供は難しいと考えますが、相談内容の傾向など、県助産師会から提供いただける情報について、協力を得ながら共有を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

ぜひ、今後は情報共有を図り、子供たちが何に苦しんでいるのか、どのような支援が必要なのか、問題解決に向けた取組につなげていただければと存じます。

また、先ほどのご答弁の中で、子供たちからの直接の相談がほとんどないという趣旨のご答弁がありましたが、子供たちへの周知、啓発方法についてはどのように行っているのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

健康推進課では、国や県が実施する若年者向けの相談窓口も掲載した相談窓口一覧の全戸配布のほか、市ホームページにも掲載し、広く周知をしております。今後は、なかなか人に話せない若者の心の悩みの相談先として、SNSなどを活用した周知について、さらに工夫してまいります。

また、小学校におきましては、重なるものもございますが、24時間子供SOSダイヤルや子どもホットライン、いばらきこどもSNS相談、チャイルドライン、そのほか子供の人権

や非行、命に関する相談などの相談窓口を案内したカードを配布しております。今後もこの相談窓口のカードを配布し、子供たちが相談窓口を知り、必要時相談ができるよう努めてまいります。

こども家庭センターでは、市内中学校や高校を通じて生徒へ「デートDVって知ってる？」や「あなたはヤングケアラーではないですか？」のチラシを配布し、周知を図っております。デートDVやヤングケアラーについては、本人や家族に自覚がない場合も多いため、おのおのチェック項目で振り返りができるような内容にしております。引き続き本人や家族、周囲が気づき、被害を防ぐことができるよう、ポスターやチラシ、ホームページでの周知や、講座などを活用した啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 様々な啓発活動がされているということですが、スウェーデンが発祥で、日本では近年広まりつつあります若者のためだけのクリニックとして性や体、心の悩みを気軽に相談できる専門的なサポートを提供するユースクリニックというものがあります。まちの保健室として性感染症や避妊、予期せぬ妊娠、心の問題、LGBTQプラスの悩みなどにも対応し、若者の孤立防止や早期支援を目指しており、自治体主導で始まっているところもございます。新たな事業を専門で行うということはすぐにできるものではありませんが、今現在行っている相談窓口の充実をしていくこと、そして子供たちがアクセスしやすいようにしていくことはできるのではないかと考えます。

ユースクリニックを行っている自治体にも確認したところ、やはり対面や電話よりもメールやLINEで相談されるお子さんがほとんどであるということでした。こども家庭センターで作成しているチラシも拝見いたしました。相談方法は電話のみとなっており、相談時間も平日9時から17時までとなっています。なかなか子供たちが相談するには相談しづらい仕組みなのではないかと考えます。

しかし、こちらの取組というのはぜひ続けていってほしいことでもありますので、相談窓口子供たち自身がアクセスしやすいように、配布チラシにQRコードをつけ、メールが直接できるなど、ワンタッチで相談につながるような工夫をしていただければと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、こども家庭センターで配布しているチラシには、議員がおっしゃったように、相談窓口の電話番号を掲載しておりますが、QRコードは掲載しておりません。議員のおっしゃるように、QRコードをつけることで、スマートフォンのカメラで手軽に読み取りができますので、子供たちが直接相談しやすいよう、相談窓口をお知らせする際には、QRコードを掲載し、メールからの相談もできるような工夫をしてまいります。周知方法につきましても、

データ通信を活用するなど、子供たちのニーズに合った方法を取り入れてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

ぜひ、ご本人が相談しやすい環境をつくり、一人でも多くの子供たちを救っていただきたいと存じます。また、学校ではカードを配布しているとのことでしたが、現在那珂市の児童生徒には1人1台タブレットが配布されております。そのため、タブレットから情報を知ることができたり、相談窓口についてもタブレットに入れていただいたりなど、直接、そして簡単につながるような工夫をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

児童生徒への情報の周知方法としましては、先ほどの答弁にもありましたように、紙のカードを配布するほか、データ形式での提供できる情報については、子供たちが使用しているタブレットに配信を行っております。

議員のご提案のように、相談窓口の一覧につきましても、タブレットへの配信は十分可能でございますので、カードの配布と併せて、よりアクセスしやすい形で情報提供を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

ぜひ、子供たちが直接相談しやすい工夫を行っていただきたいと存じます。家庭や学校以外にも子供の居場所、そして相談できる大人の存在が子供の自己肯定感や心の安定を育む上でとても重要なことです。また、早期に相談することで、悩みの悪化を防ぎ、適切な支援につながるとも言われています。ぜひ、様々な方法で子供たちのサポートをしていただきたいと思います。

この項目の最後の質問になりますが、子供たちの健やかな成長に向けて、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございました。

子供の健やかな成長、まさしく那珂市全体で取り組まなければならない大きな課題、そして、質問では議員さんのご自身の経験とか、あるいは女性ならではの視点を交えて、ご質問、ご提言をいただいたと思っております。ありがとうございます。

答弁をいたします。

市では、安心して子供を産み育てられる環境を整えるとともに、一人一人の子供が健やかに成長することができるよう、子供を中心とした支援を積極的に進めております。

子供たちを取り巻く課題は、心身の健康問題や孤立、虐待など多岐にわたります。子供たちが直面する課題に対し、よりきめ細やかで切れ目ない支援を行い、子供たちの多様なニーズに応えるため、教育、保育、保健、医療、福祉など関係機関の相談支援体制の強化が重要であると考えております。

地域社会全体で子供たちを育み、子供たちが安心して暮らし、夢を持ち続けることができるよう、より一層充実した支援を行ってまいりたいと思います。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 心強いお言葉をありがとうございます。

ぜひ、未来を担う子供たちへの一層の支援を今後ともよろしく願いいたします。

市長の子供たちに対するお言葉をいただきましたので、こちらの質問は終わりにいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

改めて、男女共同参画とは、男女が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして互いの人権を尊重し合いながら、個性と能力を発揮し、喜びも責任も分かち合える社会を目指すことであり、単に参加するだけでなく、政策決定などの参画の段階から主体的に関わり、共に社会を築いていくという考え方です。

本市での男女共同参画に関する質問を行います。

男女共同参画に関する市民アンケートを行っているとのことですが、その目的と、どのように行ったのかを教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

本市が策定している那珂市男女共同参画プラン実施計画において、進行管理を行うための目標、指標としている項目の状況を把握するためアンケートを実施しております。

なお、アンケート調査は市内に在住する18歳以上の男女2,000名を無作為に抽出し実施しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、男女平等意識についてのアンケート結果について教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

実施したアンケートにおいて、男女平等意識については9項目の調査を行っております。

その回答結果ですが、「平等になっている」と答えた割合が多い順に申し上げますと、学校教育の場、50.4%、市民活動の場、50.1%、家庭生活、38.3%、地域活動の場、36.3%、法律や制度、34.6%、職場、26.4%、政治や意思決定、17.2%、社会全体、16.5%、慣

習・しきたり、13.5%です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 学校教育の場では「平等になっている」と答えた割合は約半数であるのに対し、ほとんどの場合、平等ではないと感じている方々が多数を占めております。

では、その中の家庭生活についての男女別の平等感の結果について教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

家庭生活における結果につきましては、「平等になっている」と答えた割合を男女別に申し上げますと、男性は44.6%、女性は32.5%です。

また、「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた割合は、男性は37.4%、女性は57.5%です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 家庭生活における結果につきましては、「平等になっている」と答えた割合は男女共に半数以下であります。また、「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた割合は男性と女性では約20%の差があり、認識のずれがあります。

では、社会全体と性別役割分担意識についてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

アンケートの結果では、「社会全体で男性が優遇されている」と答えた割合は70.8%ですが、性別役割分担意識の「男は仕事、女は家庭と役割分担するほうがいい」との設問では、「そうではない」と答えた割合は79.4%です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） アンケート結果によると、「社会全体では男性が優遇されている」と答えた方が多い中で、男女の生き方や家庭生活に関する考え方については、男は仕事、女は家庭と役割分担については「そう思わない」と答えた割合が多いということですね。このことについてどのような理由が考えられますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

調査結果からは、社会全体で男性が優遇されていると感じられている割合が高い状況ですが、内閣府男女共同参画局が作成している令和7年度版の男女共同参画白書では、平成7年以降、専業主婦世帯に比べ、雇用者の共働き世帯のほうが多くなっております。

このことから、男は仕事、女は家庭という性的役割分担の意識が変わってきていると考えられます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 確かに、現在共働き世帯の割合は7割を超えているとの結果がある一方、社会全体としては平等ということにはまだまだ程遠く、仕組みづくりが今後も必要なのだと考えます。

また、男女共同参画に関する市民アンケートにおいて、女性が仕事を続けるため働くことに特に大きな障がいとなっているものとして、「家事、育児との両立が難しい」と答えた人の割合が27.9%と一番多くなっているということです。このことは女性が就労を継続する上で、家事、育児の負担や両立の難しさが依然として最も大きな障がいになっているという現状を示しております。

「家事、育児との両立が難しい」と答えた人の割合は前回のアンケート結果と同じ数値であったと認識していますが、変化がなかった理由をどう考えるか教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

アンケート結果での「家事・育児との両立が難しい」と答えた人の割合において変化がなかった理由につきましては、社会全体的な考えとはなりますが、働く女性は増えたのに、負担を軽減する仕組みに進展が見られないことや、その取り巻く環境に大きな変化がなかったためと考えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 働く女性は増えたが、負担を軽減する仕組みに進展が見られないことが変化が見られなかった一つの原因ということですが、仕事と育児、そして今後ますます増加が考えられる介護との両立の支援というのはまだまだ行き届いていないということですね。

令和5年度時点で就業者数の45.2%が女性であり、多くの女性の共通の悩みは、今や社会全体で考えていかなければいけないことでありまして、仕組みをつくっていかねばいけないと考えております。

昨年質問させていただいた市職員の男性の育休取得率についても、取得率は上昇していますが、男性女性の取得期間で見ると大きな開きがありました。仕組みづくりにはまだまだ課題があると考えます。また、仕組みをつくっていくことと意識を変えていくということは両輪で行っていかねばなりません。

市民への啓発活動についてはどのような取組を行ってきているのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

これまでの市民等への主な啓発活動につきましては、平成22年度から2年に一度、男女共同参画講演会を実施しております。

令和5年度におきましては、ピアニストのハラミちゃんを迎え、「挫折から気づいた自分らしさの発見」と題したトークイベントを茨城県ダイバーシティ推進センターと連携して実施いたしました。その際には定員300人に対し2,416人からの応募がありました。

本年度も茨城県ダイバーシティ推進センターと連携して、脚本家の吉田恵里香氏を講師に迎え、「物語に込めた願い 今を生きる女性たちへ」と題したトークショーを来年1月に実施いたします。

また、家事・育児も含めた男女共同参画の意識を高めるために、市の女性の活躍を推進する市内の7つの女性団体の代表者で構成される女性ネットワークなかとの共催で男女共同参画啓発講演会の実施、人数に限りはございますが、実際に体験しながら男性の家事・育児への参画の促進を図るため「お父さんの料理教室」の開催、いい那珂フェスティバル等でのワークライフバランス啓発チラシなどの配布、二十歳の集いではデートDV啓発チラシ等の配布を実施しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 脚本家の吉田恵里香氏は、日本初の女性弁護士で、後に裁判官となった実在の人物をモデルにした朝ドラの脚本を手がけた方ですね。主人公の口癖の「はて」は世の中の当たり前や常識に対する疑問、違和感に対話を促すための言葉として使われ、私自身、とても考えさせられたことを覚えています。とても興味深い講演ですので、ぜひ多くの方に参加してもらえるようにしていただきたいと思います。

また、市民の方々には様々な啓発活動を行っているということですが、では、企業に対する働きかけは何をしているか教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

市内の事業者に対しましては、商工会を通して、国及び県の男女共同参画の推進に関するチラシやポスター等を配布し、啓発を行っております。

また、事業者を含む全体的な啓発については、市のホームページ、SNS、広報紙等で情報を発信しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 企業に対しても啓発活動を行っているとのことですが、例えば、経営者、管理者向けに両立支援、多様な働き方に関するセミナーの開催や、中小企業の優良事例の紹介など様々な方法でさらなる工夫をし、啓発をしていただきたいと思います。また、自治体自らも模範となる働きやすい職場づくりを実践し、地域企業にぜひよい影響を与

えてください。

では、今後の対策について教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

男女共同参画の推進については、行政だけではなく、企業、市民など社会全体がこの問題を認識し、取り組むことが必要であると考えます。

市といたしましては、第2次那珂市男女共同参画プラン後期実施計画に沿った目標の達成に向けた啓発活動などを継続して推進してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 意識を変える、そして社会の当たり前を変えていくということは、すぐにできることではありません。しかし、ご答弁いただいているように、少しずつの積み重ねが男性女性にかかわらず、働きやすい環境をつくっていきます。ぜひ今後も、市民、企業への啓発活動を継続し、また効果的に行うにはどうしたらよいかなど試行錯誤していただければと存じます。

では、最後の質問になりますが、先月11月23日は勤労感謝の日であり、また11月は過労死等防止啓発月間でした。厚生労働省によると、過重な労働や仕事のストレスによる死亡、疾患といった過労死などの労災認定数は、2024年度は1,304件、前年度より196件増えており、過去最多を記録したとのことです。また、最近も国会やSNSなどでも様々な論争がありました働き方についてですが、市民の命を守ることが行政の使命、責務でございます。安心して安全に働くことができるよう仕組みをつくり、環境を整えていくことが重要であります。

最後になりますが、男性女性にかかわらず、全ての方々の働き方についての市の考え方について、市長、お答えください。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ワーク・ライフ・バランス、働き方、非常に社会的な課題となっております。そういったことに基づいた議員さんの質問、提言いただきました。

答弁申し上げます。

男女の働き方につきましては、テレワークやフレックスタイム制などの柔軟な働き方の導入、男性の育児休業取得や、性別にかかわらず働きやすい職場の環境づくりが大切と考えております。

議員さんのご指摘で、自治体自ら範を示してほしいという話もありました。市役所の現状についてもお話をいただいて、育休の長さについて男女の差がありますというお話もありましたね。まず隗より始めよというご指摘なのかなと受け止めさせていただきました。

本市の取組としては、第2次那珂市男女共同参画プランの基本理念に男と女、人と人です

けれども、がともに輝けるまちを掲げており、旧姓の使用や時差出勤、看護休暇等の特別休暇を設けるなど、個人の状況に応じた柔軟な働き方を導入しているところでございます。

仕事と家庭の両立は、仕事優先にならざるを得ない現実やライフステージによる働き方の影響などの課題はございますが、男女が共に仕事と生活の調和が図られ、充実した職場生活、社会生活、家庭生活を送るため、継続してワーク・ライフ・バランスを推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

働くということは経済的な安定だけでなく、自己実現、社会貢献、そして人生の充実感を得ることにつながると言われています。様々なライフステージに合わせた働き方ができるよう、ぜひ今後もワーク・ライフ・バランスの推進を継続いただくことを要望といたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告7番、鈴木明子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

◇ 富 山 豪 君

○議長（木野広宣君） 通告8番、富山 豪議員。

質問事項 1. 観光戦略について。2. 市営住宅の管理と今後について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔11番 富山 豪君 登壇〕

○11番（富山 豪君） 議席番号11番、富山 豪。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まずは、本市の観光戦略についてといたしまして、現状の分析と今後の展開を伺ってまいります。

茨城県は、本年7月に2024年の県内観光入り込み客数が前年度と比較し1.2%増の6,179万9,000人に達したと発表しております。また、コロナ禍前では過去最高だったとされる2019年の96%までの回復を見せているとされております。例えば、宿泊費用や飲食などに使用される観光消費額は4,447億1,700万円であり、2023年に続き、過去最高を更新しており、魅力度ランキング最下位をさまよいます茨城県に住まう一人といたしましても大変うれしく思うところであります。

観光客増加の背景にはインバウンド需要の回復やコロナ後の旅行マインドの回復など気分的なものまで様々ありますが、2024年においてはゴールデンウィークに国営ひたち海浜公園のネモフィラの見頃が重なったことや、それぞれの地域で行われました大型イベントやお祭りなどが比較的穏やかな天候に恵まれたことなどの偶然的な要素も理由の一つであるものと感じております。ただ、なおも大きな要因といたしましては、皆様方もご存じであります、茨城県とJRグループ、市町村や民間企業が連携し、戦略的に観光誘客を図りました茨城デスティネーションキャンペーン、いわゆるDCへの積極的に展開しましたプロモーションの成果であると考えております。

そこで、このような状況を踏まえまして、現在、本市の観光客数の推移はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

県で行っている観光客動態調査に基づく本市の観光客数は、令和4年が17万4,200人、令和5年が18万1,800人、令和6年が12万8,800人となっております。

なお、県内市町村での順位につきましては、令和4年が35位、令和5年が37位、令和6年が38位となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） キャンペーン前の令和4年が17万4,200人で県内35位。DCキャンペーンがありました令和5年は18万1,800人で37位。そして、そのDCの成果を引き継ぎますアフターDCの昨年は12万8,800人で38位ということであり、観光客数の上がり下がりの変動はありますが、その順位は年々下降しております。県内市町村数の44自治体の中で後ろから数えたほうが圧倒的に早い点や、直接的には関係ありませんが、本県の魅力度ランキングの立ち位置などを踏まえたと、何とか順位を上げ、那珂市の魅力をもっと伝えることはできないのかという切なさや悔しさが入り混じるような思いになるのは私だけでないと感じております。

そこで、このような現状を本市はどのように分析しているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

本市への観光客数については、新型コロナウイルス感染症の影響が収まることに伴い、回復傾向にありましたが、令和6年度から、県植物園がリニューアル工事により休園したことなどから、大きく減少してきております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 茨城県植物園は、その施設の老朽化などにより、年々利用者の減少が進んでおり、令和4年度の来場者数は5万6,000人とされております。先ほど答えていただきました令和4年度の観光客数から令和6年度の観光客数を引いた数におおむね合致しており、その分析としては確かに植物園の休園によります5万人の観光客数の減少は、大きな減少要因であったことは理解するところであります。

しかし、県内1位の観光客数となりますひたちなか市の458万4,500人や2位となります大洗町の448万4,700人という数を見ますと、それぞれに国営海浜公園や海水浴場などの大きな観光資源がありますので、一概には比較はできないとはいえ、その数のあまりにも大きい差に驚くばかりであります。加えて、近隣自治体である16位の常陸太田市の137万4,200人、18位の常陸大宮市の128万7,700人という数についても、県植物園の休園で5万人の減が最たるダメージとなり、12万8,800人となります本市の現状を比べましても、その規模感と圧倒的な数の違いに大変心配な心境になるのも当然のことであると思われまます。

そこで、那珂市への観光客数を増やすため、現在どのような対策を取っているのか、また今後の展望はどのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

本市の観光拠点の一つであり、春の八重桜まつりで知名度の高い静峰ふるさと公園に、四季を通して来園者が増えるよう魅力向上を図るとともに、雪まつりやイルミネーションなどの新しい取組を行ってまいりました。

また、友好都市の横手市をはじめ、県内外のイベント等へ出店するなど、市の観光PRにも取り組んでおります。

県植物園も先月からリニューアルオープンいたしましたので、これまで以上に本市への観光客数の増加が見込まれることから、市内観光施設との回遊性の確保ができるよう取り組むことで、その効果を生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） まず、本市の対応としては観光資源として既に知名度があります静峰ふるさと公園の四季を通じて魅力向上を図りながら、そこに新たなイベントなどを加え、観光客数を増やしていく考えであると理解します。

私も過去の一般質問において、八重桜まつりではなく、年間を通しての静峰ふるさと公園

の利活用をお願いしてまいりました。実は、議員になりたての頃の一般質問において、冬のイルミネーションの提案をさせていただき、実現はなかなか難しいという大変厳しい回答をいただいたことを今でもしっかりと覚えております。時間はかかりましたが、結果的に答弁にもありました冬のイルミネーションが実施されるようになり、今まで誰も訪れなかった冬の夜の静峰ふるさと公園に多くの方々が来園されるようになりましたこと、さらには友好都市であります横手市から雪を運びまして、新たなイベントを開催し、こちらにおいてもにぎわいを見せておりますことは大変によかったと、とてもうれしく、そしてありがたいと感じております。

また、今後の展望といたしまして、先月リニューアルオープンしました県植物園林音による観光客数の増加が見込まれることにより、本市においてもよい影響や様々な効果が期待できるという答弁であると理解いたします。

また、その効果を最大限生かすために、様々な取組が必要であると感じると同時に、現状の本市の取組を見ても、まだまだ十分ではないという事実は誰の目にも明らかであり、新たな対策が重要、不可欠であると感じております。

以前、本市への来訪者を増やすための新たな取組について質問させていただきました際、その対策として、新たな地域資源の掘り出しや既存の地域資源のブラッシュアップなどを行い、魅力向上に努め、来訪者を増やすことを目指していくというような答弁をいただきました。

しかしながら、一定の理解はできる答えではありましたが、あまりにも抽象的であり、具体性に乏しいとも感じております。例えば、静峰ふるさと公園にあります水上ステージにて定期的にアマチュアバンドや吹奏楽団、ジャズバンド等のコンサートなどを開催する。また、政教分離の原則を理解し、配慮は必要となりますが、神社、仏閣等の付近の景観を统一的に美しく見せるため、景観整備を行うなど、一過性と継続性を含めた人を呼び込むための様々な具体的な対策を考えていただきたいと思います。本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

現状におきましては、八重桜まつりや今年度から実施しているいい那珂フェスティバルなど、各種イベントを中心に、本市に多くの方々が訪れていただけるよう取り組んでおります。

今後は、リニューアルオープンした県植物園が、本市の観光振興に大きなプラス効果をもたらすものと期待しているところであります。

加えて、道の駅も3年後に開設予定でございますので、そのことも見据え、集客効果を市内全体に波及させるための取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 具体的な現状の対策としては、八重桜まつりや今年度から実施して

おります。いい那珂フェスティバルなど各種イベントを充実させることにより、観光集客を図り、今後としては、一つ前の答弁同様、リニューアルいたしました県植物園での観光集客に期待をし、本市が今後開設する道の駅での相乗効果を目指すという答弁、それらにつきましてはまさしく当然であり、そのことについては私としてもそうしていただきたいと思っておりますし、十分に理解いたします。

ただ、残念ながら今の答えではやはり具体的な取組が見えないと感じてしまいます。さらに、例えばとなりますが、静峰ふるさと公園で言わせていただきますと、先ほども申しあげました水上ステージを利用した野外コンサート、これは合併前の瓜連町の頃にアイドルグループコンサートを行った実績がございます。また、試験的に試していただきたいと考えるのが夏場における開園時間の延長についてであります。さらに昨今の健康志向のライフスタイルを受け、しっかりとしたウォーキングコースの設定を行い、その順路や消費カロリー等を表示した看板の設置、そして、ソメイヨシノや八重桜の見頃を知らせる情報をSNSなどを使い、リアルタイムでお知らせしたり、同様の情報看板を国道沿いに設置したり、バーベキュー施設をもう少し広げ、充実させるなど、大げさではなくとも、今ある地域資源に少しだけ手を加えることでも、十分とは言いませんが、その効果はあると思われれます。ぜひとも、具体的で少し分かりやすいアイデアを出していただき、こつこつと根気強く、観光集客につなげていただきたいと、そのように感じております。

それほど予算を要さないでできる対策もあると思われれますので、さらなる集客を目指して、しっかりと取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

ここからは視点を少しだけ変えて、関連する質問をさせていただきます。

先月の11月29日、プロサッカーチームであります水戸ホーリーホックがJ2リーグ優勝を果たし、見事J1昇格を達成いたしました。しかし、この質問通告時には優勝目前でのまさかの2連敗の足踏み状態にあり、結果いかんでは質問を削らなくてはならないかと覚悟いたしました。見事な逆転優勝に心からよかったなと思うと同時に安堵しております。

クラブ創設31年目を迎え、J2リーグに参入して26年目での初優勝ということですが、水戸ホーリーホックの最大の特徴は特定の責任企業やオーナーを持たない市民クラブであるという点であり、ゆえに今回のJ1リーグへの昇格は偉業中の偉業であると称賛されております。

そこで、現在、水戸ホーリーホックとの本市の関わりについて、どのような関係性があるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

現在、本市は水戸ホーリーホックのホームタウンとなっており、ホームタウン市町村及びその周辺の市町村並びに産業経済団体などで組織する水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会の一員としまして、他の団体と連携を図りながら、水戸ホーリーホックの支援及び

地域に根差したスポーツ文化の育成及び振興に取り組んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在、本市はチームのホームタウンとなっている関係であり、様々な団体と連携を取りながら、チームを支援し、スポーツ文化の育成、振興を行っているとの答弁であると理解いたしますとともに、ホームタウンという文字どおり、本市もチームの本拠地であるということと理解いたします。

そこで、J1リーグに参入するに当たり、基準とされますスタジアムの収容人数は1万5,000人とされており、現在のホームスタジアムではその基準を満たせていない現状があると伺っております。また、同社長は年頭の会見で、2028年度に予定していた新スタジアムの竣工時期を見直し、延長するとされ、さらに建設候補地を水戸市を含むホームタウン全15市町村に拡大し、新設ではなく、既存施設の改修も視野に入れ、検討する方針を示したとされておりますが、ホームタウンである関係性やこれらの問題を受けまして、笠松運動公園陸上競技場を利用することはあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、現在のホームスタジアムであるケーズデンキスタジアム水戸は、J1基準の収容人員を満たしておりません。

笠松運動公園陸上競技場は基準を満たしており、ホームスタジアムとして利用された実績もございますが、現時点において、ホームスタジアムとしての利用については、水戸ホーリーホック、また水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会の事務局である水戸市から情報の提供はない状況です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） かなり昔となりますが、ケーズデンキスタジアムができる前となりますが、ホーリーホックがJ1ライセンスを申請するに当たりまして、笠松運動公園をその際のホームスタジアムとして申請したことや、以前リーグ戦が行われたことを思い出し、本市に隣接いたします笠松運動公園でJ1のホームゲームともなれば、大勢のサポーターの方々が来園されることになり、すごいことであると思ひまして質問させていただきました。

ケーズデンキスタジアムには収容数の問題がありますように、笠松運動公園陸上競技場にも施設の老朽化の問題やサッカー専用スタジアムではない点で、観戦環境に問題があるとされております。現時点で明確にどうするという状況にはないということは理解いたしますが、ホームスタジアムの問題がチームや応援する皆様にはもちろんのこと、それを取り巻く地域自治体にもよい形で、うまい方向に進むことを心から願いたいと思います。

今回、水戸ホーリーホックがJ1に昇格したことにより、ホームゲームを行う際には今ま

で以上の大勢の方々が来県され、その経済波及効果は大変に大きなものがあると考えられます。この効果を最大限に生かすためには、本市に大勢の方々を導くための戦略的な観光導線を考える必要があると思われま。

本市においては、このチャンスをどのように生かしていくのか考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

水戸ホーリーホックにつきましては、市観光協会として、試合会場に本市のPRブースを出展する一方、いい那珂フェスティバルにも水戸ホーリーホックに出展いただくなど、相互によりよい効果が出る取組を進めております。

水戸ホーリーホックがJ1昇格となり、県植物園のリニューアルオープンに加え、本市にとって、よりよい波及効果が期待できることから、非常に喜ばしいことであり、道の駅の開設も見据え、必要な取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 水戸ホーリーホックのJ1昇格による経済波及効果は、まず単純に試合に訪れます観客数が増えることで、地元の飲食店や商業施設の利用の増加が見込まれます。また、それらに加えて、遠方から訪れます相手サポーターの方々が宿泊しますホテルなどの宿泊施設の利用増加も当然ながら見込まれます。さらには、スポンサーシップや関連グッズの販売の拡大やメディア露出の増加なども経済効果の一部であると考えられており、地域経済に波及いたしますその効果は大変に大きなものがあると断言できます。ぜひとも、水戸ホーリーホックのJ1昇格を大いに喜びながら、この機を逃さず、本市の活性化へつなげていただきますようお願い申し上げます。

答弁にもありましたが、先月の29日に日本初の泊まれる体験型植物園として生まれ変わりました茨城県植物園のリニューアルオープン、また今後間違いなく本市の観光交流の中心を担うこととなります道の駅の計画、そして、ただいま話しました水戸ホーリーホックのJ1昇格によります様々な経済効果などを併せ考えますと、今、本市は確実にチャンスのど真ん中にいます。この大きなチャンスを踏まえまして、本市の観光客数の現状を考えますと、本市もそろそろ本腰を入れて、観光客数の増加やその経済波及効果を最大に得るための戦略を本気で考える必要がある時期に来ていると感じております。

そこで、現在の担当課であります商工観光課を商工業支援と観光に分け、観光戦略に特化した課を創設することにより、より専門的に観光施策と向き合うことが可能になると考えられます。

そこで、観光戦略などを観光振興に対し独立した課の新設を提案したいと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございました。

ご存じのように、先月29日に泊まれる植物園林音がオープン、そしてさらにJ1昇格を決めたホーリーホック、素晴らしい出来事だったと思います。これは私たちにも大きな希望と勇気を与えていただきました。そういう状況を捉えて、議員の質問というふうに理解をいたしております。

答弁を申し上げます。

先月、県植物園がリニューアルし、また、水戸ホーリーホックのJ1昇格、本市にとってのチャンスが広がってきていると私も感じております。

これまでも申し上げてまいりましたが、道の駅の整備により市内の産業を活性化させ、さらには企業に那珂市へ目を向けてもらい、新たな産業を育て、雇用を生み、経済を回していく。そして、そこから得られた活力を福祉や教育などに還元していくことで活力あふれる那珂市の実現に向け、取り組んでおります。

議員のおっしゃるとおり、道の駅の完成する3年後を見据え、人を呼び込む施策は大変重要になってくると考えております。

市の組織につきましても、今年度、産業部に道の駅整備課を新設するなど、事業量を踏まえ、適宜対応しているところでございますので、引き続き、事業の進捗、また市民ニーズ等を勘案し、柔軟かつ適切に対応してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、11月29日、茨城県植物園は日本初となります泊まれる植物園としてリニューアルオープンいたしました。そして、それを遡ること1週間前にはいい那珂フェスティバルの花火大会が行われ、多くの方々が冬空を彩ります約2,000発の花火を楽しみました。

しかしながら、この1週間のずれを何とか合わせることはできなかったのかと感ずるところがございます。当然ながら、今回のリニューアルオープンと花火大会は県と市がそれぞれの企画の下に行う事業であり、加えて、会場や駐車場の確保等の問題があることも十分に理解しております。もしもの話とはなりますが、花火大会と県立植物園のリニューアルオープンと同日開催となれば、オープンを楽しみに来られた植物園来園者の方々には忘れられない思い出となることはもちろん、リニューアルオープンに際し、那珂市から茨城県への大きなプレゼントになったのではないかと感じております。また、茨城県と共同で実施となれば、花火大会のスケールアップも考えられたのではないかと思います。

できる、できないは別といたしまして、様々な可能性を考え、こうした状況にいち早く対応し、連携するためにも、また先ほどから申し上げております目の前にあります様々なチャンスを最大限に生かすためにも全力をもって観光施策に当たるチームはいずれ必要になるか

と考えております。今はその段階にないとのことですが、目の前にあるチャンスを逃さず、観光振興へ確実につないでいただきますようお願い申し上げます、この項の質問を閉じます。

続きまして、市営住宅の管理と今後について伺ってまいります。

皆様方もご存じのとおり、市が様々保有管理いたしますものに市営住宅がございます。

まず初めに、市営住宅を借りるための要件と、貸し出す際の条件はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市営住宅の入居要件といたしましては、市内に住所または勤務場所を有すること。現在同居している、または同居しようとする親族がいること。

なお、満60歳以上の方や障がいをお持ちの方などは単身での入居を可能としております。また、単身入居可能な住宅についても、同居親族の要件はございません。

次に、入居申込者及び同居しようとする親族の所得が入居基準を満たしていること。現在、住宅に困っていること。市税等に滞納がないこと。入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

これら全ての項目を満たすことが、市営住宅を借りるための要件となります。

また、入居者に守っていただくことなどにつきましては、入居の際にパンフレットと一緒に書面で渡し、お願いをしているところです。

具体的には、庭の生け垣等の自己管理のほか、入居者が増減した際の届出、自治会加入のお願いやペット飼育の禁止、増築等の禁止などになります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 市営住宅の目的として、災害時の対応やセーフティーネットの役目など様々あるところですが、その第一の目的として住宅に困っております低額所得者の方々に安価な家賃で住宅を供給することが挙げられます。ゆえに、安価な家賃設定がメリットである一方、その入居条件が厳しくなることが、安易な見方かもしれませんが、デメリットとなるのではと思っております。加えて、ただいまの答弁にありましたように、ただ入居を希望したら入居できるのではなく、そこには様々な要件があり、それらを満たさなければ入居できないということ、改めて理解させていただきました。

そこで、さらに詳しくとなりますが、当然ながら借主である市民と貸主である本市の間には明確なルールがあるものと思われまます。そのルールの中で、住宅管理についてはどのように定められているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

入居者の義務等につきましては、那珂市営住宅条例及び那珂市営住宅条例施行規則に定め

ております。

まず、住宅の管理になりますが、住宅の使用に当たっては必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持すること、住宅を滅失、棄損したときは入居者が費用を負担し、原状に戻すことを規定しております。

また、入居者の生活上の注意義務といたしましては、周辺の環境を乱し、または他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならないことを規定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 住宅については、入居者に対しましてその管理義務と責務を条例と施行規則で明確に規定しており、それらに基づいて管理されているとのことであると理解いたします。

そこで、もう一方、公園などの公共スペースはどのような管理がされているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市営住宅団地内の公園など公共スペースの除草及び植栽の剪定につきましては、年に1回シルバー人材センターに委託し、実施をしているところでございます。

また、団地内の方々にも年に数回実施をしていただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） さらに管理についてもう一点。

冒頭いただきました入居要件についてのお答えの中で、住宅を区切るために植えられました植栽や生け垣などは、基本的に自己管理をお願いしているとのことですが、もう一方で、借主がなく、空き家となっている市営住宅を見かけることがあります。そのような空き家住宅の生け垣などの管理は誰がどのような頻度で行っているのか。また、空き家の見回りは誰が、年に何回程度行っているのか、併せて伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

空き家になっている住宅の生け垣の剪定につきましては、市が年に1回実施をしております。

また、空き家の見回りににつきましては、市が管理を委託している住宅管理センターが毎月巡回して、主に建屋等の点検をしております。市の担当者も月1回程度、巡回を実施し、状況確認をしているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） まずは、公園などの公共スペースについては、団地の方々の管理に

加えて、シルバー人材センターによります本格的な除草作業と樹木の剪定作業が市の委託により年1回行われておりますことはよかったと感じております。

しかしながら、一度除草してもあつという間に伸びます。雑草の勢いを考えますと、本格的な機械を扱えない女性やお年寄りの方々によります年数回の作業と年1回のシルバー人材センターの方々の作業では、十分な管理ではないと思われま。実際に私も管理不全となり、雑草が生い茂ります、もはや遊ぶことは困難である公園の状況をいく度も目にしたことがあり、地域の方々からの相談を含め、担当課に相談させていただいたこともありました。また、借主がない空き家住宅の生け垣等の剪定管理も年1回、市が行っているとのことですが、地域の方々の苦情を聞くこともありますので、管理不全とはいかないまでも、管理不足の状況にあるのかなと感じております。加えて、巡回を住宅管理センターと本市の担当者が行っているわけですから、様々な場面を見て、現状把握は既にできていることだと思われま。

そこで現在、公園などの公共スペースや空き家住宅において年1回行われております市によります剪定等の管理作業を周辺に暮らす方々の生活環境に影響が出ない程度、あと数回増やしていただきたいと思ひますが、本市の考えを伺ひます。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市営住宅内の公園や駐車場など公共スペースの植栽や入居していない空き家の植栽の剪定につきましては、年に1回、業者に委託し実施しており、その回数を一律に増やすことは現在考えてございません。

また、公園や駐車場の公共スペースにつきましては、可能な範囲で、団地内の自治組織と連携しながら今後も管理していきたいと考えております。対象となる植栽については、高さを抑えるなど管理しやすい状況となるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現時点において、剪定作業の回数を一律に増やすことは考えていないとのこと誠に残念であります。

しかしながら、可能な範囲ではあるが、団地の皆様方と連携し、管理していくとのことであり、どこまでやるという線引きはありませんが、相談があればその都度、連携対応していくとの答弁と理解し、期待させていただきたいところであります。

そこで、さらにもう一点、本市に考えていただきたいことにご高齢となられた方々の生け垣等の管理がございます。実際に見ましても、なかなかの高さに成長しました生け垣も見られ、高齢の方が管理するには危険が伴い、かなり難しく困難な状況にあると思われまますが、どのような対応をしているのか伺ひます。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、高齢者の中には高さのある生け垣の管理が困難な方もおられると思います。

市の対応といたしましては、高齢者を含め、ご自身で剪定作業ができない旨の相談があった場合には、有料にはなりますが、シルバー人材センターをご紹介しているところです。

また、近隣の方から生け垣の状況についてお知らせをいただいた際には、職員が現地を確認し、危険性が高いなど緊急の対応が必要と判断される場合には、職員が応急的な措置をしているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 作業が困難であるという相談があった場合には、有料ではあるが、シルバー人材センターを紹介しているとのことであり、むげにせず、しっかり対応していただいていることは本当にありがたいことだと思います。

しかしながら、やはり有料であるということでもありますので、それらを利用するというハードルは高く上がるものと感じております。そこで、相談の際には、シルバー人材センターは専門業者よりも安価である点や、分かりやすい具体的な料金設定の説明を加えていただけたら、さらなる利用者の増につながると思われまますので、きめ細やかな対応相談のほどをよろしく願いいたします。

また、管理ができない理由としては、ご高齢であったり、体が不自由であったり、母子世帯であったりと様々だと思われまます。現在は危険性が高いという場合に限り、職員が応急的な対応をしているとのことですが、そこにどうしてもという判断されまます抜き差しならぬ理由などがある場合には、丁寧に寄り添い、対応していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

皆様方もご存じのとおり、市営住宅とは住宅に困窮している低所得者層の方々を対象にし、安価で安定した居住環境を提供する目的で、公営住宅法に基づいて、整備、管理されております公共財産であります。それがゆえに、適切な居住と管理が求められております。にもかかわらず、近隣の方々の話によりまますと、ここ何年も居住実態がない住宅が存在していると伺いまますたが、市は認識されておられるのか伺いまます。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

一部の市営住宅におきまましては、入居者が市内の実家や市外の親族宅へ滞在している状況が続き、不在になっていることは確認をしております。

この入居者には、生け垣等の環境整備状況について、適切な管理を早急にするよう指導をしており、併せままして住宅の返還についても協議を進めているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 一部の市営住宅において不在状況があるということは、市でも確認しているとのことですが、不在状況が何年も続いている状態ともなれば、正確には、居住実態がないという言葉のほうが適切なのではないかと感じております。併せて、その不在状況にはどのような理由があるのかを本市もしっかりと調査し、正当または支援を要するような理由がある場合には、本市には必要な支援をしていただきたいと願うところであります。

また、現在その入居者に対し、生け垣等の環境整備について適切な管理を早急にしていただくように指導をしているとのことですが、実際にそうであろう住宅を確認したところ、生け垣の植栽が団地内道路に覆いかぶさるように生い茂り、既に交通の妨げとなっております。さらには、長く伸びました雑草が建物に絡みついており、この時期であれば火災の危険性も当然ながらあると考えられ、早急な改善対応が求められると思います。

事実、このような状況にある住宅の管理について、市ではどのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市営住宅の庭や生け垣の管理は、入居者の責任において実施していただくことが原則になっておりますので、まずは、入居者に対し指導をし、早急な対応を求めることとなります。

それでも実施されず、議員からご指摘のあったように、交通の妨げになるなど、周辺環境に影響が及んでいる場合には、緊急的な措置として市が対応することになると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） まずは、従来の答弁であります入居者の責任の下、管理をしてもらうということは、まさしくそのとおりであると十分理解するところであります。ですが、先ほども説明しました現状に至るまでは長い時間経過があり、市としましても、何度も指導は行っているが、一向に改善が見られない状況があると思われます。それを踏まえながら、危険性がある現状を考えますと、市によります緊急的な措置対応を取らざるを得ない状況にあると思われます。ぜひとも速やかに現状確認をしていただき、早急な対応のほどをよろしくお願いいたします。

本市のホームページで確認いたしますと、現在7団地あるとされます市営住宅において、鷺内住宅、鴻巣住宅、静駅前住宅の3団地のみが入居者の募集を行っており、それらより前に建設されました建物自体の老朽化が心配されます上宿西住宅、中宿住宅、かしま台住宅、額田第2住宅では、新たな入居者の募集を行っておりません。

そこで、現在の入居者募集を行っている3つの団地の入居状況はどのようになっているのか。また、現在ある7団地への今後の老朽化への対応について伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

現在、入居募集を行っている鷺内住宅、鴻巣住宅、静駅前住宅の入居状況でございますが、合計での管理戸数198戸のうち178戸に入居があり、入居率といたしましては89.9%になります。

また、市営住宅の老朽化への対応につきましては、那珂市公共施設等マネジメント計画においてその方向性を示してございます。

ただいまお答えしました鷺内住宅、鴻巣住宅、静駅前住宅につきましては、長寿命化を図る住宅としており、額田第2住宅、中宿住宅、上宿西住宅、かしま台住宅につきましては、長寿命化はせずに集約を進める住宅としております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在、入居募集を行っている3団地についてはマネジメント計画の下に修繕を行い、建物の長寿命化を図り、残る4団地については、長寿命化を目指す修繕は行わず、集約ということでありますので、その役目をゆっくり終えていくものと理解いたします。

また、現在、入居募集を行っている3団地の入居率は89.9%であるとのこと。市営住宅の役目の一つにセーフティーネット対応も担うことも考えますと、無理に満室御礼を目指す必要はないとは思いつつも、現在20戸の空き状況は、市の財政を考えますと少し不経済であり、ちょっともったいないと感じております。

本市はまだまだそこまでの状況にはありませんが、人口減少が進みます地方において、市営住宅の空き家問題は一般住宅の空き家問題同様、深刻な問題になってきているとされております。

入居者が集まらない背景には、市内在住、市内勤務などの大前提の要件を満たす必要があり、それらが市外からの入居はほぼできない状況となる大きな壁になっていると感じております。それと同時に、昨今の少子化を考えた場合、子育て世帯を中心に置いた移住しやすい環境づくりも本市における人口減少を食い止める一助になると考えます。そこで、深刻な問題となる前の一手として、子育て支援住宅の整備を推進していただきたいとお願いしたいところではありましたが、ハードルが非常に高くなりますので、ここではまず、空いている市営住宅に対し、市外から子育て世帯を含む方々の移住促進を図るために入居条件の緩和、見直しを検討してみてもどうかと思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市営住宅につきましては、まずは4住宅の集約を進めていきたいと考えております。その中で集約対象の4住宅に入居されている方には、長寿命化を図る3住宅のいずれかに入居していただくことも想定をしております。集約が進んだ段階で、入居状況に余裕が見られる場

合には、議員よりご提案いただいた市外まで対象者を広げることも入居申込み要件の見直しの一つとして検討したいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 正午を過ぎますが、議事を進めます。

富山議員。

○11番（富山 豪君） 修繕対象でない4団地につきましては、様々な問題があると考えますが、まずは、ただいまの答弁にありましたよう丁寧な対応の下に集約を図っていただきたいと思います。また、入居要件の見直しを今後の入居状況を見てということになりますが、対応していただく、検討していただくことに感謝いたします。

また、お願いとなりますが、ぜひともその集約後にその用途を終えました市有地に子育て世帯を対象としました子育て支援住宅等を検討していただければと思います。

これからの市営住宅は、本市においても既にその渦中であります人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応しながら、その主たる役目でありますセーフティーネットへの機能を維持することにあると考えております。現代社会における様々なライフスタイルの変化に合わせて、市営住宅の在り方も今後大きく変わることが予想されます。

本市においては柔軟に時節を捉えて対応していただきますようお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告8番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどといたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

◇ 渡 邊 勝 巳 君

○議長（木野広宣君） 通告9番、渡邊勝巳議員。

質問事項 1. 小中一貫教育について。2. 防犯灯の整備について。

渡邊勝巳議員、登壇願います。

渡邊議員。

〔6番 渡邊勝巳君 登壇〕

○6番（渡邊勝巳君） 議席番号6番、渡邊勝巳でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、昨年、那珂市の小中一貫教育は10周年の節目を迎えました。ここに至るまで、教育長をはじめ関係各位におかれましては大変ご苦労されたものと思います。

しかしながら、この小中一貫教育について、なぜ行っているのか。今までの小中学校と何が違うのか。そもそも必要なのかなどの声を施行から10年たった今でも耳にします。これらの疑問点をお聞きし、今後那珂市の教育は何を目指し、少子化にどう対応するのかなどの議論ができればと思い、今回一般質問をさせていただきます。

なお、昨日、寺門 厚議員から小中一貫教育の成果と今後の取組について、これまでの成果の検証と改善、さらに20年先を見据えた教育の取組など、那珂市の教育全般に対する一般質問があり、私が予定していた質問と重複する内容もありました。このため、同じ質問をしたのでは議員としての資質に問われてしまうと思いますので、視点を変え、小中一貫教育に特化した内容で質問をさせていただきたいと思います。

なお、一般質問の流れの中で一部重複する点があるかと思いますが、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

初めに、そもそもの部分が理解できていないと議論がかみ合わなくなってしまうと思いますので、何点かご確認をさせていただきたいと思います。

まず、小中一貫教育とはどういったもので、何を目的としているのでしょうか。また、学習指導要領との整合はどのようになっていますか。お尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小中一貫教育とは、小学校と中学校が連携して、教育課程を一貫して行う教育制度のことです。この教育方式は、子供たちの成長に合わせた継続的な学びを提供することを目的としております。

学習指導要領は、教科、領域ごとの学習内容、指導事項の基準を示す文書ですので、小中一貫教育について直接的な記載があるわけではございませんが、現在の学習指導要領においては、幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視が重要事項とされているため、小中一貫教育を行うことは、学習指導要領と整合性が取れているものと考えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

小中一貫教育とは、小学校と中学校を単体で捉えるのではなく、9年間の一つの教育として考え、教育内容や指導方法を連携させて行うものだと理解をいたしました。

そして、学習指導要領には、小学校教育と中学校教育の円滑な接続や教育内容の系統性、さらに、学んだ学習を基礎として発展を図ることが示されていることから、小中一貫教育は

学習指導要領との整合も図られていると理解いたします。

それでは、現在、国では小中一貫教育についてどのような見解を示しているのかお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

国は、小中一貫教育を9年間の義務教育を見通す重要な制度改革の手段として重視し、教育課程の柔軟性、特例制度や義務教育学校制度の創設や、小中一貫した教育課程の編成、実施に関する手引きや事例集の公表など、学び、発達の連続性を制度的に支える方向を取っております。

一方で、全国一律に全ての市町村で義務化するのではなく、都道府県や市町村などの学校設置者の判断に委ねる選択制が基本という姿勢を取っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

国としても9年間の義務教育を見通す重要な制度改革の手段と捉えているが、各自治体の実情や判断に委ねるとのことなので、実情に合った考えができる制度であることを理解いたしました。国が重要な制度改革の手段と言うには有利な点などがあると思います。各自治体や学校ごとに違いがあると思いますが、一般的に小中一貫教育にはどのようなメリットとデメリットがあると言われていたのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

一般的に言われているメリットとデメリットですが、まずメリットとしましては、学習の継続性と一貫性があること、子供の成長を長期間把握でき、早期の課題発見と対応ができること、教師間の連携の強化、学校生活の安定と心理的安心感などが挙げられます。

また、デメリットについては、学校運営の複雑化や教師の負担増加、教育内容や指導方法の柔軟性が失われる可能性があるなどが挙げられます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

小学校の6年、中学校の3年と分けていくより、9年間を一つと考え、小学校から中学校への大きな変化がないよう、一貫して見守ることができる。これができれば、解決できる問題もあると感じます。これに対し、今までの考え方や制度から大きく変化するため、導入の際に先生方の負担は大変なものがあるとも思います。

これらの諸問題がある中で、茨城県内における小中一貫教育に対する動きはどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市のほかに、行方市、つくば市、小美玉市、水戸市などが小中一貫教育を実施しております。直近では、鹿嶋市が令和7年4月より導入しております。そのほか、義務教育学校を設置している市町村は一部導入していると言えますので、それらの自治体を含めると全体の3割弱となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

国が重要な制度改革の手段とする割には導入している県内自治体が全体の3割弱というのはちょっと少なく感じるどころです。しかしながら、新たに導入している自治体があるということは、デメリットよりもメリットが大きいと判断できるものがあるかと理解をいたします。また、この制度は義務化されたものではなく、自治体の実情に合った考えによることから、学校の配置位置など物理的な問題や再編などの他の問題があることも考えられるので、単に導入数によって判断は難しいと感じました。

さて、実際に那珂市は小中一貫教育を導入しているわけですが、那珂市が小中一貫教育を始めたのには何か理由があったのかお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の小中一貫教育は、平成24年度に全国的に小学校と中学校の連携促進の機運が高まってきたことがきっかけです。社会的にも中1ギャップが問題となる中、本市の児童生徒の実態として、さらなる学力の向上、家庭学習の習慣化、コミュニケーション能力や人間関係調整力の育成が求められる状況にありました。また、発達に課題を抱える子供たちの増加に伴う情報連携の必要性も踏まえたものでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

当時、社会問題となっていた中1ギャップへの対応や学力向上、人間関係の調整能力の育成など、現在の社会においても問題となっている事案への対応が求められていたことから開始したと理解をいたしました。

それでは、小中一貫教育を実施するに当たり、当初の基本的な計画はどのような内容だったのかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

平成27年度からの小中一貫教育の本格始動前、平成26年1月に策定しました那珂市小中

一貫教育の基本方針においては、小中一貫教育の目的を義務教育の9年間を通して継続的で一貫性のある教育の場を設定できる小中一貫教育を進めることにより、一人一人の個性をよりよく伸ばす教育の充実を図ることとし、小中一貫教育で目指す児童生徒像として、自ら学ぶ児童生徒、たくましく生きる児童生徒、友達関係を広げていく児童生徒、自己の可能性を信じ、自立していく児童生徒、郷土を愛する心を持つ児童生徒と設定しております。

また、本市の目指す小中一貫教育のスタイルについては、本市の実態を考慮しまして、既存の学校を利用して小中の教職員及び児童生徒が交流していく連携型による小中一貫教育を進めていくこととし、将来は地域の実態に応じて、小中学校が同一敷地内にある一貫校型を設置することも考えていくこととしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

那珂市の小中一貫教育は、那珂市の小学生が自ら策定した「なかっこ宣言」や那珂市の偉人である根本 正の生き方を基本理念とした基本方針であることや、既存の学校を利用した連携型で行い、将来的には地域の実情に応じて同一敷地内に小中学校がある一貫校型の設置も考えていく計画であることを理解いたしました。

ちなみに、那珂市は連携型で行うとのことですが、小中一貫教育の方法には一体型、連携型、さらに併設型とありますが、それぞれの特徴は何なのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

一体型とは、小学校と中学校が同じ建物やキャンパスに統合され、一つの学校として運営される形態です。教室や体育館などの施設を共有すること、小中学校の教員が密に連携し、教育課程や指導方法を一貫して提供すること、同じ校内で異学年の児童生徒が交流しやすいことなどが特徴です。

連携型とは、小学校と中学校は別々の学校として運営されていますが、教育内容や指導方法、行事などで連携を強化し、子供たちの学びを一貫させる形態です。小中学校は別々の建物に存在し、それぞれ独立した学校運営が行われること、小中学校の教育課程を連携させることで学年が変わっても学習の進度や内容が自然につながるようにすること、小中学校の教師が定期的な情報交換を行うことで子供の学びの連続性を保つこと、地域の行事や学外活動を通じて小中学校の生徒が交流することなどが特徴です。

併設型とは、小学校と中学校が別々の校舎として存在しますが、同じ敷地内や隣接敷地に併設されており、学校運営において密に連携を取る形態です。校舎は異なりますが、地域の教育システムにおいて一体的に運営されることが特徴です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

おのおのの特徴があつて、現状の校舎の形態や地域性などによって選択されていくということが感じました。

では、現在、那珂市が行っている小中一貫教育の目的は何でしょうか。また、他の自治体にはない那珂市の小中一貫教育の特徴は何なのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の小中一貫教育の目的は、本市の教育目標「強い意志と豊かな感性で、社会的自立に向け、たくましく生き抜く児童生徒の育成」を達成することです。

また、本市の小中一貫教育の特徴としては、本市において年度ごとの小中一貫教育の実態や進捗状況から1年の取組を評価し、小中一貫教育グランドデザインを策定、それを踏まえて、各学園のグランドデザインを構築している点です。それにより学園経営の重点や学園経営の柱、研究テーマが設定され、ビジョンと方向性が示されています。そして、各校はそこからそれぞれの教育プランを形成しており、那珂市の大きな特徴の一つとなっております。

なお、特徴の具体的な取組としては、小中一貫教育の日を設定し、市内全ての学園において、地域交流をはじめとして、個性を生かした各学園の実践が行われております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

昨年、小中一貫教育10周年記念事業の中で、学園の発表を拝見させていただきました。小中一貫教育が始まった頃と比較して、発表の内容はもとより、子供たちの考え方、異学年や連携校とのつながり方など大きく進歩していると感じました。ここまで進めてこられた各学校の先生方のご苦労は非常に大変だったと感じるとともに、このご努力に敬意を表したいと思います。私が感じただけでも相当の成果が上がっていると感じますが、実際のところはどうなんでしょうか。

そこで、小中一貫教育によりどのような成果や効果が上がっているのか。また、中1ギャップの解消を目的としておりますが、小中一貫教育の開始前と現在とではどのような変化があったのかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の小中一貫教育の成果や効果としては様々なものがありますが、特に学力の向上、異年齢集団での交流によるコミュニケーション力、表現力の向上、地域共同活動による郷土愛、地域理解の深まり、地域との交流の活性化、教職員の交流の活性化、不登校児童生徒の不登校出現の抑制が挙げられると考えております。

中1ギャップの主な要因として、教科数の増加と人間関係、教育環境の変化が挙げられま

すが、小中一貫教育の導入により、学園という一体感の下、小学校間や小中の連携が、導入前に比べて格段に緊密になっております。具体的には、教員間での情報共有の充実や、児童生徒が系統的かつ連続的に学べるカリキュラムの整備に加えまして、学園の時間という交流の場を設けるなど、多角的な取組を進めております。

これらの取組によりまして、児童生徒の自己肯定感や思いやりの心、コミュニケーション能力が育まれるとともに、憧れの中学生として将来像を描くなど、中1ギャップの解消に寄与していると認識しているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

すみません、質問の内容が具体的にはお答えにくいものであったと反省をいたします。

市教育委員会として、数々の成果が上がっていると認識をしており、中1ギャップを例としても、その解消に寄与されていると理解をいたします。

それでは、これまでに小中一貫教育を行っている上で問題点は何かありましたか。また問題点がある場合、それを解決する手段や対策はどのようにしたのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

問題点としての認識はございませんが、強いて課題として挙げるとすれば、小学校同士の交流の際の移動が課題だと考えております。その対応策としましては、オンラインを活用したり、より近い中学校において交流をしたりするなどの工夫をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

学校間の距離については、連携型の小中一貫教育である以上、やむを得ないものであり、そのため、オンライン等を活用しているとのことでした。私としてはやはり、直接対面に勝るものはないと考えてしまうところもありますが、理想を申し上げれば切りがないので、現状としては十分に対応ができていると感じております。

では、那珂市の一貫教育がさらなる効果や成果を上げるためには何が必要だと考えますか。また、それを実現するための手法はどう考えますか。お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

さらなる効果や成果を上げるためには、現在行っている本市の特徴的な取組をより一層推進していくことはもとより、地域や保護者へのさらなる周知や理解促進が必要であると考えております。

地域や保護者へのさらなる周知や理解促進を実現するためには、保護者と関わる様々な機

会を通して本市の小中一貫教育の目的や取組内容を継続的に伝えていくことで、保護者の理解と協力を得ることが必要であると考えております。

また、地域に対して、小中一貫教育発表会などの機会を通して本市の取組を周知する場を設けるだけでなく、様々な地域の人材に学校の教育活動にご協力いただく仕組みである人材バンク制度の創設や、地域で活動する団体や企業等との連携について検討、また、学園ごとの研修やPTA活動などの検討など、本市の小中一貫教育をさらに充実させるための新たな取組を始めたところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

小中一貫教育がスタートして既に10年が経過していることから、ある程度の理解は得られているのですが、実際にそのメリットや成果など、小中一貫教育の実施以前や実施直後の状態と、現在の状態を比較できる方は少ないと思います。ですので、その点を周知しつつ、保護者、地域、企業などを巻き込んだ連携が重要であると感じますので、那珂市の子供たちのためにさらなるご努力をお願いいたします。

さて、日本は少子高齢化が進んでおり、2020年には1億2,615万人あった人口が、2070年には8,700万人に減少すると言われております。すなわち、約50年後には30%以上人口が減少していくことになり、終戦直後の日本の人口約7,200万人と比較してもまさに危機的な状態だと言わざるを得ません。

しかも、終戦から5年後の1950年当時の65歳以上の人口割合は約4.9%であったのに対し、2070年には約38.7%までに上昇すると言われていたため、当時のように子供の数が増えていくことにはなかなか想像ができないと感じております。

ここで、議長の許可を得まして、資料を配付させていただきました。

資料1をご覧ください。

これは平成27年から令和37年までの各学校の児童数を示したものになります。令和12年以降は、那珂市の人口減少率をそのまま掛けたものでして、地域性などは考慮しておりません。これによると、額田小学校、木崎小学校の児童の減少が大きく、令和37年には額田小学校の各クラス平均児童数は12.5人、木崎小学校は9.5人となる可能性があり、学年によっては複式学級も想定されるのではないかと思います。

那珂市において、過去にも児童数の減少により、統廃合が行われた経緯があります。

そこで、昨日、寺門 厚議員の一般質問でも触れられましたが、統廃合の基準としている那珂市立小学校適正規模化基本計画の内容と、この基準により実施した実績及び今後の考え方をお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

那珂市立小中学校適正規模化基本計画は、全国的に進行する少子化により本市においても年々児童生徒数の減少傾向が続いていることや、教育を取り巻く社会環境の目まぐるしい変化に対応するため、本市の子供たちにとってよりよい教育環境を整備することを第一の目的に、平成23年3月に策定したものでございます。この計画において、本市の小中学校の適正規模基準と基本的な考え方、適正規模化の具体的方向性などが定められております。

具体的には、本市の小学校において、クラス替えができる12学級以上を、中学校においては、クラス替えができ、全ての教科担任が配置できる9学級以上を適正規模基準と決めました。この基準を下回る学校については、学級数に応じて、適正規模化検討校、適正規模化推進校と設定し、段階的に統合等について検討することにしました。この基準により、適正規模化推進校とされた本米崎小学校と戸多小学校について、地域検討委員会を設置して検討を重ねた上で、統合を行いました。

現在、一部の学校で適正規模化検討校となる学級数となっておりますが、当市においては、小学校は地域密着型であり、中学校はおおむね教科担任が確保可能なことから、基本的には存続する学校とし、将来的に児童生徒数など諸条件及び学校を取り巻く環境を総合的に勘案し検討することとしておりますので、現時点では学校再編の検討は行っておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

小学校においては、クラス替えができる各学年2クラス以上、中学校においては、全てに教科担任が配置できる各学年3クラス以上を適正規模学校とし、それに満たない学校を適正規模化検討校、適正規模化推進校と設定し、段階的に統廃合の検討をするとのことでした。そして、過去には本米崎小学校、戸多小学校が適正規模化推進校となり、統合を行ったとのことでした。過去に両校は2学年以上が同じクラスで授業を行う複式学級があり、学年によっては児童がいない事態となったというのを記憶しております。

児童数が少ない、いわゆる少人数学級には一人一人に目が届き指導がしやすいことや、細かい支援、問題の早期発見といったメリットがあります。しかしながら、集団での協働経験や競争心が薄れ、社会性や多様性が不足する可能性があることや、教員の確保が難しく、教員一人一人に対する負担が増加するといったデメリットも考えられます。これらを解決するために、小規模学校同士が連携を行い、集団行動が確保できる連携型の小中一貫教育はまさに理にかなった義務教育の在り方であり、小規模校を取り残さないように、この教育制度に大きくかじを切った教育長をはじめ、市教育委員会の方々には感謝以外何物でもございません。

次に、問題として考えなければならないのは、校舎の老朽化です。市内の小中学校の校舎の多くは昭和40年代から50年代にかけ建築されています。つまり、多くの学校が老朽化という避けられない問題に対応しなければならなくなってきております。市で策定している公

共施設マネジメント計画は、鉄筋コンクリート造の建築物の耐用年数を65年としております。また、学校施設長寿命化計画では、使用目標年数を90年としております。双方には大きな格差がありますが、長寿命化計画においても既に半分の使用年数が過ぎており、マネジメント計画によればあと10年程度で寿命を迎える校舎があることとなります。

そこで、現在、少子高齢化が進み、人口減少が避けられない中、老朽化する校舎と小中一貫校の在り方を考えた場合、今後はどのような方向性が必要と考えるかお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、現時点では学校統合についての具体的な検討は行っていないところではございますが、小学校において、全ての学年でクラス替えのできない1学年1学級の学校が出てきていることから、小規模校のデメリットとされる友達関係や人的交流が限定されること、行事や活動の規模が小さくなること、社会性を広く学ぶ機会が限られてしまうことが解消できるよう、小中一貫教育の取組を推進しているところでございます。

しかしながら、小規模校においては、児童生徒一人一人に目が届き、個性に合わせたきめ細やかな教育が行えることや、小規模校ならではの創意工夫と、家庭や地域の協力により、地域に根差した教育が行えるなどの大きなメリットもございますので、在籍児童数が減少したことにより即時に学校統合を推進するものではないとも考えます。

国が2024年に発表しました適正規模・適正配置方針においては、長期の人口推計を見据え、通学区域や学級編成、学校の統合を段階的に進める必要性があるとしているものの、学校統合を進めるに当たっては、児童生徒、保護者、地域住民、教職員との合意形成が重要だと強調していることから、本市においても将来的な児童生徒の総数や地域ごとの人口の推移、校舎の老朽化など、いろいろな条件を勘案した上で、学校の統廃合や学区の見直しを検討する必要性があると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

ご答弁いただきましたように、那珂市は連携型の小中一貫教育を行っております。これは小中学校の9年間の一貫教育だけではなく、学園内の小学校同士の連携も含まれています。つまり、小規模校が他校と連携することにより、小規模校のデメリットである集団での協働経験や、競争心が薄れ、社会性、多様性が不足するといった問題は解消できる可能性があると考えます。これについても、市内多数の学園で小学校2校、中学校1校という体制で連携している点がプラスになっていて、小規模校の存在を可能とする教育方針であると感じております。

しかしながら、全ての問題が解決できているわけではありません。小規模校であるがゆえ、教員の確保が難しく、教員一人一人に対する負担が増加するといった問題が残っております。

特に、専門性が求められる理科、音楽、体育などは、教える側、つまり、教え方によって子供の能力が大きく左右されると言われております。

そこで、市長と教育長に提案があります。

各学園に理科、音楽、体育などの専門性の高い教科の教員を配置し、連携している小学校を担当させることをお願いいたします。そして、この専門教員を時には対面で、時にはオンラインで、そして時には合同で授業ができるようになれば、教員の負担軽減と那珂市の一貫教育のさらなる発展にもつながると考えますので、ぜひご検討を進めていただけるようお願いいたします。

以上をもちまして、この項の質問を閉じさせていただきます。

続きまして、防犯灯の整備についてお尋ねいたします。

昨年の12月13日に、総務生活常任委員会において、水戸農業高等学校と那珂高等学校の生徒を招き、議員と語ろう会を開催いたしました。その際に、市道6-0005号線、いわゆる水戸農業高等学校からJR水郡線後台駅までの間の市道が暗くて危険なので対応してほしいと要望をいただきました。その後、私も暗くなってから、この市道を何度か通ってみましたが、やはり暗いです。決して安全とは言えない場所もあります。このことについては、以前にも要望などがあったと思いますので、市としても現場の状況は認識していると思います。また、以前に比べると、防犯灯の整備はされていますので、担当部署としてもいろいろと努力はされていると感じております。そして、基本的に防犯灯の整備は各自治会が整備を行い、その費用について市が補助金を交付しているということも理解しております。

そこで、ご確認させていただきますが、自治会の要望で整備をする場合、市の補助の規定はどのようになっているのでしょうか。また、平均的な防犯灯1か所当たりの工事費や市の補助額はどの程度なのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

防犯灯の設置基準につきましては、那珂市防犯灯設置費補助金交付要綱において、犯罪、事故等が発生した場所又は発生するおそれがあり、防犯上必要と認められる場所、防犯灯の間が原則50メートル以上になること、そのほか、設置箇所周辺の土地所有者の同意や、設置後の維持管理、電気料の支払いが恒久的に履行できると認められることと規定しております。

次に、防犯灯1灯当たりの設置費につきましては、既設の支柱に防犯灯を設置する場合に3万円程度、新しく支柱を立てて防犯灯を設置する場合に7万円程度、既存の防犯灯をLEDに更新する場合に2万5,000円程度がかかります。

また、防犯灯設置の費用に対する補助につきましては、近年の物価高騰を踏まえ、今年度から補助限度額を増額しております。

既設の支柱等に新設する場合の補助額は2万5,000円から3万円に、新たに支柱を立てて新設する場合は3万8,000円から4万4,000円に、既設の防犯灯をLEDに更新する場合は

1万円から1万5,000円に限度額を上げております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

補助の額が増額されたということです。非常にありがとうございます。

電柱の間隔がおおむね30メートル程度でございますので、50メートル以上の間隔が必要になると、電柱1本おきに防犯灯が設置できると理解をいたしました。また、維持管理や電気料の支払いに関する規定は、個人では認められにくいと感じますので、やはり自治会が中心になる制度だと理解をいたします。

次に、設置費用と補助金についてですが、既存の電柱に新規で設置する場合は3万円程度の費用がかかり、それに対する補助金はおおむね全額交付されています。また、新たに柱を立てて、防犯灯を新規に設置する場合の費用は7万円程度で、約60%の補助金が交付されているとのことでした。既存の電柱に設置できれば実質負担なしで設置が可能になるわけですが、新たに柱を立てるとなると、自治会の負担が発生します。しかも、いずれの場合も、自治会が一時的に全額を支出しなければならず、財政的に厳しい自治会や整備箇所が多い自治会はなかなか整備が進まないと感じます。さらに、設置した防犯灯の維持管理費は設置した自治会が負担することになると聞いております。特に、近年の電気料は燃料価格の高騰や再エネ賦課金などにより上昇が続いており、自治会の運営も厳しくなっていると感じております。

このような状況の中、自治会に対する市の補助金などは現在どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

自治会が管理する防犯灯の維持管理にかかる費用につきましては、那珂市地域まちづくり交付金交付規則により、1灯当たり年額で2,200円を防犯灯維持管理分として交付しております。

なお、この防犯灯維持管理分につきましても、近年の物価高騰を鑑み、今年度より1,800円から2,200円に増額しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

防犯灯1基当たりの電気料がおおむね年額2,500円前後になると思いますので、年間2,200円に増額され、交付されているのであれば、自治会にとってありがたいというふうに思います。

また、今年度、実情に合った改正をしていただき、本当にありがとうございます。今後も、

電気料の上昇などがあつた場合には、同様に素早い対応をお願いしたいと思います。

さて、先ほどは防犯灯による照明によって、夜間の歩行者の安全を確保する方法についてお聞きいたしました。これ以外にも夜間の歩行者の安全を確保する方法があります。

そこで、防犯灯以外の道路の照明の整備方法については、街路灯の連続的な道路照明がありますが、市道にこのような照明を設置する場合、その整備基準はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

国土交通省の道路照明施設設置基準によると、歩道等の連続照明は、夜間における道路交通の安全や円滑を図ることを目的に設置することとなっており、都市計画道路の一部に設置しております。

一方、市道6-0005号線のような市道の連続照明についての明確な設置基準はございませんが、局部照明を交差点や横断歩道、急なカーブなど、車両の運転者に、特に注意を喚起する必要がある場合に設置しております。市道においては、このような考え方を基に交通安全を目的に整備をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

市道に道路照明を整備できる箇所に関しましては、横断歩道であれば局部の照明灯の整備を行うとの答弁であつたと理解をいたしました。また、先ほどの建設部長からの答弁では、横断歩道以外の場所においても、車両の運転者に特に注意を喚起する必要がある場所については、局部照明も設置をしているとのことでした。確かにこの市道においても横断歩道に局部照明が整備されておりますが、横断歩道があるのに照明灯が整備されていない箇所が3か所ほどありました。同じ市道でありながら、整備されている箇所と整備されていない箇所があるのには理解が苦しむところでございます。

しかもこの市道を登下校に使用している高校生は、那珂高校で約160人、水戸農業高校においては325人も使用しているとのこと。これに小学校の登下校や短大生、一般の方の通行を考えると、平日には1,000人を超える往来がある歩道となります。日没後の歩行者が少なくなるとはいえ、これだけの通行のある市道の横断歩道には局部照明が必要ではないのかと考えます。

そこで、この市道のある局部照明のない横断歩道に照明灯設置を要望する場合、どのような手続を踏めば整備をされるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市道に設置してある横断歩道へ道路照明の整備を希望する場合の手続につきましては、自

治会より道路照明の整備申請をいただき、その後現場状況を確認し対応してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 横断歩道に照明灯がない場合、自治会から申請をすれば、現場の状況や支障の有無を調査し、問題がなければ設置していただけると理解をいたしました。この市道において横断歩道に局部照明の設置の可能性が見えてきてまいりました。

しかしながら高校生が要望しているのは部分的な局部照明ではなく、学校から後台駅までの歩道全体に照明を付けてほしいとのことです。学校から駅まで約1.8キロメートルあります。この歩道に部分的な局部照明ではなく連続した照明灯の整備となると、数多くの照明灯が必要となり、そこには多くの費用が必要となることが想像できます。

そこで、仮に連続照明で整備を行った場合、国や県の補助金はあるのでしょうか。また、1基当たりの整備費用はどの程度必要になるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

既存の道路に連続照明を設置する場合は対応する補助はございませんが、新規の道路整備に併せた連続照明の設置については、補助の対象になる場合がございます。また、1基当たりの整備費用につきましては、設置場所の状況にもよりますが、平均的な工事費は約150万円となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

既存の市道に連続照明を設置する場合、国や県からは補助金制度はなく、市独自の一般財源によって基本的には整備しなければならないと。また、その平均的な工事費は1灯当たり約150万円の費用がかかるとのことでした。

それでは、この市道について過去に一般質問や各常任委員会から街路灯や防犯灯の整備の要望があったと思いますが、これまでの対応や整備状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えいたします。

市道6-0005号の国道旧349号全日食チェーン後台店付近から水戸農業高等学校入り口までの区間においては、防犯灯16灯、道路照明灯7灯が設置されております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

水戸農業高校から後台駅までの区間約1.8キロメートルに照明灯を整備する場合、仮に70

メートルごとに街路灯を付けたとすれば、26基が必要となります。既存の7基を差し引くと19基の整備が必要となります。これに1基150万円を掛けると2,550万円の費用が必要になるということになります。市の財政を考えると二つ返事でお答えをいただける額ではないと思います。これを防犯灯で整備したらどうなるのでしょうか。この市道において防犯灯を電柱に直接取り付けられる箇所は22か所、柱を建てる必要があると思われる箇所が11か所あると私は考えました。これらを整備するには、先ほどの単価を掛けて算出いたしますと、約150万円の費用がかかります。つまり、防犯灯であれば、土木課が設置する街路灯1基分の費用で1.8キロメートルの歩道に対する防犯灯の照明が整備できることとなります。確かに街路灯と比較すれば防犯灯の照度は小さいことから暗く感じると思います。しかしながら現在の防犯灯が整備されている半分の間隔で密に整備をすれば、人影の認識は十分できますし、現状よりは安全性が高まると考えます。

ただし、現在の市の防犯灯の整備基準には合致していないのが現状です。それを理解した上で改めてお話をいたします。

今回私がお話をしている市道6-0005号線は他の市道と比較して歩行者の通行量が突出して多いと感じております。となると、他の市道の基準とは違った例外的な考えを行うのもやむを得ないのではないかと考えてしまいます。これに対しまして、市のご見解をお伺いできればと思います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市道6-0005号線は駅や複数の学校が隣接しており、朝夕には通勤や学校に通う児童生徒のほか地域住民の方が通行する道路であり、特に歩行者がほかの市道と比較しても多い状況は認識しております。しかしながら現地には防犯灯と道路照明が一定の間隔で設置されており、主要な交差点には道路照明が設置してあることから、新たな整備については考えておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

想像していたとおりのご答弁をいただきました。確かに防犯灯や街路灯の設置には双方基準があります。防犯灯であれば、設置する間隔のほかに自治会の設置が条件となっております。しかしながらこの市道を通行する歩行者の大多数は地元以外の高校生であり、全てを地元自治会に負担をお願いするのはいかなるものかと考えてしまいます。既に地元自治会で設置できる上限までの整備が行われており、その設置費用負担や維持管理費用に対する負担も地元の自治会が行っております。となれば、全ての歩行者の安全を確保するため、さらなる設置は現状の基準や費用負担の方法、すなわち地元の自治会に負担のない方法が必要だと私は考えてしまいます。

また、街路灯であれば明るさに対する基準があり、それを確保した上で整備を行えば多額の費用と時間がかかります。これらにつきましては、市としましても防災課や土木課など担当部署があり、その部署が各々のルールにのっとり整備をしていることは理解いたしますし、当然のことであると思います。しかしながらこの2つの手法以外の方法で、児童生徒が多く通行する市道の安全確保、照明灯の整備ができるのではないかと私は考えます。これらの検討を切に願い、迅速なる安全対策、照明灯の整備をお願いいたします。

さて今回、小中一貫教育についてと防犯灯の整備についての2つのテーマでご質問を行い、改めて理解を深めた点と提案を含めたお願いをさせていただきました。最後に、これらを総括して市長のご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございました。

前段の部分については、教育長の答弁かなと思うんですけども、併せてということでありますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、小中一貫の項であります。本市ではこれまで10年間にわたり小中一貫教育の推進に取り組んでまいりました。先ほどの答弁にありましたように、その成果が着実に現れており、教育の質の向上に大きく寄与していると実感をしてしております。今後少子化の進行に伴い、将来的には学校の再編の検討が必要になることが予想されますが、教育の系統性、連続性を重視しつつ引き続き小中一貫教育を推進し、子供たちが自分らしく学び成長できる環境を維持するために、今後も力を尽くしてまいりたいと考えています。先ほど議員からは、専門教員の配置なんかも考えてはどうかというご指摘もいただきました。

次に、市道6-0005号の沿道防犯灯照明についての質問、これも同じく文教地区、五台地区は我々、文教地区とよく言います。そういった地域性も鑑みての議員の質問かなというふうにも受け取りました。

答弁をさせていただきます。

小学校や2つの県立高校、短期大学などの教育施設が集積しており、日常的に歩行者の利用が市内の中でも多い場所と認識をいたしております。市道における歩行者等の安全確保については、これまで市と地域が連携して取り組んでまいりました。防犯灯につきましては、地域の実情を踏まえ、設置場所の選定及び維持管理を自治会が担うなど主体的な取組が市民の安全につながっていると認識しており、深く感謝を申し上げます。引き続き防犯灯を含む安心・安全な環境整備を地域と協働して推進してまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございました。

市長から、私には前向きな答弁に感じております。今回那珂市の小中一貫教育について多くの質問を行い、改めて那珂市の小中一貫教育が多くの問題の解決に向けた方法であること

が理解できました。そしてご答弁にもありましたように、このことについて、保護者や地域の方などに周知をしていただき、さらに理解を深めていただきたいと思います。

また、人口の減少と校舎の老朽化についても触れさせていただきました。将来的には検討が必要というご答弁でしたが、資料でも示したとおり、児童生徒の数の減少は避けられないと感じております。また、昨日の寺門 厚議員からの一般質問にもありましたように、出生数は減少しております。これについては、現在の出生数を数えれば、6年後どこの学校に何人入学するであろうとおおよその想定はできると思います。それらを勘案しつつ、老朽化による改築の検討は今から始めても早過ぎることはないと感じました。そしてその検討を行う際に一つお願いがあります。結果が仮に小規模化推進校であったとしても、本米崎小学校や戸多小学校のようにその学校のみがなくなるような統廃合は避けていただきたいと思います。つまり、対象校だけをなくすのではなく、その学園全体として考えていただき、一体化の小中一貫校の検討なども含めた現在の連携型の発展を考慮していただくような考えをお願いいたします。

さらに小学校での専門教師による授業の実施も先ほどお願いいたしました。これには人件費が必要となりますが、教職員の配置の少ない小規模校の子供たちに対し教育の格差を生まないためにも、また、併せて小学校における教員の負担の軽減にもつながると思いますのでこちらのご検討もお願いしたいと思います。

那珂市では連携型の小中一貫校のすばらしい実績があります。そしてその実績をさらに発展させるため一体型の小中一貫校へ進化させ、他の市町村をリードする義務教育を行っていただき、那珂市の未来を切り開く、たくましく優しい子供たちを育てていただきたいと思います切にお願い申し上げます。

次に、市道6-0005号線、いわゆる水戸農業高等学校から後台駅までの市道の防犯灯や照明灯の整備ですが、冒頭に申し上げたとおり、この要望は高校生からでありました。最近、市のイベントや道の駅に向けての商品開発などで、多くのところで市内の高校生のご協力をいただいているように感じております。那珂市のためにいろいろと知恵を出して努力をしてくれている高校生のため、市はその通学の安全確保を考えるということではできないのでしょうか。市内に通学している高校生の力は、那珂市の未来にとって大きな力になってくれると私は確信しております。その子供たちからの切なる願いを聞き入れ、かなえるように努力するのは大人であり、行政の役割だと思っております。まだ来年の予算編成には間に合うと思いますので、これらの点、先崎市長のご判断、ご英断をご期待申し上げまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告9番、渡邊勝巳議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時10分といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

◇ 大和田 和 男 君

○議長（木野広宣君） 通告10番、大和田和男議員。

質問事項 1. 物価高騰等の対策について。2. 子育て支援施設の充実に向けて。  
大和田和男議員、登壇願います。  
大和田議員。

[10番 大和田和男君 登壇]

○10番（大和田和男君） 議席番号10番、大和田和男でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

昨日、桑澤議員のほうから冬季駅伝についてお話がありましたが、私も花島チルドレンの一人として走らせていただきました。多くのご声援、また、事務局のお手伝いと、あとチームのメンバー、また、議長はじめ同僚議員の応援のおかげで無事走り切ることができました。この場を借りて感謝を申し上げる次第でございます。引き続き市民と共に走る市議会を目指して精進してまいりたいと思っております。

また、一昨夜、青森県の大規模の地震がございました。那珂市でも非常に嫌な揺れが感じられて、県でも災害警戒本部が設置されたということで、被災された方、また、寒い中避難された方に対して遠いところではございますが、お見舞いを申し上げます。

まずは早速始めさせていただきたいと思っております。

物価高騰について質問をさせていただくわけですが、この物価高騰、思い起こせばロシアのウクライナ侵攻や気候変動などの影響で、数年前から原油や小麦などの国際的な原材料の価格の上昇から始まったのではないかと思ひ起こさせる次第でございます。そのほかには円安による輸入コストの増加や人手不足による人件費の上昇、コロナ後の経済回復や物流需要の増加など様々な要因で物価が高騰しているわけです。それに加え、この米の価格の急激な上昇、古古古米というのも流行語のようになりましたが、私も令和2年産を、大分古いお米を食い潰してまいりました。生産者にとっては適正価格になったのかもしれませんが、消費者にとっては厳しい価格になっております。また、米が投機的なものになっていることや消費者のコメ離れが起きないか、また、外食産業ではカリフォルニア米が使われ国内農業に影響を及ぼすのか、また、政府の米政策も二転三転していることから、今後米に関する動きも注視していかなければなりません。

そこでまた物価高騰の話に戻しますが、電気、ガスなどのエネルギーも、そしてガソリン価格も上昇し、生活の隅々までこの物価高騰が影響を及ぼしています。この那珂市議会の、どこかの委員会、全員協議会だったか忘れてしまいましたが、企画の課長から新築の上棟件数が減っているというような答弁がどこかであったような気がするんですが、減っていると。単に那珂市が選ばれていないのか、少子化なのか、それとも建築資材の高騰により建てるのが困難なのか。本当に竹ノ内なんていうのもちょっと前だと戸建てで2,980万円なんてなっていたんですけども、この間広告見たら四千五百何万円なんていって売りに出ている、非常に高騰しているなというのを感じるところではございますが、本当に移住どころじゃないのかなんていう気もしている次第でございます。市といたしましても、これまでの事業や施策にこの物価高騰は何らかの影響があるのかと思います。そして市民一人一人がこの急激な物価高騰に悲鳴を上げていようかと思えます。市民生活の向上に向けて何ができるかを共に議論してまいりたいと思えます。

まずは、これまでの物価高騰の施策についてですが、議会にも数度、物価高騰に対する支援事業について予算が上程されましたが、この事業は国の交付金により我々地方自治体が施策を考え実行するものだったと思います。まずは、これまでの国の交付金である重点支援地方交付金の実施内容の総括をしなければなりません。国の交付金である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の概要について伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の経緯につきまして、ご説明いたします。

本交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を母体としており、当初は感染症拡大防止や地域経済の下支えを目的として運用されてまいりました。その後、感染症の終息に向けた状況の変化を踏まえ、国は支援の重点をエネルギー、原材料価格の上昇や物価高騰といった新たな社会経済課題に移行させてまいりました。これにより令和4年9月に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、併せて物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る低所得世帯支援枠が措置されました。さらに令和5年11月にデフレ完全脱却のための総合経済対策への対応として、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を図る目的として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が創設されました。

また、令和6年度税制改正大綱の取りまとめと併せて成案を得た低所得者支援及び定額減税を補足する給付に対応するため、令和5年12月に給付金・定額減税一体支援枠が措置されたところです。市としましては、各年度の交付金の趣旨を踏まえ、物価高騰の影響を受ける生活者、事業者への支援を目的として事業を実施しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） ありがとうございます。

確かにいろいろありました。コロナ臨時交付金から電気・ガス・食料品価格高騰交付金、そして低所得世帯支援枠と給付金や定額減税もありました。そして物価高騰臨時交付金と。今国会でもいろいろと議論になっていますが、この交付金の推奨メニューにお米券というのが非常に取り沙汰されていますが、那珂市で既にやっているじゃんなんて思いながらも国の動向を見ているわけですが、改めて那珂市の支援事業の令和5年度から7年度までの実施内容について伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

令和5年度についてご説明いたします。

低所得者世帯支援給付金として、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、また、両世帯の18歳以下の子ども加算分として4億6,543万1,915円を給付いたしました。推奨メニュー枠としましては、医療機関、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保育所等における支援、水道料金の減免事業等を実施し、1億1,103万9,000円を支給いたしました。令和6年度は低所得者世帯支援給付金として、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、また、両世帯の18歳以下の子ども加算分、さらに給付金・定額減税一体支援枠の調整給付金が含まれ、6億6,816万1,931円を給付いたしました。推奨メニュー枠としましては、学校給食の物価高騰対応分として3,700万円を充当し、学校給食の質の維持及び保護者の負担軽減を図りました。令和7年度は低所得者世帯支援給付金として、引き続き住民税非課税世帯、給付金・定額減税一体支援枠の不足額給付金、推奨メニュー枠は子育て世帯への支援として、お米券の配布及び学校給食への充当を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） この低所得者世帯支援給付金というのを内訳見てみますと繰越しの場合もあるということなんです。令和5年度は2回実施し、非課税世帯1世帯に3万円と7万円と。令和6年度は3万円。合計13万円。これに加えて子供がいる世帯には、子供1人当たり令和5年度に5万円、令和7年度に2万円と支給をしているというわけでございます。また、医療機関、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保育所等の支援ですが、社会インフラ維持に必要な施設に対する支援なわけですが、まだ抜けている施設分野はないのか、そういった検証はされているのか。

また、水道料金ですが、平等性という観点からはとてもよい施策だったと思いますが、何か周知が足りなかったような、「何となく口座引き落としでゼロ円になっているのが全然分からなかったな」なんていう方もいらっしゃるようでございます。また、推奨メニューの学校給食の対応分は推奨メニューというだけあって、多くの自治体が取り組んでおられました。

そして最近の、お米でハグくむ子育て世帯緊急応援事業のお米券。ですが、私の周りで評

価は半々だったかなど。「お米は実家でもらっている」とか、あとは「お米券をどこで使ってよいか分からない」とか、「お米以外にも使える場合があるというのを最近知った、報道等で知った」なんていう否定的な、否定的というかそういった意見と助かるといった肯定的な意見がありました。先ほど来から国の推奨メニューとしてのお米券を触れさせていただきましたが、昨今の報道ではあらゆる自治体がちょっとなんていうお話をしているところのようですが、果たしてお米券は物価高騰対策に効果はあったのか。那珂市は先んじてやっているわけですから、この効果検証は非常に日本全国で役に立つと思います。これまでの事業もそうですが、こういった効果検証にはP l a n、D o、C h e c k、A c t i o n、いわゆるP D C Aサイクルが必要だと思いますが、どうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、急激な物価高騰により影響を受けている生活者や事業者を早急に支えるため国が速やかに実施したものであり、その性質上、まずは迅速な執行が求められた事業でございます。一方で限られた財源を有効に活用する観点からは、事業の効果検証や課題の整理を行い、次年度以降の事業改善につなげることも重要であります。この重点支援臨時交付金を活用した事業については、国からの事務連絡等においても事業の実施状況及び効果をインターネット等の利用により公表することとされており、また、国へ提出する実施計画の策定に当たっては、過年度の事業の実施状況及びその効果の検証結果を踏まえ、さらに効果が高まるような事業として事業内容を記載する必要もでございます。このことから市としましては、事業の実施後に那珂市まち・ひと・しごと創生本部会議有識者会議で効果検証を行い評価としてまとめ、結果を市ホームページに公表するとともに、検証結果に留意して実施計画を策定しているところです。

議員からご質問がありました、本年度に実施しているお米でハグくむ子育て世帯緊急応援事業についても、一連のP D C Aサイクルにより効果を検証してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 先ほども申し上げましたが、このお米券、先んじてやっておられるわけですから、検証結果をいち早く全国へ知らせていただきたいと思います。やはりどの事業でもP D C Aサイクルは必要です。また、現政権ではこの交付金の拡充も決定していることから、これまでの効果検証を早急に行っていただきたいと思います。そして先ほど答弁にもありました市のホームページということですが、交付金の評価の欄には低所得者の負担を軽減することができたとか、影響を受けている〇〇事業所を経済的支援ができたという題名で分かっちゃうような評価になっているんですが、そうではなく家計や、また、事業所に具体的にどんな支援ができたのか、効果が得られたのかを検証いただき、これからの事業に生かしていただきたいと思います。この先の話については、これからの話はこの先に質問を

させていただきたいと思います。

続いては、今定例会でも可決された人事院勧告による職員の給与の引上げという話なんです。こんな物価高ですからもちろん給与も引き上げなければならないと、そうあるべきだと思います。ですが、支払う側というのは大変なものです。私も中小企業の役員をしておりますが、給料日は本当に払う側というのは嫌なものでして、給料引上げはするべきなんです、するべきなんです。財政のことも考えなければなりません。職員給与引上げによる財政への影響はどんなものなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

職員人件費につきましては、令和7年の国の人事院勧告における増額改定に伴い、今定例会に関連する補正予算をお諮りしたところであり、一般会計だけで約1億3,600万円を計上するなど、本市の財政運営にも少なからず影響が出ているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 一般会計だけでも今年で約1億3,600万円と。何か最近毎年そういった人事院勧告による給与の引上げというのをなされていて、財政も厳しいとお察しをします。ですが、職員の給与引上げはしなければならないことです。業務はより複雑になり目の前の仕事に追われ、多忙な業務をこなしていることはよく知っております。ですが、このままの状況では、行政改革による職員数の削減なんていうのも考えていかなければならないなというのも財政サイドも脳裏にあるのではないかと思います。これが社会全体での賃上げにより所得税や住民税が上昇すれば、財政もゆとりが出てくるかもしれませんが、なかなか価格転嫁できない地方企業ではそれもなかなか厳しいと思います。そもそもこういった個人税に頼る財政運営の限界がきているのかもしれない。

そうはいえ、市は住民サービスのため事業をしていかなければなりません。市もつらい。ですが、企業はそういった中ももっともつらい思いで経営をしております。そういった中、市の発注にも影響が出てくるのではないかと危惧をしております。建設分野においても賃上げによる労務費の上昇、また資材価格の上昇が著しいです。市発注の影響はありませんか、伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近年、建設分野においては時間外労働の上限規制への対応や担い手の確保に向けた賃金引上げなどにより労務費が上昇するとともに、原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により資材価格についても高騰が続いているところです。

こうした中、茨城県においては市場取引価格の実態を踏まえ、土木工事等建設資材単価表や公共工事設計労務単価表を定期的に改定するなどの対応がなされており、本市におきまし

ても、建設工事の発注に際しては県の最新の単価表等を用いて設計積算を行うことで、労務費や資材価格の上昇を踏まえた適切な予定価格の設定に努めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 定期的に単価を改定し、適切な予定価格の設定に努めているというのですが、利益幅が少なく公共事業から民間へ移るような業者もいるようです。碎石一つも非常に高くなっているのが現状です。また、人手不足も顕著で、技術者が集まらない、単価のいい都会へ流れているというような話も聞きます。今もあるかもしれませんが、入札の不調や入札不落みたいなのが增加するのも危惧されるところであります。こういった中、市の事業を担う市内業者をより手厚く優遇していただきたいと思います。

このように労務費や資材価格の高騰は市の事業に影響が出ようかと思うのですが、例えば大きな金額の公共工事、道の駅とは言いませんが、例えば道路に例えますと、これまで単年度で10億円というちょっと大きい話ですけれども、1,000メートルできたものが価格高騰により500メートルしかできないといったとき、それが翌年に繰り越して2年で1,000メートルにするのか、それとも起債で期限内に終わらすのか、事業によってそれらを選択しなければならないかと思いますが、当初計画と大幅に乖離する事業になる可能性は今後否めないし、全国でも大きなプロジェクトほど大幅な予算超過となり、プロジェクトそのものを下方修正、または中止せざるを得ないものも多く出ています。

この労務費や資材価格の上昇は那珂市の今一番大きな事業となるであろう道の駅整備にも大きく、そして長く影響を及ぼすと予想もされると思います。果たして当初計画のまま事業が進められるのか、ちょっと危惧されるところでございますが、その労務費や資材価格の高騰が事業計画に及ぼす影響はどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市の各種事業計画については、第2次那珂市総合計画後期基本計画に掲げたまちづくりの目標である「住みよきプラス活力あるれるまち」を目指して、各種施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、毎年度策定する市総合計画実施計画に基づき決定しております。この実施計画は予算と直結する実動の計画となることから、各種事業の内容、目的、効果に加え、全体事業費や事業実施に必要な財源の確保といった視点も踏まえ策定しております。また、社会情勢の変化などに合わせて柔軟に対応できるよう、毎年度見直しを行うローリング方式により策定をしており、人件費や労務費、資材価格の高騰といった今般の状況を考慮しつつも、市民生活の安定と地域経済の安定、発展に支障が生じないよう各種事業を計画しているところでございます。

議員ご質問のように、事業費が大きい事業につきましては、事業の実施に係る人員や財源などを踏まえて事業期間を設定し、複数年にまたがり実施していることから、引き続き事業

期間中の制度改正や物価変動といった社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、総合的かつ計画的に各種事業を推進してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 実施計画で毎年度、この人件費や物価高騰を考慮しつつ、市民生活に支障がないよう各種事業を計画していると。そして事業費が大きいものは分割して発注したり、社会情勢の変化に対応して事業を進めていくということで、分かりました。ここまで過去や今現在の物価高騰対応について伺ってきましたが、これからも物価が落ち着くということはありませんか。

よって、これからはに向けてこの物価高騰重点支援交付金の実施計画をこの場で共に議論しながら考えていきたいと思っております。

国の話になってしまいますが、高い支持率の下、高市政権が発足して約一月と半ですか。この高い支持率の背景にはスピード感を持った経済対策があるかと思っております。その経済対策にはもちろん、今回この場で議論をしている物価高騰重点支援交付金の拡充が盛り込まれています。過日これらを含む大規模な経済対策が決定をされました。

また、道の駅の交付金として活用を予定している新しい地方経済・生活環境創生交付金と、初め10億円なんてあったやつですね、ですとか社会資本整備総合交付金が増えることも想定されているのかな、期待するところですが、自治体にとっては不安要素がないわけではございません。ガソリン税の暫定税率の廃止によって地方の減収につながるのではないかと懸念があります。新政権による地方自治体への交付金の拡充と不安要素について伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたところです。また、高市総理大臣からは重点支援地方交付金の予算規模を2兆円とすること、重点支援地方交付金を活用した物価高対策の早期執行に向けた準備を、地方公共団体に進めるよう発言があったところです。今後、令和7年度補正予算案が編成され、その後国会において審議される見込みであることから、市としましても今回の総合経済対策に沿った事業の検討を進めているところでございます。

さらに、議員ご質問のガソリン税に上乗せされている暫定税率廃止については、法案が11月28日に参議院本会議で可決され、12月31日に廃止されることとなりました。また、ガソリン税暫定税率廃止の影響については、物価高対策として市民に恩恵があるところですが、新聞報道によりますと、茨城県の市町村全体では4億5,000万円程度の減収になるとの報道もありますので、重点支援交付金の拡充と合わせてガソリン税暫定税率廃止に伴う減収に対する国からの財源手当てがどのようになるのか、国の動向を注視する必要があります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 私も過日、与党の平沼青年局長に要望してきましたんですが、これら不安要素となる減収の補填については、地方の声としてしっかりと国に要望をしていただきたいと思います。

そして物価高対策の交付金は大規模になることが予想されることから、今からこれまでの効果検証を踏まえ、市の事業を検討しておかなければならないと思います。推奨メニューにはお米券ですとか、電子マネーやプレミアム商品券というそのままお金に近いものが出てくるかと思います。そしてこれまで議論してきた過去の市の物価高の支援施策をチェックしますと、公共的、いわゆる社会インフラとして生活に必要な不可欠な施設への支援に漏れはないのか、そういったチェックを再度行っていただきたい。

また、地域においては、自治会ですが、この物価高騰により事業が多い自治会ほど負担は大きくなります。防犯灯の設置ですとか電気代なんかに、先ほど渡邊議員の質問で秋山部長が答えておりましたが、そういった電気代も全額補助なんていうのも恒久的に行うとか、物価高対策として一時的に補助をお願いするのか分かりませんが、そういったものも考えられるかと。また、子育てや高齢者支援としては、おむつや宅配サービスへの補助も考えられると思います。ほかの自治体の物価高対策を見ると面白いものもあります。面白いというか、消費の冷え込み対策とあって、にぎわい創出としてイベントへの支援なんかもやっていたり。他自治体とは似ても似つかぬところもありますから、よく精査して他自治体も参考にさせていただきたいと思います。

私からは、こちらは継続性が担保される支援を提案したいのですが、これから物価高や人件費増はなかなか落ち着きそうにありません。そんな中、投資的なものを導入した場合の支援です。例えば太陽光ですとか蓄電池導入で日々の電気代を継続的に抑える場合。また同様に、省エネ家電を購入した場合の補助金。これは近隣市町村でもやっているところもあります。また、事業所においては、例えばキャッシュレス決済などを導入し、人件費の抑制や労務負担の軽減を図るためのものなど、これらの補助はそのときだけの対策ではなく、その先の電気、ガス代や人件費を抑える効果もあり継続的なものとなり得ると思います。というようにいろいろと対策は講じられますが、交付金の実施計画に記載する事業内容の見通しについて伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

今回の総合経済対策では、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するための推奨事業メニューとして、生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組や、L P ガス、灯油使用世帯への給付金等の支援を、事業者については、特別高圧やL P ガスを

使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか医療、介護、保育施設、学校施設、商店街、自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援、また、エネルギーコスト等の負担軽減や物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底などの推奨メニューが示されました。

市としましても、補正予算の国会審議を注視しながら、予算成立後に内示される交付限度額や国が示す事業メニューに基づき、近隣市町の動向なども参考にしながら、市がこれまで実施してきた生活支援や事業者への取組を基本としつつ、プレミアム商品券やお米券、電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援などの検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 国の推奨メニューの中でも那珂市に合ったものというのは、給食費、マイナポイント、ガスや灯油、農業者や中小企業、学校施設や医療、介護、保育、自治会、官公需の価格転嫁の徹底などがそれに当たるという感じですかね。また、これらに基づき近隣市町村も参考にし、生活支援や事業者支援を基本としていくとのことですが、いずれにせよスピード感、そして公平性をもって事業に当たりたいと思います。そして一時的なものではなく継続的なものも必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員のご質問のとおり、閣議決定された総合経済対策に沿った形で、スピード感をもって事業を進める必要があります。事業内容の決定に当たっては、先ほどの答弁の繰り返しにはなりますが、交付限度額や国が示す事業メニューに基づき、近隣市町村の動向や那珂市の実情、これまで実施してきた事業の効果、年度間の事業調整の必要性の有無などを踏まえながら、公平性や継続性の検討も含め重点支援交付金の実施計画の策定を進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） これまでの事業の効果検証をしっかりといただき、公平性や継続性も検討し実施計画の策定をお願いしたいと思います。

この項目の最後に市長に伺っていきます。

今市民は、大きく言えば国民がということでしょうが、物価高騰に大きく苦しめられています。実質賃金は今年の10月時点で10か月連続で減少しています。賃上げよりも物価上昇率のほうが高い状況が続いています。これは地方に行けば行くほど顕著になっています。もちろん地方とはこの那珂市のことです。買い控えというよりは買えない、新築棟数も減っている。それに加えて人口減少による地域経済や活力の低下、住みよきプラス活力あるまちづ

くりを目指そうにも、個人や事業者の体力がこのままでは衰退してしまいます。

また、市の事業においても、この物価高や労務費上昇は、先ほどから議論しているとおおり、少なからず影響が及ぶことと予想されます。こんなときに道の駅という意見が出るのも無理はありません。以前の見積りで道の駅が完成するのか疑問を抱くことも無理はありません。できればこの物価上昇率を乗じた道の駅整備事業の概算を今一度ご提示いただければなんというつもりですが、答弁は結構でございます。

私はこれまで、市の各事業の投資的経費をもっともっと積み上げていけとこの壇上で訴えてきました。起債を起こして、交付金の活用によって財政負担の軽減を図りながら公共事業を推し進めることもよい施策だと私は思います。ですが、実質はこれまで以上に扶助費や管理的経費がみるみる上がっているのを目の当たりにし、このままの財政運営で那珂市はよくなるのかと危惧もしているところです。この前の全員協議会での公共施設マネジメントの話でもそうですが、大なたを振って、管理コストの削減もスピードをもってしなければならいでしょう。行政改革も待たなしで、それも大なたを振るわなければならいかもしれません。そうやりながら市民生活の安心・安全や福祉の向上、生活の利便性向上、事業者の利益や目的達成に還元をしなければならないと思います。

財政運営の話ばかりになってしまいました。投資も必要だし、今現在市民の福祉向上も同時に行わなければならないと思います。ですが、昨今の物価高騰は、このように大きくは財政運営、公共事業などにも大きく影響を及ぼしています。そして家計や事業所には直接的な打撃につながっています。今後の財政運営と家計や事業所への支援に関する市長の考えをお伺いします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。

昨今の物価高騰、それに対する国の交付金等の推移、いろんなものを見ていただきまして、貴重なご意見、提案をいただいたと思っております。やはり財政運営の中では選択と集中、今回の議会でも何人か言っていましたけれども、あれもこれもではなくてやはり選択をしていく、しかるべきところに集中をしていく、そういった必要性を感じております。

ご答弁申し上げます。

昨今の物価高は市民の家計負担を重くするのみならず、人件費や建設事業費など市の財政運営にも影響を及ぼすものであります。本市においてはこれまでも市民に対する生活支援として、低所得者層の方や子育て世帯の方などへの支援、物価高の影響を受ける医療、介護など、事業者への支援を実施してまいりました。また、建設分野における労務費や資材価格の高騰に対しては、最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき工事を発注し、公共事業を着実に推進するなど市民生活の安定と地域経済の安定、発展に支障が生じないように努めてまいりました。今後も物価高騰という足元の外部環境の変化、これからの大きな課題である人口減少による地域経済の縮小への対応をしながら、市民一人一人がそれぞれの幸せを感じて、

未来への希望を持てるまちとして発展し続けるために、道の駅整備事業をはじめとした那珂市のさらなる活性化に向けた将来への投資を進め、持続可能な市政運営を今後も着実に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） ありがとうございます。

今後も物価高騰は止まらず、実質賃金は減少が予想されます。市長答弁のように、道の駅も重要施策ではあると思いますが、足元の外部環境の変化や地域経済の縮小を常に頭に入れながら財政運営、そして市民生活の向上に努められたいと思います。そしてこの物価高騰の対応にはスピード感、公平性、継続性をもって当たられ、そして市の事業としては市民サービスの低下または事業者の不利益にならぬようお願い申し上げ、この物価高騰についての質問は閉じさせていただきます。

続きまして、子育て支援施設の充実に向けてですが、私、前回の一般質問の議事録を見ますと、子育て支援センターが道の駅に移転することが考察されると言った本人でございますが、そしてその後の全員協議会で報告がありました道の駅整備における子育て支援センター機能の移転についてですが、いろいろ議論させていただいたわけですが、この一般質問というわけですが、私、産業建設常任委員会の委員ですから道の駅は調査事項になっていることから一般質問は差し控えなければならないというわけで、あくまで今回は道の駅にはほぼ触れず、子育て支援施設の充実に向けた取組を問いただしてまいりたいと思います。

ただ、この前の全員協議会では道の駅整備課が前に出て、後ろにこども課と。そうじゃなくてこども課を前面に押し出してこうしたい、ああしたいというのが福祉施策としての説明があつてからというのが欲しかったなど。そこでここで議論させていただきたいと思いますが、市内には子育て支援センターと呼ばれるものは、公立のつぼみと、民間では五台地区と瓜連地区の2か所、計3か所のわけですが、菅谷地区であり、移転予定の公立の子育て支援センターつぼみについて伺っていきます。

利用状況はどうなっていますか、予約が必要なんですか。お伺いします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

まず、子育て支援センターつぼみの利用状況についてですが、令和5年度の年間利用者数は延べ8,294人、3,676組の親子に利用をいただいております。令和6年度は延べ9,118人、4,115組の親子の利用となり、利用者数はコロナ禍以降年々増加をしております。また、施設利用に当たっての予約についてですが、「ママの広場」や「離乳食講座」などは事前の申込みが必要となりますが、親子で自由に遊べるあそびの広場や父と子の広場などにつきましては、予約は必要なく利用することができます。子育て支援センターは子育ての基盤をつくるため、親同士、子供同士が互いに触れ合える場の提供や子育てに関する不安や悩み、困り

事など、保育士が相談をお受けしており、気軽に利用できる施設となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 利用者は年々増加中ということで、この前の「つぼみフェスタ」ですか、好評だったと伺っております。イベントは予約で、ですが、また、あそびの広場などは予約不要ということで。先日の全員協議会では、移転後の話かもしれませんが、予約制だから大丈夫だとか、警備員をつけるから大丈夫とかおっしゃっておられましたが、やっぱり予約不要で気軽に、ふとしたときに行ける近くの遊び場が乳幼児を持つ家庭には必要なんだと思います。答弁にもあったように、そこで親同士が、そして子供同士が触れ合い、そういった中、少しずつその場の職員さんとの信頼関係を構築して、大きな悩みもそうですが、「夜泣きがひどくてね」とか「好き嫌いがあって」とか、お母さんの誰もが通過する小さな悩み、初めての子育ての悩みとか孤独感とかそういったものを、そういった不安感を少しでも和らげていつでも気楽に、そして寄り添ってこのまちで育てていてもらいたい、そういった施設、それがつぼみの役割だと認識をしております。

ですが、そのつぼみも法務局跡地で老朽化になっていることも知っています。以前から改修や移転、また、過去の一般質問、私なんか、宮の池公園に建てれば、外遊びできる一体型の子育て公園にならないかなんていう質問をしたことがある。ちょっと掘り起こしてみたんですけれども。その際にも市の財政負担の議論がありましたが、機能移転による補助金について伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子育て支援センターの新たな整備に当たっては国の補助制度がございます。この国の補助制度を活用するには、子育て支援施設としての要件、例えば広さや授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具など乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有することが挙げられます。これらの要件を満たす施設の整備につきましては、基準額に上限がございますが、基準額の2分の1が交付されます。子育て支援センターに係る運営に必要な経費や、既存施設の軽微な改修または修繕につきましても、基準額に上限がございますが、国・県からそれぞれ基準額の3分の1が交付されます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 国の補助があるというわけです。今回の移転では様々な設備を有するというのですが、その補助は上限もあり、金額も低いのかなと予想されて、今回、その機能移転は先ほど申し上げた、新しい地方経済・生活環境創生交付金、道の駅に対する国の交付金を獲得するための大きなプラス材料、そういった要素のほうが強いのかなんていうのも思う次第。それがこの子育て支援機能の併設なんだと思います。この件についてはも

う少し後でも申し上げますので、質問を先に進ませていただきます。

子育て支援センターつぼみの年間の運営費用について伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子育て支援センターつぼみの運営費用ですが、決算額で申しますと令和5年度は1,565万559円、令和6年度は1,643万4,879円となります。支出の主なものとしましては、会計年度任用職員の報酬、各種講座を開催するための教材費、施設の維持管理費などとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） はい、分かりました。あまりお金の話はしたくないんですけどもね。1,600万円ということで、また、国や県から3分の1ずつぐらいかな、補助が出るのかなというので、もっと予算をつける事業であるべきなのかなと私は思います。市はやっぱり若い世帯に移住をしてきてもらって住んでいただきたい。そういうPRにもやっぱり予算をつけることによってPRにもなると。その世帯に刺さるような施策を見えるように実行していただきたいと思います。そして地域住民も納得するような子育て施策を実施していただきたいと思います。そういった政策実現には民間の力を借りるのも検討してもよいかもしれません。子育て支援センターつぼみを民間に移行する考えはあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子育て支援センターは、国の地域子育て支援拠点事業に分類され、その実施主体は市町村となっておりますが、社会福祉法人や民間事業などへ委託することも可能となっております。現在は公立のつぼみのほか、五台地区にある社会福祉法人豊潤会が実施している「すくすく〜る」と瓜連地区にある社会福祉法人和順福祉会が実施している「ちいろば」があり、2つの社会福祉法人へ委託して事業を実施しております。

議員ご指摘のとおり、必ず公立で実施する義務はございませんが、地域の子育て支援の中核としての役割と地域の子育て世帯の多様なニーズに応えるため、公立として実施する必要があると考えております。今後も公立の子育て支援拠点として、民間施設と連携を取りながら運営をしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 地域の子育て支援の中核としての役割と地域の子育て世帯の多様なニーズに応えるため、公立として実施する必要があるということで、非常にいいと思います。福祉の施策においてコストを前面に推すということは、市民の福祉向上に絶対的につながるとは思いません。ケチってばかりですとかね。やっぱりコスト重視の民間ノウハウに頼

ってばかりだと、もしかしたら安かろう悪かろうになる可能性もなきにしもあらずと。そしてこの子育て施策はどこの地方自治体でも一丁目一番地に掲げています。公立の役割、民間の役割、どちらの長所も使って那珂市の子育て支援に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

そういった中のこの機能移転ですが、今回の機能移転の説明は単なる施設移転にしか聞こえてこなかったのは私だけでしょうか。市の子育て政策の中身が見えてこなかった。施設の老朽化とか遊び場の小ささ、古さとかいうのが、それをリニューアルするというだけのような感じがしました。ですからこの前の全員協議会では、機能移転後の施設の内容の質問が飛び交う、例えば有料にするのか無料にするのかとか。これもそれだけでも大きく変わると思います。私はプレーゾーンは賛成です。そんな中でもやっぱり年齢別でそのすみ分けはどうかですとか、市内、市外のすみ分けはどうするのか、今までの利用者をどうするのか。よくラーメン屋で人気店が大通りに出たら、常連さんが来なくなっちゃってとかそういう話もあるように、そういったこれまでの利用者、もちろんきれいになるのはうれしいと思います。ですが、混雑する商業施設に併設する結果、本来恩恵を受けなければならない市民の福祉がそがれないのかと危惧をします。

先ほど申し上げた道の駅の大型の交付金を得るための、子育てというのは、カッコいい口実にすぎないのではないのかなというのも思います。本来であれば、市の福祉施策はこうしたいから、ああしたいから、だからあそこに施設を移転したいんだという話だと思います。なのに那珂市の子育て政策のPRになるみたいなの、上っ面ではちょっと駄目だと思います。せっかく移住してきて、那珂市に住んだことない子育て世帯は市街化区域に住みます。その多くが。その近くに子育て支援拠点がない。それで子育て政策のPRをしてどうするのか疑問であります。住んでみてがっかりでは星が一つしかつきません。

このようにPRのような移住施策にばかり目を向けてはいけません。今住まわれている住民、特に乳幼児を持つ世帯は本当に午前中の短い時間の遊び場を探しています。そういった今住まわれている市民の声に市の福祉施策はどう応えていくのかが見えません。福祉施策として今回の機能移転はどう考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在の子育て支援センターつばみにつきましては、旧法務局施設を利用しており、建物の老朽化や機能面での制約があるなど、外観も含め子育て支援施設の充実について要望をいただいているところでございます。機能移転する際には、子育ての不安感などの緩和や、子供の健やかな育ちを支援することを目的とする施設として機能するよう、現在の施設では整備できていない子供用の手洗い場や相談室、授乳コーナーやベビーベッドなどを整備し、多くの子育て世帯に利用いただけるよう施設を充実させる必要があると考えてございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 相談室や授乳コーナーやベビーベッド等施設の充実はよいことだと思います。私は今、ずっと訴えてきていますが、子育て施設の充実を図ることは大賛成です。道の駅のプレーズーンもいいでしょう。ですが、乳幼児も利用する支援センターが混雑必至の道の駅だけ、道の駅だけというのが非常に納得がいかないところです。

子育て世帯の多い地域に、大きい施設というのがベストですが、小さくてもいいから支援施設が必要なんじゃないかなと思います。新たに建設する費用がないのであれば、既存の建物でよいと思います。例えば総合福祉センターひだまりは健診など、母子が必ず利用するなじみのある施設です。今定例会の議案第68号には、ひだまり内にある地域活動支援センターの廃止というものもある。それもある。また、ひだまり周辺を見れば、高齢者福祉センターの一部をうまく利用できるかもしれません。また、旧菅谷保育所ですか、幼稚園か。今社会福祉協議会が居場所拠点として利用しているところを午前中だけでも間借りしても、社協に委託してでもよいじゃないかなと思います。ひだまりはボランティアさんも日頃から集まっていますし、そういった方々の手助けも取り入れられるんじゃないかと思います。

あとはひまわり幼稚園も利用できると思います。この子育て支援センターは特に幼稚園や保育所に入る前の乳幼児を持つ世帯が必要としています。ひまわり幼稚園に支援センターが併設できれば、センター利用者がその流れで幼稚園に入園などが考えられます。市の幼稚園・保育所政策にも寄与ができるかと思います。いずれ認定こども園ともなれば、支援センターのゼロ歳から今度はこども園、小学校と行って、ゼロ歳から切れ目のない子育て支援ができるはずだと思います。これが那珂市の乳幼児保幼小中連携事業と、ゼロ歳から15歳までになるのではないのでしょうか。子育て世帯の近所に予約不要で保育所入所、幼稚園入園前の乳幼児の支援センターを本所としてでも、整備予定の道の駅にある子育て支援センターの分所としてでも、既存建物でも間借りでもよいので設置すべきだと思いますが、福祉部長、那珂市福祉の長としての考えはどうでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

先ほども説明したとおり、子育て支援センターは現在、公立、民間を含め市内に3か所あり、公立は菅谷地区、民間は五台地区と瓜連地区に設置をされております。議員ご指摘のとおり、子育て世帯が多い地区に子育て支援センターを設置するという考えもございしますが、既存建物を利用するには施設の大きさや様々な設備の整備が必要なため、多額の改修費用がかかると思込まれます。

また、子育て世帯の相談の場としましては、ひだまりでは保健師や母子保健コーディネーターが、こども課では子育てコンシェルジュなどが対応しており、また、研修を受けたボランティアが無償で訪問し、一緒に家事や子育てをしたり話を聞いたりする家庭訪問型子育て支援がございます。

子育て支援センターにつきましては、現在需要量に対応できる状況となっており、また、公立施設を1か所増やすことは人材の確保や場所の確保など多くの課題もあり、現時点では難しいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 既存の建物を利用するには多額の改修費用がかかると。道の駅で地方債を起こすのだから、これも起債でいいんじゃないのと思うわけですが、私起債は全然いいと思います。

また、子育て支援センターについては、現在需要量に対応できるという状況というお話ですが、この前の全員協議会では新たな利用者を発掘するとしていたわけですね。その利用者を発掘する代わりに今までの利用者、いわゆる現在の需要者が不便に思うようでは愚策になってしまうと思います。とはいえ答弁では、現時点ではというのが言葉で納得してもらおうかなんていう感じなのかなと思います。やはり問題が起きてからいろいろ考えるというのが行政なのかなと思ってしまいます。本当に新たな利用者と既存、または近所の子育て世帯どちらも笑顔になるような施策にしていきたいです。子供は宝です。手厚い支援をするのが当たり前です。市民の福祉向上が市政の一番の責務です。道の駅だけにこだわらず、市内各地、2個でも3個でもいいです。そこで子育て支援施設、支援機能の充実をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告10番、大和田和男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時20分といたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時20分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

---

#### ◇ 花 島 進 君

○議長（木野広宣君） 通告11番、花島 進議員。

質問事項 1. 自治体情報システムの統合問題について。2. 国民健康保険税について。3. 消費税の徴収・納入について。4. 難聴者対策について。5. 学校給食や保育園、幼稚園の給食費について。6. 人事院勧告の市雇用職員の処遇への反映について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔12番 花島 進君 登壇〕

○12番（花島 進君） 早速本題に入りたかったんですが、前の議員二人方がちょっと発言がありましたので、一言ご挨拶。

先ほど行われました駅伝大会、大変市の皆さんに助けていただきまして、私も楽しく走りました。議員の発言の中で花島チルドレンという言葉があったんですが、私初めて聞きまして、別に私が主導したわけでもないし、束ねたわけでもないで誤解がなきように一言申し述べておきます。

では、早速質問に入ります。

自治体情報システムの統合問題について聞きます。

私が見るところで、政府主導で自治体の情報システムの仕様統一が進められています。IT技術の導入というのはあちこちで行われているんですが、銀行のシステムなどその他でもトラブルが多いことが、誠に多いので、多いことが多いというのはすごい多いということですから、質問します。

まず、今年度末までに基幹業務システムの全国標準仕様に合わせるようになっていましたが、現状はどうでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

自治体情報システム標準化の現状になりますが、国が定める20業務のうち、本市においては19業務が対象となっております。そのうち戸籍システムと戸籍の付票システムを除く17の業務につきましては、標準準拠システムへの移行が完了し、9月29日より本稼働しており、大きなトラブルもなく運用ができております。戸籍システムにつきましては、当初の計画どおり令和8年2月末の移行を予定しております。

なお、システムの開発に遅れが生じている戸籍の付票システムにつきましては、国の定める経過措置に基づきまして、令和8年度中の移行に向け作業を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） ほぼ順調に、若干の遅れはあるけれどもほぼ順調に進んでいることかと思えます。

では、移行のコストはどれだけかかっているのか、また、国からの補助はあるのかをお伺いします。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

移行に関するコストにつきましては、ガバメントクラウドの環境構築や連携テスト、データ移行作業などで、約1億5,000万円となります。これらの経費につきましては、全額国の

補助となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 移行コストは分かりましたが、維持のコストの見積りは今までと比べてどういうふうになるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

令和8年度におけるシステム標準化後の経費につきましては、総額で約1億600万円となる見込みでございます。これはシステム標準化前と比較いたしますと、約6,500万円の増額となります。増額の主な内容になりますが、システム標準化前はデータの保存先やシステムのベンダー先のデータセンターを利用しておりましたが、システム標準化後は国の定めるセキュリティ要件を満たしたガバメントクラウドを利用することになり、これにより約2,800万円の増額となります。

また、システム標準化によりまして、各システムの仕様が変更となっており、利用料が約3,700万円の増額となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 数字は分かりました。この金額が高いかどうかというのは細かい内容が分からないと何とも言えないんですが、会計でいうと0.5%以上ですかね、一般会計の。必要だということで認識しておきます。

次の質問に移ります。

国民健康保険税について聞きます。

国民健康保険税については、那珂市はこれまで数年課税基準を変えずにいましたが、基金の減少、それから1人当たりの医療費の増額傾向、そしてさらに新しく始まる国の子ども・子育て基金への拠出があると考えています。来年度は課税基準の増額が懸念されていますがいかがでしょうか。

まず、現在の国民健康保険支払準備基金の残高はいくらになりますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

まず、令和7年度当初の基金残高は約3億1,100万円となっております。現行の国民健康保険税の収入では不足が見込まれており、補填するため支払準備基金の繰入額を約1億6,400万円と見込み予算を計上しております。そのため全額取り崩すことになると、令和8年度当初の基金の残高は約1億4,700万円になる見込みです。

なお、本市の国保の財政状況ですが、令和5年度から赤字の状況となっており、令和5年度に1億5,000万円、令和6年度に1億8,200万円を基金から取り崩している状況でございます。

ます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 金額が足りないのを、赤字というのは国と私と考え方が違うところ  
です。ただ、普通の枠組み、基金の財政を考えなければ赤字ということになるのでしょうか、  
ちょっと納得できないところですね。かつては一般会計から補填していました。補填とい  
うのはちょっと違うな、繰入れしていましたので、それがなくなったことを非常に間違っ  
ていると思っています。ただこれには国の制度とか県の指導とかいろいろありますので、那珂市  
としてできることは限られているのではないかと考えているのですが、いろいろ考えて進めて  
いただきたいと思います。

さて、今の話は今年度の決算についてはまだ分からないことですから、まだ来年度の見通  
しは、細かい数字は出ないと思いますが、来年度はどのように考えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

国民健康保険税につきましては、先ほど申し上げましたが、収入の不足分を補填するた  
めに支払準備基金を取り崩して税率の上昇を抑え、被保険者の負担とならないよう努めてま  
いりましたが、このままの状況が続きますと支払準備基金が枯渇し、健全な国保運営に支障を  
来すことから、令和8年度から税率を改正することを検討しております。

また、令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が開始となるため、支援金に充てる費  
用を賦課徴収することになります。子ども・子育て支援金制度は、子供や子育て世帯を独身  
者や高齢者も含む全世代で支える新しい分かち合い、連帯の仕組みであり、医療保険料と合  
わせて新たに賦課するものでございます。保険税の試算に当たりましては、低所得者の負担  
が過大にならないように配慮し、それぞれの所得層における上昇額を慎重に確認しながら進  
めております。検討結果は来年1月下旬に開催予定の国民健康保険運営協議会に諮問し、3  
月の議会定例会に提出する予定としております。

また、今後の見通しとしましては、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から3年にわ  
たり、徴収する税額を上げていく仕組みとなっているため、県に収める事業費納付金を毎年  
精査をするとともに、国保の被保険者の減少、高齢化や医療の高度化による医療費の上昇な  
ど、運営に直結する要因を分析し、収支の状況を確認しながら税率の見直しを慎重に判断し  
てまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 子ども・子育て支援金制度というのは、新しい分かち合いとか連帯  
とかいうと聞こえはいいんですけども、本来これ国民健康保険から取るべきものですかと  
いう疑問がありますね。所得税とかああいうところから取るべきだと思っています。ただ、

これは那珂市が決めていることじゃないので、国へ対する意見として述べておきます。

次の質問です。

消費税の徴収、納入について伺います。

皆さんご存じの方もいらっしゃると思うんですが、東京都では一部の特別会計で巨額の消費税の未納があったことが明らかになりました。那珂市にそのような懸念があるのかなのかを聞きます。

まず、消費税の納税義務がある会計と納税義務がない会計の区分けの基準はどうなっているのか、そして市の会計でどうなっているのかをお伺いします。

○議長（木野広宣君） 会計管理者。

○会計管理者（秋山雄一郎君） お答えいたします。

まず、一般会計につきましては、消費税の申告の義務はございません。

一方、特別会計につきましては、課税売上高が年1,000万円を超える場合は消費税の申告の義務が生じます。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計につきましては、課税売上高がございませんので消費税の申告の義務が免除されております。公園墓地事業特別会計につきましては、墓地の使用料及び手数料は消費税法に規定される課税対象ではございませんが、管理料は課税対象となります。ただし、管理料は令和6年度決算額が485万1,360円であり消費税分も含まれておりますが、課税売上高が1,000万円以下であるため消費税の申告の義務が免除されております。

最後に、企業会計につきましては、水道事業と下水道事業は消費税法に規定される消費税の課税対象事業となりますので、消費税の申告を行っております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 消費税という話は簡単そうなんですけれども、実質的には付加価値税ですよね、ある意味で。ちょっとこの基準がよく分からなくてこういう質問をしました。今の答弁では、墓地に関しては売上げが1,000万円以下であるので、徴収は行っているが納税義務はなくて納税していないということと聞きました。

次の質問です。

東京都で多額の消費税未納が問題になっているというのは先ほど申しましたが、那珂市では大丈夫でしょうか。

○議長（木野広宣君） 会計管理者。

○会計管理者（秋山雄一郎君） お答えいたします。

本市におきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、消費税の申告は消費税法に基づき適正に実施しております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） ちょっと安心しました。ただ、墓地が485万円くらいの売上げで、管理料だけですけれどもね。1,000万円の半分以下ですけれども将来どう変わるかも分からないので、何か変わりそうなときはご用心していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

難聴者対策について伺います。

加齢による難聴が増えていることが問題になっています。老人性難聴に対して補聴器購入補助を実施している自治体も増えています。難聴対策については、単に補聴器を買えばよいものではないので、花島は総合的な対策を前から求めています。以前の質問で、市役所窓口でタブレットPCなどの音声文字変換アプリの使用などを提案しました。国の動向と併せて現状を聞きます。

まず、国の対応の現状はどうなっているかですが、ホームページなんか見ますと、厚生労働省はいろいろ自治体を支援していると言っているんですが、具体的に何をやっているか全然分からないので、那珂市から見た実態はどうかをお伺いします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

難聴の方に対する国の対策としましては、厚生労働省内で難聴への対応に関する連絡会議が定期的開催され、難聴に関する関係部局の取組状況や障がいに至らない難聴に関する取組について取りまとめられております。国では様々な取組を通じて聞こえに関心を持つ機会を設け、難聴の方の生活を支える仕組みづくりを周知しております。

なお、具体的な支援としましては、一定の聴覚障がいをお持ちの方を対象とした事業では、障害者総合支援法などに基づく障害福祉サービスなどとして国の支援はあるものの、軽度、中度の難聴の方を対象とした事業では国の支援はございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 私がホームページの見方を間違っていたのかなという感じですね。要するに難聴というのはいろいろあって、障害認定にならないものがたくさんあるわけですね。あるいは本人が障害認定を受けたがらない場合もあると思います。そういうものに対して国は多分、ほとんど何もやっていないという現状かと思います。障害認定がある難聴に関してはこれまでどおりのことで、これは私も承知しております。なかなか難しいと思います。次に、国の方針に対して那珂市はどのように対応するつもりかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市としましても、ポスターやチラシなどにより、聞こえに関する各種取組の周知に努めております。具体的な支援としましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等として対応をしております。例えば一定以上の聴覚障害と認定された方が補聴器を購入する際に

は、補装具費の支給制度により、原則として9割を公費で負担をしております。このほか市町村独自の制度として、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業があり、18歳未満の児童で身体障害者手帳発行の対象にならない方につきましては、医師の診断を受けた方に対し助成を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 那珂市での独自の制度として、18歳未満の方に対しては軽度・中等度というんですかね、支援しているので、ぜひこれを拡充をすることを考えてもらいたいですね。ただし、先ほど言いましたように、ただ補助すればいいというのではないので、東海村でやっているように医師と連携した支援の計画をつくっていただきたいと思います。これは要望して、再度要望してと言っているんですかね、次の話を聞きます。

先ほど言いましたように、市の窓口での音声文字自動変換による対応について提案しましたけれども、現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在聞こえに不安をお持ちの方が本庁舎窓口にお越しの際には、必要に応じて軟骨伝導イヤホンや音声認識アプリをご案内しております。音声認識アプリは各課が使用しているタブレットにインストールしてあり、窓口での会話の音声を自動的に認識し、画面上に大きな文字で表示することができるものでございます。去る10月15日に国際的な「きこえない・きこえにくい人のためのオリンピック」である「東京デフリンピック」の周知のため、キャラバンカーが当市を訪れました。その際にも聴覚障害をお持ちの方との会話に活用をいたしました。音声認識アプリや軟骨伝導イヤホンは、事前の予約等は不要で気軽に利用できるようにしており、難聴者への対応に役立てております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） ありがとうございます。

ぜひ気軽に使ってもらえるように、窓口対応をお願いします。

先ほどある集会で、私の隣の隣にいた方が結構高齢で、話していることが全然分からないとおっしゃっていました。ちゃんと聞こえるかどうかというのは社会活動にどれだけ参加できるかにも関係するのは重々認識していると思いますので、よろしく対応をお願いします。

次の質問に移ります。

学校給食や保育園、幼稚園の給食費について伺います。

学校給食費の補助や無償化がいろいろな自治体で広がっています。那珂市でも一部が補助されています。国の動向と那珂市の今後の計画について聞きます。

いろいろちまたでは国が無償化に動いているとかいうんですが、ちゃんとした話じゃない

ので、今、市としてはどのように捉えているかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

現時点で国からの通知などは届いておりません。報道などの情報によりますと、来年度から小学校の給食費を無償化するとされておりまして、自治体への予算補助の形で実施する方向で検討が進められているようです。

市としましても、今後も国の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 分かりました。とにかく公式のものはないということですね。

次の質問です。那珂市は既に物価高騰の中での支援策を講じています。あまり大きく、半額免除とかそんなことは言っていませんけれどもね、やっています。ただし、それは物価高騰の中での施策というニュアンスが強いので、今後の方針がどうなるか気になっていますので、今後の方針はいかがかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

物価高騰の影響によりまして、小・中学校の学校給食の食材費も引き続き上昇しております。これに伴い賄材料費に不足が生じております。昨年度まではこの不足分について、市の補正予算で補填を行ってまいりましたが、今年度につきましては、これら不足見込みの額に対応するため、児童生徒分のみ1人当たり月額1,500円を市が負担しているところです。

一方、公立幼稚園につきましては、委託で給食を提供しており、その単価が若干上昇はしておりますが、提供は週2回ほどであることから市は負担をしておりません。また、保育所につきましては、保護者負担額を従来どおり据置いております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 分かりました。ありがとうございます。

国が方向を決めたら素早く対応してくださると思いますので、よろしく申し上げます。

次の、最後の大項目です。

人事院勧告の市雇用職員の処遇への反映についてお伺いします。

私はこの件は毎年重視しているんですが、なぜかという、やっぱり優秀な、あるいはやる気があるも含めてですが、職員を得るかどうかは市政の進行の効率というんですかね、大きく効くと思っています。そのための要素というのは、一つはどんな仕事をするか、与えられるか。もう一つは気持ちよく働けるか。もう一つは処遇がどうかというこの3つの要素が大きいと思っています。残念ながらわが国では処遇ということ、それから人材の育成ということに対して、育成じゃないな、大事さ、あまり認識されていないと私は認識しています。

中国の故事でいくつかあるんですが、例えば「隗より始めよ」という言葉とか、「他山の石」とかいう言葉があるんですが、両方とも本来の意味と違うことが、両方とも人材が大切ということを行っているんですが、何か「隗より始めよ」で言ったら身近なことから始めなさい、「他山の石」はよその悪いことを見習ってどうのこうのと。全然違うんですよ。身近なことを始めろというのは実際そうなんですけれども、人材が大事だよということを行っているんですよ。そういうことで毎年のように聞いています。

さて、今年の人事院勧告ですが、国が何か若干考えが変わったのか、制度がいくつか変わりました。一つは民間との比較基準を変更したことです。こんなもの今頃当たり前だと思うんですが、50人以上の事業所との比較だったのが100人以上に変わりました。物価高騰とか民間の賃金の上昇に併せて変わっています。そのほか賃金、通勤手当の改定などがありました。今年的那珂市の給与改定については12月議会の初日に承認、議決されていますが、いくつかの件で聞きます。

まず、今年の人事院勧告の要点をどういうものだと捉えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

今年の人事院勧告の要点といたしましては、昨年に引き続き民間給与状況を反映した高水準のベースアップとなっております。月例給につきましては、約3.62%の官民較差を解消するため初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつその他の職員も引き上げる内容となっております。賞与につきましても、0.05月分を引上げ、年間4.65月分とする内容となっております、これらは令和7年4月1日からの遡及適用が勧告されております。

なお、先ほど議員からもご紹介ありましたけれども、官民給与との比較につきましては、比較対象とする企業規模を50人以上から100人以上に見直されております。さらに通勤手当においては、距離区分における金額の引上げのほか、これまで60キロメートル以上までの区分が100キロメートル以上までの区分に広げられております。

また、今定例会の条例改正には含めておりませんが、駐車場等利用に対する通勤手当として、1か月当たり5,000円を上限に新設することなどが勧告されております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 分かりました。今回の勧告では、これ何て読むんですか、本府省業務調整手当と読むんですか、見直しを行っているんです。本市には影響あるんでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本府省業務調整手当とは、国家公務員において、いわゆる霞が関の中央官庁に在勤する職員に対し、業務の特殊性、困難性に着目して支給される手当となります。今年の勧告は本府省の幹部、管理職員を支給対象として追加するとともに、課長補佐以下の職員の手当額を引

き上げる内容となっております、本市において影響のあるものではございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 本市にはそういう対応づけはしていないということだと思います。

次の質問です。

今度の人事院勧告では最低在級年数規定の廃止をうたっています。これどういう意味かと言いますと、国家公務員の本給表というのは職務のランクに関連する級と級の中の号で表になっていまして、最低在級年数とは級がランクアップする前に、前の級を最低経験しなきゃならない年数を言っています。これについて那珂市に影響しますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

国においては、先ほど議員からもお話ありましたけれども、職員の昇格に当たりまして、一定の期間、昇格前の級に在級することを規定しておりますけれども、今年の人事院勧告ではこの規定を廃止することが勧告されております。本市におきましては、最低在級期間の定めはございませんので影響はありません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 那珂市では関係、もともとなかったということですね。驚く必要はないんですけども、初めて知りました。

次の質問です。

駐車場等の利用に対する通勤手当の新設に関する那珂市の考えはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

駐車場等の利用に対する通勤手当の新設につきましては、先ほど今年の人事院勧告の要点で触れましたけれども、一昨日国において法案が示されたところであり、令和8年4月1日から支給できるよう、条例等の改正に向け調整してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 次ですが、給与改定の予定はどのようになっていますでしょうか。

12月4日に議決しましたね。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

今年の人事院勧告の実現に当たりましては、全職員を対象とした月例給、給与及び通勤手当などの条例改正並びに補正予算について12月4日に議決をいただいたところであり、年内に支給をする予定としております。

また、繰り返しにはなりますが、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設につきましては、令和8年4月1日から支給できるよう、条例等の改正に向け調整してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 最後の質問です。

那珂市の職員で、茨城県の最低賃金水準を下回る雇用があるのかないのかをお伺いします。多分ないと思いますが。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

現時点での茨城県の最低賃金は1,074円となっており、本市においてこの額を下回る職員はおりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 分かりました。

以上で花島の一般質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告11番、花島 進議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 榊 原 一 和 君

○議長（木野広宣君） 通告12番、榊原一和議員。

質問事項 1. 市民協働と環境を潜考する。2. 地域活性化を潜考する。

榊原一和議員、登壇願います。

榊原議員。

〔1番 榊原一和君 登壇〕

○1番（榊原一和君） 議席ナンバー1番、榊原一和です。

明治26年、歴史を動かしたある人物が額田の地を訪れていました。その方の名前はけいきさん。母登美宮吉子女王が水戸徳川家の墓所である瑞龍山に埋葬された際、その葬送の帰路、額田村北郷の庄屋宅に宿泊されたと伝えられています。この記録は家臣であった渋沢栄一によって編さんされました。そう、最後の将軍徳川慶喜公です。

額田には徳川家にまつわる逸話が数多く残されています。水戸黄門として知られる光圀公は養女万姫をこの地に嫁がせ、西山荘へ往復の途中に立ち寄り書院に宿泊されたとされています。また、光圀公の弟、松平頼元は額田藩の初代藩主であり、旧佐竹家を牽制する役割を担いました。さらに慶喜の実父である第9代藩主斉昭も瑞龍山参拝の折に鈴木家に立ち寄った記録があります。斉昭は日本三名園の一つである偕楽園を造園し、日本三大藩校弘道館を

設立。弘道館は水戸学の拠点として幕末の思想や政治に大きな影響を与えました。尊王攘夷思想を育み、明治維新の思想原動力となりました。この水戸学と弘道館の伝統を受け継ぐ茨城高校。野球部が、来春、選抜高校野球21世紀枠茨城県推薦校に選ばれたことも非常に象徴的で印象深い出来事です。

さて、最後の将軍徳川慶喜家が三百坪の墓所を墓じまいし、家名の継承を終えるという報道がありました。かつて時代の中枢を担った家系でさえ維持管理の現実と向き合い、歴史と向き合う決断を迫られているということに、大きな時代の転換を感じざるを得ません。この出来事は単なる一家の選択にとどまらず、地域社会における継承や持続可能性の在り方を問い直す契機でもあります。空き家や耕作放棄地の増加、市民協働による環境整備、地域資源の保全と活用、そして地域の活性化、これらの課題に向き合う今こそ、私たちのまちも未来に向けた持続可能な地域づくりの在り方を再構築する必要があるのではないのでしょうか。若い世代が地域に誇りを持ち、行政と市民が共に歩む地域づくりについて、通告に従い、順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

那珂市では地域環境美化と市民協働の推進を目的として年に2回、9月の最終日曜日と3月第1日曜日に市内一斉清掃が実施されています。この取組は自治会を中心とした市民が一体となり、道路などに投棄されたごみを回収することで、まちの美化と地域の連帯感を育む貴重な機会となっています。令和7年度9月に実施された一斉清掃では、可燃ごみ1,545キログラム、不燃ごみ610キログラム、粗大ごみ155キログラムが収集され、市民の皆様のご協力の下、一定の成果が見られました。しかしながらこうした活動の実効性や継続性を高めていくためには、単に収集量だけではなく、参加率や地域ごとの取組状況、清掃後の環境改善効果などをどのように評価、分析しているのかを明らかにすることが重要です。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

市内一斉清掃における参加率の把握状況、また、清掃活動の効果を市としてどのように評価し、今後高齢化や参加者減少に対応するための新しい仕組みについての検討はされていますでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

年に2回実施している市内一斉清掃は環境の美化を目的としており、地域の皆様のご協力により、道路等にある廃棄物を収集しております。毎回自治会の協力により多くの方に参加していただいておりますが、参加率については把握しておりません。一斉清掃での効果といたしましては、不法投棄防止の意識や公衆衛生の向上、生活環境の保全、地域住民の交流につながっていると捉えております。

また、高齢化やライフスタイルの変化による参加者減少対策につながる取組といたしましては、市内の配達可能な全ての箇所へ郵便物を届ける「タウンプラス」を活用し、住民に参加の呼びかけを今年度実施いたしました。今後は自治会以外の各種団体などとの連携と取組

により、参加者の増加につながるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 兵庫県尼崎市では「市内一斉・河川清掃大作戦」として、河川敷や遊歩道のごみ拾いが行われています。特に庄下川では、「ラブリバー庄下川作戦」として地域住民や企業が協力し、ふるさとの川を守る活動が継続的に実施されています。この取組は誰でも参加可能な市民参画型イベントとして位置づけられており、企業、学校、地域団体が連携しながら清掃活動を展開しています。

また、茨城県鹿嶋市では約20キロメートルに及ぶ海岸線において、流木などの自然系ごみやブイ、漁網などの漁具、ペットボトルなどプラスチック類といった人工系漂着物の回収が行われています。市が回収する人工系漂着物は年間で約20トンにも上り、市は海岸管理者である茨城県と連携し、堤防の陸地側に漂着したごみの収集を担っています。さらにボランティア団体やサーファーも協力し、市内10か所の海岸で市民、企業、団体合わせて1,500人以上が参加する清掃活動が展開されています。これらの取組は地域の環境美化と自然保護を市民協働で推進する好例と言えます。

近年、地球温暖化の影響もあり、猛暑の夏が常態化しております。こうした中、道路沿いの雑草が急速に繁茂し歩行者や自転車の通行を妨げるだけでなく、視界不良による事故の危険性も高まっています。特に通学路や生活道路においては、子供や高齢者の安全確保の観点からも適切な除草管理が求められています。また、雑草の繁茂は景観の悪化や害虫の発生にもつながり、市民生活の快適性や地域の美観にも影響を及ぼします。こうした状況を踏まえ、市道における除草作業の年間計画はどのように策定されているのか、また、除草作業に関する年間予算規模はどのようになっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市道の除草につきましては、市内を2工区に分け年度当初に除草業務を委託し、幹線道路や通学路について、年1回から3回除草作業を実施しております。さらに自治会からの除草に関する申請を受けて、直営で除草作業を行っております。

また、除草作業についての予算としましては、令和5年度が5,979万4,000円、令和6年度が6,698万5,000円、令和7年度が8,007万6,000円となっており、近年の猛暑で草の成長が早くなっているため、除草箇所や作業回数の見直しを行っており、除草作業の予算につきましては、年々増加しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

猛暑の影響で雑草の繁茂が例年にない勢いで進行し、市民の通行環境や安全確保に支障を

来す場面が増えている。こうした状況を受けて、令和5年度から令和7年度にかけて除草作業の回数や箇所の見直しが進められ、約2,000万円の予算増加が見られることは必要な対応として理解しております。しかしながら今後も気候変動の影響が続くことを考慮すると、除草作業の効率化やコスト削減の工夫は、持続可能な維持管理体制の構築に向けた重要な課題であると認識しております。例えば、雑草の繁茂を抑制する舗装材や防草資材の活用、地域住民との協働による維持管理の仕組みづくりも有効な手段と考えます。

余談ですが、常陸大宮土木事務所管内においては、那珂市、東海村、常陸大宮市、ひたちなか市の広域県道・国道約438キロメートルの除草作業が行われており、6月から8月の間に1回の作業約2億円規模の除草関連予算が投じられている中でも、事が足りないとの声も聞こえます。また、単なる回数の増加にとどまらず、技術革新や地域連携による質的な改善を図ることが、将来的な財政負担の抑制にもつながると考えます。除草作業の効率化に向けた技術的、制度的な工夫並びに地域との連携による維持管理の可能性についてお伺いいたします。

除草を効率化するために、機械化や民間委託の拡大は検討されていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

除草作業の機械化については、除草面積が年々増加傾向にあり、機械化を推進し作業効率を高める必要があることは認識しております。しかしながら市道の除草については、ガードレールや道路標識などの道路附属物があり、大型機械による作業は難しいことから、刈り払い機による作業となっております。

また、自治会や市民活動団体などと報償金支給制度に基づく、那珂市市道等の管理に関する協定を結んでおりますが、協力していただける方が少なくなっており、除草作業の実施が難しくなってきていることを認識しております。

今後につきましては、直営や業務委託などの除草作業をこれまで以上に増やしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 市では報償金支給制度に基づく、那珂市市道等の管理に関する協定を通じて、自治会や市民活動団体との連携による除草作業を進めてこられたことは、地域と行政が協働してまちを守る好例であると受け止めています。しかしながら自治会の高齢化や担い手不足が進行する中、協力体制の維持が難しくなっているという現状は、今後の地域管理の在り方を見直す必要性を示しているとも言えます。報償金制度の活用だけでは対応が困難となっている場面も想定され、持続可能な維持管理体制の構築が急務です。自治会の負担軽減や高齢化への対応を見据えた新たな支援策の検討状況や地域との協定の見直し、または新たな連携モデルの構築について、市としてはどのように考えておられるかをお聞きします。

自治会や市民活動団体と協定を締結している除草作業は、高齢化に沿った内容でしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

締結している協定の内容については、管理作業として年2回以上の除草などを行っていただき、その作業面積に応じ報償金を支払うものです。各自治会の作業を行っていただいている方が高齢になってきていることは認識しており、相手方と作業できる人数などを協議した上で、実施可能な内容で協定を締結するようにしております。

なお、今年度につきましては、14自治会、1団体と協定を締結しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） この那珂市市道等の管理に関する協定に基づく報償金支給制度では、年に2回以上の除草作業を行うことが義務づけられ、作業面積100平米当たり2,000円、限度額10万円まで支給される仕組みとなっています。また、3年に一度、年額の30%を機材費として支給する制度も設けられており、継続的な活動を支える工夫がなされています。実際に、額田第一自治会では毎年7か所、計2,300平米の除草作業を実施しており、地域の環境美化に大きく貢献されています。このような自治会及び団体のご尽力には敬意を表すものです。しかしながら協定締結自治会、団体が15団体にとどまっていることや作業を担う方々の高齢化が進んでいる現状を踏まえると、制度の維持性や担い手の確保に向けた新たな支援策の検討が求められます。報償金制度の柔軟な運用や若い世代や地域団体との連携促進、機材支援などの拡充を含めた制度の見直しを総じまして、報償金支給制度の見直しを行う予定はございますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

報償金支給制度の見直しについては、人件費や燃料費を含めた物価の高騰や、自治会や市民活動団体など的高齢化を踏まえ、状況に応じ内容を検討する必要は理解しておりますが、協働によるまちづくりの取組の一つとしてご理解いただきたいと考えており、現時点においては、現在の運用を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 現行制度の継続方針については理解いたしました。報償金支給は単なる金銭的な補助にとどまらず、自治会やボランティア活動の活動費を支える重要な仕組みであり、地域の自主的な取組を促進する力となっております。こうした活動支援が地域環境美化や安全確保のみならず、住民同士のつながりを育み、地域の活性化にもつながっている点は非常に意義深いものと考えます。また、直営による除草作業や業務委託と比較しても、協定締結による市民協働の形はコスト面でも効率的であり、限られた財源の中で持続可能なま

ちづくりを進める上で、極めて有効な手法であると認識しております。しかしながら担い手の高齢化や団体数の伸び悩みといった課題を踏まえると、制度の持続性を確保するためにはやはり報償金の柔軟な運用や若い世代、地域団体との連携促進、さらには機材支援の拡充など、より実効性のある支援策の検討が急務であると感じております。今後、これらの視点を踏まえた制度の見直しについて、具体的な検討を進めていただきたいと要望いたします。

先ほど市内一斉清掃地域の環境美化と市民協働の推進を目的のみならず、評価として不法投棄防止の意識や公衆衛生の向上、生活環境の保全、地域住民の交流につながっているとのことをご答弁を頂戴いたしました。しかし現状はどうでしょうか。私の住まう額田地区においても自治会の皆様が一斉清掃にご協力くださっております。しかしながら、実際には道路脇にポイ捨てされた空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻などが中心で、環境美化という観点からは程遠い。自治会エリアごとの地域環境は異なるとはいえ、清掃活動の実態としては、地域住民が自宅から手提げのビニール袋を持参し、いくつかの家庭ごみを忍ばせつつごみを拾い回収場所に持参してくるようなお話もよく耳にします。

こうした状況の中、自治会一斉の人員をこのようなごみ拾いのみに割くのは少々もったいないとも感じております。むしろ自治会連動の取組として、今後は自治会内の除草作業にも一定の人員を割いていただくことができれば、より実効性のある環境美化につながるのではないのでしょうか。一斉清掃と除草作業を併行して行うことで地域の景観向上や不法投棄防止の意識醸成にもつながり、活動の意義がさらに深まると考えます。

今後、年に2回の一斉清掃日に除草作業と併行してはいかがなものでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

地域によっては一斉清掃と併せて道路脇の除草作業を行っているところもございます。今後、一斉清掃と同時に除草作業を実施できるかにつきましては、道路脇における作業の安全面の確保や地域のご協力が得られるかななどを整理してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 地域によっては既に除草作業を併行して実施しているとのこと、大変心強く感じております。安全面の確保や地域の協力体制の整理が必要とのご指摘もまさにそのとおりだと思います。ただ、年に二度の一斉清掃は地域住民が会する貴重な機会であり、単なる清掃活動にとどまらず、地域の連帯感を育む場でもあります。こうした機会を生かして除草作業も併せて行うことができれば、より効率的かつ効果的な環境美化につながるのではないのでしょうか。再度声を上げますが、除草作業は雑草による通学路においても通行障害の防止、不法投棄の抑制といった面で重要であり、地域の安心・安全にも直結する取組です。今後、自治会や関係団体と連携しながら、除草作業の実施体制や支援の在り方についても、ぜひ具体的な検討を進めていただきたいと強く要望いたします。

続いて、ソーラー発電。那珂市における太陽光パネルの現状は、環境保全と安全性の両立を目指しながら着実に整備が進められております。令和7年3月には太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例が制定され、7月より施行されました。これにより発電出力10キロワット以上の設備について、設置区域の制限や環境保全に関する基準が明確化されております。特に農地、保安林、文化財保護地域など導入を抑制すべき区域が細かく定められ、自然環境や景観の配慮が求められている点は重要な進展と言えます。

しかしながら現場の実情としては雑草の繁茂に関する課題も多く耳にいたします。現在はソーラー設置業者が農地を買い取り、またはリース。その後投資家へ売却等した上で、施設のメンテナンス全般を請け負う形が一般的となっています。その中には除草作業も含まれていると聞いておりますが、実際には十分な管理が行き届かず、雑草が繁茂したまま放置されている箇所も散見されます。こうした状況は地域の景観や安全性の観点からも看過できないものであり、今後の適切な維持管理体制の強化が求められるところです。

景観や、隣地に雑草がうつる環境対策を事業者にどのように指導しておりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

雑草が景観を損ねたり、隣地に越境するなど適正に管理されていない太陽光発電施設におきましては、まずは現地確認を行い、現地写真の撮影、事業者の確認を行います。その後、那珂市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に基づき、事業者へ適切な管理を行う旨の指導をしております。

なお、繰り返し指導に従わない場合には、事業者名の公表を行うこととしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） しかしながら実際には、指導を受けてもなお改善が見られない事例や繰り返し雑草が繁茂する場所も所在しており、地域住民からは「いつまで放置されているのか」、「誰に相談すればよいのか分からない」といった声も寄せられています。こうした状況を踏まえ、今後は市民からの通報や苦情に迅速に対応できる体制の整備や、施工前からの入り口から始まる定期的な点検の強化、さらには事業者に対する管理義務の明確化と罰則の実効性確保など、より踏み込んだ対応が求められるのではないのでしょうか。

また、地域住民との情報共有や苦情受付の窓口の周知徹底など、市民と行政、事業者の3者が連携して維持管理に取り組める仕組みづくりも今後の課題として検討していただきたいと思っております。

同様になります。借農地や放置竹林の管理責任をどのように整理していますでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

借農地や放置された竹木の越境、雑草の繁茂により景観が悪化している管理不全の土地につきましては、まず現地を確認し、所有者や管理者に管理責任がある旨の通知文を送付して、適正な管理をしていただくようお願いしております。

また、農地におきましては、隣接農地に影響を及ぼすケースについては情報共有を図り、農業委員会において同様の対応を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 特に借農地においてはあぜの雑草が繁茂し、隣地する道路にはみ出すことで通行の妨げになっている事例も見受けられます。こうした状況は地域の安全にも影響を及ぼすため、借主による日常的な管理の協力が不可欠ではないでしょうか。土地の所有者だけではなく、実際に利用している借主にも一定の管理責任を果たしていただく必要があると考えます。また、放置された竹林については、木の根が隣接地に越境することで農地や民地への影響が生じており、特に道路沿いでは竹の根がアスファルトを持ち上げ、舗装を破壊するなどの被害も報告されています。さらに笹の落ち葉による側溝の詰まりや枯れた竹の倒壊による通行への危険性も懸念されています。これらの問題に対しては、管理不全としての早期把握と対応をぜひご検討いただきたいと考えています。

地域環境を守るには行政だけでなく、市民一人一人の協力が欠かせません。ほかの自治体では市民の主体的な参加を促すために様々な工夫がなされております。例えば、埼玉県志木市では志木ボランティアポイント制度を導入しており、除草や清掃などの地域活動に参加するとポイントが付与され、一定数たまると市内共通商品券と交換できる仕組みとなっております。また、兵庫県西宮市では協働のまちづくり基金を設け、市民団体が行う環境保全活動に対して助成を行い、活動の継続性を支えています。こうした制度は市民の参加意欲を高めるとともに、地域のつながりや環境への意識を育む効果も期待できます。本市においてもこれらの先進事例を参考にしながら、市民協働における環境保全の仕組みづくりを進めていくべきではないでしょうか。

環境保全活動に市民が主体的に参加できる仕組み、協働基金やボランティアポイントは検討されていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

本市の環境保全につきましては、市民のご理解とご協力が欠かせないものと認識しております。市民の環境に対する意識の高揚を図るため、市民活動団体が主催する環境啓発イベントや講演会などの環境保全活動に対し、市では事前準備や市民向けの周知などの支援を行っております。

なお、地域の団体を支援するための協働基金や、地域の活動へ参加することによりポイントが付与され、たまったポイントを商品券などに交換することのできるボランティアポイン

ト制度につきましては、先進事例等を参考に、まずは導入に必要な課題の整理などを進めていければと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 本市においても、地域の特性や市民活動の実情に即した形で、市民が主体的に環境保全に関わる制度設計が可能ではないかと考えます。協働基金やボランティアポイント制度に限らず、柔軟な発想で市民の力を引き出す仕組みづくりが今後ますます重要になるのではないのでしょうか。例えばアダプトシステムという制度があります。これは地域の住民や企業・団体が道路や公園などの公共施設を養子にするような気持ちで、清掃や緑化、美化活動を継続的に行う仕組みです。まちを自分たちの手で育てるという思いが込められています。この制度では自治体と参加団体が協定を結び、活動場所や内容、頻度などを定めて取り組みます。市民と行政が協働することで地域の環境美化はもちろん、コミュニティの活性化や公共施設への愛着も育まれるのが特徴です。まるで道路や公園が地域の家族になるような感覚と言えるでしょう。こうした仕組みも含め、市民はもとより企業や団体の主体性を引き出す制度について、ぜひ今後、検討課題として位置づけていただきたいと思います。

続いて、地域活性化に移ります。

地域活性化とは、地域経済、社会、文化を活性化させることで、そこに暮らす人々の誇りと安心感を育み、地域全体の魅力と活力を高めることを目的とするものです。具体的には、自然、歴史、特産品、人材など地域資源を生かした観光振興、地元雇用の創出、若者の定住促進など、多角的な施策が求められています。

キラークンテンツ。マーケティングの世界でよく使われる言葉で、圧倒的な影響力や購買効果を持つコンテンツのことを指します。英語のKillerには決定的な、すごいといった意味があり、そこから売上げや集客に大きく貢献する決め手となるコンテンツという意味で使われるようになりました。例えば、世界中のファンを持つ日本発キラークンテンツ、京都伏見のゲーム企業のマリオシリーズ。日本観光における富士山や京都。飲食店で言えば看板メニュー。ここら辺で言うなれば、国営ひたち海浜公園のネモフィラ畑。春になるとみはらしの丘に一面の青い花が咲き誇り、SNSで世界中に拡散されたことでインバウンド観光が急増。まさに写真1枚で世界を動かしたキラークンテンツ。その後、那珂湊おさかな市場へ。これが勝利の方程式。

このようにそれ一つで人を引きつける力を持ち、ほかのコンテンツや商品への関心を高める役割を果たします。マーケティングの現場ではキラークンテンツを使って新規顧客を獲得したり、ブランドの認知度を高めたり、最終的なコンバージョンにつなげたりすることが目的です。キラークンテンツと言われるような市の特産品は何か。また、その開発に向けた施策について伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

議員のご質問の意味合いで言いますと、那珂市特産品ブランドの認証品がそれに当たるものと考えています。木内酒造の常陸野ネストビールやひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会の干し芋など、現在認証品として24品目ございます。

また、開発に向けた施策といたしましては、いい那珂産品開発という補助制度により、事業所の新商品の開発や既存の認証品のブラッシュアップを促進しているところでございます。以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 近年、地域資源を生かした特産品の開発やブランド化が、地域経済の活性化や移住・定住促進の観点からも注目されています。那珂市においても、地域の魅力を再発見し発信する取組として、いい那珂産品開発補助事業が実施されています。この制度は、那珂市の風土やイメージに合った新商品を開発する事業者に対し最大100万円の補助金を交付するものであり、具体的には那珂市産の農畜産物を活用した加工品の開発や、地域の文化を反映した工芸品の創作、さらにはパッケージデザインやPR手法の調査、試作品の製作、専門家の指導費用、産業財産権の出願費用なども補助対象に含まれています。個性豊かな那珂市のいいものが次々と誕生しており、地域内外から注目を集めております。

今後、このいい那珂産品開発補助事業をさらに効果的に活用し、地域経済の活性化や市の魅力発信につなげていく必要があると考えています。

また、那珂市の特産品ブランドいい那珂いいものは地域の魅力をぎゅっと詰め込んだ認証制度で、地元の素材や技術を生かした商品が選ばれています。2025年度には干し芋（紅はるか）、那珂パイヤ、ネストビールをはじめとした数々の品が認証されています。

ここで、ブランド認証制度はどのような内容になっているのか、また、その効果についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

那珂市特産品ブランドについては、平成26年度から特産品の付加価値向上や競争力強化を図ることを目的として実施しています。より魅力向上が図られるよう、食味やデザイン、商品流通など専門家による審査体制に見直し、審査ばかりでなく、商品に対する改善提案のフィードバックができるよう取り組んでおります。認証品に関しては、認証品のシールを添付し販売いただくとともに、他市町村などのイベント時には、観光協会のブースなどでの代理販売やPRなどを行っています。

また、ブランド認証品の効果に関しましては、具体的に数値などは把握しておりませんが、認証品のシールが貼ってあることで手に取ってもらいやすいなどの声をいただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

ここで私は一つの視点を加えたいと思います。

それは「OMOTENASHI」の精神。「OMOTENASHI」は単なるサービスではなく、相手の立場に立ち、心からの敬意と配慮を示す日本独自の文化です。この精神は世界中の人々にとって新鮮であり、時に驚きや感動をもたらす力を持っています。那珂市の特産品もまた単なるものではなく、つくり手の思いや地域の風土、文化が込められた心の籠った贈物であると考えます。ブランド認証制度においても、この「OMOTENASHI」の視点を取り入れ、商品の背景やストーリー、つくり手の思いを丁寧に伝える工夫を加えることで、より一層の魅力発信と販路拡大につながるのではないのでしょうか。

The character of Naka City's people reflects OMOTENASHI.

那珂市の人たちはおもてなしの心を大切にしています。

「OMOTENASHI」って結局誰かのために本気になることだと思います。そういう生き方をしている人、身近にいませんか。そんな思いを全力で体現している方をご紹介させていただきます。

岩手県は奥州市のご出身。幼少期から将来の夢はメジャーリーガーと公言。周囲の大人たちをざわつかせた少年は、その言葉どおり、いやそれ以上のスケールで夢をかなえてしまいました。投げれば160キロ超、打てばスタンド直撃、走ればベース間が短くなるほどの俊足。まさに野球のフルコースとでも申しませうか。というのは翔平さん。

大谷ではなく大谷達才。

江戸時代の寛政年間、水戸藩第6代藩主徳川治保の時代。現在の那珂市額田には大谷達才という人物がいたと伝えられています。額田の引接寺には文政3年、1802年に亡くなった大谷与市郎のお墓があり、これが達才の墓とされています。この達才はちくぬきやとんちの名人として知られていました。ちくぬきとはうそつきを指す言葉、また、一説にはちくばなし、いわゆるほら吹きの名人だったとも言われています。ほら吹きとは自分の話を面白おかしく伝えようとして大げさに話す人、言ってみれば話を盛る人のこと。もっと分かりやすい方言で言えばごじゃっぺが近いかもしれません。ごじゃっぺはいいかげんでおちゃらけた様子を表す言葉。何となくですが、達才の風土を受けた額田の気質としては、後者のごじゃっぺの名人だったのではないかと私は思っています。

額田に伝わる民話、「額田のたっつあい」について改めてご紹介申し上げます。

この物語は、「ナカマロちゃん」も描かれたイラストレーターのすどうようこ氏が2008年に発行された絵本により広く知られるようになりました。こちらになります。原作は明治43年生まれの大録義行氏による「常陸のたっつあい噺」、昭和49年から昭和54年にかけて地域の高齢者の皆様から採取された民話は実に300話に上ります。また、「常陸のたっつあい噺続編」の挿絵は、大繩教育長もよくご存じかと思います、額田の●●●●先生が手がけられたことは議場の皆様にもお伝えしておきます。この続編に収録されている物語の一つに

七運汁がございます。これは明治25年生まれで当時額田東郷にお住まいだった藤井つるさんから昭和54年10月10日に採取されたものです。七運汁の特徴は名前に「ん」のつく七種の食材を用いる点にあります。「ん」は「運」に通じるとされ、特に冬至の日にこの汁を食することで運気が巡ってくると信じられてきました。冬至は1年で最も日が短く太陽の力が弱まる日であり、この日を境に再び陽が長くなることから、運気の上昇を象徴する日とされています。

なお、関西地方にも類似の風習が見られます。せり、なずな、ごぎょう、はこべら、ほとけのざ、すずな、すずしろを用いたいわゆる春の七草、これはご周知のとおり。一方冬至には冬の七草、七に種と書いて七草を食べる風習が見られます。あまりなじみがないという方もいらっしゃるかもしれませんが。なんきん、れんこん、にんじんなどいずれも「ん」の文字が二度含まれるものばかり。これは「んん」イコール「運」と捉え、「運」が重なることを願う縁起担ぎの意味が込められているとされています。この風習は明治以降に広まったものと考えられ、額田から関西へ伝わったのか、あるいはその逆さか調査余地はないと考えます。額田の達才、大谷たっつあいや七運などの伝説について、どのように活用しているかお聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

那珂市特産品ブランドの認証品の中には、七運ブレンドコーヒーという七運の伝説にちなんで作られたものがあります。那珂市特産品ブランドを紹介するホームページには、額田のたっつあいや七運などの伝説についても併せて掲載しているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 額田という土地は、かつて佐竹時代には額田佐竹氏及び額田小野崎氏の城下町として栄え、徳川時代には水戸と奥州を結ぶ街道の宿場町として、また、周辺地域における商業の中心地として重要な役割を果たしてきました。古くから水戸でうまいものを食べたければ額田に行けと言われるほど、額田は独自の文化と風土を有する、いわば異質な土地として知られておりました。当時の額田には久慈川に橋が架かっておらず、川が氾濫するたびに旅人たちは足止めを余儀なくされました。そうした状況の中で、旅人たちは互いに語り合い、土地の者とも交流を深める機会が生まれました。そのような背景の下、たっつあいの民話は旅人の口から口へと語り継がれ、やがて福島地方にまで広がっていったと伝えられています。

平成27年1月25日、地域資源の魅力を広く発信することを目的に、地域資源活用七運物語事業の一環として、「七運物語フェア」が開催されました。当日は18の団体及び民間事業者が七運にちなんだ商品を開発し、配布や販売を行い多くの来場者でにぎわいを見せたことは遠い記憶となりました。誠に残念なことに、このイベントはその後継続されることなく単

発の取組にとどまってしまいました。一方で、この七運を地域の文化的財産として捉え、継承、活用する動きが一部の地域において見られることもここでご報告申し上げます。

本年、記憶に新しい「額田大祭禮」が盛大に執り行われ、多くの地域住民や来訪者でにぎわいを見せました。この祭禮の中心である鹿嶋八幡神社では七運の祈願として、家内安全、健康祈願、交通安全、商売繁盛、学問成就の合格祈願、安産祈願、戦勝祈願の七つを定め、それぞれに対応したお守りの授与も行われております。確かに七運との結びつきにはややこじつけの印象を受ける向きもあるかもしれませんが、地域の伝統や信仰を生かした取組として一定の意義があると考えます。こうした地域資源の活用は他地区でも先進的な事例が見られます。例えば、栃木県高根沢町安住神社。航海、交通安全をつかさどる神を祭ることから、通称バイク神社として全国に知られています。バイク乗りの安全を祈願する場として親しまれ、全国のライダーがツーリングの目的地として訪れる聖地となっています。バイク専用の御朱印、お守りなどユニークな授与品も人気を博しています。

また、埼玉県東松山市の箭弓稲荷神社。この名の読みから野球の神社として広く知られ、多くのスポーツ選手、特に野球関係者が参拝に訪れています。スポーツ選手の技術向上を願う場としても親しまれており、境内にはホームベースやバット型の絵馬、グローブ型のお守りなどが並び、スポーツ関連の参拝者を引きつけています。往年の名選手、名監督も参拝されていたことがあり、地元の西武ライオンズの選手や全国の高校野球関係者も頻繁に訪れているということです。

一昨年より、那珂市瓜連中学校では、瓜連地区まちづくり委員会が開催する「ふれあい祭」において七運汁の販売が行われており、この取組に際して、瓜連中学校より額田城跡保存会へ調理協力の依頼がありました。保存会の会員の方が食生活改善推進員として活動していたことから、出前講座の形式で七運汁のレシピ指導が行われました。また、七運汁に使用された野菜については、地元農家の皆様のご協力の下、瓜連中学校の生徒たちが自ら収穫したものです。総合的な学習の時間を活用した9年生による地域貢献プロジェクトとして、「七運汁感謝祭」も開催されています。地域と学校が連携したすばらしい実践例となっております。また、那珂市学校給食でもこの時期年1回、七運汁が提供されています。今年は小学校が12月19日、中学校が12月22日となっています。

さて、地元額田に目を向けますと、近年七運汁に関する地域活動がますます活発化しております。額田地区まちづくり委員会、N A P 2030プロジェクトにおいては、年に2回開催される「ぬかんぎきまつり」と「ふれあい祭り」において、七運汁の無料配布を継続的に実施しております。多くの来場者からもご好評をいただき、年々その内容も進化を遂げております。特に、先日開催された地元の歴史を巡る「額田散策イベント」においては、完成形とも言える七運汁を提供することができました。そもそも七運汁とはみそ汁のような一般的な汁ものではなく、食べるスープとして位置づけられていた。元祖七運汁の具材は以下のとおりです。大根、ニンジン、レンコン、コンニャク、カボチャ（ナンキン）、ネギ（グリーン

オニオン)、鶏コマ(チキン)、シイタケ(ドンコ)、ゴボウ(ゴンボウ)、すいとん。これらに加え、サラダオイルでニンニクとトウガラシ(ナンバン)を炒めるアーリオ・オーリオ風の調理法を取り入れて、合計12の「ん」がつく食材が使用されております。さらに今回は昆布、かつおぶしで丁寧にだしを取ることでプラス1の「運」を加え、計13の「ん」がつく食材を使った13運汁として仕上げました。運を上昇させること間違いなし。

なお、今回13運汁については、栄養価の面からも検証いたしました。1食当たりの栄養成分はエネルギー110キロカロリー、たんぱく質4.5グラム、脂質2グラム、炭水化物36グラム、食物繊維12グラム、各種ビタミン、ミネラルも豊富に含まれています。このようにエネルギー源、たんぱく質、食物繊維ほか栄養素がバランスよく含まれており、消化にも優しいことから、スポーツ選手がパフォーマンスを最大限に発揮するために考えられたアスリート飯としても非常に適したメニューであると考えます。将来那珂市から第2の大谷さんが育ち、世界で活躍する日が来ることを夢見て、この七運汁が地域の誇りと健康を支える運を呼ぶ食事としてさらに広く親しまれていくことを願ってやみません。

少々、たっつあい並みのちくばなしにお付き合いいただきまして、本当にありがとうございました。地域の歴史や文化、名称の由来を生かした地域活性化の取組は、地域の魅力を発信し、観光振興にも大きく寄与するものです。那珂市においても額田地区に限らず、ほかの地域においてこうした文化資源を地域の誇りとして次世代へ継承していく取組は、今後ますます重要になると考えています。今あるものをどう生かすか、那珂市の持つポテンシャルはまだまだこれからです。受け継ぐ誇りを未来へ、那珂市の鼓動を伝える、次代を担う子供たちへ文化のともしびをしっかりと手渡していけるよう、来年もまた、議会、執行部職員の皆様、そして市民の皆様と力を合わせ、共に取り組んでまいりますこととお約束申し上げ、今年最後、私の一般質問を閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(木野広宣君) 以上で、通告12番、榊原一和議員の質問を終わります。

---

### ◎議案等の質疑

○議長(木野広宣君) 続いて、日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第19号、議案第68号から議案第73号及び議案第75号、議案第76号、議案第78号から議案第82号までの以上14件を一括して議題とします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

---

### ◎議案の委員会付託

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第19号の1件は、報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

議案第68号から議案第73号及び議案第75号、議案第76号、議案第78号から議案第82号までの以上13件につきましては、文書管理システムに登載しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会会期中に報告されますよう望みます。

---

### ◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲示板に掲載しますので、ご確認願います。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時40分

令和7年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第4号（12月24日）

## 令和7年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和7年12月24日(水曜日)

- 日程第 1 議案第68号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 議案第70号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例
- 議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第76号 令和7年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第78号 令和7年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第79号 令和7年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第80号 令和7年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第81号 令和7年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 発議第 3号 那珂市議会ハラスメント防止条例
- 日程第 3 発議第 4号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 発議第 5号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書について
- 日程第 5 議案第83号 那珂市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 発言の取消しの申出について
- 日程第 7 議員派遣について
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	加藤裕一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	秋山光広君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	大内正輝君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	寺門薫君
会計管理者	秋山雄一郎君	農業委員会 事務局局長	澤島克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

---

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（木野広宣君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

◎諸般の報告

- 議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場  
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに搭載した出席者名簿  
のとおりであります。  
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。  
本日の議事日程は、文書管理システムに搭載しておりますので、タブレット端末等でご参  
照ください。また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。  
本会議場内の皆様にご連絡いたします。  
会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。  
拍手等につきましてもご遠慮くださいますようお願いいたします。
- 

◎議案第68号～議案第73号及び議案第75号、議案第76号、議案  
第78号～議案第82号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

- 議長（木野広宣君） 日程第1、議案第68号から議案第73号及び議案第75号、議案第76号、  
議案第78号から議案第82号までの以上13件を一括して議題といたします。  
各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。  
初めに、総務生活常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。  
小池委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

- 総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 総務生活常任委員会より報告申し上げます。  
本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。  
まず、付託事件でございます。  
議案第71号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例外2件でございます。

次に、結果でございます。

議案第71号、議案第72号及び議案第75号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。議案第71号は、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされ、総務省消防庁が定める「火災予防条例（例）」が一部改正されたことに伴い、本条例の火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項、林野火災の予防に関する事項等の規定について改正するものです。

議案第72号は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第75号の当委員会の所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

以上報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 勲委員長、登壇願います。  
寺門 勲委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 勲君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 勲君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。  
本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告申し上げます。  
まず、付託事件でございます。

議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第6号）外2件でございます。

次に、結果でございます。

議案第75号、第80号及び第81号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。議案第75号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第80号、第81号は、特に問題なく妥当なものです。

以上ご報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。  
寺門 厚委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。  
本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。  
まず、付託事件でございます。

議案第68号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例外8件でございます。

次に、結果でございます。

議案第68号から第70号、第73号、第75号、第76号、第78号、第79号及び第82号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。議案第68号は、那珂市総合保健福祉センターに設置している地域活動支援センターについて、近年の利用状況や障害福祉サービス事業所数の増加を踏まえ、障がい者やその家族に対する支援体制の変化に対応し、廃止することとしたため、本条例の一部を改正するものです。

議案第69号は、児童福祉法等の一部を改正する法律、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。主な改正内容として、関係条例全てにおいて法律改正に伴う引用先に変更があったため改正を行うものです。また、那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加するものです。

議案第70号は、令和6年4月より、ひまわり幼稚園において3歳児保育が開始されたため、フレンドリー保育事業が一定の役割を終えたことから本事業を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第73号は、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけられたことに伴い、規則で定める傷病手当金の支給を始める日の期限である令和5年5月7日から請求の消滅時効の2年を経過したため、本条例を廃止するものです。

議案第75号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第76号、第78号及び第79号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第82号は、那珂市総合保健福祉センターの指定管理について、現在の指定期間が令和8年3月31日に満了となることから、改めて指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上報告いたします。

○議長（木野広宣君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

また、質疑の際は議案等の番号を述べてから発言されるようお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第68号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例、議案第69号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、議案第70号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例、議案第72号 那珂市税条例の一部を改正する条例、議案第73号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例、議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第6号）、議案第76号 令和7年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第78号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、議案第79号 令和7年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第80号 令和7年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第81号 令和7年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について、以上13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第73号及び議案第75号、議案第76号、議案第78号から議案第82号までの以上13件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第2、発議第3号 那珂市議会ハラスメント防止条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、大和田和男委員長、登壇願います。

大和田委員長。

〔議会運営委員会委員長 大和田和男君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（大和田和男君） 発議第3号 那珂市議会ハラスメント防止条例。

上記の発議を別紙のとおり提出いたします。

令和7年12月24日、議会運営委員会委員長、大和田和男。

提案理由でございますが、ハラスメントは、相手の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、社会の信用及び信頼を失わせる行為であります。那珂市議会は、市民の代表としての品位と名誉を守り、ハラスメントの根絶及び未然防止に努め、より一層市民に信頼される議会を実現することを決意し、条例を制定するものです。

なお、条文につきましては、次のページとおりでございます。  
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。  
続いて討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 起立者はご着席ください。

全員起立であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第3、発議第4号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、大和田和男委員長、登壇願います。

大和田委員長。

〔議会運営委員会委員長 大和田和男君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（大和田和男君） 発議第4号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の発議を別紙のとおり提出いたします。

令和7年12月24日、議会運営委員会委員長、大和田和男。

提案理由でございます。議会広報編集委員会の活動の幅を広げること及び議会ICT推進検討会で進めていた事項を同委員会で行うため名称を変更するものです。あわせて、ICT推進検討会の項を削除するものです。

なお、改正する規則につきましては、次のページのとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。  
続いて討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（木野広宣君） 起立者はご着席ください。

全員起立であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第4、発議第5号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田悠嗣議員、登壇願います。

原田議員。

[3番 原田悠嗣君 登壇]

○3番（原田悠嗣君） 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書について、発議を提出するものです。

以下、意見書の内容となります。

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書。刑法92条には、外国国章損壊罪が定められており、その構成要件は、外国に対して侮辱を加える目的でその国（外国）の国旗そのほかの国章を損壊し、除去し、または汚損することとなっている。これは、外交への悪影響を避けるために定められているが、自国の国旗等についての条文がなかったのは、当然のこととして日の丸を自ら損壊しようとする人はいないという前提に基づくものである。しかしながら、残念なことに、侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊、汚損する事例は存在する。国旗及び国歌に関する法律が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず、他国のものも尊重するようになることが期待されてのことであるが、罰則規定についても外国国旗等と同様に定めておくべき状況である。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、あるいは表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もあるが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられない。

よって、速やかに「日本国国章損壊の罪」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書として提出したいと思います。よろしくお願

いたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

なお、質疑の回数は1人3回までといたします。

鈴木明子議員、自席でお願いいたします。

○5番（鈴木明子君） 文書の中の侮辱であるというふうに判断するのは、裁判所ということ  
で間違いございませんか。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 私自身ちょっと刑事事件に巻き込まれたことがないものと、あと、検  
察官などの専門的な知識が乏しい中ですが、いろいろと調べたところ裁判に至るまでの過  
程は様々ありまして、その中で一例をちょっとご紹介すると、刑事事件の場合、一般的には、  
現行犯の場合を除いて警察がある程度の証拠を確保し、裁判官に逮捕令状の発行を求め、裁  
判官は被疑者について罪を犯したと疑うに足る相当な理由が存在すると認めた場合、逮捕令  
状を発行します。逮捕令状を得た警察は、被疑者を逮捕して身柄を拘束することが可能とな  
ります。その後、警察の取り調べを受け、検察官が起訴、略式命令請求、不起訴処分のいず  
れかの処分を行います。その上で起訴されれば、刑事裁判となり裁判所で審議されます。で  
すので、侮辱の目的でというところを判断する段階としてはいくつかありまして、一概に全  
てを裁判官が判断するとはいえないということかと思えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 昨日の全員協議会では裁判所というふうにお話が出ていたので、そも  
そも曖昧な状況での意見書ということに対してどうなのかということもあるんですけども、  
今のお話であると、逮捕されるということの可能性があるとすることは間違いはないですか。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 最終的な判断をするのは裁判所、有罪、無罪の判決をするのは裁判所  
というところなんですけれども、逮捕される場合は、現行犯というものが一つあるかと思  
いますが、あとは、警察がある程度の証拠を確保し、裁判官に逮捕令状の発行を求め、そして、  
裁判官がそれを受けて、罪を犯したと疑うに足る相当な理由が存在すると認めた場合、逮捕  
令状が発行されて、そこで初めて逮捕という形になります。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、逮捕拘留されるという可能性があるということだと思  
うんですけども、昨日の全員協議会において、刑法に追加するだけのものというふうにおっしやっ  
ていたんですけども、逮捕拘留されるということで、職場での解雇だったりとか懲戒処分、  
そして学校での退学、社会的信用の失墜、家族への影響やネットでの誹謗中傷などといった  
ことが考えられます。市民にそういったおそれがかかる可能性があることについて、どのよ

うにお考えですか。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 逮捕拘留は、まだ厳密には有罪判決が出てないという段階ですので、それによって職場での解雇、懲戒処分等が行われるかどうかというのは、あと学校の退学、これも、その職場によるもの、あと学校によるものというところがあります。

今言われた質問の前に、通告いただいていた質問文で、多分聞きたい意図というのがあるかなと思ひまして、そこを酌み取ってお答えしますと、有罪判決が出た場合、有罪判決、最終的に。

[発言する者あり]

○3番（原田悠嗣君） じゃあ、有罪判決が出ず、逮捕拘留された場合であれば、有罪とは決まっていないので、そういうふうには、前科もつきませんので、社会的信用の失墜ということもないのかなと思ひます。また、逮捕拘留によってネットでの誹謗中傷等が考えられるんじゃないかとありますが、それに関しては、そういうことはあつてはいけないことかなというふうに思ひます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 以上で通告による質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よつて、発議第5号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。続いて討論を行います。

なお、発言の前に反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。また、討論の発言に際しましては、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

討論の順序については、会議規則第53条の規定により議長より指名いたします。

討論の通告がありましたので、初めに鈴木明子議員に発言を許します。

鈴木議員、自席でお願いいたします。

○5番（鈴木明子君） 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書について、私は明確に反対いたします。その理由は、民主主義社会において最も重視すべき表現の自由及び思想信条の自由に対する過剰な制約となるおそれがあるからです。刑法には、外国の国旗や国章を損壊した場合に処罰する外国国章損壊罪が規定されていますが、日本の国旗はその対象とされていません。これは、同罪の保護法益が良好な外交にあるためであり、国際紛争を避けるという目的があります。そのため、自国の国旗についてはその理屈が成り立ちません。

もつとも、私もそうですけれども、日本の国旗を大切に思う方にとって、それを棄損する

行為が不快であるという感情は私も理解できます。しかし、国旗は国家の象徴であると同時に、それに対する批判的な態度も国民の自由な意思の表れとして尊重されるべきものです。国を愛する心は法律や刑罰によって強制されるものではなく、国民一人一人の内面から自然に生まれるものでなければなりません。さらに、損壊と見なされる行為の範囲は非常に主観的であり、運用の仕方によっては、特定の政治的立場や抗議活動を抑圧する道具となるおそれがあります。表現行為の一形態を刑事罰の対象とすることは、健全な民主主義の根幹を揺るがす危険をはらんでおります。また、自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられないとの記載がありますが、国民、そして市民一人一人を尊重し大切にできない国家こそ、価値観や文化が違う諸外国と円滑な外交関係を構築することはできないと私は考えます。

昨日もある議員がおっしゃっていましたが、こうでなければ日本人ではないというような考え方は、多様性を否定し、差別や排外主義につながる危険性をはらんでいます。曖昧な基準を押し付けて、個人を苦しめる同調圧力の源泉ともなり得てしまいます。また、質疑の中でも申し上げたとおり、仮にこの罪が適用され逮捕拘留などが行われた場合に、職場での解雇、学校での退学、社会的信用の失墜など、一人の市民の人生を容易に破壊してしまう可能性がございます。このような深刻な人権侵害の懸念を伴う制度の制定を推進することは、私は断固として反対いたします。

よって、「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書について、反対いたします。

○議長（木野広宣君） 続いて、原田悠嗣議員に発言を許します。

原田議員、自席でお願いいたします。

○3番（原田悠嗣君） 議席番号3番、原田悠嗣です。「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書に賛成の立場から討論させていただきます。

まず、国と地方の関係が対等であることは言うまでもなく、地方自治法第99条には、普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができる」と明記されています。「日本国国章損壊の罪」の早期制定を国に求めることは、もちろん本市の公益にも関係することです。

皆さんにちょっと想像していただきたいのですが、もしも国家の象徴である国旗が日本を侮辱する目的で損壊、除去、汚損等されるということが那珂市で起きたら、どうでしょう。心が痛む市民の方もいるでしょうし、市民が郷土に誇りを持つことや子供たちの郷土愛を育む上でも悪影響を及ぼします。侮辱の目的で国旗や国章を損壊するといったことが今後那珂市で起きないように、抑止力として「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求めることは、那珂市の公益ともなることです。したがって、本意見書を提出することは、地方自治法第99条に基づき適切であると考えます。

さて、日の丸が歴史に登場するのは、今から約1300年前の奈良時代の日章が起源と言われています。そこから鎌倉時代の元寇や豊臣秀吉が掲げるなど、長い歴史の様々な場面に登

場してきました。江戸時代には、日本の貿易船の目印として用いられ、対外的にも認知されるようになりました。そして、明治3年に政府が日の丸を日本の国旗と正式に定め、日本を象徴する旗として広く認識されるようになりました。現在、国旗及び国歌に関する法律で法的に日本の国旗として位置づけられている日章旗は、長い歴史の中で国民に定着し、愛着を感じている方も少なくありません。日章旗は、日本をつくってきた先人たちと私たち今を生きる日本人、そして、これから生まれてくる未来の日本人をつなぐ日本の象徴であり、尊重すべきものです。

しかし、残念なことに、最近はや々な場面で国旗にバツをつけて掲げるなど、日本国の国旗を損壊、汚損する行為が見受けられます。私自身は、動画のみならず目の前でもそういった行動を目撃しており、大変心が痛みました。現在刑法第92条には、外国国章損壊罪が定められており、外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処するとなっております。外国国章の損壊を罰する法律は存在します。しかし、日本国旗や日本国章に関する同様の法律は制定されていないため、日本を侮辱する目的での国旗の損壊行為等に対して処罰できないという現状にあります。外国国章損壊罪に沿った内容の日本国国章損壊の罪についての条文を刑法に加え、早期の刑法改正を求めることが本意見書の趣旨であります。

また、世界に目を向けますと、ドイツ、フランス、イタリア、中国、韓国など、主要国の多くに自国の国旗の損壊を罰する法制度があります。日本のように、外国国章損壊罪のみを制定し、自国の国章の損壊を罰する法律がないというのは、極めてまれであります。国家国民の象徴である自国の国旗を大切にし、国旗や国章が侮辱されたら処罰するというのは、多くの国では至極当たり前のことです。日本国旗の損壊等について、器物損壊罪で対処すればいいといった意見もあるかと思えます。しかし、器物損壊罪は、他人のものを損壊することを処罰するものであり、日本国に侮辱を与える目的で国旗や国章を損壊することを処罰する日本国国章損壊罪とは全くの別物で、保護法益も異なります。ですので、外国国章損壊罪と同様、器物損壊罪とは別に日本国国章損壊罪を制定する必要があります。また、この保護法益に関しては、外国国章損壊罪と同じ保護法益としない解釈で制定するという方法でよいかなと思っております。

また、よく言われる日本国国章損壊罪は表現の自由を妨げるといった意見もあるかもしれませんが、しかし、表現の自由は無制限に許されているわけではありません。日本国憲法第12条には、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うとあり、国民は自由を濫用してはならないこと、国民は公共の福祉のために自由を利用する責任があることが明記されています。日本を侮辱する目的で我が国の国旗や国章を損壊、除去、汚損することは表現の自由の濫用であり、公共の福祉のためになっていないことは明白だと私は思います。表現の自由を振りかざして、何で

もやっつていいということではないというわけです。国旗や国章は国家の象徴として大切に扱われているものであり、国民の間に定着することを通じ、国民のアイデンティティとして重要な役割を果たしているものです。誇り高く美しい日本を未来の子供たちに残すため、日の丸の旗の下、これからの過酷な時代を日本国民が団結して乗り越えていくことを願ひまして、私の賛成討論を終了させていただきます。

○議長（木野広宣君） 続いて、花島 進議員に発言を許します。

花島議員、自席でお願いいたします。

○12番（花島 進君） 提案に反対の立場で意見を申し上げます。

まず、提案の意見書では、侮辱を目的として国旗を損壊するということに対して刑事罰を与えるという趣旨かと思えます。それに対して、以下の理由で反対します。まず第一に、侮辱を目的としてといいます、何を以て侮辱になるかは解釈の幅が非常に大きいです。私が考えるには、いずれかの国の国章などを棄損する行為というのは、主に侮辱というよりは抗議する場合あるいは批判する場合が多いのではないのでしょうか。日本国について言えば、日本の国あるいは政府あるいは国の行政に対して批判あるいは抗議する場合でも、侮辱とされかねません。という意味で、まず侮辱を目的としてということに対して、幅があり過ぎて賛成できません。

次に、国旗を損なうことは不愉快であることは私もそうです。しかし、それを刑事罰とすることは、また別問題です。不愉快であっても、その人の考えであるということを受け止めるを得ません。私たちが不愉快であることをいちいち取り上げて刑事罰にしてしまえば、個人の考えとか尊厳が失われます。

3番目、鈴木議員も申しましたが、思想信条の自由、表現の自由が誰でも認められるべきであって、国旗といえども他人のものを損壊するのではない限り、刑法で禁じる道理はありません。蛇足を述べれば、例えば儀式的妨害とか人のものを破損するということは、威力業務妨害とかその他の器物破損とかで罰せられることができることは原田議員もご存じだと思います。さらに、もう一つ述べれば、敬意を人に強要するというのは、法にすべきことではないと私は考えています。ということで、最初に述べましたように提案に反対いたします。

○議長（木野広宣君） 続いて、小宅清史議員に発言を許します。

小宅議員、自席でお願いいたします。

○9番（小宅清史君） 発議第5号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書につきまして、賛成の立場から討論を行います。

私たちが掲げるあの日の丸は、単なる布切れや図柄ではありません。それは、我が国の歴史、文化伝統、そして先人たちが築いてきた歩みを象徴する存在であり、同時に国民統合の象徴でもあります。だからこそ、私たちは、オリンピックで高々と掲げられる日の丸を見て、国歌を聞いて、選手の頑張りとともに涙するわけです。しかしながら、現在、日本では、日本国国旗である日の丸を故意に損壊する行為そのものを直接処罰する明確な規定が存在して

おりません。故意に損壊するというのは、公衆の面前で明らかな悪意を持って火を放つ、見るに堪えない落書きで蔑む、足で踏みにじるといった、日本国を、日本人を侮辱する目的を持って行う行為をいいます。個人が自分の範疇で国旗を処分することとはわけが違います。

しかし、一方で、刑法92条では、外国国旗を損壊した場合には処罰の対象となる規定が設けられております。このことは、国際礼讓の観点からも理解できるものではありませんが、反面、自国の国旗よりも外国国旗のほうが強く法的に保護されているという著しく不均衡な状態を生じさせていると言わざるを得ません。このような法制度の不整合は国民にとっても分かりにくく、また国家としての尊厳の在り方について根本的な疑問を抱かせるものであります。

さらに申し上げます、日本国国旗損壊罪の創設は、既に自民党と日本維新の会による連立合意文書にも明記されており、国政の場においても制度整備の必要性が共有されている課題であります。にもかかわらず、いまだ法制化に至っていない現状は立法府として早急に是正されるべきものであり、早急な法整備を促すための今回の意見書であると私は理解しております。

諸外国に目を向けますと、多くの民主主義国家において、国旗を故意に損壊する行為は犯罪として規定され、国家の象徴を守るための法制度が整えられております。これは、決して言論や思想を抑圧するためのものではなく、国家として最低限守るべき秩序と尊厳を維持するためのものであり、国際的にも一般的な法的措置であります。日本国国旗損壊罪の制定は表現の自由を否定するものではありません。民主主義社会において自由な意思表示が重要であることは、私たちは十分に理解しております。しかしながら、国民統合である国旗を公然と損壊し、踏みにじり、侮辱する行為までを表現の自由というお題目で無制限に許容することが、果たして健全な民主主義社会の姿といえるのでしょうか。自由には必ず責任が伴います。国の象徴を守ることと表現の自由を尊重することは、本来両立し得るものであり、その均衡を法制度として明確に示すことこそが国会に求められている役割であります。そして、我が那珂市は、地域の歴史と文化を大切にし、郷土への誇りを次世代へ継承していく責任を担う自治体であります。地方議会として、国の象徴を尊重する明確な意志を国に示すことは、極めて意義深いことであると考えます。

なお、同様の意見書が宮城県の仙台市議会、佐賀県の鳥栖市議会でも12月の定例会において、自民党会派、維新会派、参政党会派の賛成多数により可決されております。その他の地方議会でも同様の意見書が可決されており、今まさに地方からその機運を盛り上げる状況に至っております。

以上の理由から、発議第5号「日本国国章損壊の罪」の早期制定を国に求める意見書に私は賛成いたします。議員各位におかれましては、オレンジ色の色眼鏡を一度外していただいて、自らの信念に従い、目の前の日の丸を再度見つめていただいてご判断くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 以上で通告による討論を終結いたします。

これより、発議第5号を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 起立者はご着席ください。

起立少数であります。

よって、発議第5号は否決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第5、議案第83号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第83号をお開き願います。

議案第83号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

令和7年8月の人事院勧告及び国の取扱いに倣うとともに、県内市町村との均衡を図るため特別職の賞与について本条例の一部を改正するものです。改正概要としては、特別職の賞与支給月数を0.1月増するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、発議第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎発言の取消しの申出について

○議長（木野広宣君） 日程第6、発言の取消しの申出についてを議題といたします。

本件については、12月9日の本会議における一般質問での発言について、寺門 厚議員より、発言の一部の取消しを求める発言取消し申出書が提出されました。那珂市議会会議規則第65条には、発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる」と規定されていることから、議会にお諮りするものであります。

それでは、お諮りいたします。12月9日の本会議における寺門 厚議員の一般質問の発言について、提出された発言取消し申出書に記載されているとおり、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、寺門 厚議員からの発言取消しの申出は許可することに決定いたしました。

本定例会で議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするものについては、那珂市議会会議規則第43条の規定により、議長に一任いただきたいと思います。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（木野広宣君） 日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第167条第1項の規定により、文書管理システムに搭載したとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、文書管理システムに搭載したとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定いたしました。

---

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（木野広宣君） 日程第8、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに搭載した申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますので、許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和7年第4回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。また、各常任委員会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。重ねて感謝申し上げます。本定例会を通じて議員の皆様から賜りましたご意見やご提案につきましては、執行部といたしましても真摯に受け止め、より一層丁寧な説明に努めるとともに、引き続き効果的、効率的な市政運営に取り組んでまいります。

さて、早いもので本年も残すところあと1週間となりました。本年を振り返りますと、1月には市制施行20周年記念式典を挙行し、これまでの市政の歩みを振り返るとともに、新たな名誉市民として白土松吉氏を顕彰いたしました。国際交流におきましては、国際親善姉妹都市である米国テネシー州オークリッジ市との交流35周年を記念し、関係者をお招きして式典を開催したほか、一昨年に友好交流協定を締結しました台湾台南市を、木野市議会議長をはじめとする議員の皆様と訪ね、様々な分野でのさらなる交流を目指すなど、両市のつながりが一段と進展いたしました。11月には、茨城県植物園が日本初の泊まれる植物園、ザポタニカルリゾート林音としてリニューアルされ、本市の観光や産業分野、交流人口の拡大に

向けて大変心強い出来事となりました。

本市には、活力あふれるまちとして飛躍できる多くの可能性が秘められております。これからは様々な可能性を生かしながら、市民一人一人が住みよさを実感し、未来へ希望を持てるまちとして発展できるよう各種施策を積極的に展開しながら市政運営に邁進してまいり所存でございます。議員の皆様におかれましては、引き続きご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

結びに、皆様が輝かしい新年を迎えられますよう心からお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶いたします。一年間ありがとうございました。よいお年をお迎えください。

○議長（木野広宣君） これにて令和7年第4回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 木 野 広 宣

那珂市議会副議長 富 山 豪

那珂市議会議員 寺 門 勲

那珂市議会議員 小 池 正 夫